

平成20年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成20年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成20年3月7日(金曜) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成20年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第1号から議案第40号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 平成19年請願第11号 後期高齢者医療制度の中止及び抜本的見直しに関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅 家幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
湯田タマイ	会計室長	穴戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	大竹政義	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	森秀一	農林課長
渡部文政	農業委員会 事務局長	長沼芳樹	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成20年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○渡部康吉議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、渡部忠雄君、20番、児山寿明君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より3月17日までの11日間とし、明8日から10日、及び15日、16日を休会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月17日までの11日間とし、明8日から10日、及び15日、16日を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成19年第4回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る12月27日開催された平成19年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会、同じく2月29日に開催された平成20年第1回定例会及び12月26日に開催された平成19年第4回西部環境衛生組合臨時議会、同じく2月22日に開催された平成20年第1回定例会並びに12月22日に開催された平成19年第2回田島下郷町衛生組合議会臨時会、同じく2月25日に開催された平成20年第1回定例会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付の文書によってご了承願います。

次に、平成19年11月に実施されました定期監査の結果報告書並びに平成20年2月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成19年度第4回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。



◎平成20年度町政施政方針説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、平成20年度町政施政方針説明に入ります。町長の登壇を許します。

町長。

○湯田芳博町長 本日ここに平成20年第1回南会津町議会定例会が開会され、町の行財政運営のかなめとなります多くの議案をご審議いただくに当たり、平成20年度の町政運営に対する所信を申し述べ、町議会を初め町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年度は、合併後初の町議会議員選挙が執行され、22名の新たな南会津町議会体制が整い、実質的な南会津町のスタートとなった年でありました。この1年にいただきました議員並びに町民の皆様方からの多くのご提案とご協力に改めて感謝を申し上げます。

また、去年は、我が国では20年ぶり29番目となる単独の国立公園として尾瀬国立公園が誕生し、本町の田代山、帝釈山周辺地域が編入されましたことは、町の大きな喜びと誇りであります。我が国の貴重な自然遺産として後世まで引き継ぐとともに、観光資源としての活用を初め貴重な環境学習の場としても広く全国に発信してまいりたいと思います。

しかし、一方では、我が南会津町は地方経済の景気低迷による雇用不安に加え、原油価格高騰によるガソリンや生活用品の物価上昇、さらには県立南会津病院の医師不足問題など、私たちの生活を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれております。

私は、このような逆境にあつてこそ地方自治体の真の力が試されるときであり、これを大きなチャンスととらえながら、南会津町のトップリーダーとして町と町民の利益を守ることに最善を尽くしていく覚悟でございますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、南会津町が誕生し2年が経過しようとしておりますが、この間、各種団体・機関の合併・統合も順調に進展し、町全体の融合とともに町民が主体的にかかわる行政運営体制も整ってまいりました。

私は、合併後、これまでの2年間をそれぞれ「統合」、「存在感」というテーマを掲げ、新町の一体感の醸成や融和に力を注ぎ、4地域の均衡ある発展を目指した施策の展開を図ってまいりました。それぞれの地域が歩んできた歴史を大切にしながらも、4つの個性が融合し、新たな存在感を示しながら躍動をし始めております。

その結果、さまざまな地域や分野で活躍される方々が互いの立場や考え方の違いを認め合い、そして、互いの存在に感謝し表現し合うことで、町内のあちらこちらに高い可能性の芽が生ま

れてまいりました。このことは、「地域活性化発展支援事業」や「集落維持発展支援事業」への町民の積極的な取り組みが、団体や集落に新たな存在感を誕生させ、地域が一体となった地域力の発現や体制づくりによって証明されています。

そこで、新年度は、こうした方向性をしっかりと継承しながら、町民の方々の存在感の高まりが共鳴し合い、さらに多くの可能性が生まれる「響き合い」の年にしていきたい、このように考えております。

今、国会では、まさに道路特定財源の暫定税率をめぐる問題が決着を迎えようとしておりますが、都市と地方の経済格差が広がり、大都市への一極集中が強まる中で、私たち地方自治体は、地方交付税や道路特定財源の確保を訴えながらも、地方としての役割をどのように果たしていくべきかを国や都市に提案していかなければなりません。すなわち、地方と都市が抱える課題に取り組みながら、この「響き合い」を力に南会津発の自立型経済を起こしていくことが、今、最も重要な課題である、このように考えております。

南会津町の豊かな自然と人情が都会の子供たちの健全な心と体をはぐくみ、さらには、体に優しい健康食材を提供する産地となり、森林や温泉を活用した健康やいやしを提供する保養地となるなど、本町の持てる魅力を余すことなく発揮し、その役割を十分に果たしてまいりたいと思います。

このため、引き続き町職員の意識改革に取り組むとともに、行政改革集中プランや財政健全化中期計画に沿った行財政改革に取り組みながら、町民の皆様から理解、信頼されるまちづくりを目指してまいります。そして、本町のさらなる進展が図られるよう互いの存在に感謝をし、響き合う「ありがたいの広がる新しいまち」の具現化に向け最大の努力をしてまいります。

次に、平成20年度の予算案について申し上げます。

本町の平成20年度予算編成に当たっては、「課題を前提とした予算編成」を基本に、徹底した経常経費の見直しとアウトソーシングの推進に努めながらも、継続的に取り組まなければならない生活関連資本の整備に取り組むとともに、医療費の削減を初め、子育て支援、就労の場の確保と所得向上、頑張る人や地域の応援、総合支援センターの発足とやまなみ博覧会の開催、人材育成、アウトソーシングの推進の7つの重点施策を掲げ、関連する事業の重点選別に努めた予算配分といたしました。

以下につきましては、本年度一般会計予算編成の概要についてご説明を申し上げます

まず、一般会計当初予算額は、前年度比4.7%減の119億5,800万円となりました。

歳入面では、歳入予算総額の5割を占める地方交付税では、新たな地方再生対策費が創設さ

れ2億5,200万円が交付されることとなり、普通交付税と特別交付税を合わせ、前年度比3.2%増の64億3,000万円と算定いたしました。また、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた交付見込み額は64億400万円で、前年度比で3.9%の増となり、交付額のうち合併による追加交付額は13億4,300万円と見込んでおります。

その他の歳入では、町税で法人関係税の伸びが見込めないことにより前年度比1.2%減の16億4,800万円、国庫支出金では館岩統合小学校建設にかかる公立学校施設整備費負担金及び町道整備事業にかかる地方道整備臨時交付金等の減により25.2%減の5億3,000万円、繰入金は、財政調整基金取り崩しを行わなかったことにより45.8%減の1億4,800万円、町債は、財政健全化計画に基づき発行額を抑制し16.0%減の15億7,000万円となりました。

一方、歳出では、医療の削減に関する施策など7項目の重点施策に4億7,700万円を配分したほか、館岩統合小学校建設、防災行政無線の整備、スキー場、温泉施設等の観光施設の整備等の継続事業のほか、本庁、支所間の情報通信網の整備、商工会合併に向けた支援、高利の地方債の繰り上げ償還による利子軽減策など、本町の抱える課題に対し部局横断的な連携を図りながら、選択と集中によるメリ張りのある予算編成といたしました。

各種基金は、公共施設整備等基金やふれあい福祉基金、スキー場整備基金等の特定目的金の取り崩しを行ったものの、地域づくり振興基金を2億円積み立てすることにより、基金総額では5,900万円の増となりました。また、地方債現在高は新規発行を極力抑制し、前年度比3.2%、5億4,900万円減の164億4,600万円となりました。

このほか、特別会計においては、平成20年度より後期高齢者医療特別会計を新設したものの、8つの特別会計を合わせた総額は、各会計繰り入れ、繰出額を除く純計額で168億5,100万円、前年度比8.4%の減となりました。

今ほど、平成20年度へ向けた町政運営の基本姿勢と予算編成の概要を申し述べましたが、基本姿勢に沿った施策を着実に推進し、町の将来像である「ありがたいの広がる新しいまち、次世代へ誇れるまちづくり」を目指しながら、これまではぐくまれてきた地域の力が響き合う自立型のまちづくりの実現に向けた重要施策の説明をさせていただきます。

平成20年度の主要施策に関しましては、「第1次南会津町総合振興計画」に掲げました町の5つの基本施策ごとに、主要な施策の概要をご説明申し上げます。

初めに、産業の振興と地域間交流の促進に関する施策について申し述べます。

近年、経済のグローバル化や都市との経済格差、公共事業の縮減など、地方経済全体が疲弊し、活力が失われており、本町においても機械、縫製工場の撤退や建築土木業者の倒産が続い

てしまいました。多くの町民の方々が職を失ったことはまことに残念なことであり、町としましても緊急の対策会議を招集し、工場跡地の再活用や従業員の再就職等に対応してまいりましたが、今後も引き続き雇用対策を重点課題に継続して取り組んでまいります。

分野別では、まず、商工業においては、昨年12月に町内4商工会の合併基本協定書が締結され、1年後の新商工会の設立へ向けて大きな一歩が踏み出されました。中心市街地の空洞化や商工業者の倒産が大きな地域課題となる中で、新たな商工会が果たす役割は大変重要であり、町民の期待も大きいことから、合併へ向けた財政支援を行ってまいります。

また、企業撤退、事業規模の縮小により増加している空き工場につきましては、これまで同様、未利用資産の情報提供に努めるとともに、進出意向のある企業情報を取り入れながら積極的なセールスを展開し、施設の有効活用と新たな雇用の確保に向けて努力してまいります。また、地場産材をふんだんに使用した健康で安全な良質の木造住宅の普及を図るため、新たに地域循環型モデル住宅の建設を支援するほか、引き続き「地域経済活性化対策奨励制度」の普及促進に努めてまいります。

次に、観光の分野では、国では観光立国を推進し観光施策の一元化を行うため、新たに観光庁が本年10月に設置される予定であり、福島県においても観光交流局を設置するなど本格的な観光施策の推進が図られようとしております。

昨年、新たな観光戦略の核として株式会社南会津観光公社を立ち上げ、教育旅行誘致を初め一般旅行者向けの企画旅行の販売、さらには農産物の販売ルートの開拓などを展開しておりますが、新年度では旅行誘致を拡大させ、地域経済の活性化へ向けて一層の努力をしてまいります。

また、新年度は、全国の小学生を農山漁村に一定期間滞在させる「子ども農山漁村交流プロジェクト事業」が開始されることから、関係団体の連携のもと、受け入れ態勢の母体となる協議会を設立し、南会津町ならではの体験プログラムを提供しながら地域の活性化を図ってまいります。

さらに、平成21年度の開催へ向けて準備を進めております仮称南会津やまなみ博覧会につきましては、基本計画がまとまりましたので、新年度は実施に向けた組織づくりと実施計画の策定を進めてまいります。同時に、プレイベントや宣伝活動を進めながら、観光客を受け入れるための人材育成講習会や体験指導者をおさめた名人台帳を整備するなど、受け入れ態勢の準備を進めてまいります。

一方、スキー人口の減少や入場者の消費単価の下落等により不振が続くスキー場経営につき

ましては、経営主体の営業努力によりどうにか現状を維持しておりますが、核となるスキー場及び宿泊施設の今後の経営改革を進めるため、第三セクターの経営統合も含めまして具体的な検討に入ってまいりたい、このように考えております。

次に、農業の分野では、まず、環境に優しい農業を目指してまいります。食の安全性が大きな社会問題となっており、農薬等の人体への健康被害も化学物質過敏症発症者の方々の存在から明らかになってきております。農作物や加工食品に対する消費者の目はますます厳しくなるとともに、新鮮で安全な食品への関心が高まるものと思われ、健康に優しい農作物栽培が新たな農業経営戦略となりつつあります。

このため、新年度においては、遊休農地を利用したオーガニック農業を推進するほか、バイオマスを活用した優良堆肥の生産拠点づくりを進め、地力強化と生産性の向上、さらには商品のブランド化を図りながら、資源循環型農業の形成を目指してまいりたい、このように考えております。

農業生産技術面では、新たに「担い手アクションサポート事業」を導入し、担い手支援のための専門窓口を設置し、個々の担い手が抱える経営課題等について、専門指導員による経営相談や技術指導、農地の利用調整などのきめ細やかな支援を実施してまいります。さらには、戦略的産地づくり総合支援事業を初め、農業規模拡大支援事業や新規農業参入事業に継続して取り組み、収益性の高い園芸作物の生産拡大と栽培技術の向上を支援してまいります。

また、これまで実施してきました農林道整備が単に施設整備で終わることなく、継続して受益者の利活用に結びつくような投資効果を上げるため、関係集落で懇談会を開催してまいります。

次に、林業の分野では、まず、間伐材の有効活用を進めてまいります。これまで木材市況の低迷等の理由から、そのほとんどが活用されてこなかった間伐材を有効活用させるため、間伐材の搬出費用を支援しながら、主要道路わきに木材のストックヤードを設置し、木材の保管と流通を促進する「森林資源利活用推進支援事業」に取り組んでまいります。具体的には、新エネルギーとしての活用を初め、家具等の木製品開発、おがくずを利用した壁材の開発など、間伐材の持つ大きな可能性を広げてまいります。

また、本町の豊かな森林資源を生かした生産性の高い林業を確立するため、これまで同様、地域ごとの計画的な林道の整備を推進するとともに、流域育成林整備事業等による間伐や育成天然林の改良を進め、林野利用の増進を図ってまいります。

森林の多面的利用では、里山再生事業を継続するほか、森林資源や温泉を活用したいやし体

験型の「森林セラピー」を館岩地域において試行させ、森林を健康増進やレクリエーションなどの「いやしの空間」として位置づけ、本事業が町民の仕事づくりとなるように発展させてまいります。

また、担い手の育成では、町内森林組合の森林施業を支援し担い手の育成強化に努めるとともに、尾瀬国立公園での環境学習や仮称南会津やまなみ博覧会での案内人など、森林を利用した体験学習や体験旅行のインストラクター養成を行いながら、雇用対策も含めた森林活動の活性化を目指します。

一方、被害状況が深刻化する猿被害に対しましては、従来の捕獲中心の対策では思うような改善が見られないため、モデル地区を設定し電気さく等の抜本的対策を講じるとともに、農作物栽培の支援もあわせて行いながら農業生産環境の保全を図ってまいります。

定住者支援と雇用の分野では、昨年、林野庁と町が支援し、民間レベルで実施いたしました「山村力誘発モデル事業」では、環境意識や健康意識の高い人々のニーズと地域産材を使用した健康住宅づくりが結びつき、新たな定住環境が整いつつあることから、新年度は廃校の改築を行い、より快適な居住環境の整備を図ってまいります。今後も新規農業参入者を初めとする定住者のための住まいと職の確保を総合的に支援する体制づくりと定住化のための情報発信に努めてまいります。

雇用対策の面では、産業の振興の冒頭でも触れましたが、地方経済の景気低迷による雇用不安は大変深刻な状況となっているところから、既存企業の雇用拡大に向けた働きかけを行うとともに、新たな環境戦略を基軸とした各種産業間の連携による雇用の創出に取り組んでまいります。また、「地域雇用創造推進事業」へは、おもてなしの案内人育成事業、ものづくり南会津人材育成支援事業などを提案し、特に観光分野における人材育成の推進による雇用機会の創出に努めてまいります。

地域間交流事業では、昨年統合になりましたふるさと南会津会や南会津町都市交流推進協議会を中心に、本町の魅力を積極的に発信するとともに、さまざまな分野をつなぎながら実効性の高い交流事業の展開を目指してまいります。特に、二地域居住や定住の推進に向けては、総合支援センターや町内のNPOが中心となり、空き家情報の一元化や田舎暮らし希望者へ積極的な情報発信に努めてまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、全国的に活躍をされている著名人の方から本町のPRやまちづくりの支援をいただける方を「ありがとう夢大使」として委嘱し、全国各地のあらゆる機会を通して本町のPRをしていただきます。

次に、生活基盤と生活環境の整備充実に関する施策について申し述べます。

まず、道路網整備の分野では、町道永田中荒井線や町道松戸原岩窓線を初めとし、地方道路整備臨時交付金事業を活用した計画的な整備を進め、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保、冬期間の除雪環境の改善を図ってまいります。また、除雪体制につきましても計画的な除雪機械の整備を図り、その強化に努めるほか、集落内の相互支援力を生かした「地域たすけあい除雪支援事業」の推進や、総合支援センターを核とした「除雪ネットワーク事業」を浸透させ、冬期間の住民生活の安定と不安解消を図ってまいります。

昨年、合併支援道路として国道352号の中山トンネルを含む現道拡幅事業が現地調査を終えましたので、早期着工と完成へ向けた支援を行ってまいります。また、その他の主要幹線道路につきましても、町全体の一体感の向上を図るために大変重要な路線であることから、それらの整備促進について今後も引き続き関係機関と連携しながら、国・県への積極的な働きかけを行ってまいります。

都市計画の推進と市街地のにぎわい形成では、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業の会津鉄道南側の区画整理がほぼ完了するため、保留地処分や住宅建築の案内を進めながら、良好な居住環境づくりを支援してまいります。また、昨年の丹藤踏切道改良工事に引き続き、国道121号と国道289号田島バイパスをアクセスする縦軸の整備を推進してまいります。また、鎌倉崎松下線の着工へ向けた建物等の移転補償を進めるほか、区画道路築造工事、建物移転補償、配水管移設工事等を実施し、便利で魅力的な居住環境づくりを着実に進めてまいります。

さらに、まちづくり交付金事業を活用した観光交流センター等の休憩施設や道路改良を進め、通過観光客の取り込みや中心市街地への観光客の還流を進めるとともに、「きらら289」の休憩機能の強化を検討してまいります。

高度情報化社会への対応では、昨年度、光ファイバー通信基盤整備促進事業等により、本町の全域で高速通信網体系が整いましたので、今後は、光通信への接続加入を促進し、住民生活の利便性の向上、立地企業の情報化、教育環境の向上、医療・福祉面での活用を図ってまいります。

また、携帯電話の不通話地区の解消につきましては、民間事業者において調査検討中のものも含め、一日も早い不通話地区の解消事業に取り組んでまいります。

公共交通の分野では、依然として厳しい経営環境にあります会津鉄道、野岩鉄道の両鉄道会社に対し、福島県及び会津地方の全市町村による経営支援を継続して実施してまいります。特に、野岩鉄道の存続には栃木県側の支援継続が必要不可欠であることから、栃木県、日光市と

の結びつきを強化していくとともに、平成21年度からの「新経営改善5カ年計画」の策定へ向けた経営支援を実施してまいります。また、会津鉄道においては、昨年策定されました「経営改善5カ年計画」に基づき、広域観光圏での旅行客誘致を促進するなど、関係市町村と連携しながら会津全域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。

また、スクールバスや乗り合いタクシーを含む総合的な公共交通システムの構築が大きな課題となっておりますが、昨年施行されました「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づきまして、関係自治体、交通事業者、住民等による法定協議会を立ち上げ、「地域公共交通総合連携計画」を策定してまいります。

快適な居住環境の形成へ向けた取り組みでは、「あらかい健康キャンプ村」を支援するため、八総鉱山小学校跡地の管理施設改修事業を通じた健康的な滞在空間づくりを進めるとともに、周辺地区に地場産材を活用した伝統工法による地域循環型住宅の建設を促進し、健康被害のない安全で安心できる生活空間づくりを進めます。また、杉、カラマツ等の地場産材と地域の伝統技法を生かした木造の田島型モデル住宅建設を支援し、伝統技術の継承と地域経済の活性化を図るとともに、森林事業者、住宅建設事業者との地域循環型ネットワークを構築してまいります。

景観の保全対策につきましては、町内4地域ごとの「景観まちづくり町民会議」を中心に景観計画のビジョンづくりを進めるとともに、新年度は、景観法に基づく景観条例の制定を目指してまいります。特に、館岩地域の前沢集落につきましては、これまでも地域住民と一体となった保存に努めてまいりましたが、今後は自立した集落づくりを目指し、保存計画の本調査に着手し、平成22年度の国の伝統的建造物群の指定を目指してまいります。

消防・防犯・交通安全対策の充実では、まず、田島地域の防災行政無線の早期完成に努め、災害時の住民への迅速な情報伝達を初め、これまでの回覧板等の紙情報から音声情報への転換を図りながら、行政情報伝達のスピードアップと情報の共有化を推進してまいります。

災害発生時の対策では、地域防災計画の策定や防災マップ等の防災情報の提供に努めながら、危機管理体制の整備と職員の行動訓練に取り組むなど、防災意識の高揚を図ってまいります。

交通安全対策では、引き続き飲酒運転防止を初めとする交通事故防止運動を展開するとともに、お年寄りや子供たちの交通安全意識の高揚と安全教育の推進に努めてまいります。また、歩道やガードレール等の交通安全施設の計画的な整備を進め、特に冬期間の交通事故を防止するため、歩道除雪の充実や地域の除雪活動を支援するなど、除雪体制の強化を図ってまいります。

次に、環境衛生の分野では、新年度は、本町の環境衛生施策の柱となる「環境基本計画」が策定されることから、水質保全や大気保全、土壌汚染防止など、私たちの最も身近な生活環境の保全へ向けた具体的施策の実践について検討してまいりたい、このように考えております。

また、ごみの減量化と適正処理につきましては、町民の皆様のご理解とご協力により資源ごみの細分化収集の徹底が図られ、ごみの減量化やリサイクルが推進されておりますことに御礼を申し上げます。引き続き町内一斉清掃などの実施とあわせ、住民参加によるごみの減量と美化活動にご協力をお願いいたします。

上下水道の整備では、田島上水道第三次拡張事業及び栗生沢簡易水道整備事業の進捗を図りながら、給水の安定供給を図ってまいりますとともに、田島地域、南郷地域の下水道工事を継続し生活排水の浄化に努めてまいります。なお、水道料金の一本化作業につきましては、昨年1回目の改定をさせていただきましたが、今後も財政状況等を勘案しながら料金の見直しを進めてまいります。

健全で安全な食生活の実現と食文化の継承につきましては、現在、「食」に関する偽装問題や健康被害問題が頻発しており、食の安全性の確保と伝統的食文化の伝承が重要視されております。このため、食の安全性と正しい知識の普及・啓発に努めながら、健康な体づくりのための「食育推進計画」の活用を図り、食生活改善推進運動員等のボランティアと連携を図りながら、健全な食生活の実践を推進してまいります。

次に、保健・医療・福祉に関する施策について申し述べます。

健康づくりの分野では、生活習慣病やメタボリックシンドロームの増加が大きな社会問題となっておりますが、生活習慣病対策では、住民が日ごろの生活習慣の改善を図りながら、みずからの健康状態を把握し主体的に健康づくりを進められるよう、保健協力員や食生活改善推進員による保健活動、さらには、各種健康教室等を通じた栄養・運動・休養の正しい知識の普及、指導に努めてまいります。

特に、新年度からは、これまで実施してきました基本健診にかえ、メタボリックシンドロームをいち早く発見するための特定健康診査を実施し、診査結果の程度に応じた保健指導を行う新たな制度がスタートいたします。本町でも、国民健康保険加入者を対象に実施いたしますが、健診を義務化し保健指導を総合的に実施することにより、これまで以上に生活習慣病の予防が図られ長期的な医療費の減少につながるものと期待をいたしております。

医療の分野では、県立南会津病院の産婦人科医師の確保が緊急の課題となっておりますが、医師確保を初めとする診療体制の充実強化につきましては、地域と病院との連携を深め合いな

がら、本町の最重点課題の一つとして打開策について関係機関との協議を継続的に進めてまいります。また、救急医療の切り札となるドクターヘリが救命率の向上につながることを期待いたしますとともに、県立医科大学の研修医制度へ積極的な協力を行いながら、地域医療人材の確保を図ってまいります。

社会保障制度の関係では、後期高齢者医療制度がスタートいたしますが、移行に当たっての保険料の徴収方法や申請方法など利用者への適切な対応に努め、制度の普及に尽力してまいります。医療費の抑制や保険料の収納率向上等が大きな課題となっておりますが、新たな医療制度創設を契機として、高齢者の雇用や生きがいづくりなど、元気な後期高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

さらに、介護保険事業の充実では、要介護状態になるおそれのある特定高齢者と65歳以上の一般高齢者を対象として介護予防の充実を図ってまいります。

子育て支援の分野では、まず、田島地域の新たな統合保育所建設用地をびわのかげ運動公園に隣接する良好な保育環境の中に求めましたので、周辺施設の利活用を図りながら、特別保育事業を充実させるなど多様な保育ニーズに対応できる保育施設整備を目指してまいります。新年度は、平成21年度の本体工事着工へ向けて、実施設計、用地造成工事を行ってまいります。

保育サービスの充実では、館岩地域の総合支援センター内に子育て家庭の支援活動を行うためのスタッフを配置し、伊南、南郷地域も含めた新たな子育て支援サービスを実施いたします。また、既存の地域子育て支援センターにおいても相談事業や親同士の交流事業を進めながら、育児情報の提供に努めるとともに、特別保育の充実を通じた地域格差のない子育て支援を進めてまいります。

昨年度スタートいたしました県の子育て支援応援交付金事業につきましては、子育て相談や親子の交流を深める場として空き店舗を活用した「つどいの広場」を開設し、親子の集い事業や子育て支援講習会等を定期的に開催してまいります。放課後児童対策では、教育委員会の放課後子ども教室推進事業と連携を図りながら、学童保育事業の充実を図り、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを進めてまいります。

ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯と地域とのかかわりでは、高齢者世帯の解消と町外からの定住促進を図るため「いきいき同居手当」の普及に努めるとともに、事業成果の検証をしてまいります。また、「地域たすけあいモデル事業」も3年目を迎え、新たに集落の必須事項に健康づくり事業を追加し、町内22地区での実施を予定しておりますが、事業の充実を図りながら、地域の課題に応じた「助け合い」や「支え合い」の福祉ネットワークを構築し、みんな

が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会づくりを進めてまいります。

さらには、引き続き、介護予防・地域支え合い事業の充実を図りながら、高齢者や障害者世帯等の除雪支援や配食サービス等を実施し、総合支援センターでの相談事業や訪問事業とあわせながら、高齢者が安心して生活できるサービス内容の充実に努めてまいります。

次に、自然環境の保全、教育・文化に関する施策について申し述べます。

まず、冒頭でも申し上げましたが、尾瀬国立公園が新たに誕生し、本町の田代山、帝釈山周辺地域が編入されましたことは、これまで貴重な自然遺産を守りつないできた地域の皆様の努力が実を結んだものと深く感謝を申し上げます。今後は、尾瀬保護財団へ参画をし、関係する自治体や団体との連携を図りながら、21世紀の新しい国立公園にふさわしい保護や利活用のあり方を検討してまいります。環境基本計画の策定に関しましては、本町環境政策の礎となるよう、限りない無農薬への取り組みや環境教育の推進に重点を置くなど、本町の特色を出した計画づくりを行ってまいります。

また、新エネルギーの関係では、詳細ビジョン策定の結果、本町の豊かな木材資源を使った木質バイオマスエネルギーの利用可能性が高く、特にチップボイラーやペレットボイラーの有効性が認められたことから、観光施設等の公共施設を中心とした事業化について検討をしております。

伝統文化の伝承では、田島祇園祭を初めとする伝統芸能・行事につきましては、仮称南会津やまなみ博覧会への取り組みを契機に、その保存、継承活動を活性化し、本町の貴重な伝統文化が未来永劫に受け継がれるような環境づくりに努めてまいります。

また、国の天然記念物に指定されている駒止湿原は、人の手の入らない純粋な自然の形を残しており、恒久的な資源の保護が緊急の課題となっているため、「駒止湿原保存・管理整備実施計画」を策定し、その保存と自然学習との活用策を図ってまいります。

学校教育の分野では、現在、全国的にいじめや不登校、さらには学校不適応児童・生徒への対応が大きな課題となっていることから、新たに専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー2名を小・中学校各1校に配置するとともに、普通学級に在籍しながらも特別な教育支援を必要とする児童の指導に当たるための特別支援教育支援員4名を小学校に配置し、子供たちの心の問題に向き合ってまいります。

懸案となっております田島地域中学校の学校給食の実施につきましては、学校給食センター方式を採用し、その基本設計に着手してまいります。生徒の心と体の健全な発達のために栄養バランスのとれた食事を提供し、さらに、生徒には食事の正しい理解と望ましい食習慣を身

につけさせ、保護者にも食の学びとなる施設づくりを目指してまいります。

さて、統合館岩小学校がこの4月に開校の運びとなりますが、新年度の夏休み明けまでに旧校舎と体育館を解体し、新体育館の建設に着手してまいります。また、これまで、田島地域の小・中学校にのみ整備をしておりました夜間及び休日の施設機械警備について、他の3地域の小・中学校へ拡大を図り、防犯対策の強化を図ってまいります。

幼児教育の分野では、館岩幼稚園で新たに3歳児の受け入れを開始いたしますが、自我の目覚める幼年期の教育は将来の人間形成に大変重要なことと認識しており、子供の社会性を育てる教育を重点に展開してまいります。

人材の育成では、これまでに出現してきた町民の積極的なやる気の火種が町全体に広がり、互いが響き合えるような理想の環境をつくり上げるため、総合支援センターの機能を充実強化させるなど、地域活動を主導するNPO法人や地域づくり団体を積極的に支援してまいります。

生涯スポーツライフの確立では、介護予防事業等との連携により高齢者のスポーツ参加を推進し、医療費の軽減へ向けた健康な体づくりを進めてまいります。また、住民一人一人が健康で生きがいと潤いのある生活が送れるよう、体育協会や総合型地域スポーツクラブの育成、支援を図り、子供から高齢者までだれもが身近にスポーツを楽しめる環境を整備してまいります。

魅力ある生涯学習の推進では、本年度、全国生涯学習フェスティバルが福島県で開催されますが、本町も地域事業開催地として積極的に参加しながら、南会津町の生涯学習を全国に発信し、これまで生涯学習に取り組むことが少なかった人々に多くの学びを発見する機会を提供してまいりたい、このように考えております。特に、フェスティバルの記念事業として制作されます映画「ゆびさきの瞳」の制作活動には、多くの町民、ボランティアが参加されるようであり、町としても住民の熱意に負けないよう支援してまいります。

次に、地域の暮らしの総合的支援と効率的な行財政運営について申し述べます。

さて、新年度は総合支援センターが始動する年となります。行財政の簡素・効率化を目指し、地域住民や民間の方々との連携を図りながら、住民生活の満足度を向上させていくための新たなサービス供給システムが動き出します。全国でも初めての試みであり、住民の皆様に浸透するまでにはかなりの時間を要するかもしれませんが、少しでも多くの成功体験を積み重ねながら、将来の本町行政サービスの柱となるよう育ててまいります。

地域自治、地域コミュニティの推進では、これまで地元提案型の発展性の高い事業を支援する「地域活性化発展支援事業」を中心に、住民の存在感の出現を見てまいりました。新年度においては、総合支援センターを核とした住民のための、住民によるまちづくりを目指し、除

雪支援を初めとする地域助け合いのサービスを推進してまいります。

また、高齢化が進み集落の維持機能が衰退化しつつある小規模集落の元気づくりのため、町内のNPOや住民組織に働きかけを行いながら、産品開発等による集落活性化策を支援してまいります。さらに、「山の学習交流センター」と「川の学習交流センター」を整備し、地域資源を活用した住民の生産活動や子供たちの学習施設などへの活用を図り、地域のコミュニティ強化を進めてまいります。

最後に、住民ニーズに適応した行政運営と計画的な財政運営の推進について述べさせていただきます。

新年度におきましては、広い見識と高度な学識経験を持つ方に専門の分野からの確な政策提言をいただく「政策顧問」を設け、地域資源を活用した特色ある施策の展開を図ってまいります。また、これまで調査、研究を進めてまいりました行政評価システムを本格始動させ、南会津町の課題解決を最優先に考え、その手段として有効な国・県の制度や事業を選択する方法をとりながら、住民と政策課題が共有できる政策体系づくりを進めてまいります。

さらには、本年度策定しました行政改革大綱及び集中改革プランに基づきながら、地方分権の推進に対応した簡素で効率的な行政運営を推進していくほか、財政運営面では財政健全化計画、公債費負担適正化等計画に盛り込まれました計画指標を着実に遂行しながら、財政健全化へ向けて努力をしてまいります。

以上、平成20年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べましたが、新年度は、これまで培ってきた小さな成功の芽が花開き、多方面にさまざまな成果を出す「響き合い」の年となることを確信しております。

都市と地方の格差が拡大し、地方の実力が問われようとしているこの時代を南会津町発展の大きなチャンスとしてとらえ、本町の豊かな地域資源の活用を図りながら次世代へ誇れるまちづくりに向け、職員と一丸になって全力を尽くして取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、新年度におきましても、町政への一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

先ほどの説明の中で、訂正をお願いいたします。普通交付税と特別交付税の合わせた額について、64億3,000万円と申し上げましたが、64億3,100万円の誤りでありました。訂正をしておわびをいたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。5分間程度休みます。11時から再開したいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第40号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第5、報告第1号から、議案第40号までを一括上程いたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、平成20年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。どうぞよろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第181条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

まず、専決第1号 工事請負契約の一部変更についてであります。

本件は、平成19年6月21日付で東日本電信電話株式会社福島支店との間に契約をした南会津町ブロードバンド基盤整備事業設計・施工工事について、事業内容の確定に伴い変更が生じたことから、工事請負契約金額を27万9,201円を減額し1億3,044万5,799円とするものであります。

続いて、専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、本年1月2日に、南会津町上ノ原地内町道宮里線において、除雪作業中に庁用除雪車が対向車両を避けようとして町道わきの電力柱に排土板を接触させ、電力柱に損害が生じたものであります。過失割合を町100%として相手方に賠償額91万147円を支払うことで合意しましたので、専決処分したものであります。

次に、議案第3号 南会津町総合支援センター条例についてであります。本案は、地域間

の連携と情報の共有化を図りながら、町内で活動する団体の支援と連携強化を進め、町民と町との協働を推進するとともに、新たな公共サービスの担い手となる組織づくりを支援し、町業務の受委託推進や新たな住民サービスの創出に努めながら、住民生活の満足度を向上させることを目的に制定するものであります。

次に、議案第4号 南会津町後期高齢者医療に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日より後期高齢者医療制度が実施されるに当たり、関係法令及び福島県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、町が行う後期高齢者医療に関する事務、あるいは保険料等について規定するため制定するものであります。

次に、議案第5号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、印鑑登録申請の簡素化と印鑑登録の磁気化に伴う事務処理の効率化を図ることを目的として、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 公益法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、職員の派遣先となり得る団体として、民法第34条の規定により設立された法人にかわり一般社団法人または一般財団法人を規定したこと、さらには、会社法の施行による有限会社法が廃止されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の新たな設置と報酬額の一部について改正をするものであります。

主な改正内容は、1つ目として、図書館及び総合歴史民族文化財保護施設の機能を活用した新たな事業展開を図るため、図書館活用推進員及び文化財等活用調査員を新たに非常勤特別職として設置すること。2つ目として、伊南村史編さんの業務の遂行と久川城址及び資料館の活用推進を図るため、名称を町史編さん調査研究員に改めるとともに報酬月額の見直しを行うこと。3つ目としては、監査委員の報酬年額の見直しであります。代表監査委員の実働日数や今後の連結決算の導入等に伴う業務量の増加を勘案し、報酬年額を10%引き上げる見直しをするなど、所要の見直しをするものであります。なお、議会選出監査委員についても同様程度の見直しをするものであります。

次に、議案第8号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療に関する特別

会計の設置が義務づけられたため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険税、後期高齢者医療制度の創設に係る所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を5点申し上げますと、1点目として、課税額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともにその算定基準等を定めること。2点目といたしまして、課税賦課限度額の変更で、基礎課税限度額を47万円とし、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円とすること。3点目として、特定世帯に係る減額措置を定めること。4点目といたしまして、旧被扶養者に係る減免措置として2年間の緩和措置を定めること。5点目として、平成18年度及び平成19年度の課税特例規定の削除、以上が主な改正の内容であります。

次に、議案第10号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年4月1日から館岩幼稚園において3歳児保育を開始するに伴い、預かり保育に係る保育料について、町立保育所との均衡を図るため、所要の改正をするものです。

次に、議案第11号 南会津町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、館岩公民館、伊南公民館及び南郷公民館の3施設について、本条例から削除し広く町民福祉の向上を目的とする施設に位置づけするとともに、新たに総合支援センターとしての機能を持たせるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議案第11号と同様の目的を達成するため、南会津町町民会館条例を教育委員会所管から町部局に所管がえをするものであります。

次に、議案第13号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、老人保健法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、本年4月1日から福島県ひとり親医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 南会津町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町高齢者生活福祉センターの居住に対する利用料金について、他の類似する施設の利用料金との整合性を図るため改定を行うものです。

次に、議案第15号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の一部改正、障害者自立支援法、あるいは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行等に伴う福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

次に、議案第16号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を保険者が行う旨規定されたことに伴い、所要の改正をするものです。

次に、議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、舘岩地域たのせ農村公園の新設に伴い、当該施設を追加するため所要の改正をするものです。

次に、議案第18号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、本案は、福島市と飯野町の合併に伴い、飯野町が福島県後期高齢者医療広域連合から脱退すること及び保健事業に係る経費の一部を構成町村が負担することについて、所要の改正をするものであります。

次に、議案第19号 南会津地方土地開発公社定款の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、郵政公社民営化法の改正に伴い、郵政公社が解散し、株式会社ゆうちょ銀行が設立されたことにより、南会津地方土地開発公社定款の一部を改正する必要が生じたことから、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、定款の変更について当該公社の構成町村議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度に実施をした田島地域針生第一地区の地籍測量調査に係る字の区域の変更でありまして、字が入り組んでいることや混在していることなどの現況を道路や河川に沿った境界とする字界の設定など、字の区域を変更するものであります。

次に、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、南会津町小豆温泉花木の宿ほか4つの観光施設について公募いたしましたところ、株式会社INAのみから応募があり、申請内容

も適当と認め、同社を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、南会津町保養所古町温泉赤岩荘の施設について公募いたしましたところ、有限会社フレックスのみから応募があり、申請内容も適当と認め、同社を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第23号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、防災行政無線施設整備工事請負契約の一部変更でありまして、地方自治法第96条第1項第5号並びに南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、屋外拡声子局を当初計画で48局を計画いたしましたが、その後、無線の特性から、地形及び地域の立地条件を考慮し3局を追加するほか、再送信子局及び中継設備の改修工事を追加するものです。また、移動系設備においては、多重無線装置アンテナをFWA無線装置に変更するものであります。その結果、請負金額を1,502万1,300円を追加し、5億7,353万7,300円とするものであります。

以上、条例関係等の議案についてご説明を申し上げます。

次に、平成19年度補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案第24号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,680万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ128億4,270万3,000円とするものであります。

その要因は、国・県補助金の決定や、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主なものであります。

それでは、歳出から款別に概要を申し上げます。

第1款議会費は60万円の減額であります。

第2款総務費は1,932万円の減額で、主な内容は、ブロードバンド基盤整備事業の減額、選挙費関係では参議院議員通常選挙執行経費の減額のほかに事務事業の確定見込みによる補正であります。

第3款民生費は、介護保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、乳幼児医療給付費等について追加となるなど、事務事業の確定及び確定見込みによる補正でありまして、2,632万3,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、老人保健事業費の減額等で232万1,000円を減額補正するものであります。

第6款農林水産業費は1,480万8,000円の減額でありまして、農業振興費初め農林業集落排水事業特別会計繰出金等の減額のほか、事務事業の整理に伴うものであります。

第7款商工費は、観光関連施設管理費等の減額でありまして、221万3,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、雪寒機械購入費の事業の確定による減額のほか、公共下水道事業会計繰出金、土地区画整理事業費など事業の確定見込みによる減額が主なもので、合わせて3,865万3,000円を減額するものであります。

第9款消防費は、防災行政無線整備工事及び消防施設整備事業の確定見込みや消火栓関係経費繰出金等の減額のほかで、3,465万2,000円を減額補正いたしました。

第10款教育費は、小・中学校管理経費並びに舘岩統合小学校建設事業費等の確定見込み等による整理で、1,028万1,000円を減額補正するものであります。

第11款災害復旧費は、本年の事業の確定見込みにより701万7,000円を減額補正いたします。

第12款公債費は、事業の確定により2,792万6,000円の減額補正であります。

第14款予備費は、533万3,000円の減額補正であります。

次に、歳入であります。第1款町税は、町民税及び固定資産税等の各種税目の収入状況から見込んだ補正で、688万円の追加補正であります。

第2款地方譲与税は、実績見込みにより自動車重量譲与税は減額、地方道路譲与税は追加で、差し引き650万円の減額補正であります。

第3款利子割交付金は、実績見込みにより137万7,000円の減額補正であります。

第4款配当割交付金は、200万円の追加補正であります。

第6款地方消費税交付金は、交付実績見込みにより2,670万円の減額補正であります。

第8款自動車取得税交付金は、1,530万円の減額補正であります。

第10款地方交付税は、特別交付税の確定見込みにより9,000万円の減額補正であります。

第12款分担金及び負担金は、地方交付税清掃費再配分負担金の減額補正で、4,686万2,000円の減額補正で、第13款使用料及び手数料は、実績見込みにより107万5,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、主なものとして、市町村合併推進体制整備費補助金等の追加計上のほか、雪寒機械整備費補助金等の確定見込みによる補正で、1,436万円の増額補正であります。

第15款県支出金は、福祉関係初め農業費等各補助事業費の確定見込みによる補正と、選挙費

事務委託金の計上で、621万7,000円の追加補正となります。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売払収入の減で213万円の減額補正であります。

第17款寄付金は、民生費及び教育費寄付金等で83万5,000円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は、財政調整基金繰入金の追加等で9,044万7,000円の追加補正となりました。

第20款諸収入は、町債保険金収入等の計上が主なもので184万6,000円の減額補正となります。

第21款町債は、補助事業の変更及び適債事業等の確定見込み等により6,790万円を減額するものであります。なお、防災行政無線整備事業についての継続費補正は「第2表継続費補正」のとおりでありまして、統合保育所建設事業、流域公益保全林整備事業、地方道路交付金事業、農林業施設及び公共土木施設における現年補助災害復旧事業については、「第3表繰越明許費」のとおり平成20年度に繰り越しをすることとしております。また、事業費の変更等により、「第4表地方債補正」のとおり限度額等の変更を行うものであります。

次に、議案第25号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ755万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,826万6,000円とするものであります。

歳入で、国民健康保険税及び療養給付費負担金や調整交付金などの国庫支出金初め療養給付費交付金、共同事業交付金等の確定または確定見込みによる補正をし、歳出では、療養給付費等の給付費の見込みの追加補正であります。

次に、議案第26号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入で支払基金交付金、国・県支出金の確定見込みによる減額により、歳出における医療給付費に不足する財源を一般会計繰入金の追加により、予算の総額をそのままとするものであります。

次に、議案第27号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,936万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,837万2,000円とするものでありまして、介護給付費等の実績見込みによる補正であります。

歳入では、支払基金交付金及び国庫支出金の確定見込みによる追加のほか、歳出における保

除給付費に対応して一般会計繰入金及び基金繰入金で財源調整を図るものです。一方、歳出では、保険給付費等介護用品支給事業関連経費等の追加補正であります。

次に、議案第28号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ313万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,316万6,000円とするもので、事業の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入では、下水道使用料等の追加及び一般会計繰入金の減額で、歳出では、事務事業費等の確定見込みの減額であります。なお、借換債の発行により、「第2表地方債補正」のとおり限度額等の変更を行うものです。

次に、議案第29号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ791万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,430万2,000円とするもので、事業の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入で、下水道使用料の追加及び一般会計繰入金の減額で、歳出では、事務事業費の確定見込みの減額であります。なお、特定環境保全下水道整備に係る事業については、「第2表繰越明許費」のとおり平成20年度に繰り越しすることとしております。

次に、議案第30号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ868万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,424万5,000円とするもので、事業の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入で、水道使用料の減額のほか、事業費の不足する財源については基金繰入金を追加し、歳出では、事務事業費等の確定見込みの減額であります。なお、事業の変更等により「第2表地方債補正」のとおり限度額等の変更を行うものです。

次に、議案第31号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収支の収入補正が水道使用料等で589万9,000円の減額で、収益的支出では、事務事業費等の確定見込みの減額及び消費税確定申告の追加で94万3,000円の追加補正であります。

また、資本的支出については建設改良工事費等182万6,000円を減額するものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補てんする過年度分損益勘

定留保資金につきましては、第3条に示したとおり補正をいたします。

続いて、平成20年度当初予算関係について申し上げます。

まず、議案第32号 平成20年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成指針に留意しつつ、町の予算編成方針に基づき編成に当たったところであります。また、国における道路特定財源の動向には不透明な部分がありますが、制度が継続されるものとして予算を計上いたしました。なお、国の予算の状況等や町の主要な予算編成については、平成20年度町政施政方針でも述べさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

それでは、歳入より、各款別ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は16億4,801万5,000円の計上でありまして、このうち、町民税では、個人町民税及び法人町民税の伸びが見込めないことにより1,845万2,000円の減額が見込まれ、固定資産税で増額見込みとなったものの、町税全体で対前年度比1.2%の減となりました。

第2款地方譲与税は、過去の交付実績により、対前年度比2.9%減の2億2,460万円の計上となりました。

第3款利子割交付金は、38.8%減の490万円の計上となりました。

第4款配当割交付金は、84%増の460万円の計上となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、21.7%増の280万円の計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額に基づき、16.3%減の1億8,430万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績見込みから11.1%減の320万円を計上いたしました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、平成19年度実績見込み額から45.2%減の7,360万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、減収補てん分及び児童手当特例分として、15.5%減の1,565万円の計上であります。

第10款地方交付税は、対前年度当初予算との比較では3.2%増の64億3,100万円の計上となりましたが、普通交付税は平成19年度決定額との比較では1億5,917万9,000円の増額、さらに、交付税減額の補てん措置である臨時財政対策債も合わせた総額は1億3,067万9,000円になると見込まれます。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から13.6%減の310万円を計上いた

しました。

第12款分担金及び負担金は、私立保育料や地方交付税清掃費再配分金等で、45.5%減の5,380万8,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料のほか、諸証明手数料等で10.5%減の1億4,528万6,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、市町村合併推進体制整備費補助金、地方道路整備臨時交付金を初め、各事業費補助金等の減額により25.2%減となり、5億2,994万5,000円の計上であります。

第15款県支出金は、新規事業の後期高齢者医療基盤安定制度負担金、区画整理事業公共施設管理者負担金、新歳時記の郷・奥会津活性化事業補助金及び基盤整備促進事業補助金等で増額となり、1.3%増の6億6,699万7,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地建物等の貸し付け収入等で4,001万4,000円の計上であります。

第17款寄付金は存目であります。

第18款繰入金は、減債基金繰入金5,703万3,000円初め、特定目的基金からの繰り入れで最小限に抑制し、45.8%の減となり1億4,801万1,000円の計上であります。

第19款繰越金は、5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、預託金、貸付金の償還金、緑資源機構からの受託造林事業収入、健康診査受診者負担金、スキー場施設起債償還負担金等で、9.1%増の1億5,797万3,000円を計上するものであります。

第21款町債は、防災行政無線整備事業、館岩統合小学校建設事業で減となるなど、財政健全化計画に基づく町債発行額抑制などにより、16%減の15億7,020万円の計上であります。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比5.4%減の1億2,361万4,000円でありまして、議員及び職員の人件費ほか議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、庁舎通信機器更新事業、学習体験交流センター建設事業、仮称やまなみ博覧会開催準備事業経費、総合支援センター事業経費及び地域づくり基金積立金などで、0.6%の減で16億8,349万1,000円の計上であります。

第3款民生費は、8.9%増の20億2,896万8,000円の計上で、社会福祉関係補助金初め、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険及び介護保険事業特別会計繰出金及び新たな制度であります後期高齢者広域連合会負担金で、児童福祉費はすこやか子育て支援

事業費及び保育所建設費等が主なものであります。

第4款衛生費は、6.5%の減で11億5,694万1,000円の計上でありまして、保健衛生費は検診、予防接種事業費初め、老人保健事業費、環境衛生業務費、簡易水道及び上水道会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、廃棄物処理対策費、各衛生組合負担金等を計上いたしました。

第5款労働費は、勤労者支援経費等で5.2%減の40万2,000円を計上いたしました。

第6款農林水産業費は0.4%の増、8億5,678万8,000円の計上であります。

農業費は、農業委員会経費、地域バイオマス利活用推進事業費、オーガニック農業推進事業費、中山間地域等直接支払事業費のほか、各種農業振興事業関係費、農道整備及び農地防災事業に係る県営事業負担金、農林業集落排水事業特別会計繰出金、基盤整備促進事業費等であります。

林業費については、里山再生事業費、木材流通システム構築事業費、森林整備地域活動支援推進事業費及び流域育成林整備事業費等を計上いたしました。

水産業費は、漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、地域経済活性化対策奨励事業費、商工会運営費補助、国立公園保全経費、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係修繕整備費、観光関連施設管理運営費が主なもので、16.8%減、3億6,826万円の計上となりました。

第8款土木費は、15.6%の減、11億8,553万6,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、橋梁点検委託経費、除雪ネットワーク事業費などの除雪経費及び地方道路交付金事業による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、まちづくり交付金事業のほか、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による道路築造工事や物件移転補償などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅維持管理費等、地域提案型公共事業補助金の計上であります。

第9款消防費は、6.3%の減、8億3,641万7,000円の計上で、常備消防事業広域圏組合負担金、消火栓経費の特別会計繰出金で、災害対策費では、防災行政無線整備事業費等が主なものであります。

第10款教育費は、17.4%の減で12億8,465万9,000円の計上であります。

教育総務費は教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、南会津高等学校高校生確保支援事業費、スクールバス運行経費等であります。

小学校費並びに中学校費は、館岩統合小学校建設事業費のほか、学校施設設備教材の整備費

等であります。

社会教育費は、生涯学習推進事業費、御蔵入交流館管理運営費や各資料館等施設の管理運営費などがあります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費ほか、びわのかげ運動公園の管理費及び学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費で、調査測量設計委託料が主なものとして183万2,000円の計上であります。

第12款公債費は、起債の償還金で0.6%減、23億9,112万2,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、3,996万9,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、「第2表地方債」のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第33号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、国民健康保険制度改正による高齢者医療制度が見直されることに伴い、後期高齢者医療制度の導入の状況等を加味した結果、予算規模は対前年比9.6%増の23億200万円となりました。

それでは、歳出から各款別にご説明を申し上げます。

第1款総務費は6,183万7,000円でありまして、人件費、国保税、賦課徴収費のほかであります。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の診療費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比2.6%増の14億7,489万4,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、新たな制度によりまして支援金及び事務費拠出金として2億3,189万1,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として145万9,000円の計上です。

第5款老人保健拠出金は、老人医療費等の拠出金でありまして、79.7%減の5,708万1,000円の計上となりました。

第6款介護納付金は、介護保険事業納付金として1億2,971万円の計上となりました。

第7款共同事業拠出金は、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の共同事業拠出金でありまして、2億8,457万3,000円の計上であります。

第8款保健事業費は、特定健康診査事業、保健衛生普及事業、各種健診事業費等で3,033万8,000円の計上となりました。

第9款基金積立金は29万2,000円の計上で、利子収入を基金に積み立てるものであります。

第10款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で120万4,000円を計上いたしました。

第11款予備費は、2,872万1,000円の計上となりました。

次に、歳入について申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成20年度における医療費の見込みから、対前年度比7.6%増の6億943万円の計上となりました。

なお、本年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は4億6,218万9,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、老人医療費拠出金及び介護納付金等に対する国の負担金並びに財政調整交付金であります。

第3款前期高齢者交付金は、新たな制度として5億3,757万3,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金で8,214万5,000円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で1億5,516万9,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は2億2,597万6,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国保基金の利子収入として29万2,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、乳幼児医療費給付事業、出産育児一時金、財政安定化支援、人件費、事務費等に対する一般会計等からの繰入金で1億9,667万7,000円の計上となりました。

第9款繰越金は3,000万円を計上いたしまして、第10款諸収入は、保険税延滞金等及び特定健康診査事業受診者負担金で254万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第34号 平成20年度南会津町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、老人医療費の後期高齢者医療制度への移行と、今後の医療費の動向を見込みまして、平成20年度歳入歳出予算は対前年度比89.3%減の2億2,062万3,000円の予算規模となりました。

歳出から申し上げます。

第1款医療諸費は2億1,061万8,000円の計上で、老人医療給付費及び高額医療費であります。

第2款諸支出金は5,000円で、返還金等を存目計上いたしました。

次に、歳入であります。第1款支払基金交付金は1億1,275万5,000円の計上で、各保険者から拠出される基金からの医療費等の交付金であります。

第2款国庫支出金は7,190万8,000円となり、第3款県支出金は1,797万8,000円の計上でありまして、医療費に対するそれぞれの負担割合による計上であります。

第4款繰入金は、医療費等に対する町負担分を一般会計から繰り入れするもので、県負担割合と同額で1,797万8,000円の計上であります。

第5款繰越金は存目1,000円の計上で、第6款諸収入は延滞金ほかで存目3,000円を計上いたしました。

次に、議案第35号 平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、本年度より老人医療費の後期高齢者医療制度への移行に伴い、新たに特別会計を設置し予算計上したところ2億4,870万円の予算規模となりました。

歳出から申し上げますと、第1款総務費は1,319万9,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合保険料負担金で2億1,883万1,000円の計上であります。

第3款保険事業費は、特定健康診査事業経費で1,583万1,000円の計上で、第4款予備費は83万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入であります。第1款保険料は1億6,385万3,000円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計からの人件費等及び保険基盤安定繰り入れで7,241万8,000円となり、第3款諸収入は1,242万9,000円の計上で、特定健診受託料及び受診者負担金であります。

次に、議案第36号 平成20年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、サービス給付費の動向等に基づきまして年間の保険給付費を算定するとともに、介護予防事業を中心とした地域支援事業を積極的に推進することとした結果、平成20年度歳入歳出予算を対前年度比4.6%増の14億4,880万円といたしました。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で9,415万9,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして13億1,732万1,000円の計上であります。

第3款財政安定化基金拠出金は127万2,000円の計上で、第4款地域支援事業費は、介護予防等の事業費で3,425万5,000円の計上であります。

第5款基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積み立て9万円を計上いたしました。

第6款予備費は159万1,000円の計上となりました。

第7款諸支出金は、還付金等として11万2,000円の計上であります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

第1款保険料は、第1号被保険者の保険料2億51万5,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は3億2,855万5,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は4億1,164万9,000円の計上で、第5款県支出金は2億1,013万8,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として9万円を計上し、第7款繰入金は2億7,145万5,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分の一般会計繰入金並びに介護給付費準備基金からの繰入金であります。

第8款繰越金は20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金及び歳計現金預金利子等で2,619万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第37号 平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、本町全地域9つの施設に係る維持管理費及び起債償還金等で、対前年比10.3%増の2億1,430万円であります。

歳出から申し上げますと、第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費等で5,645万6,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の償還金及び繰り上げ償還金で1億5,693万6,000円の計上で、第3款予備費は90万8,000円の計上です。

次に、歳入であります。第1款分担金及び負担金は過年度事業に係る受益者分担金で22万8,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料で5,086万9,000円を計上いたしました。

第3款繰入金は、起債償還金の一般会計繰り入れで1億3,419万2,000円を計上いたしました。

第4款繰越金は1万円を計上いたしまして、第5款諸収入は存目1,000円の計上であります。

第6款町債は2,900万円の計上で、農林業集落排水事業債の繰り上げ償還に係る借りかえであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては「第2表地方債」のとおりでございます。

次に、議案第38号 平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、管渠布設事業の縮小等により、対前年比17.9%減の4億2,630万円となりました。

歳出から申し上げます。

第1款土木費は、施設設備維持管理経費管渠布設工事に係る事業費で2億3,085万5,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億9,447万8,000円であります。

第3款予備費は96万7,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で448万4,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料で8,053万8,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道整備事業及び特定環境保全下水道事業に対する補助金として8,500万円の計上で、第4款県支出金は425万円の計上で、事業に対する県の補助金であり

ます。

第5款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰り入れで、1億7,261万7,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は1万円を計上し、第7款諸収入は存目1,000円を計上いたしました。

第8款町債は、公共下水道等整備事業に対する起債7,940万円であります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては「第2表地方債」のとおりであります。

次に、議案第39号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費及び簡易水道新設改良工事に係る工事費等で、対前年度比50.5%増の6億8,780万円となりました。

歳出から申し上げます。

第1款簡易水道事業費は2億855万8,000円の計上で、人件費等事務事業経常経費のほか、栗生沢簡易水道施設整備費などが主なものであります。

第2款公債費は4億7,723万5,000円の計上で、起債の償還金及び繰り上げ償還金であります。

第3款予備費は200万7,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款使用料及び手数料は2億6,894万3,000円の計上で、水道使用料のほか各種手数料であります。

第2款国庫支出金は2,730万円の計上で、簡易水道等施設整備費補助金であります。

第3款財産収入は3万8,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は1億4,660万9,000円の計上で、起債償還金、高料金対策繰入金、消火栓関係経費等の一般会計等繰入金であります。

第5款繰越金を200万円計上いたしまして、第6款諸収入は1万円を計上いたしました。

第7款町債は、栗生沢簡易水道施設整備事業債及び借換債等で2億4,290万円を計上いたしました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては「第2表地方債」のとおりであります。

次に、議案第40号 平成20年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入、第1款水道事業収益は、水道使用料、消火栓修繕費繰入金等の営業収益と町公共工事関連繰入金、企業債償還金利子繰入金等々の営業外収益でありまして、1億8,023万5,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は1億7,776万1,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、町公共事業関連工事費等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は1億607万4,000円の計上で、第三次拡張事業費借入金、繰り上げ償還分借換債及び起債償還元金に対する一般会計からの補助金で、資本となる収入であります。

支出の第1款資本的支出は、第三次拡張事業費のほか、公共事業関連配水管布設工事費等の建設改良費及び企業債償還元金及び繰り上げ償還金等で、1億7,314万4,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,707万円は、過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては第6条のとおりであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等40件につきまして、大変長くなりましたが、ご説明を申し上げます。

どうぞご審議を賜りましてご議決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時01分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎平成19年請願第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、常任委員会に付託してあります請願の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第6、平成19年請願第11号 「後期高齢者医療制度の中止及び抜本の見直しに関する請願」を議題といたします。

文教厚生委員会に付託してありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ただいま議題となりました請願について、審査の経過と結果について報告いたします。

平成19年請願第11号 「後期高齢者医療制度の中止及び抜本の見直しに関する請願」は、平成19年12月10日、19番、大竹幸一議員の紹介により、会津若松市の会津医療生活協同組合理事長、渡部愛子氏から提出されたものであります。

その趣旨は、後期高齢者医療制度がことし4月から施行されることに伴い、75歳以上の高齢者全員から保険料を徴収し、年金を月1万5,000円以上受給している方は年金から天引きされ、介護保険料と合わせ大きな負担となること。さらに、保険料が納付困難となり滞納となった場合、資格証明書が発行されることとなり、高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼし、必要に応じた医療が受けられない事態が懸念されることから、まずは一たんこれを中止し、国民皆保険の原点に立って抜本的に医療制度を見直すよう、国に対して意見書を提出してほしいというものであります。

本委員会は、12月27日に担当課の参事より現況報告を求めるなどして、慎重に審査しました。紹介議員からの意見聴取を行い、平成18年12月定例会での「福島県後期高齢者医療広域連合の設置について」の議決と、9月定例会で議決した「後期高齢者医療制度の施行に関する意見書」との整合性を検討する必要があることから、継続審査とすることとしました。

1月25日に紹介議員の意見聴取を行い、さらに、2月4日に審査を行いました。その主な意見としては、平成18年12月定例会において、福島県後期高齢者医療広域連合の設置について議決をしており、制度の中止を求めることは議会として整合性がとれない。また、各都道府県単位で広域連合が設置され、4月の制度開始に向け準備も進んでいること。制度の中止と医療保険制度の抜本的な見直しを切り離して一部採択できないかなどの意見がありました。

本委員会としては、請願の趣旨が、制度を中止し医療制度の抜本の見直しを国に求めている

ことから、一部採択もできないものと判断し、採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決定いたしました。

以上、ご理解いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ご審議ありがとうございます。

1点だけ質問いたします。

今の話、経過とその理由を伺いますと、主におととしの12月議会でこの後期高齢者の制度のスタートといたしますか、それに議決がされていると、そして、国のほうではこの制度の開始に向けての準備がいろいろと進められているんだというようなことが大きな理由かなと思います。しかし、そういう中で、この請願にもありますようないろいろな問題点、滞納者の問題、天引きの問題や、また医療の制限の問題、これについては、どの程度こう認識が深まったといえますか、その内容の点で審議の状況を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 お答えをいたします。

まず、本委員会に請願をされた内容の中で、まず一たんこれを中止ということをしていただきました。そして、同じく並びに国民皆保険の原点に立って抜本的に医療制度を見直しと、2つ出されたわけでありまして。非常に、委員会で委員の審議に当たりまして、本当に抜本的見直しということであれば非常に委員の賛成も得られた部分があります。しかしながら、請願の審査に当たって修正をすることはできないということでございますので、先ほど申し上げたような結果になったわけでありまして。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 討論がありますので、まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、先ほど委員長に対して内容の点で質問したんですが、まだまだ、その中止あるいは見直しという表現は説明を受けましたが、もっともっと内容に突っ込んで、天引きから年金問題が現在いろいろな問題があるのに、国民から年金を差っ引くことについてはいち早く決めてしまうというような問題とか、あるいは介護保険とあわせて負担が重くなるという問題とか、そういうことについては説明がありませんでした。

さらにまた、診療が包括制というようなものが導入されるという心配があつて、そして、医療の面でも診療の面でも制限があると。そしてまた、滞納者については資格証明書が、町の説明では機械的にはやらないと言っておりますけれども、しかし、法的には今までの老人保健よりも厳しくなっていると、そういう状況についてやはり煮詰めるならば、今までよりも大きな改悪だということは言えると思いますので、私はそういう意味で、この採択をぜひしてもらいたいというこの請願は非常に情勢に合っているなというふうに思っているわけであります。

そしてまた、その後の状況を見ても、この前、12月議会で後期高齢者の広域連合についての議員の選挙がありまして、私も議員の方をお願いしましたが、私の推した方が9票入って、この議会では一番多く投票していただきました。この場でお礼を申し上げるとともに、この後期高齢者に対する心配、これが大変多いなということを私は痛感しました。

また、さらに、黙って聞いてください。さらに、中荒井にこの前行って議会報告会をやったわけですが、そのときも、この後期高齢者の問題に質問が集中しまして、半分近くはこれで時間を割いたわけでありまして、町民の方からうば捨て山ではないかと、こういう表現の言葉が聞かれたわけであります。そしてまた、さらには、2月28日には、国会においても4野党がそろって廃止を求める法案を提出したと、こういう周りの状況を考えても、私はこの請願は請願の中身をよく見ていただければ、これはこの南会津町の町民のためになるものだということを求めまして、この委員長報告に対して反対を申し上げます。

○渡部康吉議長 次に賛成者の発言を許します。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 ありませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 委員長ができないということでやりますけれども、文教厚生委員各位、問題点は自覚してはおります。しかしながら、先ほど委員長が説明したように、例えば、社会保険の扶養者であった高齢者に対して新しい保険料が取られるというふうな中身においても、

半年間は猶予して、その後半年間は9割減額する、その後2年をかけて保険料を取るというふうな形で、大分制度的にも補助されていますので、考えられております。

それから、資格証明書を出す法的根拠を与えてしまったという心配でしょうけれども、実際的にはできないような中身でございますので、しかも、4月もう間近になって、各町村準備を整えて出発するばかりだということもありまして、まずは出発をして、それから再度、もし異論等があれば抜本の見直し等の請願とか陳情を出していただいてというふうな形にすべきではないか、今すぐ中止というような請願はとて送れないということで、賛成します。

以上です。

○渡部康吉議長 次に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

平成19年請願第11号 「後期高齢者医療制度の中止及び抜本の見直しに関する請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立少数です。

よって、平成19年請願第11号は不採択とすることに決しました。

◇

◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月11日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時16分

平成20年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成20年3月11日(火曜) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 3番 高野 精一 議員
- 4番 馬場 信作 議員
- 7番 星 光久 議員
- 18番 菅家 幸弘 議員
- 10番 渡部 忠雄 議員
- 5番 山内 政 議員
- 8番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 湯田 哲 議員 | 2番 渡部 俊夫 議員 |
| 3番 高野 精一 議員 | 4番 馬場 信作 議員 |
| 5番 山内 政 議員 | 6番 渡部 優 議員 |
| 7番 星 光久 議員 | 8番 楠 正次 議員 |
| 9番 大宅 宗吉 議員 | 10番 渡部 忠雄 議員 |
| 11番 湯田 秀春 議員 | 12番 星 登志一 議員 |
| 13番 星 和男 議員 | 14番 平野 昌盛 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 渡部 東 議員 |
| 17番 芳賀沼 順一 議員 | 18番 菅家 幸弘 議員 |
| 19番 大竹 幸一 議員 | 20番 児山 寿明 議員 |
| 21番 五十嵐 司 議員 | 22番 渡部 康吉 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
横山恒廣	教育長	湯田タマイ	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
大竹政義	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 高野精一 議員

○渡部康吉議長 それでは、3番、高野精一君の登壇を許します。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 ただいまから質問をさせていただきます。

20年第1回定例議会の1番に登壇できましたこと、私にとって大変な記念になります。先月28日の全員協議会で町長は、町長になって眠れないことが日々あると、大変に苦しいこの胸のうちを話してくれたと思います。この責任ある立場にいるトップの重責だと思いますが、施政

方針の中でも建設土木業の倒産など、生活を取り巻く環境は厳しい状況にあることを言っておりましたが、空白の日々があってはならないのが行政でありますので、町民の生活の安心のため、頑張っていたきたい。

さて、私の質問は3点させていただきます。

まず1点目ですが、道路行政について伺います。

町長は、町長選挙立候補時の中で、林道中荒井栗生沢線の道路を冬期間でも通行を可能にすると公約、約束事があったかやに聞いております。この道路は山火事の防災道路としても重要であります。農業、林業または会社などへの通勤道路としても大変必要であり、不可欠な道路と私も認識しております。特に冬期間の通勤に関しましては、ガソリン等燃料の高騰などを考慮すれば、この道路を利用する方々にとっては経費と時間の削減につながりますし、また、一朝有事の際の災害活動道路、さらには日常的な緊急医療の道路としても、冬期間の通行の必要性はあると思われまふ。よって、冬期間の通行が可能であれば、まさに住民の方々は安全・安心であり、期待も大きいものがあると思われまふので、この路線に対する町長の基本的な考えをお伺いいたします。

2点目に、産廃物処理の広域化について質問いたします。

現在、家庭ごみ、産業廃棄物、いずれにいたしてもこのごみに関する問題は、排出、収集、処理、処分、どの件につきましても一個人や企業だけで解決できる問題ではありません。さらに環境に関する観点からも、大変な重要な問題であります。

そこで、今回は特にごみの収集、処理の広域化については、過日の全員協議会でも理解しがたく、多くの課題があると理解をいたしました。そこで、この広域化に伴っての収集と処理に対する取り組み方、そして経費、広域化によってどのぐらいの職員の削減と費用の削減につながるのか。また、全般的な環境問題にどれぐらい貢献できるのか。費用の負担に関しましても、個人と処理組合についてどれくらいになるのか。そして、何より住民へのサービス低下にはならないのか。町民の皆さんは今から不安と心配があるようでありまふので、産廃物の広域化に対する町長の基本的な方針、考え方をお伺いいたします。

3点目に、大変これは私もなかなか質問しづらふと思ひながら質問いたしますが、この庁内におきましての喫煙場所の設置について質問いたします。

現在、私の通院しております病院や公共施設等においては、施設内に喫煙場所や分煙室を設置し、喫煙者に対する配慮がなされております。今、ややもすると喫煙者、愛煙者は世の中の犯罪者のような立場に置かれ、大変気の毒に思われまふ。当然たばこを吸う権利はありますし、

それらに関するマナーなど義務もあることも承知しております。今、企業や自治体においても吸う人の権利を認めた上で、喫煙・分煙に対する配慮をされている状況になっております。そこで、本町としてもたばこを吸う人と吸わない人の権利と義務、健康などを考慮し、本町庁舎内に喫煙室を設置するなどの考えはあるのか、町長の考えをお伺いします。あわせて、この財政の乏しい本町にとりましても、たばこ税による税収は大きな収入源でありますので、答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、林道中荒井栗生沢線の格上げについてのおただしがございました。本路線は、平成11年度から福島県が事業主体の林道改築事業として改良舗装工事を進めてきたものであり、昨年12月に総延長5,532メートル、幅員7メートル、片側1車線の林道として全線開通をいたしました。現在、1級林道中荒井栗生沢線として農林課において管理をしているところでございます。本路線については、全線開通後わずかの期間しか経過しておりませんので、今後の利用形態や通行車両の実態など、地域の実情を検証した上で町道への格上げについて検討してまいりたい、このように考えておるところであります。

また、本路線の冬期間の通行確保につきましては、新たに除雪機械やオペレーターを確保する必要があることから、他の路線等町全体の除雪を考慮した上で、財政面も含めまして総合的に検討させていただきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、廃棄物処理の広域化に関するおただしであります。本町を含む会津方部17市町村では、ごみ処理広域化会津ブロック検討会を設置をし、一般廃棄物としてのごみの処理と生し尿や浄化槽汚泥を対象とした汚泥処理、さらには最終処分場について広域化の検討を重ねてまいりました。検討会では、広域化を進めることにより施設の集約化が図られることから、経費の縮減と廃棄物行政の効率化が期待されるとし、現実化に向けて検討を進めてきたところであります。

しかしながら、処理施設の規模や具体的な処理業務の体制等を検討する中で、広域であるがゆえの問題点も実は見えてまいりました。広大な面積の会津方部において、集約施設1カ所とした広域化計画が本当にふさわしいのか、町独自のごみの資源化や再利用計画の弊害とならないのか、片道60キロメートル以上の搬送距離となる南会津郡にとって、将来の地域づくりに及ぼす影響等などについては慎重な検討が必要である、このように考えております。

先日、議員全員協議会において広域化計画の経緯と現状を説明申し上げましたが、提示した

資料の数字につきましてはあくまでも標準的な試算であり、今後数字は変動するものであると認識をしているところであります。廃棄物行政そのものが、行政のみならず住民、事業所等の体制と密接にかかわってくることから、一概に経費のみの比較をすることは好ましくないとも思われますし、一方、ごみ処理以外の広域行政にも意を配さなければならないとも考えております。いずれにいたしましても、ごみ処理広域化につきましては今後も郡内町村とも連携した上で、関係議会との情報交換にも配慮しながらその方向性を決定してまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の庁舎の喫煙場所の設置についてのおたがしがございましたが、平成14年7月に成立した健康増進法、つまり受動喫煙防止であります。これに基づきまして本町においても小中学校、公共施設等でのたばこを吸わない人に対しての受動喫煙の防止について、敷地内禁煙あるいは建物内禁煙にし、喫煙場所の指定等で努力をしているところであります。たばこ税による税収はございますが、そのことよりもたばこの煙が十分に換気された喫煙室を設置する負担や、大人の吸うたばこのせいで子供の中耳炎や気管支ぜんそくが増加すること、妊婦の受動喫煙による未熟児や脳障害、心臓病、あるいは流産・死産が増加すること、また肺や咽頭がん、在宅酸素等の患者の増加による医療費の高騰等を考えれば、医療費軽減を進めている町の姿勢として現状でご理解をいただきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 施政方針の中にも、この林道に対する、それから農道に対する、そういう利用度のある場合に対しては、受益者の投資効果を上げることで、そういう面で考えていきたいということも施政方針の中にあつたわけですから、また言うまでもなく建設業者、そういう人たちが最盛期のときは町に対しても納税という、法人、個人に対しても税金に対する貢献は大きくあつたわけでありますので、冬期間のやはり一つは仕事ということを考えますならば、大変通行性が多いところへあつて冬を閉鎖するということでは、やはりうまくはないのではないのかなと思うし、そういう町長が前から仕事の創出ということを行っているのであれば、いち早くそれはひとつ取り組んでほしいと思っておりますので、町長の考えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員がおただしのように、通年を通していわゆる地域の経済活動が進むといえますか活性化されながらいわゆる経済効果が生まれると、これはとても大事なことであります。と同時に、冬期間における職の創出というものも、これもまた私たちが取り組む課題としては大変大きな問題であります。そのことについては共通認識をしておりますが、現在、町が置かれた財政状況を考えますと、先ほど議員からお話がありましたが、受益者がどの程度その利便性を感じているのか、このところをしっかりとやはり数値的に確認した上で、この対応をすべきだろう、こんなふうに思っておるわけです。

そんな中で、一方で実は冬期間の開設をしないほうがいい、こういう意見も一部ございます。それぞれ理由があるようではありますが、しかしそれは、これほど燃料が高騰する前の話でありましたので、その状況は変わっているかもしれませんが、いずれにしても関係する集落の意見集約を今しているところでありますので、それらの実態を見ながら今後対応していきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 この林道に関しては、栗生沢、中荒井、町長と私の集落というのは、浅からぬもう深い縁で結ばれておりますので、これはよくよく地元に戻ってみんなの意見を聞きながらひとつお願いしたいなど、こう思います。

それと、もう一つ、ごみの広域化に関する質問ですが、出す側の気持ちと受け入れるほうの最終的な処分の問題の隔たりというのは、かなり大きいものがあり過ぎてなかなか大変だと、こう思うんですが、出す側とすればその処分のほうは余り見ていないんですよね。その形はどうふうになっているんだということは、余り住民としてはそこまでは見ていない。だけれども、受け入れる側は必ずそちらを考えなくちゃいけない、これは大変わかるんです。

ただ、この当町も高齢者が進んでおまして、その高齢者の人といろいろな話をしてみますと、ごみの広域に関するということであれば、ある程度のごみに対しては住民税に賦課してもやむを得ないではないかなという高齢の人が、私のところでは二、三おりました。それでいろいろしゃべってみると、その処分場のほうの話になると、なかなかその答えはその人らも出てはこなかったんですが、ただ、一つの例を挙げますと、行政というのは小さいうちは住民の顔がよく見えるんですが、大きくなると事務的なものがウエートを広げるために、住民の顔を見ない行政が一つは進めやすくなってくるのではないかなということが一つありまして、この間、ちょっと立ち話で町長とも話をしましたが、今、これは例として挙げますと、年金問題で滞納者が大変多い。そうすると、今社会保険庁で年金を集金していますが、払えない人には差し押

さえをいたしますというのが、今の年金の形になっているんですね。そうして借りられるところであれば、どこでもいいから借りてきなさい、そういう形の中において払えない人は、じゃ最後はどうするんだということになったらば、それは死ぬしかないでしょうということの中において、自殺者だって現実的には、これは新聞発表になれば大きな問題になるものですから出ていないんですが、差し押さえをされて首をつったという話も現実的にはあるわけだから、そういう行政が大きくなるということは、ある面では住民は大変困るということがありますので、できるだけ見える行政を目指すためにもごみの広域化はしないでほしいというのが、住民の考えがあるようでございますので、大変玉虫色の答弁ではございましたが、なかなか広域化の返答も時期が迫ってくることでしょうから、ざっくばらんにひとつお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員から何度か出す側の気持ちと、こういうおただしをいただきました。私もそういう意味では、出す側の気持ちということが実は行政にとって丁寧な行政のあり方だろうと、こういう認識を持っております。そんな中で、先ほど年金の話もありましたが、それはいわゆる国の方向性をご指摘されたんだらうと思います。このごみの広域化についても、実はいわゆる国の方向性が入っております。したがって、どうしても県の指導もありますし、私どもとしては効率性を要求されたときにはこの財政状況ですから、当然効率性に向けた検討もしていかなければならない。

しかし、議員おただしのように、そのことが本当に地域住民にとって暮らしやすさあるいは負担のない生活につながるのか、このところが実は大変厳しい選択になってきています。おただしのように、大きいくりとといいますか枠組みになったときには、本当に小さな思い、一つ一つの思いが丁寧に取り上げられなくなる可能性が非常に高いです。ですから、このところは、やはり私たちもただただ効率性を無視してまでもそういう住民サービスをするということではなくて、効率性を考えながらもやはり地域の住民の方々に負担を強くない、そんな選択をしていかななくてはいけない、ここが実は眠れない要因になってくるわけでありましてけれども、基本的な姿勢としては、議員が考えているような姿勢をできる限り保って今後の協議に臨みたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 これは大変な決断をされるわけですから、なかなかこれは容易ではないなこう思います。このことに対すると、大変朝まで議論するような形になりますので、お

おむね町長の姿勢というのは出たのかなと思いました。

3番に関しては再質問としては、やはり住民から見た目が大変やはりよくないのではないかと。そうすると、職員が仕事をしていないというような状況下に見られる可能性もあるし、やはり職員が楽しく働ける職場をつくるというのも町長の施政の一つだと思うし、そういうものを加味しながらひとつ敷地内の分煙というのであれば、もう少し違う形を何かないかなという思いを持ちまして、私のこれで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、3番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 馬場信作議員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、通告しました内容に従い一般質問をいたします。

初めに、下水道事業について伺います。

私はこの事業が早く町の全世帯に普及し、そして快適な生活と環境の維持のために、あるいはその中でしっかりした財政計画を立てて健全な下水道事業の運営を期待いたしまして、そういう視点で質問をいたします。

家庭などから排出される雑排水あるいは汚水の処理は、今、町では公共下水道事業、それと農集排水事業、厳密に言えば林業集排水事業あるいは簡易排水事業も含めませんが、それと合併浄化槽の助成事業という3つの方式により進められています。既に工事が終了し、全面供用を開始した事業あるいは地域があります。あるいはまだ工事中の地域もありますが、これからこれら下水道事業がどのように進められていくのか、まず現状と今後について伺います。

1つ目は、今申し上げました3方式ごとの地域区分、つまり町の中でこの地域はこの事業で行う、あるいはここはこの事業で行うという3事業の区域指定が、もう既にはっきりと確定しているのか。あるいはまたそうでなくて、まだ指定されなくて不明な地域あるいは検討中の地域があるのか、あるいはまたその3方式以外にもほかの方式も検討されているのか、それをお伺いします。

2つ目に、公共下水道事業は田島地区と南郷地区で現在も工事中でございますが、大型事業であり完成までにはまだ期間も長く、その間に社会情勢あるいは生活環境が変化して工事費の

増額、期間の延長あるいは加入率の低下、そんなことが心配されます。そうなれば、公共下水道事業の経営の悪化も心配されます。そこで、現在整備が終わった区域、工事が終わった区域から供用を一部開始しておりますが、現在の加入率とさらに工事完成後の加入率の予測は田島地区、南郷地区でどのようになっているのかお伺いいたします。

3つ目は、処理方式の一つであります合併浄化槽助成事業の方式について伺います。

大型処理施設公共下水道事業は、これからはなかなか財政負担も大きいし、取り組むのは大変かなと思います。そこで、その指定のない区域はこれから合併浄化槽を各家庭で入れることになると思います。そこで、その現在対象区域の総世帯数は何軒あり、そして町で進めている助成事業も数年来進めておりますが、その結果、現在までにどのくらい設置されたのか、設置率を伺います。

次に、総合支援センターについて伺います。

この案件に関しましては、過去にも何回も一般質問あるいは町長の答弁の中で、いろいろな形で少しずつ概要がはっきりしてきました。そして、このたび4月1日からいよいよ3カ所に設置され、稼働することになり、住民の身近で親しまれる組織、生活に密着した住民サービスの向上によって、私は地域の課題が少しでも解消し、さらに協働と連携により構成団体が育成されることにより、地域活性化への私は期待もしております。

ただ、広域法人制度改革に伴う現在法整備の関係で、4月からのスタートは法人格ではなく庁内組織としてスタートするというところでございますが、勤務時間が夜の7時まであるいは土曜日、日曜日にも業務を行うということで、サービスの向上の期待もあります。今後の業務を進める中で、活動の形がつけられるということでございますが、運用等について伺います。

1点目、総合支援センターの設立に向けて、その前から準備として庁内にアウトソーシング検討委員会、いわゆる役場業務の中で何を外部委託できるのか、その検討委員会で、例えばそういう業務を委託した場合、法令に違反しないかどうか等々、検討して業務の洗い出しを行っているとのことでしたが、その調査結果はどうであったのか。どのような業務が委託可能であるとか、そのような業務委託項目がどんな項目が上がったのか、それを伺います。

2点目、当然その調査結果により、今度の総合支援センターの具体的業務内容も決まってくるかと思います。そこで、概要は説明を受けましたけれども、構成団体に委託する具体的業務内容と、またその予算規模、どのくらい予定しているのかお伺いします。

3つ目に、設置が予定される会館は、私は利活用を含めこれから大いに期待するものでありますが、構成団体のこれから活動拠点として開放されるということでございますが、どのよう

に開放されるのか。その結果によっては、現在もう既に文化サークル等会館を利用している団体がありますが、それらの団体の利用に支障はないのか、それをお伺いします。

4つ目、センター長、つまり総合支援センターの所長の役割は、私は極めて重要と考えますが、総合支所長との兼務であるということをございますが、これから土曜日、日曜日も業務を行う総合支援センターの長として、あるいは総合支所長の長としての兼務となった場合、勤務体制はどうなるのか、あるいは決裁権、正確に言いますと総合センター所長の専決権はどのように考えておられるのかお伺いします。

以上、よろしく答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員の質問にお答えをいたします。

初めに、下水道事業に関する1点目、各種事業の地域区分は確定しているのかと、こういうおただしがございました。町内全域における生活排水対策につきましては、平成13年度において合併前の旧4町村がそれぞれの地形的な状況や各地区の人口状況を把握し、手法については県の指導や助言をいただき、策定をいたしました福島県全域下水道化構想により、町内全域を確定しております。また、本年度より合併後の将来人口予測を行い、前述しました福島県全域下水道化構想の見直し業務を進めており、来年度末には各地区ごとに3つの事業種別を確定し、策定を終了させる予定であります。

次に、2点目の整備済み区域の加入率と完成後の予測に関するおただしでございますが、平成18年度末の整備済み加入率は、田島処理区において62.9%、南郷処理区においては73.9%であります。また、完成後の予測につきましては、町財政健全化計画との整合を図りながら、加入率を90%の目標を目指し、建設コストの縮減や水環境に関する啓発に取り組み、排水対策の重要性を再認識していただくことにより、加入率の向上に努めていく方針であります。

なお、3点目の合併処理浄化槽事業区域の対象世帯数と現在までの設置率につきましては、環境水道課長より答弁をさせます。

次に、総合支援センターに関する1点目、アウトソーシング庁内検討委員会の調査結果に関するおただしがございました。各課の課長補佐を中心に、南会津町アウトソーシング庁内検討委員会を組織し、町のアウトソーシングに関する基本的な考え方を定めた基本指針の策定を行いました。その基本指針に基づいて、アウトソーシング可能な業務の洗い出しを行い、年次別の実施計画の策定を進めておりますが、先行的に本年度から除雪支援事業の窓口を旧町村ごとに地域のNPO等に委託をし、除雪に関する窓口を一本化いたしました。

また、来年度からは新たに高清水自然公園を指定管理者制度により委託するほか、体育協会、民生委員児童委員協議会、田島地区民生委員児童委員協議会の事務局等をアウトソーシングしてまいる考えであります。今後もアウトソーシング庁内検討委員会で具体的な協議を進め、職員定数の管理と連動を図りながら、適切にアウトソーシングを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目の総合支援センターの具体的な業務内容についてでございますが、高齢者や生活弱者に対する除雪支援事業の実施や、子育てサークル、民生児童委員などと連携した各種相談事業、自然案内人などの育成による観光産業への活性化の取り組みなど、その地域にある課題を解決するため、業務は多岐にわたります。今後、共同スペースを介して町と住民との協働を推進し、各種団体などがつながり合い、組織の力をつけていくことが最も大切な業務と考えております。

また、構成団体に委託する業務の予算規模に関するおたただしであります。平成20年度におきましては総合支援センターを町が直接運営しますので、総合支援センターに委託をして構成団体等が業務を行うことはありませんが、子育て支援事業の一環として総合支援センターの中に子育てプラザを設置し、その運営を町内の子育て支援団体へ町が直接委託する方向で考えており、予算といたしましては委託料を313万9,000円計上しているところであります。

次に、3点目の町民会館の利活用についてであります。総合支援センターは現在教育委員会分室の事務局が入っている場所を事務局室として利用をし、その中に共同スペースを設置しますから、総合支援センターがそのほかの会議室等を占有するということはありませんので、今までどおり利用を申し込んでいただきたいと思います。また、火曜日が休館日となりますが、特別な理由がある場合は開館できるようにしておりますので、定期的に変更されております方々が特に不便を感じる部分はないものと考えております。

次に、4点目の総合支援センター所長の勤務体制と決裁権に関するおたただしであります。総合支援センターの業務は町の業務とかかわりも大きく、総合的に管理しながら業務を進めていかななくてはなりませんので、総合支所長と総合支援センター所長を兼務することで考えております。勤務体制につきましても、総合支所と隣接をする場所に総合支援センターが設置され、移動も可能なことから、それぞれの業務内容や行事等を見きわめながら対応できるものと考えているところであります。また、決裁権に関しては現場の判断を最優先していけるように考えており、支所長と同等の事項を専決権として与えておりますし、業務の報告に関しても重要または特異な事例のみ報告してもらうよう調整しておりますのでご理解を賜りたい、このように

思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 下水道事業に関する3点目の、合併処理浄化槽事業区域の対象世帯数と、現在までの設置率のおただしにつきましてお答えいたします。

平成18年度末の対象世帯数につきましては3,069世帯であり、設置率につきましては25%であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうすると、まず下水道事業についてでございますが、町内全域で確定している、しかしまた来年にかけて再検討、見直しということですが、その辺はなぜ見直しをしなければならない状態になったのか、どの辺の地区を見直すのかを含めてお聞きしたいです。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

なぜ見直しをするようになったのかというおただしでございますが、社会情勢の変化といえますか、市町村合併が大きな起因になってございます。合併によりまして、考え方の相違とかそういう部分があったので、そういう部分を統一するという部分が1点ございます。あと人口の減少という部分が起因となってございます。それと、もう一つ減少という部分では、市町村における予算の減少という、大きなくくりで申し上げますと3点が社会情勢の変化というふうなとらえ方で、今年から見直しの作業を進めているということでございます。

もう1点でございますが、どこを見直すという部分につきましては、南会津全区域を再度見直すという内容でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうしますと今の内容からしますと、集中処理方式、公共下水道事業、あるいは農集排の区域を人口とか減ってきたので、今度合併浄化槽の方向に、地域外といえますか指定外、その方向で考えていいですか。それともその逆に、今まで合併浄化槽の区域だったけれども、新たに公共下水道区域に組み入れるのだと、方向はどちらですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 方向性でございますが、人口減少、点在する形になれば合併浄化槽

なのかなというふうにとらえてございますが、逆に市部においてはどんどんと増加しているという部分もございます。ですからそういう部分で増加しているのであれば、公共下水道、農集排という部分のなるのかなというふうに思っていますが、総体的には人口減でございますので、合併浄化槽が主流になるのかなというふうにはとらえてございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 結論としてはその検討結果待ちなんですけど、ただ私は、いずれにしろ住民にしっかりと自分の区域がどちらであるか、公共下水道でやればそれは確かに待つしかありませんし、そうでなければいわゆる合併浄化槽を埋めるという、その辺の周知と区域指定がしっかりどうも現状ではしていない感じなんです。全域指定していますということではありますが、あちらこちら聞いてみますと、自分の区域がどうであるかまだわかっていないと。そして、もしも公共下水道事業、あるいは農集排みたいな大型処理施設が自分たちのところに来ないとなれば、合併浄化槽の助成の指定区域となっているのであれば、早くその事業を推進して、生活の向上、環境保全に私は努めるべきだと思うんですが、その辺の周知徹底は、今まで地区説明会とか住民に周知徹底、どのようにされてきたのかちょっとお聞きしたいです。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 今までの区域の説明でございますか、その分につきましては、前段町長が申しあげました下水道構想を福島県で公表しています。その分について各旧町村の中において、一定の説明はしておるというふうに理解はしてございます。ただ、周知徹底という部分については、下水道化構想において農集排で実施しますよと言っておいても、なかなか事業着手にならない部分がございます。そういう分については細かくて申しわけございませんが、合併処理浄化槽の補助対象で設置をしているというような現状もございますので、今回そのような構想がまとまりましたらば、公表を明確にするとともに、地区説明会まではできないかもしれませんが、周知の徹底を図っていききたいと、このように考えてございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 あと、見直しも私は慎重にすべきと思います。例えば、既に合併浄化槽を埋めた区域を新たに今度集中処理、いわゆる農集落とか大型集中処理した場合は、当然接続率が悪くなります、もう既に家庭、世帯で整備が済んだところは。ますます事業を行っても経営の悪化の財政負担のもとになるので、この辺は慎重に住民に迷惑がかからないような見直しを要望しておきます。

次に、現在進められている公共下水道事業についてでございますが、現在が2カ所において

62%台、あるいは73%台ですが、完成後には90%台を住民のぜひ意識の向上によって期待するというところでございますが、私はそのギャップが、今の報告では90%に今度加入率が增大するという方法でございますが、私は社会情勢はその逆じゃないかと思うんですよ。大型事業がここで長引けば長引くほど高齢者世帯がふえてきて、あるいは個人で待ち切れなくて自分で処理方式を導入したり、この辺の90%の根拠、見積もりですね、予測ですからあれでしょうけれども、一応再確認の意味でどうして90%という数字が出てくるのか、ちょっと質問いたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

90%の根拠ということでございますが、過日全員協議会等におかれましても、財政健全化計画並びに経営健全化計画というお示しを申し上げました。そのような経営の見直しをする中で、維持管理費、建設費等を含めた中においては、90%部分を超える分が経営上良好な経営というふうに解析をいたしました。そのような観点から、目指すという部分で90という数字を出させていただきました。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 予測ですから、ぜひそれになるようにまず努力、期待を申し上げます。

下水道事業も公営企業経営健全化計画というのを立てまして、これから経営の健全化を目指すわけでございますが、ただ、その中で町の財政も苦しいということで繰出金等がいろいろ見直される方向に、一般会計から下水道事業への繰出金等々、法定分あるいは法定外といいますか、見直されるようなんですが、いわゆるそういう地方債、起債、債務を抑えますと、事業全体に私は影響するんじゃないか、つまり延期を含めて。

さきの答弁によりますと、田島のほうは平成27年に完成予定で、これは今年の答弁ですね、74億3,000万円の規模ですと。南郷地区は平成24年完成予定で、66億4,000万円の事業予算ですということがありましたけれども、この経営健全化計画によってこの事業費あるいは完成予定は変わる予定はないと思いますが、その辺はどう検討されますか、伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

前回の答弁申し上げました金額並びに完了年数の部分につきまして、健全化計画があつてどうなるのかというおたただしだと思います。過日報告いたしました後に健全化計画という部分をいたしましたので、事業につきましては延伸をするというふうに理解をしてございます。完成年度は田島処理区においては27年という部分でございまして、額については同じ額でございま

すけれども、年数においては十数年分を先に行くというような部分になるのかなというふうにとってございます。南郷地域においては24年完成ということでございますが、26、7というふうな数字が試算の中で出てございます。ただ、これは今年度今現在における数ということでございますので、ローリング方式で今年度改善がされれば好転をするというようなことで、事業費の増も望めるという含みをご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 十数年延びる、南郷で2年間、現時点ではですね。私はそれもやはり心配しているんですよ。当初はその計画で住民は待っているんですよ。4年、5年後に来るとまた延びる。なおかつ高齢者世帯も多くなってくるし、財政負担あるいは今でもそうです。うちらでこのうちは終わりだから、もう接続しても今金かけても、そういう状況がどどんふえてくるんで、ちょっと本当に経営改善になるのかどうか心配ですが、それではその中でちょっとお聞きしたいのは、特に田島地区、まだまだ事業年度は延びそうです。その場合、合併浄化槽の助成対象が基本的には公共下水道の区域外、農集排事業の区域外、それを対象事業にしています。そこの地区には合併浄化槽を助成します。最近は窒素式のをなっていますが、そのただし書きに、公共下水道でも7年後以降もう自分のところに来るという条件があれば、そこも助成対象にしますと書いてあります。田島地区で、もしも下水道が来るのをわかっているけれども、こういう年数で平成30年だかということになりますと、7年以上はつきりわかるところは助成対象に組み入れるということは、当然そういう申請があった場合なるわけですね。確認します。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 公共下水道エリア内における合併浄化槽の補助のおただしでございます。お答えいたします。

7年という部分が県で通達により出てございますので、7年間以内に下水道の処理区域にならないという部分については、補助対象というふうにしてございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ではそのとおりにしてもらいたいです、それにはその対象となる区域、それをさっき言いましたようにしっかり明示して周知徹底してください。公共下水道区域であります、こういうわけで何年ごろですと。したがって希望の方は早く改善したい、汚水処理をしたいという人はこういう事業があります。その辺も全然周知されていないようなので、ぜひともそれは早期にその対象区域の人には周知するようにお願いします。いずれにしろ、早

くこれはこれからは観光事業、民泊等々いろいろなそういう施策もあります。そのときにはやはり環境整備をして、早く汚水処理施設は各家庭に普及するという私、視点で質問しているわけですが、ぜひともそういう意味でよろしくお願いします。

次に、処理区域ですね、合併浄化槽助成区域の報告がありました。現時点での対象区域は三千数世帯、25%。これも正直地域差がありまして、合併以前からの取り組み状況もそれぞれの地域によって差がありまして、私は回ってみますと、こちらは田島区域の方は世帯数も多いです。この事業も恐らく時間もかかるし大変でしょうけれども、まだまだこの事業があるとかこういうものがある、そしてあなたの家が該当していますという啓蒙事業、それが何かすごい低いと思うんです。そこで昨年度の例で結構ですから、地域ごと、南郷、館岩、伊南、田島ごとの昨年度の助成事業の設置数を教えてください。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

設置数、田島地域34基、館岩地域7基、伊南地域10基、合計51基でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 予算規模もあるでしょうし、県・国の助成金の限度もあるでしょうから、恐らくこのような基数でこれからも年々普及していくと思います。それにはまだまだ時間もかかります。南郷地区はたしか現在の計画では、すべて公共下水道ないし農集排などで補助事業は入っていないようではありますが、それも恐らく今回の見直しの中で地域ごとにあるかと思えます。その場合は、ぜひ南郷地区にとりましては初めての事業ですから、その辺を勘案して早期に理解できるように、もしも見直しということになりましたら、ぜひともその辺は周知するようにお願いします。いずれにおきましても、財政再建をして公共下水道事業の経営、なおかつ一般世帯への普及という、この辺のパズルといいますか連立方程式がうまく解けるように事業の推進をお願いします。

では、次に総合支援センター関係ですが、まずは走り出して、その中でいろいろこれから業務をやっていく中で、だんだん形づくるといいますので、余り細かい質問はあれかと思いますが、何点か具体的項目が出てきたんですが、当面直営ということは外部の団体には、行政の業務を外部委託という形で構成団体に委託しないということですか。すべて総合支援センター事務局が受注といいますか、委託を受けるという形になるんですか。その辺を確認します。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

総合支援センターの構成をする団体、これは4月から応募をして徐々にふやしていくつもりでおりますが、初年度につきましては、総合支援センターを通してそれらの構成団体へ業務を委託するというにはならないと考えています。ただ、予算計上を既にしてあって、たまたまその構成団体が町との委託契約の関係相手であるということにはございますが、今回、新年度の初年度に関しましては、総合支援センターを通して包括的な業務委託ということにはならないと考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 直営ということなので、そういう形態になろうかと思えます。しかし、見据える先はいずれこれが公益法人としてしっかり認定され、そしてその構成団体とともに、いわゆる民間活力で身近な住民サービスを担うという方向だと思えますので、私はそこでお聞きしたいのは、事前に構成団体となり得るような調査をしていますね。その結果、私は地域性もあると思えますけれども、できれば地域ごと4地区ごとの調査における団体数、数で結構ですから、事前調査ではどのくらい候補、期待される団体数があつたか教えてください。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

昨年の11月現在での調査内容についてお答えいたします。館岩地域26団体、伊南地域27団体、南郷地域18団体の計71団体につきましてアンケート調査を実施して、総合支援センターの事業内容の説明等を行っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 団体にはいろいろな地域おこしから福祉からあると思えますが、その団体がこれから本当に地域の核となって、あるいは将来的に総合支援センターと協働、連携する団体に育成していただくことを、まずお願いしておきます。

あとは、その構成団体がこれからいかに自立して、この地域のために活動できるかということ、いかにこの総合支援センターに委託業務いわゆるアウトソーシングを私はされるかということになると思えます。除雪関係も一部先行してやったということは聞いておりますし、それは理解しておりますが、先ほど300万円前後の数字が出ましたけれども、この辺は現在のスタート時点はそうでしょうけれども、将来的にはどんどん私はふえるだろうと思えますが、お考えはどうですか。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

総合支援センターを運営しながら、できる限り住民生活に密着した事業を中心に、アウトソーシングをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 お願いします。

ちょっと質問が戻るんですが、アウトソーシング検討委員会は1年間は活動しますが、これからは当然まだ会は解散していないで、これからは検討は、何がアウトソーシングできるかというような検討を続けているんですね。それとももう解散したんですか。その辺確認します。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

アウトソーシング庁内検討委員会につきましては、現在も活動しておりますし、議会終了後の3月中にも開催する予定でありますし、来年度も継続して実施計画の作成、運営について検討をしまいる計画であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 庁内は庁内で本当にしっかり検討していただいて、ぜひとも住民の身近なサービスは総合支援センターでできる方向でよろしくをお願いします。

そこで次の質問は、総合支援センターの業務でございますが、以前の説明では共通事項あるいは地域個別事項ということで、概略説明をしていたんですが、それを見ますと既成の部署とのやはり関連が皆あると思うんですよ。福祉関係にしる生活支援にしる団体活動支援にしる、その辺の具体的項目が上がっていないので、私もこの場合はこうだということはあるんですが、要は、町民がどこの窓口に行けばいいかというのがこれからすごく心配なんです。生活に困った、あるいは除雪じゃなくても、ちょっと排水路関係でいろいろ生活に困った、そういう場合、では支援センターに行ったらいいのか、あるいは福祉協議会とか住民課とか、そういう町民が惑うというか困惑するというか、あるいは部署間の業務の調整、その辺はどのようにこれから進めていくのか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

町民側から見て、どういう行政であってほしいのかということを考えれば、どこに行ってもその課題あるいは対応ができるシステムをつくり上げる、これが総合支援センターのある意味では目的でありますので、特にそれほど縦割りで、ここに行かなきゃだめだと、こういうものではあってはならないと、こう思いますので、そんな横の連携のとれる行政と総合支援センタ

一の関係づくりをこれから進めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それを期待します。相談者のたらい回しとかあるいは二重行政みたいで、かえって困惑するような組織でないことをしっかり本当に期待しますし、よろしくお願ひいたします。

次に、総合支援センター所長の件ですが、場所的に近い、伊南、館岩は同じ棟ですね。南郷さんは建物が違うとは言っても確かに近いです。だから兼務は差し支えないということですが、勤務日が違いますよね。その辺は、それこそ所長が休日はないのかなと思ひますが、勤務体制が違う部署の兼務ということはどういうふうにお考えおられるのか伺ひます。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

各総合支援センターは、所長いわゆる総合支所長を含め4人の職員で勤務体制をとることになっておりますので、その4人でうまくローテーションをとりながら、毎日の勤務時間あるいは週休日の指定をとっていききたいというふうにお考えおられますので、総合支所長につきましてはなるべく週休日に当たらないような勤務体制をとることによって、土日の出勤が抑えられるのではないかとこのようにお考えおられます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 職員のほうは、これはちゃんと服務規程なり休日の規定で振りかえなり命令といいますか指示できますが、私は総合センター所長は管理職ですから、かえって私は激務になるんじゃないかと、その辺を心配しておるわけですが、その辺も兼務ということで、両方の事務所、総合支所と支援センター所長、どちらかが手薄になるんじゃないかと、休日休んだり平日休んだりすると。その辺が心配しておりますので、ぜひともその辺はそういうことのないように、健康にちゃんと留意した勤務体制を、たとえば管理職といえどもしっかりつくってほしいと思ひます。

専決権の件ですが、総合支所長と同程度のということですが、総合支所長と同程度と言われても、なかなか実は理解ちょっとしにくかったんですが、業務が他部署との関連はしますので、その場合、やはり総合支援センターの事務局でしっかり即断・専決できる体制を、私は期待しているわけです。その裏返しは、決断できなければたらい回しだか時間もかかるし、そういうことになりますので。そういう意味で、私は総合支援センター所長としての新たな規則なり制

度なり、どこまで仕事ができるんだとはっきり私は決めたほうが業務をしやすいと思うんですが、その辺は決めてあるんですか、お聞きしたいです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

物事にはいろいろな見方がありまして、はっきりしたほうがいい場合と、はっきりしないほうがいい場合とがあって、はっきりしたために私のところではありませんと、こういうことになるといわゆる横のつながりができませんので、私はこの12月に公益法人の制度改革がありますから、とりあえずこういう形でスタートさせますが、その様子をしっかりと検証しながら、議員がご心配をされているハードな業務にならないような、あるいは住民サービスがたらい回しにならないように、そしてまたその決裁がスムーズにできるように、こういう体制を常に念頭に持って今後検証していくと、こういうことをございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 本議会に設置条例は提案されているわけですが、その中で施行についての必要な事項は規則で定めるとありますが、もう既に規則はできているんですか、お尋ねします。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

総合支援センター条例に付随します規則、それから庶務規程、それから職員の勤務に関する規程につきましては内部で案を定めております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 やはり条例だけではわからないという、ぜひ決定しましたら公開していただくようお願いします。

それから最後ですが、ここの総合支援センターの特徴は、共同スペースというエリアといますか、そういう方式ですね。この辺、事務局との関連あるいは会館の中に入る形として、ちょっとまだ不明な点があるんですが、共同スペースとは一体何なのか、ちょっと説明をお願いします。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

総合支援センターに参加されます団体の方々、構成団体というふうに条例上は呼んでおりま

すが、その方たちが自由に入出入りをして自由にパソコン等の機械を使っていただいて、団体の事務あるいはほかの団体と連携して行うような仕事を、その事務局の中のスペースを使ってやっていただくと、そういう場所を考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうしますと、構成団体に登録した場合は、そういうパソコンを含めた部品、器具が使えると。先ほどアンケートに二十数団体ありますが、そういう団体の事務局もこれからNPOにしるボランティア団体にしる、その事務局もこの共同スペース内に設置することは可能なんですか。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

共同スペースの面積の関係もありまして、事務局としてそのスペースを占有することはちょっと困難かと思いますが、例えば事務局がない団体があって、通常自宅等でやっておられる方が、その共同スペースを借りられてパソコン等を使ってやるというようなことで想定しておりまして、占有は難しいのではないかというふうに考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私はそこが一つポイントになると思っています。つまり、団体を立ち上げる場合、ましてや法人化等をやれば必ず所在地が必要です。先ほど私事務局と言いましたが、今度は本拠地も含めて、所在地です、それも含めてこれは改めて質問しますが、団体設立の場合の私はぜひともその所在地、登記上のありますよね、それをぜひこの総合支援センターのこの場所ができると。もしも共同スペースが今言ったようなことで、共同であるから占有はできないということであれば、ぜひその辺は、では違った場所を含めて、会館は広いです。ぜひそのような支援といいますか指導も、所在地が設置できるような方向でこの総合支援センターを設置してほしい、共同スペースあるいは会館の利用をぜひそこまでできるような方式を私はお願いしたいんですが、それは例えば法的に無理ですか、それとも検討の余地はありますか、伺います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

構成団体となっている団体が使うということであれば、いわゆる条例に定めたスペースの範囲であれば可能ですが、先ほど議員の質問にもございましたように、ほかの町民の方の利用を妨げるような会館の利用になるのかどうかと、そういうことも含めて慎重に検討していきたい

と思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 では、再度確認の意味で。この構成団体が法人化等する場合の、この会館を所在地にするというのは法令上無理ですか。それともこれから検討すれば、そこに所在地が設置できるんですか、それをちょっと再度お伺いします。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

その構成団体が法人格を所有するかどうか、任意団体か、そういったことによっても違ってくるのかなというふうに考えておりますが、現在のところこの場ではそういったことをお答えするだけの資料の持ち合わせがございませんので、後で調べてご報告させていただきます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひそれでやはり登記上とか、任意団体から本当に登記上の法人になる場合には、ちょっと所在地というのはどこの団体も苦労しています。ということで、まだわからないということであれば、ぜひできるような方向でやれば、私は団体の育成に大きな効果があると思いますので、それをお願いしておきます。いずれにしろ、この総合支援センターは動き出してみなければわからない点がありますが、ぜひこれが地域のため、そしてサービス向上のためあるいは団体が活発になって地域振興のためになることを期待いたしまして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

ここで、7番、星光久議員に申し上げます。午前中の時間が約30分しかありませんので、午前中に質問だけ行い、午後から執行部の答弁、再質問を行うということでよければこのまま続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○7番 星 光久議員 チラシ等、いろいろな町政のほうに既に連絡して、おれは構わないですが、議会のほうで大丈夫ですか。そういうきちんとして、この人は午後からします、この人あれしますと。そういう形で既に町内にチラシ等を回してそういう形で、私はいつでも立てと言われれば立ちますし、そういう形でいいですか。

○渡部康吉議長 本人が了解していただければ続けます。

○7番 星 光久議員 それでは、議会の協力をするために、進行に妨げないように一般質問をできるだけ手短に。よい回答があればそれで終わるし、そういう形でしていきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 ありがとうございます。



◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 それでは、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 それでは、一般質問を行います。

議長に、議会に最大協力するというので、10分ぐらいで終わるかわからないですが、質問したいと思います。

今まで国会で毎日毎日、年金の出ない日と太陽の出ない日はないと言われるほど騒がれていたんですが、近ごろになって道路の特定財源だのいろいろな形で影をひそめたというか、そういう形になっているわけなんです。実際年金問題は大変奥が深くて幅が広くて、すごい問題なんでないかなと私は思うわけです。そういうことで、年金制度は疑問だらけというのを持ってきました。それで、ずさん・でたらめ・無責任ということで、これは出ているんですが、まさにこのとおりだと思います。

私も年金の未払いで何人かずっと調べてきたんですが、11番議員もこの前年金の問題で何回かやったんですが、私もずっとこの前の議会の中に年金の声が出たときから、友達なり何かいろいろな形で調べてきたら、まさに申し出られない限りは年金は支払われません。これは間違いありません。それで社会保険庁に電話して聞いてみたら、そんなにいっぱいやって細かいことまでチェックなんてできません。ただ申し出られたのに対しては、今これ問題になっているから一生懸命やるけれども、なかなか難しいと言っていた。

そういうことで、そしたらアルバイトを、どういうアルバイトを頼んでいるんですかと聞いたら、これは皆さんもテレビでも見ていると思うんだけど、外国人を使っているんだ、外国人を。それこそ間に合わなくて、どこからも引っ張ってくるんじゃなくて、そこらに遊んでいる外国人だか何だかわからないけれども、これを見た実態は、本当に驚いたというかびっくりしたというか。そういうことで例えば名前を出して悪いんだけど、高野精一君で例えば出たときに、「高」とだけ名前か名字か外人だからわかんねわい。そうすると「野精一」なんという名前になったり、そういうことがいっぱいあって、かえってアルバイトを頼んだって、かえって手間がかかっちゃったと言うんだ。それでまた見直して、そしたら、こういうのが

5,000万件とあるんだから、普通考えればそんなのいっぱいあるわな。そういうことで、大変な問題がやはり出ております。

そういうことで、今現在年金をもらっている人でないと気がつかない。あとこれは若い人も10年とか20年に一遍は、私の年金、私の仕事をやった経歴というか、そういうのも確認しておいたほうがいいでないかなと、こう思うわけです。今社会保険庁に来ているのは、年金入れ年金入れとしか来ていないの。年金は危ないですよなんて来ていないから。入れ入れと来ているの。1万4,100円納めると、65歳なのかな、6万6,000円は保証つきです。それしかないの。途中やめたり死んだりすると、これは火葬代で終わりだ。そういうことで大変なこれは、町の役場内でもチェック機能を試みようがないような状況ではないかと思えます。

私もずっとやっていたけれども、まさに大変な本当に中身であって、これからが本番の本当の処理能力、どこの学者に頼んでも処理できませんという、そういう対応で、ほかの人がちょこっと書類を見て、ああこれは大丈夫だなというそういう処理でないものですから、金額1円からの誤差があったでは受給者には大変な迷惑をかけるわけですから、そんな甘っちょろい年金の整理なんていうのはできないので、どこのテレビに学者が、解説者いろいろ出ていますが、処理しようがないと、これははっきり言っています。

そして、ただ今まで皆さん思っているとおり、いや旅行さ行っちゃった、いや年金の道路特定財源を使って、東京で一例出してあるけれども、300台の駐車場をつくるのに300億円、片方では丸井だかすごいデパートで300台つくる費用というのは、5億円で間に合ったという、この話だから。300億円使った道路財源のほうは出入り口がないんだというわけだ、そういう設計はこれは普通では考えられないようなそういう設計をしながら、我が金でないから、何ぼでも使えるの。

そういうことで、この一般の中身、あなたの年金は本当に大丈夫かと、みんなやはり自分の年金ですので、これからもよくチェック機能というか、おれがこれあんまりチェックなんていうのは難しいんだけど、本当に自分で自分を管理しないと、年金も何も、おれは今もらい始まっているんだけど、みんな若い人はもらわれなくなってしまう、そういうことで、一生懸命そういうところに向いたり研究してもらったり、そういう形でしてもらいたいと思えます。なお、行政のほうでもどういう対応できるか。役場の窓口を通らないで年金を納めてしまうものだから、チェック機能がないわけ。それで、役場で責任とれなんて言ったって、責任もとれないし、相談窓口を何とか設けてもらえないかなと思うわけで、町長に対する答弁を求めたわけなんです。

その中で、本町において今まで相談窓口何件かあったのかないのか含めて、もしあったとすればどういう対応をしたか、それを含めていろいろな中身でもらいたいと思います。その中で、国民年金保険料納付記録が社会保険庁の事務手続や台帳の入力ミス等により、未納扱いになっているケースが非常に多いと明らかにされました。本町における相談は、今言ったようにあったのかないのか、そういうことでお願いしたいと思います。

それから2つ目、これもまた同じ中身を出してきたと言われるんですが、猿の被害に対する今後の対策はということで、今まで冬期間、なかなか猿も寒いから穴っぽの中さもぐってたりなんかして、見えるほうさは出てこなかったんだけど、きょうあたりこういう天気のいいときは、これからずっと荒海方面、館岩へ行くところまで道路に出ているわけ。まだ山さ入らないというか。何とかやはり一番捕獲しやすい場所、今道路だからできないわけだけれども、これが雪がとけると山の中にちょっと入って、捕獲しやすい場所が非常に見つかるというか、そういう猟友会の経験から聞いてきたんですが、今ではやはり道路だからおっかなくてぶてないと。これからちょっと入ったら、電線もないようなちょっと奥さ入って行ってとれるからそういう対策をしなきゃだめじゃないかという声を聞いたもんだから、例年繰り返される猿などによる農作物の被害が今後も予想される。捕獲をするには3月から4月にかけて実施することが最適と言われるが、その対策を町としてどういう対策が必要か伺いたいと思います。

それから、また同じの出してきたなと思われるけれども、荒海中学校の土地取得問題を早期に解決をということで、荒海中学校に必要な用地として求められて、昭和というところちょっと難しいから1975年、昭和50年1月8日に締結して売買契約を結んで、地主から荒海中学校の土地ですよという書類はもらったけれども、土地はもらわないの。そういうことで33年ですか、単価も結構このころ平方単価が4,689円ということで、結構値段もよかった土地でございます。30年たっているが、まだ学校の敷地は町に渡されていない。もし33年もたっていれば若い人だっけ年をとってしまったり、前のことも忘れてしまったり、そういうことでもし要らなかったら、もと買った錢ではちょっと足りないけれども、取り戻したほうがおれは得策でないかという思いもするんだけど、せっかく買ったやつを今まで寝せておいて、貯金したみたいな形でもしも取り戻せることができるんだったら、原価での土地、そういう人をお願いして今の土地を何ぼ何ぼだと大した損しないから、取り戻してもらったほうがいいんじゃないかという、そういう声も出ているので、そこらも含めて教育長にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。

答弁は午後からお願いします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせします。15番、阿久津梅夫君が都合により退席いたしましたのでご了承願います。

それでは、7番、星光久君の質問に対する答弁をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、あなたの年金は大丈夫かというおただしがございました。市町村窓口では国民年金の資格情報のみを管理しており、本町では1日当たりに対し窓口で10件、電話で5件ほどの相談がありますが、納付記録や厚生年金等に関する相談、問い合わせ等は、会津若松社会保険事務所へ依頼しているのが実態であります。また、直接社会保険事務所に出向くことのできない方に対する対応として、毎月2回会津田島ふれあいステーションプラザにおいて出張相談窓口が設置されております。

社会保険事務所によりますと、平成19年12月の第1回目の年金特別便の発送以来、12月から2月までの相談件数は1日平均で54件というふうに聞いております。現在、現役世代の年金特別便も送付されていることから、相談件数も多くなることが予想されますので、引き続き年金に関する相談には、相談に来られた方の立場に立って真摯に対応してまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、猿などの被害に対する今後の対策についてのおただしがございました。猿などに対する農作物被害問題は、生産者の生産意欲の低下を招くなど、近年特に深刻化してきております。これまで捕獲を中心とした対策を行ってまいりましたが、なかなかその効果が上がらなかったのが現状でございます。本年度においてはこれまでの対策に加え、現在ニホンザル保護管理計画に基づく計画的な個体数の調整を、昨年11月より実施しております。また、電波発信機による群れの特定制及び行動範囲の調査について、福島県鳥獣保護センター及び町捕獲隊の協力により実施しているところであります。

今後の対策といたしましては、現在実施している対策とあわせながら、被害地区が一体となって実施する猿被害防止対策事業に要する経費の支援、さらには先進的な取り組みを行うモデル地区を設定し、すみ分け対策や追い払い対策などの複合的な対策を展開するとともに、電気さく、防護ネット等の経費支援を実施していく計画でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますのでよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

荒海中学校用地取得問題に関する1点目、今もって学校敷地用地として活用できない理由につきましましては、平成2年9月古い建物を撤去し、土地を明け渡す旨の裁判の判決が出されておりますが、判決後10年の時効を経過しており、確定した権利が消滅しているためであります。したがいまして、再度裁判をしないと強制執行はできないことになっております。ただし、昭和50年1月の不動産売買契約に伴う町への所有権移転登記は有効ですので、現在まで話し合いによる解決を続けてきたものであります。これらの話し合いの中で、相手方はこの土地と関係のない複数の要求を言い続けていること、裁判はしないという念書を求めていることなどが、解決できない大きな原因となっております。

次に2点目、多角的な検討をして早期解決をとのおただしでございしますが、ご指摘のような計画変更をして相手方に買い戻してもらおうというような点につきましましては、かなり困難なことを考えます。早期解決に向けた方法としては、以前にも答弁申し上げましたが、相手方が考えている校庭奥の裏山の一部の所有権の主張や、体育館敷地の境界等を含めた土地問題の全般を解決することではなく、まず古い建物の撤去を含む土地のみを独立して決めることで進めております。

このことは相手方も了解しているのですが、肝心な点になると以前からの主張に戻ってしまうという繰り返しになっております。したがいまして、町は裁判のことも考えているということも伝えてありますので、その時期は明言できませんが、場合によっては法的手段により解決を図ることもやむを得ないと認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 午前中に引き続き答弁というだけなんです、一たん区切りがついた

から、しゃべりづらくなっちゃったんですが、今の年金は町長は今いろんな形では町民のために立って頑張るということですが、実質町としてできることは、本当にできるのかなと思うんですけども、1日54件の相談もあったり、いろんな形で電話とくっつけると大変な中身なんだけれども、町としてのチェック機能をできる部分、例えば年金手帳というのは町で交付できるんだよな。課長、ちょっとおれ事務的なことはわからないんだけど。例えばこの年金手帳が役場内で60歳以上のやつを書きかえとか何だとかというののしるし、これはここでできるのか何なのかひとつ教えてください。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答えを申し上げます。

ただいまの年金手帳の作成、交付の関係でありますけれども、平成12年4月から改正されて、手帳の作成、交付は社会保険事務所でやることになっておりまして、町では発行していません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 社会事務所でやってしまうと、町のルートというか通らないで個人に行ってしまうものだから、機能も何もチェックができないというような中身であるので、これは大変だなと思うのは、どこでもそうだろうけれども、今まで我が納めた金が自分でチェックできないというか、一番身近な場所でチェックできないという問題はあるんだけど、普通だとこれは貯金でも保険でも何でも、我が納めたやつはすべて1冊の手帳か何かになってずっと載ってくるわけなんだけれども、領収証を出しているんだか持ってきてください、領収証というのはなかなかこれは大変なもので、そういう機能がこれからできないものかできるものか、そこら課長、可能なものか可能でないものか、ひとつお伺いします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答えを申し上げますが、市町村で行う窓口の業務といいますか相談事務という部分については、国のほうから加入・喪失・住所変更等の受け付けと、あとは免除関係の申請の受け付け、それから死亡届の関係、未支給年金の請求の問い合わせ等ということでありまして、なかなかただいまの質問に対しては、現時点で国からの定めた業務のみで対応しているというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 中身はわかりましたが、今後も含めてこういう機能体制を持たないと、

なかなかこれはおれは厳しくなるんでないかと思うの。本当に我がの年金は自分で管理しろというのは、これは当たり前なんだけれども、年とってからだんだん、若いうちに管理するのは簡単なんだけれども、年とって60超えてからそれこそ40年間管理しているのかというと、これはなかなか難しいの。何とかこのチェック機能を復活させるというようにいかないと思うんですが、そういう機能も今後やはり考えないといけないかなというような、これは政治の力になるか何になるかわからないんだけど、そういう改善策も必要でないかなと、こう思うわけだ。

それで、先ほど1回目の質問の中で言ったように、本当に年金、ずっといろいろな形で調べてみたんだけど、今これは騒がれているから、何とか今までの記憶がちょこっと薄れてもそれに対応しなさいなんていうような、今これは政治の力、ちょっとこれはせば詰まっているので、そういう意見のやりとりができる機会は今あるんだけど、これが逆に今の政府の力がぐんとまた下がっていった場合だと、こういうところも手をつけられなくなってしまわないかなと思うわけ。

というのは、おれもいろいろな形で社会保険庁のやりとりした経過の中で、もとの経歴の納めた確認をしなさいという照会が来るのな。そうすると、例えば厚生年金だの何だの、会社なんか例えばつぶれたりなくなったり、現実になくなっちゃうと、そこの確認をとりようがないの。それで、そのとき納めたかも、それこそ会社の都合で納めないかも、こういうチェック体制というのはとれないわけ。それじゃ社会保険事務所で、あんたらのほうで経過等確認をとれるのかよと言うと、私らのほうではそんなのとれませんから個人でとりなさいと、確認する書類をやるから、ここさ本当に何月何日から何月何日までどこの会社にいました、何月何日から何月何日までこの会社にいました、その確認、いましたという証拠をもらいなさいとなるもんだから、これは個人として大変な中身になるんでないかなと思うわけ。

自分の年金は本当に自分で管理しなくちゃいけないのかなと思うけども、おれらだって人間は忘れたり何かすれば、本当にやはりそういう機能も何もなくなっちゃうし、力関係でもらわれないで泣き損かなと、こう思うの。何とかこの機能を生かしたいと思っているわけなんです。なかなか今の町の段階では無理だと。チェック機能もできないというような形で、これは粘ったってしようがないんですが、いろんな形で例えば防災無線でも何でも入ったり何かしたときに、本当におまえもう1回年金、おめえの年金大丈夫かよと。確認してみなさいぐらいな窓口で町民に声をかける方法とか、何かこれ方法ないかなというようなことを思っているんだけど、何とか改善方法でいく方法、課長、ちょっと考えてください。

行政サイドで本当にやってくれないと、泣き損とか泣き寝入りとか、それこそ勝手に我がの銭でないから、ただその金で旅行さ行ったり何かしている点にばかりこれ使われてもいられないもんだから、ぜひこれみんな課長、町長も含めてこれからだから、あんたら今度はもらう番になって、あれおれが来ないと。そういうことだから、本当に本気になって考えてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。年金についてはそういう結果であるので、改善策がもしあったらお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、猿の被害はこれからまだ1年間騒ぐようになると思うんですが、農林課のほうでいろんな対策、実施計画だのいろんな対策をほかしているんですが、ことしになってからの猿等の捕獲数とかそういうことを、もしわかったら教えてもらいたいんですが、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

猿対策の捕獲数については担当課長のほうからお答えをさせていただきますが、まず先ほどの年金の問題で、今後の対応に対する改善策等があったらということなんですが、議員おただしのように、やはり国の政策あるいは国の事務執行というのが一応基本にはなります。なりませんが、国であれ県であれあるいは町であれ、さまざまな方向から想定をしながら制度をつくり、あるいは法律、要綱等を定めていくわけでありまして、予期し得ぬことが起こり得るのは当然出てくると思うんですね。まして今回の年金問題は、既にテレビ・新聞等で報道のとおりでありまして、執行する側の責任が大変大きいわけですよ。しかも、国が本来責任を持たなければならぬ内容を、実際に我々生活の中で全く不安を感じていなかった、ある意味では信頼をしていた、その分野が実は信頼に足らない、こういうことになるわけです。

ですから、ここのところはやはり町としてチェック機能を今持ってはいませんが、この年金問題についてのいわゆる地方の意見として、今後やはり国に上げるべきは上げていく、そうしながらも今後機構に移されていくだろうと思いますが、その中でもやはり町村の住民に対する責任という関係から、担わなければならない業務あるいは当然地方分権の中ですから、新たな枠組みをつくっていくと、こういうことも県の町村会等を通してしっかりと対応していかなければならない。あくまでもつくり上げるのは、私たちの中で意見を出していくんだということで考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 猿の捕獲頭数についておただしでございますので、地域別にお答えをし

たいと思います。田島地域28頭、館岩地域35頭、伊南地域30頭、合わせまして93頭でございますが、それに加えまして個体数調整ということで11月から行っているわけなんです、それについてもお答えをしたいと思います。田島地域が14頭、館岩地域21頭、合わせまして35頭でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 猿のこし捕獲が93頭ということであったんですが、今後の、これから一番捕獲しやすい時期であるし、捕獲の方法、町として鉄砲でもあつぺしいろあると思うんだけど、本当に町独自で力を入れられる部分、鉄砲は猟友会でやるからそっちさ頼めばいいでなくて、町独自でほんじゃら、おらほうでいろんなアンケートだのいろいろあるから、そんなところを調べてみたらこれのほうのとれるんでないかなというような、もしアンケートというかとる方法、もし知っていたら把握していたら教えてもらいたいんですが。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

アンケートにつきましては、今ほどお話があったところで、今後対策として考えていきたいというところがございます。それで、農林課としてできるものということでございますけれども、今年度はその対策としまして電気さく、それから防護ネット、爆音機等において各地域で実施する場合には、町として支援をしていきたいというふうな考え方を持っております。また、町独自としましてはおりを購入しまして、そのおりによって対策を講じていきたいという考え方でございます。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 おりという答えも出たので、おれもこれはおりが一番とるあれにはいいでないかと思うのは、リンゴ園からとらないリンゴをもらってきて、えづけみたいな形になっちゃったらあれだけでも、100個置きずつ置いて試したら、猿が食ったかシカ食ったか、人も食ったかどうか何だかわからないんだけど、きれいに山の中さ置いておいたらいなくなったのな。現実には猿が食ったかだれ食ったかわからないんだけど、そういう形でおりとる方法もおれはこれはなるほどいいな。飯坂のほうでは結構えづけして、なれるととれるというんだよな。1回に10匹ぐらいとるのが簡単ではないけれども、何回もとつたんだあという、1人で行っちゃったもんだから、あらあらあら、そういういいこともあるのかと言う、そ

の人は軽自動車へおりをくっつけて、移動したり何かできるような、余り大きくない小っちゃいおりをくっつけてやっているんだなという人がいたものだから、おりでとる方法、これは本当に町でやるんだったら、本当におれはなかなかいいあれでないかなと思うの。猟友会でやると、本当に追っかけて行ってぶつには速くて容易でないのと思うのな。そういう形で、本当におりでこれから何個ぐらいつくって、どこらさおっつけるのか、そういうことも今計画にあるのかないのか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

平成20年度でおりの購入予定については、今ほども話のありました福島でのおり、これらと規模を同じくするものを1つ、それからそれよりも小規模のものを2つを予定しております。

今現在の状況でございますが、田島地域それから館岩地域ではおりを持っております。それで、先ほど町長答弁にありました電波発信機による群れの特定ということで、既にやっているわけなんです、伊南地域については鳥獣保護センターからの借り上げによって、実際おりによって捕獲を試みました。その結果、1頭だけ糸沢地区で捕獲することができましたので、それに対して電波発信機をつけて、今放して様子を見ているというような様子でございます。

それで、20年度購入予定のおりにつきましては、小規模のほうですけれども伊南地域と、あと必要であれば南郷地域というようなことで、場所指定をしながらご協力をいただきながら進めていきたい。あと大型についてはその都度地域の要望によって移動ができますので、対応したいと思っております。

よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 大きいの1つに小っちゃいの2つあるという形で、ぜひいい結果が出るように活用してもらいたいんですが。

それから、去年度の19年度で林の中の道路わきの猿対策、杉やぶを切ったり、いろんな形、荒海地区で藤生だの小塩だのの中で計画を立てて、環境づくり、環境をよくしたら猿も来ないんでないかというような形で、たしか何かの県の事業でやったと思うんですが、その効果はあらわれたと思うか、まだそれはわからないとか、いや結果が物すごく出たというような中身がもしデータがあったら。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

今ほどおただしになりましたものについては、環境税による鳥獣等のすみ分けということで実施させていただいたわけなんです、地域は今ほどお話のありましたところと、あと館岩の湯ノ花、川衣地域、合計4カ所でございます。また、干ばつ等によってのすみ分けということでございましたので、地元に対して説明をし、それで実施に移ったわけなんです、作業が秋口にかかってしまったということで、まだその結果については情報として入っておりませんので、大変恐縮ですけれども、今のところでは結果がわかっていないということをご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 結果はこれから調査したり何かするとわかると思うんですが、農家に不安を与えないようなこれから施策というかそういう形で、ことしの秋口にはいやよかったと。今度はカボチャを食われたり大根食われたりしてないと、そういうようなやはり結果を出すような努力というかそういうのをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。そんなに生き物とけんかをやったり粘ったってしょうがないから、そういうことでよろしく。

それから、3番のまた荒海中学校の問題なんです、先ほど教育長が言ったように、33年間も決まらない。本当にこれは教育長、場所的に悪い時期に当たったなと気の毒だと思うんですが、これは行政の中で仕方ないことであって、今までのいろんな向こうの条件も何も繰り返したと思うんですが、本当に向こうで解決する意欲があるのかなのか、そこらを含めてこれは感想なんだけれども、教育長の今までの答え。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

私が感じているところについては、先ほどお答え申し上げたとおり、総合的にすべてひっくりめた考え方で最初やっておったんですが、それでやはりいけないと、一つずつやったほうがいいじゃないかということ考えたものですから、私のほうで中学校の現在家のある土地のことについてだけまずやりましょうということでご提案を申し上げましたところ、相手方もそれはいいことだと、じゃそれでいこうかということまで来ているところでございます。そんなところで何とか、ある少し動き出したかなと。相手の気持ちが少しずつ動いてきたかなという面はあるんですが、やはり時間とかいろいろなことが経過したり、日が違ったりすると、それぞれやはりまた違ったものところに戻っていくというようなこともございますので、もう少し時間をいただければと。先ほどご答弁申し上げたとおり、何とかその辺から糸口を見つけて解決していきたいと努力している最中でございますので、よろしくご理解をお願いしたいという

ふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 今までの教育長の誠意は、今まで二、三十回は行ったと思うんだけど、回数は何回行ったって、いい答えは返ってこないんだな。そっちの人無理だなと思うし、いざ本当に決めるかと思うとそっちに向かったりこっちに向かったりして、判こなんて押すことないと押されているんだから、どういう解決をすればいいか、1回これ裁判をぶつからといって取り下げちゃったものだから、これがやはり一番の相手が主張するところだと思う。教育長も、町長も何回も行ったみたいだけれども、教育長も、じゃどこで決めるのかと。本当は今年度あたりで決めるわけだったよな。今後の見通しというか、人の心を見通し、つかむようなけれども、何回もこれは同じ答えを繰り返されて、議員を含めて町民、関心を持っている人はまた同じ答えかと、一步前進しないのかというような感想ですので、一步前進するような方向が何かありましたら。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

一步前進ということでございますが、何せ相手があることでございまして、そこに先ほどご答弁申し上げたとおり、最終的には法的手段によって解決しなきゃならない、これもやむを得ないということを考えながら今進めているところでございますので、もう少しお時間をいただきたいと、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 ご理解しろと言っても、これは何回もたっているもので、ご理解はできないんだけど、そんだったら、土地を本当によこしたくなかったら、もとの値段ではだめだけれども、今の値段でそれじゃおらのほうで要らないから、33年もたって今度は中学生もだんだん少なくなるから、土地もいからもとの値段さ換算して、元の値段はこれは平米4,689円、今度の統合保育所の大体土地の値段ぐらいなの。そういう形で、そのときは物すごいやはり高い値段だったと思うの。33年もたって今の値段で買ったんだから、これは大変なそのときは、基金が2,000万円しかないとき500万円で買ったんだから。そういう大変な時期、必要だからと思って買った土地なんだから、何と言ってもやはり買った以上我がものにしなきゃしょうがないし、そういう形で、おれざっと計算してみたら、大体今だとあのころ利息がよかったから普通預金でも3.6%くらい。今は大体あれすると、大体3,000万円ぐらいなんだ、

利息計算したり何かして。そんじゃから、じゃそれでもって買い戻しと言ったらなじよだべ。教育長、そのぐらい言ったら。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

当時の不動産売買契約ですが、ご指摘のように昭和50年1月の段階で平米4,689円ということで、いわゆる宅地と畑の2筆を購入しております。この土地につきましては、現在荒海中学校用地のほうに合筆登記をしております。ですから、買ったときの土地はもう消滅はしておるわけです。これをまた分筆をして相手方に買っていただくという方法も、ご指摘のような話があるわけですが、かなり高額になりますので、現実的にはこれはかなり難しいというふうに、先ほど答弁したとおりにならざるを得ないというふうに考えております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 買い戻しなんていうのは不可能だと、それだったら教育長言うようにいい手段がどういう手段だかおれはわからないんだけど、本当の解決の手段、今になると決めるときは決めないと、本当にこれはいつになっても同じような状況で、何だ、町は銭をもらって土地をやることない、こんない町ないぞなんて言われるとしようがないから、本当に決断の時期だと思うし、教育長、最後の決断をなした決断を持っているんだか、ここはひとつ勇気ある決断をお願いしたいんですが。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

決断というのは先ほども答弁で申し上げましたとおり、最終的には法的手段、裁判ということになるわけでございます。最終的にはそれをやらざるを得ない場合もあるだろうということは覚悟しながら、現在も進めているところでございますのでご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 ならざるを得ない場合もあるでしょうと、どっちにとれば、本当にならざるを得ないのか、やらなきゃいけないのか、おれはもう理解に苦しむんだけど、町としても本当に決断の時期でないかと。40年が決断の時期だか、35年が決断の時期だか、33年がたっているからいつが決断の時期かおれはわからないけれども、そういう形でいい方向で、町にマイナスにならないような方向で決断をしていただきたいと思います。

私、時間はこれあるかないか、これで質問を終わります。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、議席番号18番、登壇順位4番、菅家幸弘、1点だけ質問させていただきます。

建設業の対策についてであります。4点ほどございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、三位一体の改革などの国の政策により、公共事業の削減や入札制度の改革で一般競争入札の導入が始まり、外部からの建設業者が参入し、地元建設業者の工事受注がますます少なくなっている中で、西部地域ではことしになって1月、2月と建設業者が倒産し、地元住民は大きな衝撃を受けております。従業員の再就職等雇用問題について対策会議等を設置されたと思いますが、具体的な対策がとられているのをお聞きしたいと思います。

次に、建設業は南会津地域を支えてきた産業であり、従事する地域住民も多く、従業員は雇用の不安を抱えながら生活をしております。このような状況の中で、町は建設業の政策は今後どのように考えておられるのか。今後の町の工事発注の基本的な考えも含めてお聞きしたいと思います。

次に、建設業がその地域の安全・安心な生活を守る立場から、重要な役割を果たしていると思うが、地域の防災、緊急時の対応を含め、建設業の重要性を町はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、地域の魅力ある産業として見出していけるよう、現在の建設業が継続可能な町の支援が必要と思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、建設業の対策に関する1点目、建設業者の倒産に伴う従業員の再就職等雇用問題について、具体的な対策がとられているかというおたがしでございますが、昨年からの相次いだ建設業者の倒産に伴い、町では各支所単位で従業員の再就職問題等について対策会議を開催し、その対応を協議してまいりました。具体的には従業員に対する相談窓口の設置や、国民年金あ

るいはご子息等の県立高校授業料の免除制度、奨学資金貸与制度等について個別の対応をするとともに、ハローワークや町独自の求人情報を継続して提供するなどでございます。

また、地域内事業所には受け入れ可能な職種と人数の確認に努め、最大限の協力を現在要請しているところであります。今後も従業員の再就職や家庭状況の把握に努めながら、実効性のある職の創出に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、2点目の町の建設業への政策と工事発注の基本的な考え方についておたがございました。建設業は、地域経済への影響や雇用創出の場として大変重要な産業であり、災害発生時のさまざまな緊急対応や地域貢献なども大きな戦力となっており、なくてはならない存在である、このように認識をしております。しかしながら、公共事業は大幅に減少し、厳しい状況ですが、本町の社会資本整備はまだ満足できる状況ではございません。

このようなことから、国・県に対し引き続き南会津地域のビジョンを描き、公共事業の予算確保を強く要望していきたいと考えております。また、町といたしましても少ない財源の中でも地域の实情に合わせた公共事業費の確保に努めてまいりたい、このように強く考えているところであります。

工事発注の考え方は、基本的に南会津町の企業で実施可能と判断される工事は、南会津町管内企業の指名競争入札で実施したいと考えております。そのためにも、そこで働く従業員が各種資格を取得し、業者が施工可能な工種を拡大することで、優良な町内企業を対象とする町独自の発注形態も考えられるものと思っております。

次に3点目、地域の防災、緊急時の対応を含め、建設業の重要性をどう考えているのかというおたがでございますが、これまでも建設業は災害に強い施設を構築していただいております。さらには南会津町地域防災計画に基づき、昨年9月1日、災害時等における応急活動の協力に関する協定を、南会津町建設協議会及び福島県建設業協会山口支部と締結をし、災害時の支援体制を確立いたしました。また、昨年の台風9号での応急活動において、この協定に基づき重機を無償で提供いただき、災害対策に万全を期したところであります。

今後も地域の安全・安心の確保ため協力建設業関係団体とは毎年欠かすことなく協議を重ね、災害対策を講じてまいります。総合的な防災対応の視点から、重機を持ち、現場を知り尽くした建設業の果たす役割と重要性は非常に高いものと認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に4点目の、現在の建設業が継続可能な町の支援が必要と思うが、というおたがございました。道路特定財源問題等でご承知と存じますが、年々公共事業予算が減少する中で、建

設業に依存している企業への支援にはおのずと限界がございます。町といたしましても公共事業の予算獲得にはこれまで以上に努めてまいりますが、今後は企業自体が公共事業依存体質を変えながら、生き残りをかけた新たな事業に取り組む姿勢と実行が求められるのも事実ではないかと、このように考えております。

既に管内では新しい分野に進出した企業も出てきており、今後は除雪や雪おろし、伝統文化の維持あるいはまた地域コミュニティーを支えるための農・林・建設業で、年間を通して若者が働けるサイクルをつくるべきだといった考え方も出てきているところでもあります。これらの推進に町がどのようにかわり、何を支援すれば将来魅力ある持続可能な総合建設業を維持していくことができるのかを、今後も強く、そして本気で検討してまいりますので、ご提言あるいはご協力等をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますのでよろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま大変町長より前向きな一生懸命なる姿勢というものをいただいで、私もこれから一生懸命質問をさせていただきたいと思います。

まず、雇用の問題であります、現在建設業に失業をされている人数、またその他の事業の失業者について町は把握しておられるか。また、今後の南会津町の失業率について把握しておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

大変急な話でありますので、具体的な数字は今手元にありませんので、後日というか改めて議員にはご報告申し上げたいと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 やはり私は再質問する中におきますと、熱意のある答弁をいただいているわけでございますが、なかなか数字が出てこないということで、それは後ほどいただくことにいたしまして、町長さんが言われましたとおりハローワークの求人状況、やはりこういう状況の中におきましても、年齢や地域の制限もあり、条件に合わない失業者もかなりおられるのではないかと私は思っております。この考えの中におきまして、地元企業の受け入れなんかもなかなかできない状況であるのではないかとと思うんですけれども、このハローワークの求人制限というのはどのようになっているのかちょっとお聞きします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

ハローワークの求人の制限は、各企業においてその設定が違いますので一概には申し上げられません。町としては従来は、町に来たやつをいろいろどういう形でやるかということだったんですが、最近は全部ホームページの中で公表をいたしております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ホームページでも出されるのはいいんですけども、やはり事業の倒産で失業者が増加するわけでございます。それで今、若い人たちが子育てをしながら経済負担が大変かさんでおります。やはりその若い人たちが、この南会津町の中で職を失って町を出なければならないという状況に陥った場合は、今後緊急雇用対策事業なり予算の確保なりをして、若い人たちを何とか食いとめるような状況であって私はほしいと思います。

最近、町民だよりも大変毎月のように出てきておりますが、高齢者が多く、お亡くなりになられる方のほうの人数が生まれる方よりもかなりふえている状況でありますから、やはり何としてもこの雇用問題は真剣に町としても取り組んでいただきたいと思います。

次に、事業の政策でございますが、先般地方紙のトップ記事にございました福島県の公共事業の受注高が前年度より24%減少し、全国でもワースト2位という大きい減少率となっております。県は新分野進出の際の支援補助制度を創設するということとしておりますが、町では独自の支援策、県との連携というものを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

議員おただしのように、福島県では新たに支援事業、県内建設業者を対象とした補助の制度を創設しております。詳細については詳しくは承知しておりませんが、事前の調査費、それから業務開始後の各種経費を対象に、いずれも事業費の半分を補助すると、こういう中身になっております。そのほかに、農業のほか環境とか福祉、情報通信といった成長分野への参入を想定して、地域の活性化につなげる考えのようです。このような制度の中で、一般的に言われますけれども、国が補助しますと県が幾ら、県が補助しますと町は県の2分の1とかそういう補助体系が一般的な中身になっております。したがって、県で半額補助した中で、どこまで補助のかさ上げ、町費のかさ上げができるか、あるいは条件整備をどのような形で協力すればその企業の支援ができるのかと、こんなことを検討してまいりたいと思っております。

それから、公共事業の予算でありますけれども、県の予算を見た限りでは県単の公共事業費は前年度並みと確保しておるようです。維持補修費は前年度比3%増ぐらいになっております。これは大型の木戸ダムとか床下浸水対策事業が完了した結果、地域の安全・安心を確保するために県単事業がふえているものと、このように考えております。

当町におきましては、町の重点事業、公共事業の中で川の学習交流センター建設事業とか、新たに始まる保育所の建設事業、それから給食センターの建設事業、建設課の中では橋梁点検調査をしまして老朽化した橋を補強すると、こういう事業も考えております。それから、木製ガードポール、廃校を利用した居住環境の整備事業、それから尾瀬国立公園に伴う環境整備の保全事業とか、小立岩の基盤整備事業、こんなものを重点事業として上げて、なるべく公共事業の予算確保に努めておるところでありますのでご理解をいただきたいと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私、一つ例を挙げて、町のほうによくわかっていただきたいものが一つございまして、まず南会津町の橋梁の橋、この橋の大分町の管理、昭和の時代から建設された道路なり橋梁、建物も大分老朽化していると思っております。この維持修繕が大変これからは集中してくることと予想されます。県のほうではアセットマネジメントサイクルという、平成17年3月に策定されました道路管理計画というものが出ておるものですから、この策定された橋梁の関係に対しまして、町のほうではどのような対策をとられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

橋梁の点検であります。重点事業の概要の中にもお示しましたように、町独自で橋梁の目視の点検を行う予算を計上しております。その結果、詳細に調べながら段階を踏みながら、橋梁の長寿命化を解消するというような中身の全体的な総合計画を立てて、その辺を総合計画のもとで国・県の交付金を受けながら、橋梁の補強を行っていくと。ですから、対症療法的でなくて、計画的に順次地域を追いながら建設年度を追いながら、老朽化のひどいものから改良をしていくと、こういう考えであります。

全体の橋梁の数で言いますと、南会津町管内には台帳に掲載してある橋梁の件数は、今現在444カ所ありますので、これを20年度は旧西部三村、それから来年度は旧田島町、このように2カ年をかけて目視の点検調査をしていきたい、その後に順次ひどいものから改修にかかりたい

いと、以上のように考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 うちの館岩の地域におきましても、かなりの老朽化された橋がございます。大変今のこの冬の時期、この3月に時期におきましては、元気づくり福島という昨年協議会があった、建設事務所主催の会議がございました。その中におきまして、非常に取り組みが早いというか橋の欄干の整備が非常に徹底してやられているということを目に受けますから、非常にこれはよかったなと思っております。

これからやはり建設業のかかわりの中で、やはり橋の劣化というものが相当ひどくなってきている状況に私はあると思います。やはりそういう中におきまして、橋の調査というものは早急に調査していただいて、やはりその地域で、西部、東部でつくった地域の業者の人たちもかなりおられるのではないかと私は思っております。そういう状況の中におきまして、そういった人たちのもう体力のなくなった橋をつけかえするような事業では、もはやお金がないわけですから、やはりその中において少しでも補強できるような体制をもって、20年とか25年と30年というスパンを持った長期的な対策は必要ではないかと、私は思っておるんですけども、南会津町の林道の橋もございますが、相当昭和の初期から、やはり30、40年代にはかなりの橋ができてきたのではないかと私は思う。そのときのやはり橋の工事というものが、相当もう劣化が進んで、もう危ない状況にあるのではないかなと思います。

そういった中において、早急に調査というものを進めていただいて、ファイバースコープとかいろいろなそういう岩石の割れ目を調べるわけがございましょうが、そういうものは早急に地域の建設業者にそういう状況の把握というものをできないかどうか、ひとつもう一度よろしくお願ひしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしのように、橋梁の問題については先ほど建設課長がお答えをしましたが、当初3年あるいは4年かけて調査をしようと、こういう計画が持ち上がったんですが、今議員がおっしゃるように雇用問題も重要な問題として控えていますので、ここは一番町独自で、2年間ですべてやってしまおうと。そして、3年目には工事に入れるようにしようというようなことで取り組みをしたところであります。ほかにもいわゆる地元の事業者が地元の事業者であるゆえに、いわゆるフットワークがよくて公共性の高い事業があるのかどうなのか、このところをいろいろと検証しましたら、流雪工も冬期間の地域の大きな役割を果たす、最終的にはラ

ンニングコストも安くなるということで、ここも実は国に提案をしているところであります。

それから、議員がおただしのように橋のかけかえということになりますと、先ほど最初の答弁でも申し上げましたが、それなりの有資格者がいないとなかなか受注業者の資格を得られないということもありますので、限りなく延命措置を図るための修繕工事を重点に考えていきたい、こんなふうには実は思っております。

いずれにいたしましても、現在国会で議論されている道路特定財源、この行方が非常に気になります、何とかこの道路特定財源が当面一定の成果をおさめて、今議論になっています個々の問題について、その後議論をしていただくような、議員の先生方に先月もお願いに実は行ってまいりましたが、そういうような形で、私としてはできるだけ議員の要請にこたえるような形で、雇用対策と建設業者の事業の発掘に努めてまいりたい、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変ありがとうございます。

やはり私は、地域の事業を支えてきた建設業というものは、私は大変な底辺の広さがある、この地域が潤ったことの状況は、非常に肌で感じる状況でわかっております。その中におきまして、一番地域の産業を支える黒子の役というような役割を果たしてきたわけですから、何としてもやはりこの地域に生き残る建設業というものの人たちの、これからの改革をしていく中におきまして新たな事業というものも見つけていかななくてはならないのかなど、そういう気がいたしますが、これから一生懸命そういう事業のかかわり方を頑張っていきたいと思っております。

次に、安全・安心の確保のことですが、土砂災害、水害等、冬の除雪を一手に引き受け、建設業者がほとんど除雪のオペレーターとして、重要な役割を果たしてきたわけですから、この除雪のオペレーターの方々がなくなる可能性も出てきておりますので、この冬期間の安全な交通路を確保できる可能性のあるオペレーターの人たちの確保ということ、私も使命として十分この人たちの考えを無にしないで、やはりきょうは町長さんと議論をしたかったものですから。

あと、この除雪の作業の人たちというのは、私はもう本当に苦勞をされていると思っております。今回、館岩地区のほうでも8名の除雪の方が、この3月より職をなくすというような状況に陥っております。その中におきまして、今その8名というのはほとんど20代、30代の若い人たちばかりでございます。そして子供たちも2人から3人を抱えて、この人たちがこの3月から

夏場の雇用に対して何か仕事がないのかというお話も私聞かされました。そういう状況の中におきまして、何とかやはり南会津町にこの若い人たちの雇用というものを早急に進めていかなければ、やはり町はよくなっていかないと私は思う一人であります。

一番安全・安心で、南会津町の4スキー場に30万から32万人のお客さんが来るということは、やはり除雪体制がしっかりしているから、私はお客さんが来れると思うんです。

そういう体制におきまして、何とか除雪体制の人たちの夏場の雇用、私は例えば例にしますと、館岩地区だとカヤぶき屋根がございます。カヤぶき屋根が11軒ございます。うちのほうの伝統文化に今指定をしているところではございますが、その中においてカヤぶき職人が地域の人たちにいないわけです。そういう中にいない人たちの中で、雇用をつくるには何とかその若い人たちの技術を磨けば、その人たちの夏場の雇用にもなりますし、また、館岩のほうの農産の会社たちも米をつくったりソバをつくったり、冬は除雪をしたりという雇用の場が大変、小さいながらも一生懸命やっているところではございますから、やはりこれから建設業に行政の人たちが、除雪は建設業の何人か冬は出してくださいよなんていう、今まではそういう甘い体制できたこともあるかもしれませんが、やはりこれだけ建設業が疲弊してきますと、若い人たちの魅力というものがますますなくなってくると私は思います。そういった中におきまして、この除雪と夏場の雇用というものをどのように結びつけて企業が起こせるのか、ひとつ町長さんをお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの議員のほうからのおただし、大変ひしひしと重みを感じながら聞いておりました。私は、時代の流れの中で専門化していくという一つの方向、しかし専門化したのがゆえに、経済構造が変わって十分に通年雇用にならない、こういうものも現在の兆候としてとらえなければならぬ。したがって、こういう言葉が妥当かどうかわかりませんが、総合的につながって家計をしっかりとやりくりできるような収入を得られる、こういう考え方も一つ大事だろうと思うんですね。

今お話がありました、館岩農産の例もありましたけれども、例えば集落営農というのがありますね。これは基準がいろいろあるわけですが、私はむしろ集落営農という考え方、基準も大事ですが、地域的にはなかなかその基準に満たない、用地面積、耕作面積があるので、いわゆる一つの会社が集約をしてやる、こういう場合には集約営農というような形で、独自の支援ができないだろうか、こういうことでちょっと検討に入ったところでもあります。そしてまた、

この後ご質問があるかもしれませんが、林業と土木を結びつけるような形態づくりが大事だろうと、こんなふうにも思っております。

そんな中で、施政方針でもちょっと申し上げましたが、総合支援センターの中でそういう細やかな丁寧な実態把握に努めていながら、今しなければならぬものと、それから将来に向かってしっかりと構築しなきゃならぬものとすみ分けをしながら、これは急いでこの安全・安心の地域づくりのために雇用の安定化を、会社の体力の造成をしていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 やはり建設業という産業のかかわりの、新しいものに入るといふことはなかなか簡単なことでは私ないと思うんですね。業界みずからの発想と転換の努力が必要ではあると思うんですけども、一番はこの地域に合った資源を活用した仕事が一番考えられるわけでございます。例えばではございますが、建築廃材、間伐等を利用したバイオマス事業、これは採算面がまだかなりの課題が残っておりますから、採算ベースまではいかないと思うんですけども、近年これだけ原油高が高騰になれば、やはり地域が使うエネルギーとしてみずから自給を考え、かつ持続可能な環境に優しいものを着手すれば、一番いいではないかなと、それを支援するのが行政の役目ではないかなと私は思っております。

間伐や枝打ちなどの作業は、バイオマス産業と製材、木工の加工などには有機的に連結できないかなと私は思っております。まずエネルギー源としまして、バイオマスはこの地域にはできるのではないかなと思っておりますが、そういう調査も始めておられることと思うんですけども、ぜひ農家の方、それぞれ林業をされる方、それぞれの人たちの働き場所として、バイオマス資源として間材や廃材などの再建化できるような手法などの知恵がないかどうか、ひとつお聞きしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように全くそのとおりなんです。議員はもうおわかりだと思いますが、行政が何かを一つ踏み出そうというときに、これが民間企業ならこんなに時間がかかるんだろうかと思うくらい、実は基本計画をつくったりあるいは実施計画をつくったり、また基本計画するのも、できるだけ多くの方々の意見を聞いてと、こういうことになりますと、やはりその計画をつくり出してから、おおむね3年はかかるんですね。このところが私も非常に頭が痛い。当然議会の同意がなければ町長はやりたくてもできない、こういうこともあります。ですから、

私はいち早く動き出すためには、将来予測をいかに立てながら動き出すかということだと思うんですね。つまり、自分の目の前に情報が入ってから動き出すのではなくて、遠い地域での情報でも決して見逃すことなく、自分のこととしてとらえながら早く動き出す、そういうことになるかと思うんですね。

そういう意味で、バイオマスの利活用については既にもう動き出しております、特にバイオマス発電等新エネルギー政策について、ほぼ基本計画もでき上がっております、これらについては資源の有効活用のみならず、現在南会津で抱える第三セクターの体質的に弱い部分、このところを補えるのかどうなのか、この辺も十分な検討課題として今議論を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変町長さんのいい意見を聞きまして、私も安心をしております。

それで私、自然の再生事業を起こし、農業や観光産業の付加価値を増大させるというようなことは、やはりこの地域では最も私は大切ではないかなと思います。緑が多いただけでは自然は豊かではありません。そこに生き物が生きて、生態系の連鎖ができて初めて豊かな自然と言える状況であると私は思っております。

例えば水田の水路のほとんどが、現在コンクリートのU字溝に固められ、水生生物が全くすめない状況であります。そういう状況もありますが、農家の利便性から言えば草刈りなんかしなくてもいいのかなという状況もありますが、やはり今都会の人たちが求めている農村の風景というものは、春、田起こしをして水田の田植えをするまでの、満々と水をたたえたときのあの風景というのは、日本古来の伝統の生きる力でないかと私は思っております。

そういった中におきまして、日本の自給率というものが36から7%ぐらいしかないという状況にあって、ヨーロッパはイギリスあたりでも87%あると言っておりますが、こういう小さな南会津町の中でも自給率をやはりつくることのできないような状態であって、ほとんど原野が荒れたり田んぼが荒れたり、そういう状況の中において何としても自分たちでつくる、自給するものは自分たちが生産して食べるというような地域であって私はほしいのかなと気がいたします。

今後、将来南会津町が都市部に売っていけるものというものは、山、川、この資源を使った本当の農業の使わない自然のものがいいのかなという気がいたしますが、これを町長さんもいつも口頭で言われておりますが、私もそういう地域におきましては自分の責任は自分で持って、しっかりとしたこれからの生き方というものはなくてはならないのかなという気がいたします。

そういった部分におきまして、今度20年度に地域総合支援センターというものが町長さんが上げられております。その絡みにおきまして建設業界のかかわる仕組みも検討されるのか、新たな分野で間口を広げていかれるのか、そこをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

自然再生というお言葉がございましたが、本当にそうだと思いますね。単に放置すれば自然が保たれるかという、私はそうではないというふうに思います。やはり自然の中の重要な生き物の一つとして人間が介在すると、こんなふうに私は思っておりますので、人がその暮らしを世代を超えてつないでいくための地域資源というのは限りなく私はある、あるからそこに営みがあった、こういうふうに思いますね。したがって、今はどちらかというに見放されているかもしれません。あるいは見落とされているかもしれません。そんなものにしっかりと目をつけながら、やはりここの地域で暮らしをつないでいく、そういう視点で考えた場合に、いわゆる議員が言うように自然をもう一度暮らしの中の再生事業として考えよう、こういうとらえ方は、私も大変大事なものだというふうに実は思っております。

そんな中で、先ほどもちょっと申し上げましたが、限りなくあるこの資源とどうかかわりと持つかということだと思うんですね。その中で、これまで例えば便利だけを追求してU字溝等で固めてきた堀が本当にいいのかなのと言われると、それはなかなかその地域の実態に合わせて考えなければなりません。しかし、水引地区あるいは川衣地区では限界集落といわれる地域ですので、ここはある意味国土交通省等の補助事業を入れながら地域の考え方をいれて、ビオトープではないけれどもそういう水中水生生物がすむようなものづくりをしていこう、こういう今動きも実はありますので、私としてはケース・バイ・ケースで対応をしていくことになるだろうと、こんなふうに実は思っております。

そんな中で、尾瀬単独国立公園が我が町に誕生したわけですので、ここのところはそれらとも連結連動を図りながら、議員がおっしゃるようなさまざまな資源を結合させて地域の環境づくりに努めたい、こんなふうに思っております。

最後になりますけれども、農業の分野で化学物質過敏症の人たちが、八総鉦山に住みつき始めました。この方々が川衣を訪れたら、ここなら一緒に農業ができると、こういう動きもありますので、そういう方々にも参加をいただいて、この自然と向き合いたいいわゆる消費者が求める、消費者のエンドユーザーが求めるものを生産できるような体制仕組みをこれからしっかりと構築していきたい。その中で果たす総合支援センターの役割は大変大きなものを期待して

いと、それを今後できるだけ早い機会につくり上げていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 これで私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 忠 雄 議 員

○渡部康吉議長 次に、10番、渡部忠雄君の登壇を許します。

10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 議席番号10番、渡部忠雄でございます。

私は観光施設と農業対策についての2点を質問いたします。

まず、観光施設についてからの質問をいたします。ことしのスキーシーズンも終わりに近づきましたが、12月の降雪が少なく、営業開始が1月に入ってからスキー場があります。シーズン終了後の収支が心配される場所がありますが、年末に営業ができないということは大変なダメージだと思います。しかしながら、シーズン終了後は数字だけが重要視され、その内容は余り加味されません。それだけの評価は避けたいものだと思います。

まず第一に、冬場の地元住民の大切な雇用の場であり、運動の場でもございます。4スキー場を合わせれば、多くの地元の人々が働き、その収入は地元の商店にも還元されています。また、出稼ぎ解消にもなり、冬場若者が残って地元の安心・安全にも役立っていると思ひます。スキー客がスキー場以外にも地元で使うお金もばかになりません。コンビニ、旅館、民宿、スタンド、また空き家等の利用もあり、活性化に役立っておるところです。このように、スキー場の収支だけでなく、町全体を考えたとき、町はスキー場等を支援していくべきと思ひますが、町長の考えを伺ひます。

次に、農業対策について質問いたします。米価は毎年下がり続けて、5年前の半値くらいになっております。南会津町は水のきれいな水源の町で、ここでとれる米は全国的にもうまいと思ひます。今後この米をきれいな水でつくった米として、付加価値をつけて宣伝販売方法等の考えはないか伺ひます。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、観光施設に関してであります。現在本町が設置する4つのスキー場は、町が出資する第三セクターが運営をしております。それぞれの会社とも、スキー場のほかに宿泊施設等も運営をし、年間を通しての誘客を図るなど経営の安定化に努めており、特に冬期間においては昨シーズンの入り込み者数は4スキー場合計で52万人を数え、そこに働く臨時、パートなどの臨時的雇用者の数は、現在、4会社を合わせまして400名を超える雇用の場となっております。

ご指摘のとおり、これらによる地域経済への波及効果が地域の活性化に大きな役割を果たしていると同時に、若者の定住につながり、地域のまちづくりにも貢献しているところでもあります。町といたしましても、昨年設立をいたしました株式会社南会津観光公社を核として、それぞれの会社がグリーンシーズンを含めた営業の展開を進め、地域の特性を生かした事業展開を推進し、年間を通じた誘客により地域の中で安定した経営ができるよう支援を図っていききたい、このように考えております。

次に、農業対策に関し、より付加価値をつけた販売方法等についてのおたがございでしたが、阿賀川の最上流域に位置する環境で生産される本町の米は、それだけで一つの潜在的な付加価値を持ったものと考えておりますが、さらに農産物の安全・安心を確保し、これを付加価値として販売促進につなげるためには、客観的な手法として限りなく無農薬に近い有機栽培の普及が重要であるととらえ、これを強力に推進していききたい、このように考えております。

なお、宣伝、販売方法等につきましては民間の力によるところが大きく、町の役割としてはその後ろ盾となることだと考えております。具体的には、生産・加工・販売を一連のシステムとしてとらえた中で、株式会社南会津観光公社との連携を図りながら、スキー場での利用や佐藤栄学園への供給などを手がかりに、少しでも付加価値をつけた形での販売促進に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 やはりスキー場があることで、子供たちの多くがスキーを学ぶことができます。雪深い地方に生まれてスキーができないというのは悲しいことなんで、大人になって都会に行ったらスキーができるということは、一つの自信にもつながるわけですね。社会教

育の一環をもってしても大事な施設だと思うんです。また、一般の人たちも健康のために安い料金でスポーツができるということで、スキーがあることで気軽にウインタースポーツができるわけです。単独のスキー場というだけでなく、広い意味での社会福祉の貢献のためともこういう施設は思うんですけれども、どう思いますか、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで4つの地域が、それぞれにスキー場を地域の中でどのように育ててきたか、このところを丁寧に検証しますと、議員がおっしゃったように単にスキー場の経営という観点からだけ物事を考えていいとは私は思っておりません。しかしながら、そういう施設の中でさまざまな波及効果がございますが、とはいえやはり第三セクターであろう以上経営にしっかりと向き合っていかなければならない。その中で、一定の示す数値は大変私は重いものだと、こんなふうに理解をしています。

しかし、それが先ほど私、当初に答弁しましたが、いわゆるグリーンシーズンをどう活用するか、この投資経費と効果、ここの比較調査は今後していかなければなりませんし、あわせて先ほど18番議員にもお答えしましたが、やはり地域にある企業として限りなく体力をつけて、優良な企業となるべく、そしてそこで雇用吸収力があるような形にしていくのもまた私たちの課題だと、こう思っておりますので、総合的な判断に立って今後可能な限り、あるいは可能性を追求しながらこの第三セクターについての取り組みを進めていきたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 グリーンシーズンについては、私も前、南郷スキー場にいたことがあるんですけれども、夏場グリーンシーズンに檜枝岐村で雪まつりをやるわけです。そうすると、スキー場のゲレンデに雪を集めておいて、夏場まで消えないようにシートをかけてあるんですけれども、南郷スキー場もかなり何回か参加させてもらったんですけれども、南郷スキー場だけに利用させることないというので、途中で参加を拒否されちゃったんですよね。それで、今は南郷スキー場に來ているお客さんが単独に行っていられるわけなんですけれども、その雪を集めてシートをかけてスキー場でそういうイベントを開くんなら、町のスキー場でもできるんじゃないかと思うんですよ。そういうところで観光連盟とか連携して、そういうイベントをできないものですかね、町のお考えはどうですか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

ただいまの質問で檜枝岐の雪を活用した話が出たんですが、実は19年度のシーズン、今20年シーズンですが、具体的に南郷の方が発展支援事業を活用されまして、これはまさに檜枝岐のスキー場の雪を活用して連携して、スノーボードの人を呼んで、それをさらに南郷の誘客に結びつけたということがございます。その中で、実際今のような話が出ました。雪を活用して夏場に活用できないかと。まさにその話は、この4つのスキー場がございます。それぞれ持っている特色ある活用で、南郷の場合は雪室で南郷のトマト、そういう雪室を活用したトマトの保存、いろいろ雪を活用した新エネルギーというふうなこともございますので、今のような形の話は、4つの合併している地域の中で、地域連携事業を取り組んでおります。そういう中で夏場の活用というふうなことで、これからやまなみ博覧会もございますので、十分に検討させていただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 観光施設はそういうことで、いろいろな面で冬場の町の全体の活性化につながると思いますので、ぜひ支援をよろしくお願いします。

質問は次に移ります。

地元にいると水のうまさとか米のうまさかわからないものなんですけれども、都市部のほうから来た人が水がうまい、空気もうまい、米もうまいと言ってくれるわけですから、この特性は生かさない手はないと思います。今、中国の食材が疑問視されていると思うんですが、そのため町の米とか野菜とか、環境を売り出すよいチャンスではないかと思うんですけれども、今後そういう考えはないでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども若干触れましたけれども、私はやはりエンドユーザー、いわゆる消費者の望むものをどうつくり出すかということが、これからの生産者の課題だと思うんですね。これまでは生産者が生産者の目から見ていいものをつくってきた。しかし、これから先はやはり出口を考えてものづくりをしなければならないと思いますので、そんなときには消費者が何を求め、それがどのくらい継続していくんだろう、ここのところが大変大事になってくると思いますので、せっかくおいでをいただいた人に水がうまい、お米がうまい、こう言っていたいただいた情報を、そのまま通り過ぎさせることは大変もったいないので、これをつかまえてしっかりとそれに対応する対策を考えていきたい。

その一つに、私のところに情報としてあったのが、学校給食です。都会の学校給食で無農薬で栽培が可能であれば、ぜひ私のところの学校給食に使いたい、こういう話も来ております。したがって、これからは議員おただしのように、食の問題は大きな私はビジネス要素を持っているんだらうと。しかし、それが実際に実行する段階になりますと、やはり生産者がこれまで取り組んできた価値観、あるいはこれまでやってきた品ぞろえとといいますか道具ぞろえとといいますか、こういったものを考えながら転換をしていかなければならないという問題がありますので、十分今後生産者関係者と協議を進めていって、できるだけ消費者ニーズに対応できる生産を目指していきたいというのが私の考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 去年ですか、滝原に来ておられる池谷さんの話を聞いたんですけども、今町長おっしゃるように無農薬の野菜とか米でしたら、インターネットに載せて売れると言われたんですよ。確かに無農薬はああいう人たちにとっては大切なことだと思うんですけども、農家にとってまるっきりの無農薬というと、生産的に、池谷さんは量が少なくても付加価値がついて高く売れるんだとおっしゃるんですけども、実際農家としてはある程度の量がとれないとお米としては非常に苦しい、今現在また値段も下がってしまして大変なんですよ。ただ、野菜はいろいろな農家の高齢者の方が畑を結構今もてあまして野菜をつくっているんですけども、そういう人をお願いして南会津の虫食い野菜とかで、無農薬で売り出すような手もあるのかなと思うんですけどもね。ですからそういう小さい、小さいと言うと失礼ですけども、一生懸命やっておられる高齢者の野菜とか何かの、その支援の方法というのは何かお考えはありませんかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

議員、一番恐らくその辺は情報も持っておられるんだらうと思いますけれども、いわゆる大規模農家ほど打撃が大きいですね。特に米の値段が仮渡金の価格が下がったことも含めていくと、大きいいわゆる集約をしてきた農家ほどダメージが大きいということがございます。一方で、じゃ細々と言いますか、そういう小規模な生産農家もおりますが、私は多様性、地域の中ではやはり一方的に偏るべきじゃなくて、多様性のある形態というのが望ましいんだらうと思うんですね。ですから、いわゆる小規模農家の人たちが今現在取り組んでいるものに支援をすることは、今後町の重要な農業政策であると、こう考えております。

それは何かと言いますと、小規模農業者が実は一番方向転換しやすいんですね。そうしますと、その方向転換するときにはコストがかかりますから、そのコストは一体何なのか。例えば土壌、大変無農薬と簡単に言いますが、議員おわかりのように大変な精神的な不安も抱える、そんな中で経済的なコストも抱えるんですね。ですから、こここのところの支援を小規模農家の中から、逆に言えば私はできるんだらうと。そして、成功事例をつくりながら規模をふやしていく、あるいはほかの生産者にもそういう形態を促していくと、こういうことになるんだらうと思いますので、支援はしっかりと小規模農家もしていきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 わかりました。町はいろいろ対策を考えておられることは理解しております。やる気のある農家の支援もよいと思いますが、また元気の出る農家の支援も考えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、10番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 山内 政 議員

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 質問通告の順序により、これより質問を行います。

質問は3点について伺います。

第1点目は、地域医療の人材確保についてであります。

1つ目、平成20年度町政施政方針の中の、みんなが安心できるまちづくりにおいて、地域医

療人材確保を図ってまいりますとありますが、その方策について伺います。

2点目、南会津町にあります県立南会津病院の現状を考えたとき、医師を派遣されている医大等の学内の都合で医師が病院に勤務できないという、派遣されないという現状を考えたとき、行政で医師を育成する考え方もあるのではなかろうかと考えますが、町長の考え方を伺います。また、今医師を育成するとしたら、公立の医大を想定してどのくらい経費がかかるのか、あわせて伺います。

3点目、現在、町内の4地域とも町民の健康を身近で支えていただいている医療施設がそれぞれあります。ただ単に個人経営であるからと、個人任せではいいとは言えない状況ではなかろうかと思えます。地域医療施設、言いかえるなら地域の病院の先生方と行政との意思の疎通は図られているのか、その中で保護策等あるのか、町長に伺います。

大きな第2点目は、尾瀬国立公園についてであります。

尾瀬国立公園が新たに誕生し、本町の田代山、帝釈山周辺地域が編入されたことは、南会津町が全国に向けて自然遺産、環境保護について発信できる大変すばらしい出来事であります。これは南会津町が責任を持って、これらを守っていくことでもあります。この事業をとらえて、人類の財産でありますこの自然を守るために、多くの人の手をかりるため、基金を全国から募る基金創設は可能かどうか。可能であれば、将来に向けて研究されていく考えがあるか伺います。

大きな第3点目は、雇用に関連する林業振興策についてであります。

町内で、先ほど話が出ましたけれども、建設業者の倒産が相次いでおります。公共事業が激減する中で、受け皿の可能性を持った林業については、地球温暖化の問題、石油等燃料の高騰を受けて、大きく見直されております。町政施政方針の中でも施策が述べられておられますが、町産材の公共建物建設に利用するなど、有効活用も含め雇用に関連する林業振興策について、町長に伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域医療の人材確保に関する1点目ではありますが、昨今の医師不足の問題は、一町村だけで対応できる範囲を超えており、単独町村が具体的な有効策を講じるにはおのずと限界があるのが事実でございます。

こうした状況の中で、政府では平成19年度予算より近年の医師不足、とりわけ深刻な都市と地方間の偏在を解消するため、全国の各大学の医学部に、卒業後10年程度は地域医療に従事することを条件とした地域枠の新設や、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣シ

システムの構築などを内容とした、緊急医師確保対策を重点的に講じていると聞いております。町としましてもこうした動きと連動しながら、地域医療の窮状を訴えながら、関係機関への働きかけをより強力に進めてまいりたい、このように考えております。

次に、地域医療の人材確保に関する2点目、行政が医師を育てるという考え方はないか、このようなおただしがございました。私はそうした視点も必要だとは思いますが、現下の医師の過重労働の実態を見たときに、まず行政として地域として、医師の定着を図るための環境整備が優先されるべき課題ではないのか、このような認識を持っております。ご理解をいただきたいと思います。また、医師の資格取得までの経費についてご質問がございましたが、公立医大につきましても各大学で学費にばらつきがありますので、国立大学の医学部を例にしますと、約2,000万円程度と聞いております。

次に、地域医療の人材確保に関する3点目の、行政と医療施設の関係であります。これまでも住民の方が安心して生活できるよう、町としてそれぞれ4地域の核となる医療施設に対しましては財政の支援をしてまいりました。地方財政法等の制約はあるものの、広域性を十分勘案しながら今後とも地域医療の充実、強化を図ってまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、尾瀬国立公園に関するおただしがございました。新たに国立公園として編入された田代山や帝釈山周辺地域の保全に全国から協力者を募り、基金を創設することは可能であり、その基本理念につきましても何ら異論のないところでございます。ただし、寄附金や募金を財源としてとらえた場合には、不安定な要素が多く、ややもすれば事業計画や種々の活動に影響や制約を及ぼすことも想定されます。全国的なこのような取り組みは、既に尾瀬保護財団で寄附や募金を広く募集し、受け付けし、保護活動に充てている現状がありますので、本町といたしましても今後は財団のこうした活動を支援してまいりたい、このように考えているところであります。

また、公園の適正管理に向けた本町の具体的な取り組みといたしましては、国立公園のあるべき姿について調査検討する組織の設立を予定しております。検討組織では、特に利用者への入山ルールや貴重な高層湿原の成り立ち、歴史や地域文化とのかかわりなどを正確に伝える環境学習のあり方を検討してまいります。利用者には入山前にその貴重性と重要性を十分に理解してもらい、自然環境を保全する責務を認識した上で入山してもらうことが、適正な管理と保全に直結するものであると考えているところであります。また、このようなシステムの構築こそ、南会津町として広く情報を発信できるものであると考えますので、ご理解を賜りたいと思

います。

次に、雇用に直結する林業振興策に関してのおたがございました。森林の持つ多面的な役割と可能性については、現在策定作業中の南会津地域新エネルギービジョン並びに南会津町バイオマスタウン構想において、木質バイオマスや温室効果ガス吸収源などの貴重な地域資源として位置づけをしており、適正な森林整備は町の重要施策であると認識しているところであります。町では林業振興支援策として、南会津町造林補助事業並びに林業振興対策推進事業により、森林施業の促進と林業後継者の育成支援を行っており、平成20年度からはストックヤードを新設するとともに、木材搬出支援事業を創設し、本町独自の新たな木材流通システムを構築したい、このように考えているところであります。なお、これらの施策は公共施設への利活用も含め、地域産材の消費拡大等森林所有者の収入を確保するとともに、林業従事者及び新規参入者等の雇用の確保につなげていくものであります。

一方、雇用対策といたしましては、森林資源の多角的な活用が一層促進されることが重要であると考えます。施政方針でも述べておりますが、林業という単一産業で考えるのではなく、観光や商工業など他産業と連携させることにより、地域経済への波及効果が生まれ、新たな雇用の機会がふえ、長期的な後継者の育成にもつながるものと考えております。今後も関係機関と協議を重ね、支援策の拡充と地域経済全体の底上げを図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ①の地域医療の人材確保という意味の方策ですけれども、先ほど話をいただきましたように、国の動きがあるので、それについて見守っていきながら働きかけをしていきたいということですが、当然県に向かいながらも、私たちは地方から国に対してもきちっと要望をしていかなければならないなというふうに思うわけです。もちろん、執行者であります町長も含め、私たち議員も考えておるわけですが、この間、国に対しての働きかけを行ったかどうかについて、まず1点目お答えをいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

ことしにつきましては、ご存じのとおり産婦人科医師の常勤化が廃止されるというようなお話がありまして、それに対する対応を主にやってきておりますので、今おたがございました

国に対する直接的な要望活動ということについてはやっておりません。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今後、当面は産婦人科の先生とか南会津病院をめぐる問題が多いんでありますけれども、やはり地方から国にという意味で、国会議員の方々を含め、ぜひ働きかけをお願いしたいなというふうに思うわけでございます。それについて町長の考えをお伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたが、町単独として国に要望するやり方、それから南会津郡全体の町村としてその働きかけをするやり方、それからもう一つは、会津総合開発協議会を通して会津全体として地域医療を充実させると、こういう要望のやり方があると思います。そんな中で、南会津病院については南会津地方の中核病院でありますので、このところはできれば町単独もあり得ることなんです、関係町村とスクラムを組んで、そして要望をしていきたい。この要望については毎年実施をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 そのようなことで、一番有効な方法で地域の声を届けていただきたいというふうに思うわけでございます。

2点目の、医師の育成というようなことで、あしたまたその関係で質問が出るかと思うんですが、非常に時間もお金も2,000万円という大きなお金がかかるわけですが、大変だという認識は持ちました。町長が話されましたように、育成というよりもここから出ていかないほうを優先しようという考え方かと思うんですが、一つは毎年2月か3月になると、文教厚生委員会で一番問題になるのは医師確保と、これは毎年毎年やっていかなきゃいけないのかなという、非常にやるのは構わないんですが、本当に心配をしたわけですね。当然、来られるお医者さんをきちっと温かくもてなしながら、ここにいていただくということはもう当然だと思います。そのこともしっかり踏まえて質問するわけですが、なかなか政策判断として難しいと思うんですが、判断したときには私も町長もいない、10年先くらいの医師ということなんですけれども、その辺、今の私の話、毎年その心配をするというようなことを踏まえれば、大きなリスクかもしれませんが、育成ということは非常に大きな命題ではないかというふうに思うわけであります。それについて先ほどは多分、再度聞くといえますか、町長の本音

の部分といいますか、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

私も、心情は議員と多分一緒だと思います。毎年毎年、整形外科医から始まって小児科医に始まって、今度産婦人科医ということで、ただただお願いするしかない無力感を実はとても感じております。しかし、ご存じのように県立病院ということですので、その病院経営に直接的に私たちが関与することができません。地方財政法という法律もございまして、支援をするにも後方支援、つまり財政的な出動をしたりということはなかなかできませんし、じゃどんな支援があるのかというと環境整備あるいは後方支援の除雪作業とか、そういうあくまでも周辺のサポートぐらいしかないというのが実態であります。

そんな中で、県は病院経営の再建に向けてさまざまな方策を打ち出しておりますが、なかなか画期的な解決策が今見えてこないというのが実情でありまして、さきの県議会の質問にもありました、やはり県がしっかりとビジョンを出すべきではないか、こういうような意見もありましたが、何しろ全国的な医師不足という問題もありますので、一朝一夕にはいかない。かといってこのまま、この形で推移していいのか、これもまた私たちにとっては非常に不安が募るわけですので、今後南会津地方の中核病院ですから、私の考え方も整理しながら、郡内の各首長さんにどういう方法がいいのか、これらを整理検討していく、その中で県あるいは国に対案を示すといいますか、こういうことも今後考えていかなければならないだろうと、こんなふうに考えておるところであります。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 今の町長の答弁につけ加えてお答えしたいと思います。

平成18年3月20日に田島の助役を失職して、合併で一度県に帰ったときに、六、七十日ありましたが、そこで仕事は特区で医科大学の学生の枠、これをふやす仕事をやっておりました。その中で、ふやす際には医師定着策として奨学金制度を設けろということがありまして、それが大体いろいろな奨学金、病院から、今まで持っていたのとか県立病院に縛ったりするのが2,000万円を超えて、一番高いのは多分自治医科大学だったように思います。その奨学金を出しますので、そのかわりとして何年かはそこに勤めなさいということで、例えば8年とか長いものですと10年と、こういう縛りが出てくるということで、その奨学金をもらえばずっと医者がいられるという制度ではまずない。

それと、お医者さんは免許をとってちょっとずつやり出すと、優秀な先生だったら優秀な

先生のほど一般の病院というんでしょうか、引き抜かれて、優秀なお医者さんだと違約金を含めて3,000万円とか、幾らでも病院は用意するので、結局奨学金制度がオールマイティーに、特効薬というんでしょうか、絶対だと、こういうことではない制度であることはご理解いただくとともに、ことしそういう特区やあるいは国の病院医師の偏在に向けて、医科大学のほうで10数名多く枠を設けて、それにすべて奨学金制度がついてございますので、南会津町で独自にその奨学金でそういう医師確保をするのでなく、それは県に任せて、先ほど町長が答弁をしましたが、町であるいは郡で一体何ができるかを環境整備するのが多分町の施策として優先されるべきものと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 確かに奨学金については本当にリスクを伴う話、私もこの話を出そうかなと思ったときに考えました。せつかくそろえたら違約金を払ってもいいからと言われて、せつかくの宝を抜かれてしまうなという、非常にそのリスクもあるなと、それをあえて考えながらお話を申し上げたわけですが、しかし、町民の将来的な安心を考えたときに、そういう決断もあるのかなという思いで質問をしたわけでございます。今後とも南会津病院が南会津町にある限りは、この問題が必ず起きてくるということはしっかり認識しなければならないなと私も思います。どうかそのことだけはきちっと踏まえていただきたいというふうに思うわけでございます。

続いて、3番目の町内の医療施設の連携でございますが、実は町内の医療施設、病院ですけれども、貴重な雇用の場になっております。先ほど県立病院の施設の除雪と、後方支援ということを考えてやっておられるかと思うんですが、実は個人病院の、特に西部地区なんかそうなんですが、例えばこれは個人病院であります朝早くとか救急で来るといった場合の除雪等、今まではほとんど個人でやられたと思うんですが、例えばこれからは年をとった先生とかそういったときを考えると、朝早くからというようなことはなかなかできないんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういったときに、救急と本当に人命を考えたときに、そういった後方支援が可能かどうか、お尋ねをしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南会津病院に対して除雪支援をと、こういう話をしたんですが、あくまでも除雪の中心作業は病院側でやる、それを補佐的にすると、こういう形で今やっています。それは町内の特にこの話を出したときには田島地区でしたが、田島地区の医院が、じゃうちもやれと。こういうこ

とになりましたので、そうではなくて基本的には南会津病院のほうでやるんですが、機械導入のできないといえますか、それらを支援をすると、こういう程度になっておりますので、西部地区はここよりは雪が深いという状況もありますから気持ちはわかりますが、それぞれ医療機関の公平性といえますか、そういう問題もございますので、今後取り入れるかどうかについてはその辺の調整が十分必要だと、こんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 質問の中に、行政と医療施設との連携といえますか、話し合い、協議の場があるかという質問をしたかと思うんですが、これは定期的とか不定期等かわらず、あるというふうに理解してよろしいんですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

定期的にといいものはありませんが、医療機関からの申し入れ、あるいは私のほうからのある意味では申し入れ、こういうものがあって過去に伊南地区、南郷地区で実施していることはあります。田島地区ではありません。舘岩地区については、たまたま老健センターも一緒にあるものですから、そのときのご案内をいただいたときに1時間くらい時間をとって懇談をしたと、こういうケースはありますので、ケース・バイ・ケースということでご理解をいただければありがたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 この質問の真意は、お医者さんが地域でなくなったときに、またこれは地域で問題として取り上げなければならないんですよ。そのことを含めて、できればなくなる前、なくなる前って変な話ですけども、なくならないような手当て、先ほどの県立病院の先生を厚くもてなすという意味と同じになるかもしれませんけれども、なくならない前にきちんとフォローできるような体制も必要かなと、そういう意味で質問したわけでございます。今後ともできれば、不定期というようなこと、要請があればというようなことがあったわけですが、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思えます。

続いて、尾瀬の基金のことについて質問をしたいと思えます。

これは可能であるというような話でございまして、確かに不安定的なものであるから、非常に制約もあるだろうという、私が目指したものは、19年度に指定を受けた、南会津町としては本当に歴史的なことであるわけです。本当にこの時点をとらえて、やはり全国発信する非常に

いい機会だなど。そういうものを含めまして先ほど、話は前後しますが、林業というのはもう林業だけでなく、いろいろな職種を巻き込んでいくんだというような趣旨の話をされましたけれども、やはりこれもそうだと思うわけです。例えば、尾瀬国立公園化が決定された、それを逆に観光も含めてすべてのところでそれをやっていくというようなものを含めまして、私は自然のそれこそシンボリックなことであります尾瀬を、やはりみんなして守っていこうじゃないかと。尾瀬財団というのものもあるわけですが、別な意味でつけれないかという意味のことで話をしたわけです。

ちょっと視点は変わりますが、福島民報の2月1日に水源の里基金創設というような話が載っておりました。これは調べてみますと、京都の綾部市の市長さんが提唱されて、過疎高齢化、いわゆる限界集落を持つ全国の市町村が集まって設立されたわけですが、それを見て、やはり同じようなことをやっているところがあると。何か新聞によりますと、南会津町も参加されたということがあったものですから、ぜひこういうことをやるんだらば、じゃうちのほうでもというものも少しあったわけです。私は、水源の里ではなくて源流の里基金というようなことを、同じ意味ですけども、全く尾瀬あるいは帝釈、全く源流を持っているわけですね。ですから上流の責任、下流の責任という意味を含めまして、ぜひ発信していただきたいという思いです。その辺のことについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員がお考えのように、地域にある資源をどう活用するか、こここのところに実は全国の町村が必死に取り組んでいるんですね。県もそうですね、福島県の知事が言っておられましたけれども、もう今や県同士の競争なんだと、こういうことをいろいろと新しく基金を創設したり、制度をつくっていかうと、こういう流れが今生まれています。確かにそういう意味では、私は源流の里としての、下流地域からのお金の還流というのを考えなければならぬと思いますが、その大もとは私は福島県が県単独の事業として税として考えました森林環境税がありますが、これを全国の森林環境税として制定することが最も重要だなど、こういう考え方で全国の森林環境税の創設に向けて、町としても参画をして今進めているところです。

いずれにいたしましても、国の法制定のもとで実施できるわけでありますから、私たちはその制定を待つだけではなくて、そちらのほうはそちらのほうとして働きかけをしながらも、絶えず今できること、地域でできることに積極的に取り組んでいきたい。その一つが、実はCO₂の削減対策だろうと、こう思っております。つまり、重金属工業とか電力とかそういう方々が

CO₂を排出しています。それに対して、例えば外国から排出権を買っていると、こういうことがありますが、国内での取引ができないのか、あるいは国内での協定か何かで処理できないのか、このことが実は、水源地あるいは源流地への都市部の力を注ぎ込むある意味では引き金になるだろう、こんなふうな考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私たちの南会津町は過疎法の網がかかっているわけですが、過疎法が多分2010年に期限切れを迎えるはずでひす。特に農村、私たち過疎を含めた地域では、新たな国づくりという観点から、先ほども話しましたように、町長が話された森林環境税プラス源流税、そういったことも含めて自然の宝を持っている町長として、ぜひ全国に発信していただきたいというふうにするわけでありひす。その決意のほどをひとつお願いひす。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、私はさまざまな施策を取り組む上で、例えば観光事業とかあるいは企業誘致とかそういう場合でも、全国に発信する前にやはり地域の受け入れ態勢、これらもしっかりと考えておかなければなりませんので、余りでかい花火を打ち上げるのではなくて、背丈に合った情報発信をしていって、確実に成功体験を積みながら、できるだけその発展性あるいは拡大性をこれから求めていきたい、こんな姿勢でおりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 町長の答弁、理解をいたしました。

それでは、最後に森林の林業の雇用についてでございますが、昨年の6月定例会の質問の答弁でストックヤードの話を出されまして、今年度に事業化に向けて取り組まれると、その施策のスピード感は大変評価したいというふうにする思ひます。出した施策がすぐにお金につながるほど簡単なものではないと思ひますが、次の施策を考える上で非常に重要であるというふうにする考えひす。そのストックヤードについて担当の課長さんにお聞きしたいんですが、何カ所くらいやる考えでおられるのか教えていただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

南会津地域の中で館岩地域、それから南郷地域、2カ所を予定地として、20年度に取り組みたいというふうにする考えひす。それ以後につきましては、その状況に沿って他の地域に波及していくということも考えられますが、20年度は2地域ということでご理解をいただきたい

と思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 館岩地区と南郷地区ということで、西部地区ということでございますが、この選定に当たってはこういったことでおやりになったか、それについてちょっとお知らせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

実はこのストックヤードについては、現在ある国道等に限りなく近い製材工場の併用をお願いできないかと、こういうことで製材事業者のほうに私のほうから提案をしてきました。しかし、ストックヤードを置くほどの敷地がないとか、あるいはそういうことが何をどのくらい意味しているのかよくわからないとかいうことがありまして、残念ながら民間の製材事業者の敷地の中にストックヤードを併用するということはできなかつたと、それではどこにしようかと言ったときに、やはり資金の問題もありますので、町有地のところを探そう、こういうことになりまして、町有地でトイレのあるところ、あるいは管理人が管理しやすいところということで選定したのがこの館岩1カ所番屋、それから南郷の東1カ所、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 町長から答弁をいただいた、非常に私も今話を聞いて残念だなというふうに思っております。できれば材木屋さんのほうがいろいろな重機とか何があるので非常に便利だなと。売れたとしてもすぐ運べるなという意味では便利だったんですが、非常にそれは残念であります。今後とも結果が出れば、業者さんはひょっとして飛びついてくれるかもしれませんので、その辺のところを真剣にこれからも進めていただきたいなと思います。

それから、地元産材の木材の活用についてお話をいただいたわけですが、私は地元産の木材の活性化については、木材を山から行って切り出し、搬出をして製材等が一貫してできる、そこにかかわることによって雇用が生まれるわけですが、事業者の選定に当たっては、今後その部分が大変重要になってくるのではないかなというふうに考えるわけですが、今後の業者の育成といいますか、町の産材を使うときはこうなんだよという意味を含めまして、町長の考えがありましたらばお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

地元産材の活用というのは、言葉では言い切ってしまうけれども、実は大変困難性があるんですね。それは何かと言いますと、木材は生き物ですから、どのくらいストック期間を置いたら製品になるのか、つまりそれを保管する能力、これがあるわけです。そしてまた保管の仕方、丸太のまま置くのかある一定の規格に製材をして保管をするのか、こういうことでも当然違います。前の話になって申しわけありませんが、長野の冬季オリンピックがあったときに、実は南会津地方のカラマツ材を使いたいと、こういう話が持ち上がったんでありますが、実は相手から要求された材が要求された時期に出材できないということで、実は南会津の産材が長野のオリンピックには使われなかったと、こういうこともあります。

ですから、これらのことを十分検証しながら、この一貫的な流れをどう組み立てていくのかというのが今後の課題になります。そのときに大変重要なのは、町が仲介役といいますか、いわゆる船頭役をやりますが、木材素材業者、それから製材業者、この方々がどういう形で参画をしてくれるか、ここが大きなかぎになりますので、町としては今後もストックヤードに木材を出しながら、絶えず関係者に情報を流しながら一緒に今後のあり方を検討する、そんな協議会といいますか場を持っていきたい、そこでシステムづくりを考えたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今の協議会等々、ぜひそういう話し合い、業者を含めて話し合いの場を数多く持っていただきたいというふうに思います。

それから、施政方針の中に本町の豊かな木材資源を使った木質バイオマスエネルギーは利用可能性が高くというふうを書いてありまして、チップボイラー、ペレットボイラーの有効性ということをお述べおられますが、観光施設等の公共施設を中心とした事業化とを検討したいというふうになっておりますけれども、もしもこの検討がある程度具体的に進んでいる事例があれば、ちょっとご紹介いただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

バイオマスエネルギーについては先ほどもちょっと触れましたが、一般的にバイオマス発電ができる、それがチップなのかペレットなのか、こういうことで物事を考えるのではなくて、どこにどういうものを設置したら、どこがどのくらいその効果が上がるんだろうと、こういう視点から基本計画をつくったらどうでしょうかと、こういう提案をさせていただきました。そのときに一番先に考えたのが、4つの第三セクター、つまりこれは状況を調べてみますと、過

去に風力発電を使おうとかいうようなこともあったんですね。

しかし、よくよく調べてみますと、小水力、つまり川のそばにあるんですね。この小水力発電とバイオマス発電の併用の施設はできないんだろうかということで、補助金をいただくNEDOのほうに提案をいたしました。最初は小水力発電はNEDOの事業の対象外ですと、こういう話がありましたので、それはどうしてでしょうかということでいろいろとご提案を申し上げたら、NEDOのほうも小水力発電もNEDOの対象にしましょうと、こういう動きになりましたので、具体的にと言われますと、現在4スキー場のエネルギー源として活用できないかという点まで来ていると、この辺が現在の状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 わかりました。スキー場等を含んだ観光施設、ホテル等も含んだというふうに理解をさせていただきたいと思えます。

最後に、建設業関係と林業の関係についてちょっと最後にお尋ねをしたいと思うんですが、先ほど建設業がなかなか仕事がないというような菅家議員との話の中で痛切に感じたわけですが、建設業の約款の中に、林業関係の仕事に携わることが可能な項目が入っているとすれば、今後町発注の林業関係の仕事に建設業関係者が入るということは可能かどうかについて最後にお尋ねをしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

建設業法の規定はともかくとしまして、林業という業種を作業種に加えた場合、その資格が必要です。例えば伐木造材士がないと伐採をしたり造材をしたりすることができません。一応直径が30センチ以上というのはありますが、じゃそれ以下のものができるかということ、さまざまな径級のものがあるわけですから、やはり伐木造材士をとっていただくと。あるいはまた、下刈り機についても非常に事故が多いので、安全管理の資格をとっていただく、こういうことになります。これについては、そのストックヤードとあわせて木材搬出の支援事業をやろうということで準備してきていましたので、農林事務所を通じてうちのほうの農林課も含めて、資格取得について関係建設業者のほうに説明にまいりました。それで、既に資格を取得している建設業者もいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 引き続き今の話のように建設業者が入ったら今度は林業業者が足りな

いというようなこともある可能性もあるんですが、仕事を分け合うという意味でぜひ指導をされていくことを希望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 最後の登壇になりました。質問を開始いたします。

まず、町の観光振興策についてであります。資源の豊富な当町にとって、観光振興は重要な施策だと思います。昨年南会津観光公社の設立に多大な期待をいたしました。教育旅行の新規開拓も進み、多種多様な企画をされていますが、この広い当町に点在する資源をつなぐことにより、もっと魅力アップできると思います。南会津町全体の観光資源を紹介、案内する施設が必要と考えますが、計画はありますか。

次に、20年度施政方針の冒頭に述べられている、貴重な自然遺産の田代山、帝釈山周辺地域が尾瀬国立公園に編入され、保護の重要性を再認識するところですが、地元川衣区では、これまで山の安全管理や登山道路の整備などをしてきました。地元住民に対して環境省や森林管理署から説明がなく、新聞発表でのみ知り、詳しいことがわからないと聞きました。所管地首長として関係機関に対し、優しい説明を要望する考えはありますか。

次に、上郷小学校は今年度で小学校としての位置づけを終え、長い歴史の幕を閉じます。そこで、校舎を含め学校跡地の利用計画にはどのようなものがあるか伺います。

次に、フレンドカントリークラブの指定管理料は前年比5%減で1,007万円の計上となっております。20年度の事業計画や収支計画の提案をされたと思います。お聞きになったと思いますが、これで健全な経営ができるとお考えか伺います。

次に、町村合併を翌年に控えた当時、平成17年11月に東武鉄道株式会社から、スキー場等開発をともにし苦勞した旧館岩村の地域振興に役立ててほしいと無償譲渡された23ヘクタールの広大な面積の土地の活用計画はありますか。あるとしたらどのような計画か、また進捗状況もあわせて伺います。

大きな2番目ですけれども、南会津観光公社について。

木賊生まれの私は怒っております。1つ目、南会津観光公社の作成した観光ロードマップはどのような目的、当たり前のことだと思いますけれども。

次に、発行部数と1枚当たりの単価費用、総額は幾らか。

次に、このロードマップから館岩地域の町道宮里線が削除されています。この原因は何か。

以上伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の観光振興策に関する1点目、町全体の観光資源の紹介や案内をする施設の必要性和計画についてであります。町の観光情報につきましては、株式会社南会津観光公社を核に、それぞれの観光協会や観光施設が連携をし、情報の発信をするとともに、来訪者へのおもてなしを行っております。おただしのとおり、田代山、帝釈山が尾瀬国立公園に編入されたほか、南会津町には多くの自然資源がございます。まずは自然環境の中で案内できるガイドの養成を行い、来訪者が自然について学べる体制づくりを進めてまいります。

いずれにいたしましても、観光を目的として来訪される皆様には、観光案内は欠かせないものでありますので、今後既存施設の再活用を含め、インフォメーション機能の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に2点目、田代山、帝釈山が尾瀬国立公園に編入されたことによる環境省などの地元住民説明会を要請する考えがあるか、こういうおただしがございましたが、平成18年4月に尾瀬保護財団が尾瀬の保護と利用のあり方検討会を設置し、同年11月に尾瀬ビジョンが策定され、環境省へ報告書を提出されました。これを受けまして、環境省は尾瀬国立公園の単独化に向けて調整を進め、平成19年7月の中央環境審議会による答申によりまして、8月30日に尾瀬国立公園単独化が決定されました。このように、短期間に国立公園に指定された経緯の中で、環境省から国立公園の保護区域等に関して、地元住民に対しての説明がなされなかったのは事実であります。町といたしましては田代山、帝釈山のふもとの集落であります水引、それから川衣地区とのそれぞれの懇談会の中で、尾瀬国立公園内の保護区域や指定エリアの説明を実施してきておりますので、今後改めて地元住民説明会を要請する考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に3点目、上郷小学校跡地利用計画に関してであります。昨年7月に上郷小学校校舎等施設再利用検討委員会を設置をいたしました。3回の会議を開催して、施設の活用方法について検討を進めてまいりました。その結果、施設を行政利用ゾーン、新規ビジネス創出ゾーン、

住民の健康づくりゾーン、南会津町ブランド化計画ゾーンの4つに区分した複合型多目的利用施設としてのご提案をいただきました。現在、町の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、委員会からの提案を踏まえ、本年中の方針決定に向けた取り組みを進めているところでありますのでご理解とご協力を賜りたい、このように考えております。

次に4点目、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社への指定管理料に関してであります。景気低迷と競争激化によって経営環境が年々厳しさを増しており、来期も引き続き厳しい状況が予想されております。町といたしましては、今期の決算見込みと来期の事業計画を見据えて、指定管理料1,007万円を計上いたしました。経営内容を検証し、経営改善計画を策定するための検討委員会が今後早急に会社内に立ち上げられると聞いておりますので、その結果を検証した上で、適切な対応を考えてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に5点目、平成17年に東武鉄道株式会社から旧館岩村に無償譲渡されました土地の活用計画に関してであります。東武鉄道株式会社から寄附を受けました土地は、約133ヘクタールでありまして、ゴルフ場用敷地やスキー場施設敷地の109ヘクタールを除いた24ヘクタールの町有地が、大久保地区にございます。近年、この高杖原一帯を拠点として自然体験を目的とした首都圏からの教育旅行の学校数も年々ふえておりますが、新年度南会津町が誘致を進めております子ども農山漁村交流プロジェクト事業が実施されれば、さらに学校数は増加するものと予想されます。

このような状況と展望に立ちまして、今後の大久保地区の土地利用につきましては、昨年開設いたしました会津高原ふれあい農園、大内沢山と滝ノ又山地区の町有地、また木地師の里として栄えました旧保城集落跡地なども含めて、会津高原地区の拠点として位置づけをし、自然体験を主とした長期滞在型の観光エリアとして整備を進める中で、スキー場などのリゾート施設との相乗効果を図りながら、本地域の観光振興に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。なお、南会津観光公社に関してのご質問につきましては、企画観光課長より答弁をさせます。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

株式会社南会津観光公社に関する1点目、南会津町ロードマップ作成の目的であります。

南会津町を中心に、南会津全体を周遊する観光客の増加と訪れた方の利便性を図ることを目的に、株式会社南会津観光公社みずからが企画立案し、広域的な観光のお勧めや案内を行うために策定されたものと聞いております。

次に2点目、ロードマップの費用に関してではありますが、発行部数は春から夏と秋から冬の年2回発行で、それぞれ25万部、合計で50万部の発行を予定し、費用は税込みで249万9,000円であり、一部単価は約5円であると聞いております。

次に3点目、ロードマップから町道の一部が削除された理由に関してではありますが、校正に当たり関係機関、団体等への校正依頼を行いました。最終的に校正ミスがあり、今回のように秋から冬号の発行分について町道の一部が掲載されず、関係者へご迷惑をかけたところであります。このような事実を町として承知いたしましたので、既に先月、今後このようなミスがないよう関係機関と連携を図りながら、事業実施に当たりました株式会社南会津観光公社に慎重な対応を求めたところ、その後増刷されているマップには、その町道は記載されておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 1点目について、インフォメーション機能の充実と南会津観光公社を核にして教育旅行の誘致等積極的に図るということでもありますけれども、私がここで申し上げたかったのは、閉校後の小学校などを利用して、植物標本や昆虫などの標本展示とあわせて、貴重な点在する湿原の生息する動植物の映像などを見ることができる環境学習の施設ができれば観光資源になり得るといふふうに考えて質問をいたしました。いかがでしょうか。

昨年の11月15日に読売新聞に、大見出しで行き場のない植物標本という記事が掲載になったことはご承知と思っておりますが、7月に福島大学の一角に、段ボール箱18箱が積み上げられ、中身は植物標本2,000点、展示場所がなくロッカーの上のわずかなスペースに押し込められたとありました。尾瀬などに関する植物標本ということでもありますけれども、今後も管理のできない標本はふえ続けるように思うというふうな檜村先生のお話も載っておりました。展示室の設置などが必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最近、新聞あるいはテレビ等でいろいろな情報を確認しますと、いわゆる地方と都市の格差というのは経済格差だけではなくて、これまで積み上げてきた貴重な教材の格差があるというふうな、つまり、大学で研究した蔵書のやり場がない。今言ったように標本の納まり場がない

ということが出てきております。したがって、ここのところは都会で抱える問題を、我々地方がどう受けとめ、どうサポートできるか、そこのところを全体的に考えた中で、いわゆる駒止湿原のような貴重な高層湿原を有する当町、あるいはまた今回尾瀬単独国立公園になった田代山、帝釈山、ここのところで全体的に環境教育の中でそういう貴重な標本等の設置等についても、今後十分検討していかなければならない課題であると、こう認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 経済格差だけではなくて教材の格差、都会の問題をということを町長はよく申しております。昨年、町長に随行し、県庁に尾瀬国立公園の誕生を要望したとき、知事室を出た後、自然保護グループの佐藤守孝参事と、上郷小学校の閉校になる旨のお話を、少しの時間でありましたけれどもさせていただきました。そのときにとても年数とかあの建物の概要と説明したところ、興味深く位置とかお耳を傾けてくださったことを記憶しております。そこでまた、当町には国蝶のオオムラサキが生息していることはご承知だと思っておりますが、田島ダムや山寺の周辺で、7月初旬から8月初旬にかけて見られるということはインターネット等にも流されておりますが、館岩地域でも7月初旬からやはり8月の中旬ぐらいまで、晴れていれば毎日見ることが可能な地域もあります。伊南、南郷地域にはこういうところがあるかどうか、そして短期間ですがこれは観光や自然学習の資源になるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げます、十分私はなり得るんだろうと思っております。私たちは自然界の中で生かされて生きています。しかし、されば便利に合理化された空間だけでいいのかというと、そうではなくて、絶えず気づきを求めあるいは学び、そしてまた後世にその環境あるいは精神を伝えていくという意味では、大変そういう貴重な環境の中で生息をする植物や昆虫や動植物に触れるということは大事だと思っておりますので、今後こういうことについても、どこでどんなふうになるかわかりませんが、やまなみ博覧会等々のセクションにも十分入り得るものだと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今の町長の答弁をいただく前の質問のときに、館岩と田島地域にはこういうのがあるけれども、伊南、南郷地域にはあるかどうかという質問をしたんですけれども、

伊南、南郷地域の代表でおわかりになれば、ならなければ結構です。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 答えします。その件に関しては承知しておりません。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 南郷支所管内でもそれは確認しておりませんが、今後調べて確認したいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 とても貴重で、町長のやまなみ博覧会等、いろいろな形で資源として活用する考えを受けました。

次に、田代、帝釈山へのルートは水引の奥と川衣奥地にあるわけですがけれども、川衣地区には安全管理や貴重な植物保護のために、森林管理署、前は営林署ですか、かなりの期間にわたってゲートを施錠、来場の管理をしております、その地区に対して、先ほど町で説明をしているということで要望する考えはないということでありましたけれども、川衣、水引両集落とも源流地域で非常に貴重な地域であるというふうに認識しております。手前には両地区とも温泉街がありまして、編入された両名峰に観光資源や環境学習の場として大きな期待をしていることも事実であります。

そこで、登山ルート、下山ルートという区別ができないか、そういうふうにと新たに登ったところをおりるのではなくて、新たな価値が見出せ、また湿原への踏み外し等の危険も回避できるのではないかと思います。この点について町長のお考えをお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

川衣については、いわゆる山菜資源と林野資源の供用林野として森林管理署と協定を結んでその利活用を図っておりますので、一般の車両の通行どめ制限をしています。これについても、今回の国立公園の編入についていろいろと話をしましたが、シャトルバスを、一般の車両だけじゃなくてシャトルバスを定期的に走らすと。つまり、一般の客が勝手におりて山菜資源等を採取することのないような環境を整えば、このゲートは外してもいいんでないだろうか、こういう話も実は出てきております。

そこで、先ほども議員からおただしのありましたように、それぞれの地域は源流地域ですが、その下流にそれぞれ湯ノ花温泉と木賊温泉があります。ここを今つなぐのが、町道唐沢線がございまして。したがって、この唐沢線を入れて先ほど18番議員のお話にもありましたが、元気づ

くり事業交付金ですか、これらを使いながら県の事業として一体的な整備を進めていこう、こういう考え方を持っております。

そんな中で、いわゆる国立公園内については環境省の管理ですから、私のところから直接こうしますというお答えはできませんが、当然川衣から登山できる登山道もあるわけですから、これらの整備については財団を通しながら提案をしていく、こういうことにはなるんだろう。それからまた、水引側の登山道についても傷んでいるところ、あるいは危険な場所等もありますので、これらの整備計画も当然協議会を通しながら財団のほうにしっかりとその申し入れをしていくと、こういう形になろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 町道唐沢線、これは今年度の県の予算に橋の部分の計上をされたというふうに聞いておりますが、21年度開通と考えてよろしいのでしょうか。唐沢トンネルから橋を使つての新しい道路、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

詳細については建設事務所のほうでやっておりますけれども、20年度に橋台ができてはいるので、多分21年度にはもう開通できると。工事の進みぐあいも滞っていないと、こんなふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 了解いたしました。その線が開通、そこにあわせてやはり水引、川衣、そこからの登山道で、シャトルバスの運行で観光客の木賊温泉、湯ノ花温泉の行き来は10分程度で私できるようになるのではないかとこのように考えておりますから、大変有効的なものでありますし、町長の政策のやまなみ博覧会、そういうものにも活用できるのではないかと期待しておりますので、ご努力いただきたいと思っております。

次に、上郷小学校の部分ですが、7月に検討委員会を設置し、3回開催されたと。4つのゾーンに区分し、複合型の提案という答弁がありましたけれども、多岐にわたっても計画されていることは理解いたしました。さきに述べたように標本展示、制作などができたり湿原等を映像での紹介、見学学習の場にできれば、悪天候時などの観光客の受け入れなど多くのメリットが期待できると思っておりますが、そのゾーンに教室とかいろいろなゾーンがあると思っておりますけれども、そういうことを検討する考えがあるか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

上郷小学校はご存じのように鉄筋コンクリートの2階建てですので、利用できるスペースとしてはかなり広いだろうというふうに理解しています。したがって、1種類の利用価値じゃなくて、多方面の多角的な経営を考えていこうと。というのは、やはり維持管理経費がかかりますね。ですから、維持管理経費の言ってみれば収入、最低の管理経費くらい収入として見込める、そういうものを取り入れながら経営をしていきたい、あるいは活用を図っていきたい、これが基本的なスタンスです。そんな中で、議員がおただしのようにそういう観光客が雨の日とか何かとか、そういう休み場になり得ることも今後検討の中では議論されるものだと思います。

ただ、私はあくまでも学校であるために、先ほど申し上げたように都会の方たちが何を求めてこの地域に来るのか。つまり、見て食べてだけ帰る観光なのか、それとも考えて習得をしていく観光になるのか、この辺をどちらかというとはかの観光地に特化をして差をつけていきたいと、こうも考えておりますので、総合的に判断をしていく中でいろいろと今後その活用についての具体策が見えてくると思いますので、ただいまご指摘の部分も一つの案として承らせていただきたい、こう思いますのでよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 確かに維持管理、これは全く経費が見込めない、町で繰り入れなければならないということではなく、町長の計画のような形でいくことが望ましいものと私も考えております。活用までに余り長く検討、検討、検討ということではいけないで、早い段階でどこかの部分にでもいいですから入って、そこの活動、そういうものが始まることを期待するわけです。

と言いますのは、割れた1枚の窓ガラスという言葉がありますね。きちんとした管理や使用がされていないと、やはりいろいろな人間がおります。あの地域には伊与戸側から行く国道を通らなくても行ける農道みたいなものもありますし、壊されたりとかいうことが始まると、あっという間に伝染的に広がる可能性もありますので、その辺がなるべく早い段階で、総合的にはやはり相当な検討、計画が必要だと思いますけれども、管理関係に対する町長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全く議員おただしのように、空き校舎の期間が長くなりますと、予想もしないような事態が発生しますので、ここのところは地域住民の不安を解消する意味でも、できるだけ早い時期に

管理の体制を整えていきたい。その管理の体制を整えながらも、利活用については先ほど申し上げましたように、利活用するまでほうっておくのではなくて、その体制を整えながら利活用もあわせて考えていくと。これは相手がありますので、相手との交渉もこれから必要になってきますから、そこの辺は柔軟に対応しながら、地域住民が不安を抱えない施設の管理をしていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今の部分については了解いたしました。

それでは、フレンドカントリークラブの件に移りますが、フレンドカントリークラブの社長はどうなりましたか、まずお聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

本日議会が開会される前、9時20分だと思いましたが、新しい社長が選任されましたということで、支配人と一緒にきょう私のところにお見えになりました。お名前を申し上げます、阿久津栄さんということで決まりましたので、ご報告をさせていただきます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 よかったと思えます。先ほど来出ておりました建設業界の厳しい情勢の中で、今は前社長と申し上げますが、破産、倒産をいたしまして、当然社長のほうも退任されたのだろうなというふうに思っております、町で1,007万円もの指定管理料を支払って、社長が不在というような事態では困るなというふうに感じておりましたが、前副社長ということだと思います。

それでは、細かい点にちょっと入りますけれども、19年度の資本残というか、状況、そして17年度、18年度の経常損失額、また19年度の損失の見込み額、それを確認いたしますのでよろしくお願ひします。まず、資本状況は約710万円、17年度、18年度、19年度の経常損失、17年度は57万円、18年度は730万円、19年度は見込みとして320万円よろしいでしょうか。あと過去3年間の入場者数と売上高、これは私の調査したところでは17年度が1万153人、18年度が9,500人、19年度が9,294人、収入としては約8,180万円、7,500万円、7,028万円と思えますが、これに間違いがあるかどうか確認いたします。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 間違いございません。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 入り込みと収入、大まかに見て比例していますが、18年度の赤字は大分多く見えます。要因は何か確認されているかお聞きいたします。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 1点目は、経済状況の悪化による入り込み客が減ったことが要因であると考えられます。あと2点目は、天候の不順等、特に豪雪によってオープンがおくれたということがございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 そうですね、豪雪の年の翌年、4月がやはり除雪経費とかが非常にかかるということで、17年度が降雪であると18年度の損失額が多くなるということだろうというふうに思います。今年度も2月に相当の積雪があり、除雪経費がかさむと思われれます。また、燃料の高騰、本町の建設業者2社倒産、公共事業の減少等々、経営悪化の要因は増すばかりのように感じておりますが、この辺に対する町長のお考えがもしあればお聞きしたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

冒頭お答えをいたしましたように、これまでも厳しい経営を強いられておりますけれども、今後ますますその厳しさは増すんだろう、こういうふうに思っております。そこで、以前議会でもおただしがございましたが、取締役会でこのところの経営のあり方については、ただただ入場者をふやせばいいという経営のあり方でいいのかということで、いろいろと検討をしてもらってきたわけです。そんな中で社長が交代をすると、こういう結果になったのであります。今後引き続き、先ほど申し上げたように経営のあり方について検討委員会を早急に立ち上げると、こういうことでございますので、これまでは内部検討をしてきたのであります。より緊急性を持たせた検討委員会で、今後のゴルフ場の活用について連携ができるのか、あるいはどんな方法が生まれるのか、またどこどう連携できるのか、こういうこともしっかりと視野に入れて具体的な提言をされると、こう思っておりますので、その段階で支援の方法を考えていくと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 私も全く同感でありまして、入場者数を安くしてふやすとかという原理は、全く当てはまらないように思います。半年間しかできないゴルフ場でありますから、そこに対する価値が見出せるような考え方も必要かなというふうに考えております。たかつえカ

ントリークラブを愛し、別荘をスキー場エリアの中に建て、年間で100人ぐらい延べ人数で利用される方がいらっしゃいます。その方は、ホテル、ペンションを安くすることだけが集客ではないよ、これでは経営困難に陥るのではないかというようなことを言っておられました。ただ、経営困難になってなくなることは私にとっては重大なことだと。それはその方の所得の部分もあるからかもしれませんけれども、そういう方たち、または例えばふれあい農園などで安全な無農薬の野菜、食を提供するとか、いろいろな付加価値を見出していくことも必要かなというふうに思います。

また、ホテル、ペンション、民宿などはゴルフ、宿泊パックなどもやっておりますから、間接的な収入、ゴルフ場があるおかげですね、町長は12月の定例議会で1番議員の質問に対して、埼玉の高等学校のゴルフ部と連携して積極的に取り組むとお答えでありましたが、連携協議は進んでいるかどうかを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この前の答弁のときにもたしかつけ加えたと思ったんですが、いわゆる学校側はゴルフクラブを持っています。したがって、ゴルフ場に来て練習合宿をすることは可能なんですが、父兄がゴルフ場イコール農薬を使う、こういう印象が非常に強いので、やはりできれば限りなくそういう除草剤等の少ない、そういうゴルフ場を選びたいというのが学校側の意見であります。ですから、それにどうカントリークラブが株式会社が取り組むのか、ここのところを実はなかなか簡単にはいかないんでしょうけれども、計画は出てくるのかなと、こう思っていたんですが、いまだに計画が出ない、これが実態ですので、その後学園との協議は進めておりません。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 農薬肥料を使わないでの管理というのは非常に難しいというふうに聞いておりますけれども、やはり難しいからやらないということではだめだと思います。やはりやることを1,000万円出資している大株主としては、そういうことも勧めるべきだろうというふうに思います。

除草に関して、あるゴルフ場で午前5分間、午後5分間という草むしりの時間をとったそうであります。そうすると、100人、200人と入るところですべてがその位置で自分の周辺のやつをむしるということは、すごい効果が上がったと聞いております。高い金を出してゴルフ場に行って草むしりやってくれるかという人もいるかもしれませんが、結構協力的に土に親しむというような雰囲気、皆さんグリーンフォークを持っていますから、グリーンフォー

クをうまく使うと除草が簡単にできるそうでありますから、そういうようなことなどもコンペの中などでも提案できるのかなというふうに思います。

また、町有のゴルフ場、町民の健康づくり等にも役立てるべきかなと。まだその機が少ないように感じておりますけれども、小中学生など、プロゴルファーを目指す、私、南会津高との連絡協議会のときに申し上げたときに鼻で笑われましたけれども、雪の中でも雪の上だからこそバランスがとりにくい、そういう状況の中での冬期間の練習、そういうものももしかすると、将来すごい納税者であるプロゴルファーなどが誕生する可能性も否定はできないと思います。また、グランドゴルフ、こういうものにも活用し、町民の利益、健康づくりにつなげることができるのではないかとというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど10番議員から、スキー場がいわゆる健康増進になるだろうと、こういうおただしがございました。そういう意味では、ゴルフ場も町民の健康増進のための施設としてとらえることは十分できるだろうと、こういうふうに思います。

あわせて、ゴルフというのは町民の方々がどういうふうなイメージを持っておられるか、なかなか予想でしか言えないんですが、わかりませんが、非常に自己申告制のスポーツなんです。自己申告のスポーツであるということは自分との戦い、そしてスコア等について適切に自分の管理をするといいますか、そういう意味では規律あるスポーツでもあると、こういうふうにもとらえることができますね。そういう意味では、私は教育の分野にも活用できるのではないかと、こんなふうにも実は思っています。さらに、ゴルフが家族とかそういう人たちのコミュニケーション、こういう場所になる得るだろうと。なかなかゴルフというと高給取りが、時間とお金のある方がやっているだろうという印象が非常に今まで強かったんですが、そうではない考え方あるいはイメージづくり、こういうものも場合によってはできるのではないだろうかと、こんなふうに思っています。

ある年配のご夫婦が、私どもはなかなか歩くことができないんですけども、ゴルフ場に来てコミュニケーションをとり、健康増進を図っていると、こういう方も実際におられましたので、それは一つのヒントになってくるのかなと、こんなふうにも思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まさに今は、高額所得者だけの楽しみではないと実感しております。しかし、南会津町民に対しての何か、年間の会員権までいなくてパスポートみたいなものの

提案とか、安さだけを競争するとやはり栃木県には145ぐらいのゴルフ場があって、毎日しのぎを削っておりまして、メイフラワーという名門のコースなどはゴルフマネジメント株式会社というところが破綻をいたしまして、管理運営をする。しかしやはり数があり過ぎて、非常に経営は難しいという状況が続いているそうであります。

南会津町にも会員権を持った方がいましたけれども、全く水の泡というふうになってしまったと聞きました。そこで、たかつえカントリークラブは、八木沢の源流地域に位置する非常に重要な、河川環境を守るためにも重要な地域であるというふうに考えます。ですから、農薬、肥料、そういうものをやはりできるだけ使わないでどういうことができるのかとかということをもっと根本的に見直す経営も必要なのかなというふうに感じております。経営が困難だからといって譲渡などというような行為は絶対してはいけないと思います。あの地域はあれだけ広いわけですから、もし中で何をされてもゴルフ場としてやはり経営できないから、あとは何をしているかわからないということにならないようにするべきと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、私は素朴な疑問として、いわゆる会津高原フレンドカントリークラブ株式会社がゴルフ場だけの経営にある会社だということが非常に疑問でした。やはり第三セクターもスキー場の経営に大変厳しい状況に置かれていますが、それぞれにホテルを経営したり道の駅を経営したりしています。そうしてトータル的に今雇用の場を提供したりしながら、何とか経営を持続しています。ですからそういうことを考えれば、やはり取締役会あるいは株主関係者の中で、そういう視点で経営のあり方についてご検討いただければ大変ありがたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まさにそうであろうと思います。先ほど10番議員の質問の中に、やはりスキー場ではグリーンシーズンの活用が重要な収益につながるようなお話がありましたけれども、ゴルフ場ではやはりウインターシーズンですね、このウインターシーズンに、営業活動だけではやはりなかなか難しい。やはり複合的な夏に収益の上がる企業、そういうものをやはり雇用の部分でも相入れたりすると、経営としてはうまくいくのかなというふうな考えもありますけれども、冬期の活用を、古今地区で2月に歩くスキー大会のときにアニマルトラッキングの報告の中にのってございましたけれども、私は前から興味を持っておりまして、ゴルフ場などは非常にそういう観光資源としての価値もあるような気がするわけですが、アニマル

トラッキングの参加者の感想というものをもし意見とかが聴取できていれば、お聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 今回の田島歩くスキー大会で山村道場でやりまして、アニマルトラッキングにつきましては16名の出席がありました。過去2回やったんですが、その中では一番多かったですね。一つの特徴としては、非常に参加者が子供から大学生、大学生というのは明治大学のワンダーフォーゲル部がわざわざそれに來たというふうなことで、非常に年齢的にもお年寄りから子供まで。今後今お話がありましたように、スポーツというか一つのレジャーというか、非常に幅の広い方々を対象なものですから、大いに期待される一分野であるかなというふうに参加者からも、天気は悪かったんですが、逆に天気に余り関係ないというのも一つのスポーツかなというふうに関心は持ちました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 非常によかったというふうにとらえていいのかなというふうに思います。ゴルフ場はカラマツコースにはちょっと高い橋があったり、フレンドカントリークラブの経営改善というような視点で質問をしているわけですが、冬期のゴルフ場の活用、そういうものもできるのではないかとというふうに思って質問いたしております。

次の、24ヘクタールの大久保地区の活用のほうに移ります。南会津町の所有地ということでもありますけれども、ここの広大な面積をサッカーの練習場のグラウンドとか、あとはリゾート霊園とかというような、首都圏で非常にお墓が不足しているというような話も聞きましたけれども、そういうことが検討できないかどうか伺います。大久保地区についてです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

さきほど答弁したとおりであります。24ヘクタールの広大な土地ですので、今後いろいろなこれまでの取り組みと連結をさせながら、それぞれ川、山、あるいは原野等の活用ができると思っていますので、これについても館岩地区の関係者を中心に検討していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 次に、南会津観光公社の部分に移りますが、校正依頼ということをおっしゃっていただきましたけれども、これは各地域の観光公社にしたということによろしいのでしょうか、伺

います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 基本的に、協賛をいただいたところに校正をお願いしたということ
でございます。そう聞いております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 そうしますと、お金をかけてマイナスの宣伝をしたというふうにとら
えられる可能性もあるわけですが、この宮里線の終点地は町長が活性化の火種を落とさ
れて、非常に集落の人たちが生き生きと活動を始めており、布草履などの生産などに今すごい
生きがいを見出している地域だというふうに思います。集落の手前は木賊温泉、15軒にも満た
ないところでも30歳から50歳代の人が今、真剣に地域を盛り立てようという考えで取り組ん
でおるところでありますけれども、観光公社には町長の意が伝わっていなかったのではないかと、
とっても残念に思ったわけですが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このロードマップについては、観光公社が主体となって作成をいたしましたので、先ほど企
画観光課長が答えたとおりであります。私たちについては、それは信頼をして見守ってきたわ
けですので、こういうことが発覚した以上、こういうことは二度と起こさないようにというこ
とで指示を出しましたので、それでご了解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 以上で終わります。

○渡部康吉議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明12日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

散 会 午後 4時46分

平成20年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成20年3月12日(水曜)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 15番 阿久津 梅 夫 議員
- 19番 大 竹 幸 一 議員
- 14番 平 野 昌 盛 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 1番 湯 田 哲 議員
- 11番 湯 田 秀 春 議員
- 2番 渡 部 俊 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 湯 田 哲 議員 | 2番 | 渡 部 俊 夫 議員 |
| 3番 | 高 野 精 一 議員 | 4番 | 馬 場 信 作 議員 |
| 5番 | 山 内 政 議員 | 6番 | 渡 部 優 議員 |
| 8番 | 楠 正 次 議員 | 9番 | 大 宅 宗 吉 議員 |
| 10番 | 渡 部 忠 雄 議員 | 11番 | 湯 田 秀 春 議員 |
| 12番 | 星 登志一 議員 | 13番 | 星 和 男 議員 |
| 14番 | 平 野 昌 盛 議員 | 15番 | 阿久津 梅 夫 議員 |
| 16番 | 渡 部 東 議員 | 17番 | 芳賀沼 順 一 議員 |
| 18番 | 菅 家 幸 弘 議員 | 19番 | 大 竹 幸 一 議員 |
| 20番 | 児 山 寿 明 議員 | 21番 | 五十嵐 司 議員 |
| 22番 | 渡 部 康 吉 議員 | | |

欠席議員（1名）

7番 星 光 久 議員

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五 十 嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、7番、星光久君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎建設課長の発言

○渡部康吉議長 ここで、建設課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

建設課長。

○舟木平蔵建設課長 昨日の18番議員さんのおただしの中で、建設業の従事者数と失業率ということがありますのでお答えします。

調べた結果、町村単位の建設業の従事者数そして失業率、こういうものはハローワークと関係する機関でもその数字はカウントできなく集約しておりません。したがって、町でもそれらの数字を掌握できる状況にありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、議員さんの質問から考えますと、本町の建設業、土木建設工事を主たる業としている企業22社の従事者数ですか、これは指名参加者名簿の中から集計しますと、364人あります。そして、昨年来の倒産した3社の従業員、失業者といえますか、この数字は43人あります。単純計算の割合では、11.8となっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

◇

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。

◇ 阿久津 梅 夫 議員

○渡部康吉議長 それでは、15番、阿久津梅夫君の登壇を許します。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 通告どおり2点ほど一般質問いたします。

1、学童保育について。2点目、無農薬栽培等について。

1、経済の悪化から余り明るいニュースが聞けないこのごろ、南会津町においても会社の倒産や労働者の低賃金、パート化が進み、共稼ぎや家族全体で働かなくてはならない状況です。

そこで、町として、親が働いていて放課後の保育が十分保障されない家庭にかかわる学童保育等をどのようにお考えかお伺いいたします。

また、学童保育は、小学校低学年児童に対しての事業の認識としていますが、幅広い対応ができないものかもあわせてお伺いいたします。

2点目、無農薬栽培等について。

土木建設業が元気がない今、農業は食料の国内自給、安全が社会問題となっていることから、農業の価値、収入の場としても見直されているようです。

そこで、無農薬栽培など、新たな農業の取り組みからの発展が大きな産業としての可能性があると考えています。町の無農薬栽培等の働きをされているようですが、今後の事業展開等をどうお考えかお伺いいたします。

以上の2点をよろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 15番、阿久津梅夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに1点目、学童保育等に関してであります。学童保育は、両親が共働きなど、留守家庭の児童の生活の場であり、保護者が安心して子育てできる環境を整備していく上でも非常に重要であると認識をしております。

現在、田島小学校区と荒海小学校区で実施をしております。さらには、田島第二小学校区で来年度の実施に向け、保護者や学校、そして地域の方と協議を進めているところであります。

また、学童保育は、小学校低学年児童を対象とした事業であり、幅の広い対応ができないものかとのことですが、低学年のみならず、すべての児童を対象とした放課後子供教室を保護者や地域の方に協力をいただき、田島地域で2教室、館岩、伊南地域でそれぞれ1教室、南郷地域で2教室の合計6教室を実施しているところであります。

平成20年度の重点施策の柱として、子育て支援に関する施策を位置づけましたし、今後も地域の自主的な取り組みを尊重し、放課後子供プラン運営委員会を中心に、学童保育と放課後子供教室の連携を図りながら、放課後の子供の安全で健やかな居場所を確保し、共働き家庭などの子育てを支援してまいりたい、このように考えております。

次に、無農薬栽培等に関してのおたがございました。

中国製ギョーザの事件に象徴されるように、今まさに消費者は心から安全で安心して消費できる農産物を求めています。この流れに呼応するように、現在でもエコファーマーや特別栽培など、消費者ニーズにこたえようと努力をしているところでありますが、消費者が本当に求めているものは、限りない無農薬の農産物であり、その生産が急務となっております。

このことから、本町といたしましては、限りなく無農薬の農産物の生産を、平成20年度の重点事業と位置づけ、生産から加工、販売までを一連のシステムとしてとらえ、今施策を推進していく考えであります。

生産については、モデル地区を設定し、モデル地区での取り組みを通しながら、無農薬栽培での生産が可能であることを実証し、生産者側の意識の転換を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

また、加工につきましては、余剰農産物等の調査や加工業者と連携をした施策等を行い、より付加価値をつけた新たな加工品の開発を進めていく考えであります。販売につきましては、市場や大規模消費団体等の調査を行い、販路拡大に結びつけていく対外的戦略と地域内自給率の向上を図るため、ホテル、旅館等への働きかけや学校給食等への導入に向けた内需的戦略に分けて推進していく考えであります。本町が安全で安心な農産物の生産地として、広く消費者

に認知されるよう、地域及び関係機関と一体となって推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 1点目の学童保育についてであります、館岩地区も統合になるわけで、統合になれば、父兄の負担も大変なんです、送り迎えが大変だから。ぜひその辺も踏まえてやってもらいたひと思ひます。

あとは田島地域から何かそういう話が出ているようですか、そっちのほうはどうなっているんですか。学童保育について、町に何かありませんでしたか。

以上、それを聞きます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

それでは、まず1点目の館岩地区の放課後子供教室の関係でございますが、これにつきましては、平成19年度から館岩小学校でも、学童保育ではありませんけれども、小学生1年生から6年生までを対象にしまして放課後子供教室、これを開設を図っておりますので、さらに学童保育的な部分で地域の需要があるということであれば、これも検討していきたい、このように考えております。

さらに、田島地区の学童保育の関係につきましては、田島第二小学区のことなのかなということでお答えいたしますが、これにつきましては、昨年末に保護者の方から町に、学童保育の開設の要請がございまして、今現在、それぞれPTAの方、それから学校当局と詰めておまして、準備が整いましたらば、平成20年度中の2学期あたりからスタートさせたいと、このような形で今現在準備を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 第2あれっというのは、長野地区、田部地区なんですか。どこ地区なんですか、この学校。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうからお話がありました、長野、田部原、田部地区、この地区の生徒でございます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 わかりました。私も歩いていたらそのような話を聞きましたから。それでは、この1点目の質問としてはこれで終わります。

2点目であります。無農薬栽培等について、20年度、ことしですね。これは大変だと思うんです。ただ、今、60代の方が仕事がなくっている人がいっぱいいるんです。そういう人たちはやっぱり経験もあるわけですから、70代でも。そういう人たちにつくってもらいながら、それを少しでも集めてお金にかえるようなことを考えればよいと思うんです。ただ、モデル地区、モデル地区と補助的なことばかり考えたってこれはどうしようもないことです。町のお金がないんだから。あとやる気のある人たちに、気楽にできるような無農薬栽培をやられたらよいと思います。指導に対しても自然にいっぱいあるんですから、お金を出さなくても、そういうやつから指導していったらどうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、60歳代の方々でも、健康管理が十分に行き届いていて、農作業を初め、森林等の業務にも従事できる、こういう人たちがたくさんいることは承知しております。

したがって、これまでも市場に関係するものとして枝物栽培、これは館岩で花卉組合の方々も指導者になって、今グループを結成して、出荷が少なくとも2、3年後にできるような体制を今準備しているところであります。

あわせて無農薬栽培についても、昨日も関係質問の中でご答弁を申し上げましたが、ニーズとしては非常に高まりがあります。しかし、具体的に、技術的にどうしていくかという問題、こここのところを一つ一つ丁寧に、行政側としても検証して、そこに新たな助成支援を加えていかなければならない、このように考えております。

しかし、行政がみずから事業実施主体になるということは、なかなか困難性があるのかなど、こんな思いも持っておりますので、議員おただしのように、私はできれば地域を一つの枠組みとして、その中で取り組みを進めていきたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 はい、わかりました。

今度の所信表明の中で、いずれになくよく議員たちの要望が大分入っているようです。ぜひこれを実行してくださるようお願いして、私の一般質問はこれで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、15番、阿久津梅夫君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 早速一般質問を行います。

まず最初の質問は、医師育成のために奨学金をとという質問であります。

2月28日に、南会津病院の産婦人科常勤医師確保を求める署名が県知事に提出されまして、知事は知恵を絞っていくという返答だったと聞きますが、その後の県の最新の動向はどうなっているか伺いたいと思います。

2つ目は、さらに2月26日の新聞には、妊婦検診につきましては、4月以降も南会津病院で継続することを検討するという報道がありましたが、これにつきましても、県の最新の動向をどう把握しているか伺うものであります。

3つ目は、医師不足の原因につきましていろいろ言われておりますが、最近では、大野病院の医師の逮捕であったり、あるいは医師の研修制度の変更もあるというふうに聞いておりますが、さらに、もっと根深い問題があるということがわかりました。それは、この前2月26日に衆議院の予算委員会の質疑を見ておりましたら、今から26年前の昭和57年と11年前の平成9年に、医学部の定数削減を決めた政府の閣議決定があるんだということがわかりました。

そこで、この衆議院の中で、この閣議決定を撤廃すべきではないかと、こういう質問があり、これに対して厚生労働大臣は新しい状況で新しい対策を立てていくんだと、医師不足の問題に全面的に取り組むと、こう述べまして、やっと医師が不足しているということを認め、そして今後力を入れていくということがわかりまして、ようやく重い腰が上がったなど私は思ったところであります。

なお、この2月26日の衆議院の状況につきましては、ホームページで衆議院の2月26日というところを見ると、高橋千鶴子という衆議院議員がやっておりましたので、ぜひ見ていただきたいと思っております。

こうした状況の中で、やはり、町としましても町民の子供が医師になりやすい、そういう状況をつくるために、助成制度、例えば特別な奨学金などをつくってはどうかと、こう思います

が、いかがでしょうか。

この質問の要旨がこの前金曜日に新聞に折り込まれましたが、ある町民から電話がありまして、実はうちの孫も医者になりたいと言っていると、ぜひこういう制度をつくってもらいたい、こういう要望がありましたので、それにこたえるようなそういう状況、そして野口英世を生んだ福島県にふさわしい医師が多い、そういうまちづくりを目指していってはどうかと思うのであります。

2つ目の質問は、後発医薬品の使用促進をという質問であります。

一般に、特許権の期間は20年であると言われておりますが、薬は最大で5年の延長があるそうであります。そしてその後、後発の会社がつくる医薬品を、これは「ジェネリック」と書きましたが、間違いで、「ジェ」です。ね「ジェネリック」と、「ジ」の後に小さな「エ」が入るジェネリック医薬品といいまして、値段は先発医薬品の7割程度と言われております。そして、当然医療費を下げ、国保税やそういう健康保険も引き下がると、こういう効果があるわけでありまして。

町民が病院に行った場合に、ジェネリック医薬品を希望し、そして医師の合意があれば使えるそうではありますが、しかし、薬局にその薬がない場合には使えません。そこで、やはり医師と薬局と、それから町民、そうした人たちの間を行政が取り持って、そしてこういうものを使っていこうというふうにして普及することが必要であります。

2月22日の新聞によりますと、福島県も使用促進の方針を出しましたので、町としてもこれに早く取り組んで、そして町民が病院に行った際に、後発医薬品でいいですよというふうに言えるような、そういう状況を早くつくっていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

そして、医療費を下げ、国民健康保険税を1人1万円の値下げを実現し、町民の負担軽減を図るとともに、そして医師を育成するための奨学金の財源としてもどうかと思うので提案するものであります。

3つ目の質問は、後期高齢者医療制度についてであります。

12月議会で、この制度の説明会の開催を求めたところ、町長は関係機関と連絡をとり、周知に努めたいという答弁でありましたが、私はさらに具体的にはどうやるのか、こう質問しますと、担当課長からは、年が明けたら全町で行いたいという答弁がありました。しかし、実際、1月になってからの様子を見ますと、老人会や地区より要望があったところだけで開催していると聞いておりますが、なぜ課長答弁のとおり、町内全域で、町みずからが日程をつくっ

て実施していないのか、その理由を伺いたいと思います。

さらにまた、4月から実施された場合に、治療を受ける際の町民の場合の注意、それから自分の保険料は幾らでいつわかるのか、また、何月の年金から天引きされるのか、そうした本当に具体的な細かな問題であります。事前の説明が必要だと思っておりますけれども、これはどうなっているか伺いたいと思います。6月の年金から天引きという人もいますし、いや4月だという人もおりますけれども、そういったことについても、ぜひ伺いたいと思います。

また、説明会は何カ所で行って参加人数はどうだったのか。さらに、全町での実施に向けて今後どう進めていくのか伺います。さらに、事前にちょっと聞きに行ったんですが、まだわかっていなかったものですからここで伺いますが、75歳以上の対象者は何人であるのか。さらに、所得階層ごとに所得のなしの方、100万円以下の方、200万円以下の方、300万円、400万円、500万円以下の方については、それぞれ何人くらいずついるのか、その実態を伺いたいと思います。

またさらに、それとは全く連動しないようではありますが、7割、5割、2割の軽減というものも今度の制度にあります。これへの該当は何人であるのか伺います。

さらに、65歳から74歳で一定の障害の方についても何人か伺います。そして、この人たちは現在の国民健康保険かあるいは後期高齢者かを選べるわけではありますが、その選びやすいような説明は行われたのかどうかも伺います。

さらに、社会保険などの被扶養者で、今まで保険料の負担のなかった人など、新たな被保険者は何人か伺います。

さらに、2年ごとに保険料が上がることや診療報酬の包括払い、また定額払いとも言うそうではありますが、そうしたものについての説明、さらには終末期医療などについてはパンフレットに書いておりませんが、説明不十分ではないのかどうか伺いたいと思います。

次は、4点目は実効性のある減免制度をとという質問であります。

この前12月議会で、今度65歳以上の方につきましては、介護保険のほかに国保税、あるいは75歳以上は後期高齢者の医療保険というものが天引きされると。そしてまた、1万5,000円以下の方は切符によって徴収だということで、非常に大変な状況でありますので、そこで資格証明書については、機械的には行わない、こういう話がありましたが、しかし、資格証明書と滞納減免というのは、裏腹の関係でありますので、実効性のある減免制度がどうしても必要であります。

そこで、現在、国保税の減免は国民健康保険法の44条、それから町の国保税条例では17条、

それから町の滞納者対策要綱では4条、町の減免に関する事務取扱要綱では第2条に定められておりますけれども、そのうち1つ目は、災害により生活が著しく困難になった者、2つ目は、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者、3つ目は、少年院・刑務所などに入所している者については、減免があるようであります。しかし、4つ目のその他特別の事情があると認められる者については、減免した例がないと聞いております。

この4つ目のその他特別の事情、これが問題でありまして、これが個別的であるためになかなか認められていないと。しかし、その町の滞納者対策要綱には次のように書かれております。アとしまして、滞納者がその財産につき災害を受け、または盗難に遭ったこと。イとしましては、滞納者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。ウとしまして、滞納者がその事業を廃止し、また休止したこと。エとしまして、滞納者がその事業につき著しい損害を受けたこと。オとしまして、前各号に準ずる事由があったこと。この5項目につきましては、政令に定める特別な事情とも呼ばれ、払えないもつともな理由であると思うので、次の点について伺いたいと思います。

これらもアからオに該当した例がないと、減免した例がないというのは、減免する考えがないのではないかと。そして、悪質滞納者と混同していないかどうか。

2つ目の質問は、12月議会で示した福島県の伊達市では、上記のようなアからオについて具体化しまして、これをもっとわかりやすく表現して、失業、疾病、負傷等により、世帯合計収入額が生活保護基準以下であり、真に担税力を喪失していると認められる場合は2分の1以上を減免すると、こういうふうにしまして、該当させるようになったのでありますが、調査したのかどうか伺いたいと思います。

3つ目は、刑務所に入るといふ罪を犯した人には減免があつて、なぜ上記のようなアからオのような町民で収入が減った人については、減免がないのかどうかを伺います。

次は、後期高齢者医療制度では、高齢者の医療に関する法律第103条と第111条を使って減免制度ができると思うがどうかということを質問いたします。

私の滞納者救済の観点は、お金があるのに払わない、こういう悪質滞納者ではなくて、病気やけがや失業で、そしてお金がなくてなかなか払えないと、こういう善良などいいますか、そうした本当に困った滞納者救済策でありますので、誤解のないようにひとつ答弁を求めまして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2点目の後発医薬品の使用促進に関する2点目、医療費を削減し、医師を育成するための奨学金の財源としてはどうかというおただしについてお答えをさせていただきます。

まず、医療費や介護給付費等の削減は、現在、町が最も力を入れて取り組まなければならない重点施策でありまして、平成20年度からスタートする特定検診、特定保健指導をしつつ、ありがたい体操を普及するとともに、介護予防事業の充実を図りながら、予防医療を重視した事業を展開してまいりたい、このように考えているところであります。

そこで、おただしの医師育成のための奨学金制度の創設であります。基本的には、現在の町の奨学金制度や日本学生支援機構の奨学金制度など、既存の多様な制度で一定程度対応できるものと思われまますので、現段階では、提案のあった特別な奨学金制度を創設する考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、これ以外の質問事項につきましては、それぞれ担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

なお、再質問等具体的事項については、内容によっては担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 私のほうからは、医師育成の奨学金の関係、それから後発医薬品の促進ということについてのおただしにつきまして、答弁させていただきます。

まず初めに、医師育成の奨学金に関する1点目と2点目でございますが、ともに南会津病院の産婦人科医師のおただしでありますので、あわせて答弁させていただきます。

この問題につきましては、何度も要請活動を精力的に進めていますが、県内の全般的な医師不足の中、とりわけ産婦人科医師の確保は厳しい状況にあり、県からは常勤医師の配置は非常に困難であることが伝えられてきております。

ただ、おただしの中にもありましたように、妊産婦の検診につきましては、継続できるよう非常勤医師の派遣が検討されていると聞いておりますが、まだ正式決定には至っていないと、このように聞いておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、医師育成に関する3点目の奨学金につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、現在のところ奨学金制度を創設する考えはございませんので、ご理解いただきたいと、このように思ひます。

次に、大きな2点目の後発医薬品の使用促進に関する1点目、町民への普及に関してのおただしでございますが、先発医薬品に対し、その特許期限が切れる後に出てくる後発医薬品の価格

は、先発医薬品の2割から8割に設定されており、医療費削減に大きな効果を与えるものと考えられます。

平成14年には、医師や調剤薬局が後発医薬品を処方した場合、収入がふえる仕組みも導入し、使用促進を図っており、県もこれに倣って利用促進の方針を出したことは、おただしのおりでございます。

後発医薬品は価格も低く、薬の効果も大きな差はございません。しかしながら、最も重要なことは、後発医薬品は古い薬でもあると、こういうことでございます。新たな効果のある薬が次々と開発をされ、医師は患者さんに対しまして、早くよくなってもらいたいと、このような考え方のもと、先発医薬品を処方することも多いと、このように聞いております。

このようなことから、町は南会津郡医師会と後発医薬品の利用について話し合いを持ちまして、患者さんの状態に合わせて後発医薬品を処方する方向で了解をいただいているところでございます。今後、住民へ後発医薬品についての周知を図り、利用促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

私からは以上の答弁でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 私からは、3点目のおただしであります後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

まず初めに、1点目の後期高齢者医療制度の説明会に関するおただしではありますが、現在までの説明会の開催については、厳冬期であったこと、参加していただく対象者の負担などを考慮して、老人クラブの集まりや各地区で行われている健康教室、高齢者学級など、高齢者が集まる機会をとらえて説明会を実施してきたところであります。

今後の説明会の開催に当たっては、参加者の方が参加しやすいよう配慮しながら、3月中旬から全町的に説明会を開催して、改めて後期高齢者医療制度についてのご理解をいただくよう取り組んでまいります。

次に、2点目、制度内容、保険料についての事前説明に関するおただしではありますが、3月に発送を予定しております被保険者証とあわせて、負担の割合、制度の内容を解説したパンフレットを改めて配布する予定としております。また、町広報紙におきましても、2月、3月号で制度の周知をさらに行っているところであります。個人が納める保険料の額については、年金から天引きとなる特別徴収対象者には4月上旬、8月から納付書により納付いただく普通徴収対象者の方には4月中旬を目安に保険料をお知らせする通知を送付する予定にしております。

次に3点目、説明会の開催数と参加数に関するおたただしですが、現在まで老人クラブを初め高齢者学級、出前講座などを通して25回の説明会を実施し、約1,140人に対して説明を行ったところであります。

今後につきましては、説明を行っていない地区を中心として、40回ほどの説明会を開催する予定をしております。引き続き多くの町民が集まる機会をとらえて、さらに説明を行ってまいりたいと考えております。

次に4点目、対象者数及び対象者の所得の状況に関してのおたただしであります。現在のところ、後期高齢者医療制度の対象となる方については、約3,800人と見込んでいるところです。対象者の所得の状況につきましては、収入から年金控除額を差し引いた所得がゼロ円となる方が3,066人、100万円以下が425人、200万円以下が225人、300万円以下が41人、400万円以下が14人、500万円以下が6人となる見込みです。また、保険料の負担軽減についてであります。均等割の軽減に該当する方は7割軽減については1,794人、5割軽減が138人、2割軽減が248人と合計2,180人となっており、全体の約6割の方が軽減の対象となる見込みであります。

次に5点目、障害認定によって後期高齢者医療に該当する方の人数、制度への説明のおたただしであります。65歳から74歳までの方で一定の障害があり、後期高齢者医療の対象となる方は150人ほどとなります。このような方は、制度上加入しないことも可能となっておりますので、加入した場合としない場合のケースを具体的に説明した資料を送付するなど、現在加入意思の確認を行っているところであります。

なお、このような方につきましては、一たん対象者になりましても、4月以降も申請により加入を取り消すことも可能でありますので、その点も含めて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に6点目、社会保険等の扶養者で新たに保険料の負担をする方の数に関してのおたただしであります。現在、社会保険等の被扶養者であって、後期高齢者医療制度に移行することにより、新たに保険料の負担が発生する方は1,100人ほどで、全対象者の3割程度になると見込んでおります。

次に7点目、保険料、診療報酬についての説明に関してのおたただしですが、今後の保険料の動向については、現時点で確定したものではないこと、診療報酬の制度についても、これまでの老人診療報酬体系を基本とした後期高齢者医療の診療報酬体系がとられるといったことから、パンフレットには記載がないと、福島県広域連合より聞いておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 私からは、4番目の実効性のある減免制度についてお答えいたします。

まず、実効性のある減免制度に関する1点目、減免する考えについてであります。国民健康保険税の減免につきましては、税の賦課後において生活が著しく困難で、資産や能力の活用を図ったにもかかわらず、納税が困難であると認められるような担税能力が脆弱となった方に対する一時的、個別的な救済措置として定めており、国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱に基づき対処しております。

次に、2点目の伊達市における国保税の減免につきましては、承知をしております。

次に、3点目についてであります。刑務所に収監中は保険の給付を受けることができません。つまり、国保に加入してはいるが、実質的に受益者ではないということになり、国保の受益者に公平に負担をしていただくという原則からすれば、減免は妥当であると認識しております。

おただしの滞納者対策要綱に定める特別な事情アからオにつきましては、国民健康保険法に定める被保険者証の返還に関する規定に基づくもので、国保税滞納者に対する資格証明書の交付や保険給付の差し止めなどを行う場合に、特別な事情に関する届け出についての判断項目であって、減免要綱に定める特別な事由の判断基準ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、国保税は相互扶助を制度とした目的税であり、減免につきましては、個別の事由を判断して対処してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 私からは、後期高齢者医療制度に関する減免の取り扱いにつきましてお答えをいたします。

4点目、後期高齢者医療制度に関する減免の取り扱いに関してであります。後期高齢者医療制度におきましても、国民健康保険同様に減免制度が設けられており、福島県広域連合においても、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、災害、収入の著しい減少、事業の休止などの場合に限り、減免が受けられることを条例により定められているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か再質問いたします。

南会津病院の状況について、あるいは妊婦検診についてはわかりましたが、医師不足の対応策としまして、奨学金については考えがないという話がありました。私は、奨学金のほかに助成制度ということで何かないのかなど。そのうちの、今一例として奨学金を挙げたわけでありますので、奨学金以外のことについて、何か先進地の例を学ぶとか、何かないのかということ伺いたいと思うんです。

それでその理由というのは、医師不足ということについて、ちょっと調べてみますと、OECDということで経済協力開発機構というのがあるわけですが、そこでの世界の中での統計をみると、30カ国の先進国ですね、その中で日本は1,000人に2人の医者がいると。それで、順番でいうと30カ国のうちの26番目になるんですね、先進国の中では非常に後のほうになっているんですね。一番多いところでは、ギリシャですね、あそこは1,000人当たり、医師が4.9人いるそうです。約5人ですね。ですから、2.5倍ということなんですね。

ですから、医師不足と言いますけれども、世界的にみると非常に深刻な状況なんですよ。そういう点で、私はやっぱり全町を挙げて、全国民を挙げて取り組む課題ではないのかなと、こう思っているんですよ。そういう観点から言っているものですから、その辺、奨学金以外については何か調べられているか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員から数字を挙げて世界のレベルについてご紹介をいただきました。私も全国的な傾向とあわせて、日本の国力あるいは日本が今後どういった方向性の中で社会貢献ができるのか、こういう視点からも調査をさせていただきましたが、全く気持ちとしては同感であります。

そこで、昨日もお答えを申し上げたと思いますが、単なるお願い活動だけでは、もうこの問題は解決しない。このところは、県内の町村長さん方もある意味では一致した考え方であります。

そんな中で、何をどうするのかということになりますが、会津総合開発協議会を通してこれまでは要望してまいりましたが、やはり、提案、議員がお考えの提案型の要望活動にかえていこう、こういう動きを実は進めております。

そんな中で、奨学金制度というのは歴史的に見ても大変効果がある、こういう実態がありますので、このところは大いに期待できる分野ではある。しかし、奨学金制度だけでいいのか

ということも考えられますから、きのうもお答えをしましたが、医師が医師活動をする環境を、どこに問題があって、その問題を解決するためには何が必要なのか、ここのところも、やはり国のほうに働きかけていく必要があるだろう。現在、診療報酬等の見直しも進められておりますので、総合的に考えをこれから整理・検討をしていきたいと思っております。

なかなか具体的に議員が求めるような案を今持ち合わせておりませんが、必ず本気に考え方を突き詰めていけば、一つの道筋は見えてくるだろう、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 なかなかいい方法がないということで、最終的には奨学金というふうな方向になっているところが多いようですが、現在、都道府県でも17、8県のところでやっているし、また町村でも8町村かな、インターネットなんかで見ますと、8市1町1広域事務が導入しているというふうになってはいますけれども、多くのところでは取り入れているところがあるようです。

また、最近の傾向としては、返済するものだと思わないという人もなかなか多いというんですね。やっぱり支給という、そういう方向も検討する必要があるのかなと思ったりしますが、いろいろな方法がありますが、こういうものは町独自でというのはなかなか難しいと思うんですが、例えば郡内の町村に呼びかけるとか、あるいは会津でもいいと思うんですが、そうしたもっと広い形でも今後やはり検討して行って、世界の先進国の中で、ギリシャの半分以下という状況をなくすためにも、その辺広い形で呼びかけていってはどうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、これまで整形外科医の引き揚げのときにも、整形外科医と作業療法士とか理学療法士の関連がありますので、これはひとつ郡内で一緒にやりませんかというお話を私のほうからさせていただいたんですが、なかなか町村の事情があって、私のところには理学療法士がいるんだと、こういうことがあって、その足並みがそろわなかったという事例もあります。しかし、ここまで医師不足の問題が来ますと、それぞれの町村だけの事情で一定の判断をしていいのかという問題がありますから、私は大きなくくりとして一つ考えられるのは、やはり、南会津郡内、ここの縛りが非常に大事になってくるんだろうと思っておりますので、先ほども申し上げましたし、きのうも副町長が答えましたように、奨学金で何年医師を、言っ

てみれば地元で設置できるのか。このところをもう少し掘り下げながら、今後郡内の町村長と協議を進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 きのう副町長からも話があって、県のほうにいるときに、ちょっとそっちのほうの研究をしたという話がありました。そして、県のほうの資料、文部科学省の資料ですかね、これを見てもみますと、福島県の場合には7人だね、対象者が県のほうでは3人、合計7人しか奨学金対象者がいないようです。

ですから、県立医大でも100人の定数があるわけですから、やはり、もっと私は数をふやすために、今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これについては、すぐに難しいでしょうから、次の質問に移りますが、後発医薬品について、担当課長のほうから今後利用促進を図っていくんだというような話がありましたので、一応方向は出たかなと思えますが、さらにもうちょっと具体的にはどういうふうに取り組むかということ伺いたいと思っております。

その場合に、一つ私気になったのは、古い薬なんだという話がちょっと出ましたが、そういうことを余り出すと、やっぱりみんな新しいのがいいと、こうなっちゃうんですね。日本の場合には、後発医薬品については17%しか普及していないそうです。しかし、アメリカの場合なんかはもう50%はいつているというんですね。その違いというのは、いろいろなことを言う人がいますけれども、やはり日本人のプライドじゃないかなんていう人もいますけれども、そうしたことがありますので、やはり正確な表現で言わないと、やっぱり新しいのがいいとなりますので、その辺も含めて今後具体的な進め方があれば伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

薬の処方にあたりましては、基本的には医師の処方でございますが、先発を選択するか、後発を選択するかという問題については、最終的には医師の判断が働きます。その中で、ご答弁申し上げましたのは、処方する医師の側としまして、先発の薬について、より効果が高いというような判断のもと、それぞれ患者さんに対して早くよくしたいと、こういうような判断から先発医薬品を選択する機会が多いというようなご答弁をしたつもりでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、具体的な取り組みでございますが、これにつきましては、先月、郡内の市町村医師会の先生方と協議をしまして、この問題につきまして積極的に取り入れてくれるようにとい

うような要請をしたところでございます。

さらに、具体的に県のほうの方針としましては、生活保護受給者につきましては、医療費については基本的には自己負担がないわけでございますが、生活保護受給者の医薬品の処方にあたっては、積極的に後発の薬を使うようにというようなことで、それぞれ医療機関のほうに指示があったと、こういうような話も聞いておりますので、加えて答弁させていただきます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういうことで、前向きにお願いしたいと思っております。

次は、後期高齢者の問題であります。ほぼ内容はわかりまして、積極的に取り組んでいただいているんですが、ただ今後どう進めていくかという質問に対して、40回ほど予定しているという話がありました。大変回数が多くて、そうすると3月中には終わらないのかなという心配もしますが、同時に私心配するのは、この前たまたまある場所で私も説明を受ける機会がありました。そうしたら、係長の方1人でやっていたんですけども、この説明会をやるにあたって、スタッフが少ないんじゃないかなと私思うんですけども、その辺も含めてどうしていくのか。

あるいはもう一つ心配するのは、広域連合のほうから、そういう事務費と申しますか、そういうお金は来るのかどうか、説明のための。その辺もちょっと心配しているんです。やはり、そういうところを整えて、ぜひ風邪を引かないようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたします。

まず、今後予定しております40回になろうかと思いますが、説明会につきましてでございますが、本庁、各総合支所とも中旬と申しますか、日程を定めておまして、それぞれトータルして南会津町全体で40カ所ということになります。

田島地域のことを若干申し上げますと、荒海地区それから田島地区の区長さんからの要望のあった地域については、今回の説明会からは除いておりますけれども、支所を含めて40回ということで実施してまいりたいと思っております。

それから、説明会の体制でありますけれども、基本的に課長以下国保年金係がローテーションを組んで現在までも対応してまいりましたし、今後も対応していきたいと、こう思っております。支所につきましては、支所のそれぞれの住民課長をキャップとして説明会をしていただくというふうになっております。

事務費の問題がございましたが、パンフレット等は広域連合のほうからまいっております。説明に要する資料は、基本的にパンフレットを利用して、パンフレットによる説明内容になっておりますので、事務費等の負担といたしますか、そういったものについては心配ないと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、パンフレットについては広域のほうから来るんだという話がありましたが、実は私、この前ある地区で説明会に参加したところでは、広域連合から来る資料とは違う資料で説明がありました。

そこで、担当の方にも言ったんですが、この質問の7番目と関係ありますが、この中には年末に各家庭に配られた説明書の中で書いてあったんですが、こっちに書いてないのは、資格証明書の発行のことですね。これについて、資格証明書の発行のことについては、今やっている説明資料の中にはまるっきり入っていないし、しかも説明もされていないんですよ。ですから、やはりそこを改めて直して、最低限、資格証明書についてはどうするかということについて記入したパンフレットをつくるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたします。

広域連合から全世帯にパンフレットの送付といたしますか、お配りした資料の中の8ページのところに、保険料を滞納したときということでございまして、現行の老人保健制度と4月1日以降の後期高齢者医療制度に移行した場合に、資格証明書の交付がされませんというところの内容については記載されておりますし、保険証の関係の説明、今までですと老人保健証と国民健康保険証と2つ必要ですよという中で、これからは1つですよというような説明の中で資格証明書の内容についても説明してきた経緯はございます。今後、この点についても、説明会の中で取り組んでまいりたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その辺、新しいパンフをつくる場合には、必ずそこへ入れてもらいたいということを確認して次の質問にいきますが、実効性のある減免制度の中で、滞納のことについては、要綱に基づいて対処しているんだというようなことでありまして、また、私がここに掲げましたアからオまでの滞納者の要綱については、減免とは違うんだというような話がありましたが、確かにこれがそっくり減免とは違うんですよ。ただ私は、なぜここでこの

問題を挙げたかといいますと、アからオの中では金額がはっきりわからないわけですよ、幾ら減ったかということが。あるいは、その前の減免に関する要綱、そうしたものをずっと見ていっても、幾ら収入が減ったから幾ら減免するというのが、今の町の要綱にはないんですよ。金額が読み取れないんです。だから、実効性がないんじゃないかと私は思うんですね。それを伊達市のように収入が減って、それが生活保護基準以下になったということで、生活保護基準というのはこれは数字があるでしょうから、そこでわかると思うんですが、そこをはっきりしないと、幾ら文書上でいっぱい書いてあっても、実際には例がないとなっちゃうと思うんですが、そのために実際今まで1回も例がないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ただいまの減免対象の例がないというお話でございますが、ご承知のように、町の減免に関する事務取り扱い要綱に基づく減免規定につきましては、災害減免、それから生保減免、それから刑務所に収監中の減免、そして議員おただしの特別な事由があるため、国保税の納付が著しく困難であると認められる場合とされております。これは、納期未到来の税に限られております。

そこで具体的に申し上げますと、災害減免につきましては、具体的に程度割合が定めてあり、幸いにして該当者がいないということでございます。生保減免につきましては、納期未到来分が対象となりますので、本算定後、第1期納期までに生保に該当された場合に減免対象となりますので、その後新たに生保に認定された場合、その時点から国保を脱会することになりますので、納期未到来分の税が発生しませんので、税の減免ということにはなりません。したがって、今年度の減免対象は生保ではそういう意味で1人ということでございます。

次に、刑務所の収監中の減免につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。そして、特別な事由に関する減免でございますが、減免の範囲をその生活が著しく困難となり、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、負担能力に欠けると認められる場合と規定しております。これは、伊達市の場合も全く同じでございます。したがって、生活が著しく困難ということでございますが、特に収入がわずかで、保険税納付が著しく困難と認められる場合であって、所得が少ない方で保険税を負担すると生活保護が必要となり、減免すれば保護を必要としなくなる場合でございます。

つまり、町長が認める減免の割合は、全額免除を含め、減免すれば保護を必要としなくなる額ということでございます。したがって、この基準に該当する方はいなかったということ

で、ここでいう生活保護基準ということでございますから、伊達市でも申し上げているように、生活保護基準と同等以下ということですので、公的な扶助によって今まで支援されているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ちょっと私のさっきの質問が悪かったんですが、天災とか、そういう災害とか、それから生活保護とか、それはもちろん法的にも当てはまりますので、その質問でなくて、特別な事情の質問をしておりましたので、そこをひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

その場合も実際当てはまらなかったんだと言っておりますが、そういうことよりも、私、いろいろ歴代の担当と話しているんですが、それよりも特別な事情がある場合については、財源がないんだということもよく言いますよね。それで減免した場合には、その減免した分をほかの保険者が負わなくてはいけないんだということがあったりして、なかなかそこはやりたがらないなという感じをしているんですが、その辺、そうじゃないですか。財源を心配しているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

議員も伊達市の例をお話しされましたが、伊達市の場合も、南会津町の場合も、これは国保法に基づいておりますから、考え方は全く同じでございます。伊達市の減免要綱をごらんいただきますとおわかりでしょうが、生活保護を基準と同等以下ということをやっております。さらに、真に担税能力を創出している場合というふうによっておりますので、これは私のほうの考え方と全く同じでございます。そして、さらに伊達市の場合は、失業等の場合に2分の1以上の減免というふうに具体的に数字を示しておりますが、最低生活の保障では、最低生活費から年金等の収入を差し引いた差額が保護費として支給されるわけですから、これは人によって基準や収入の違いがありますので、伊達市が言うように一律に2分の1以上減免するんだということは、公平性の点からすれば慎重に判断されるべきものと私は思っております。

つまり、町長の定める減免割合は先ほど申し上げたとおりでございますから、生活保護基準以下ということであれば、当然公的な扶助によって支援されるべきものと思われれます。

なお、先ほど私申し上げませんでしたけれども、町の減免の可否については、事務取扱要綱第6条で担税能力の有無の判断について規定しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、予算がないかという考えでございますが、一応基本はそういう、今申し上げたと

おりでございます。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

14番、平野昌盛議員に申し上げます。午前中の時間が約40分ですが、一般質問を続けていいでしょうか。

〔「はい、オーケーです」と言う者あり〕



◇ 平 野 昌 盛 議 員

○渡部康吉議長 それでは次に、14番、平野昌盛君の登壇を許します。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今回、2つの事項について質問させていただきますが、あらかじめ質問の要旨中に訂正していただきたい箇所がございますので、それを先に申し上げます。

この要旨の欄中、1番目の地方分権と財源についての要旨のところでございますが、一番上の欄に、「地方分権推進委員会」とありますのは、「地方分権改革推進委員会」ということでございます。

それから、その要旨の2つ目の質問の仕切りの上のほう、3行目から、これも「地方分権推進委員会」とありますが、これは「地方分権改革推進委員会」ということでございますので、ここを訂正させていただきたいと思えます。

それでは、地方分権と財源について質問します。

政府の地方分権改革推進委員会では、昨年11月の中間報告で、国の事務事業を大幅に地方に移すよう提言しておると聞いておりますが、これは地方政府の確立を目指してとか言われ、大変聞こえはよいようですが、もしこれを受け入れるに当たっては、人件費や人材育成確保等とか、その他の費用が十分に交付されなければ、要するに当該事務事業に要する十分な財源が確保されなければ、福祉の面や災害対応の面等、社会資本の整備の面にしわ寄せが生じ、よりよい行政サービスができなくなるのみならず、地方自治体間に、特に福祉の面での行政サービスの格差が拡大するのではないかと懸念されます。

ましてや、これまでに町に権限移譲された事務事業が数多くあることでありましようが、これについても、その執行体制が十分なほどの財源が交付されていないのではないかと思います。

このような観点から、地方分権もよしあしで、当該移譲は決定したものではないにしても、

当該事務事業に要する十分な財源が確保されなければ、当該権限移譲は受けるべきではなく、場合によっては、当該財源確保要求等を県や関係市町村と連携して、地方分権改革推進委員会や国へ具申すべきと思うのでありますが、お考えをお伺いします。

それから2つ目です。2つ目は、道徳教育についてでございます。

道徳教育、略して徳育と申しますが、これに関しましても、社会的にも論議されておるところでありまして、厚生文教常任委員会の学校訪問の際にも、徳育的な時間を各学校で週に1時間程度設けておるとのことでしたので、少時間なりともよいことと好感を抱いておりましたが、さきに文部科学省が公表した小・中学校の学習指導要領改正案でも、授業時間数をふやすことや徳育の充実を打ち出したと聞いて、徳育は時代の要請かと思いました。

その徳育についてですが、その評価を伴う教科化はしないものの、それは学校全体で取り組むというもので、各学校に指導計画を担当する徳育推進教師を置き、各教科の中でも指導し、特別活動に集団宿泊や職場体験を盛り込み、公共の精神や社会奉仕の精神を養おうとしておるようでして、これは俗に言う漫画と現実を識別する知的機能や思いやりの心の醸成にもなり、強いては、少年による犯罪予防にもつながると信じますので、管内の小・中学校に徳育推進教師を置き、徳育の授業時間をふやすなどして、徳育の充実をなし、より健全な青少年の育成を図るべきではないかと思いますが、お考えをお伺いします。

壇上からの質問は以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 14番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地方分権と財源に関してのおただしがございました。

社会の大きな方向として、今後とも地方分権が進むことは間違いのないところでありますが、依然として地方における国・県への依存体質から脱却できていないという実態があるのもまた事実であります。

本町といたしましては、自己決定、自己責任のもと自立した自治体行政を目指し、職員の意識改革や資質の向上を通じて、地域力の向上などに努め、地方分権の受け皿にふさわしい自治体たるべく行財政基盤の整備・充実を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

また、権限移譲に当たっては、財源の確保が重要な課題になってきておりますが、従来のように予算獲得の陳情合戦を繰り返すのではなく、国と地方の役割分担の明確化を図り、財源の移譲は当然であるという立場に立ちながら、県と連携をし国に対して強く要求してまいると

もに、医療費削減により財源を生み出し、さらには地域の自発的な発案による自前の経済を導き出していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えします。

2点目、道徳教育の充実に関してのおただしであります。文部科学省では中央教育審議会の答申を踏まえ、各学校において編成される教育課程の基準である新しい学習指導要領を公表いたしました。この改定案によりますと、各学校においては、道徳教育の推進を主に担当する教師である道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとしております。

また、小・中学校における道徳の標準授業時数は週1時間、年間では、小学校第1学年が34時間、それ以外の学年が35時間と定められています。授業時数は現在と同じであります。道徳教育は道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこととしております。

具体的には、善悪の判断、集団や社会のルール、社会とのかかわりを踏まえた人間としての生き方などを指導の重点として道徳性を育成する体験活動を推進するとともに、学校と家庭や地域社会の連携体制を充実することとしております。

なお、文部科学省では、新しい学習指導要領の実施時期について、平成23年からを予定しておりますが、先行して実施できるものについては、平成21年度から実施することも検討していると聞いております。

町教育委員会では、今後とも週1時間の指導時数を確保することや、指導資料の充実を図り、学習指導要領に基づく適正な指導をし、道徳的価値の理解から、道徳的実践まで高められる道徳教育をしてまいりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 壇上からの質問の中に、答弁いただく要素は盛り込んでおりますので、今答弁いただいた内容でよくわかりましたから、これで私の質問は終わります。

○渡部康吉議長 以上で、14番、平野昌盛君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暖かくなってまいりましたので、上衣の脱衣を許可します。



◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一、通告順に従い、ただいまより一般質問を行います。

まず、今回の一般質問について、1つは、行政改革大綱の実効性、2番目に農林業の具体的な活性化策、3番目に企業誘致、4番目に南会津病院の充実についてを質問いたします。

まず、1番目の行政改革大綱の実効性ということについてであります。これは先日、全員協議会で行政改革大綱の進捗度と今後の方針が説明されました。私は、行政改革と財政改革は一体の改革かと、こんなふうに思っております。昔から、仕事について段取り8分とよく言われていますが、改革における段取りとは、現状の把握をすることがまず肝要ではないかと思っておりますので、改革大綱が絵にかいたもちで終わらないように、以下3点についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、役場を見ても、事務分掌はあるけれども、具体的な工場でいうような作業標準書的なものはないように思われます。現状の把握のためには、作業標準書は不可欠と思うが、町長の考えをお伺いいたします。

2番目に、私は議員になって8年になりますが、職員が日報を書いているところを見たことがありません。実際に作業効率は何をもって評価しているのかお伺いをいたします。

3つ目に、行政改革大綱を達成するための予算化が今回の予算書にはないように思われます。

意識の改革が早いのか、あるいはシステムの改革を早いのか、その辺のことを考えたときに、私はシステムを変更することのほうがより近道ではないかと思えます。ISOはランニングコストが非常にかかります。しかし、一般会社でやっているQC、いわゆる品質管理については非常に安くでき上がります。品質管理の専門講師を招き、職員全体で改革の手法あるいは実効性のある改革とするためには、そういったシステムの改革が必要ではないかと思えますので、この点について町長にお伺いをいたします。

2番目に、農林業の具体的活性化策は。

農林業生産者の衰退は、付加価値をつけることと販売戦略の欠如にあったのではないかと、私はこんなふうに思えます。しかし、生産者は生産することで精いっぱい、私は付加価値と販売戦略を町が担うべきだと考えております。農林業従事者が可処分所得300万円になれば、自然と後継者もできると思えます。

以下、3点について、町長の活性化対策をお伺いいたします。

まず1つに、我々が大分県大山農協に行ったときもそうですけれども、まず農業においては、捨てる物がないというような販売方法をしておりました。そのためには、まず1つに、加工施設の設置、2番目にインターネット販売と直売所の整備が必要ではないかと思えます。3番目に、まず農林課自身が、野菜は一体幾らぐらいの原価がかかるのか、幾らぐらいで売れば利益がどのぐらい出るんだというような企画係を農林課につくることが肝要かと思えますので、町長の考えをお伺いいたします。

3つ目に、企業誘致について。

南会津町の将来を考えると、農林業の活性化と企業誘致は避けて通れない課題と考えます。商店街の活性化も周りが活性化しなければ難しい問題であります。他の町村では、税制優遇対策等、さまざまな施策を考え実行しておりますが、当町の企業誘致対策をお伺いいたします。

4つ目、南会津病院の充実についてであります。

整形外科がなくなり、あるいは今度は整形外科も充実するという矢先に、皆さんご存じのように、産婦人科の問題が出ております。町として今後の南会津病院の具体的な対策案があればお伺いしたいと思えます。

以上、4点について町長のお考えをお伺いいたします。

なお、再質問については、自席よりやらさせていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政改革大綱の実効性に関する1点目のおただしではありますが、作業標準書は主に製造業種では一定の品質を保つ上で大変重要なもの、このように認識をしておるところであります。しかし、役場の仕事につきましては、1つの仕事を仕上げる上で、事務的な部分では最低限のマニュアルは必要と思われませんが、結果を導くためには、さまざまなプロセス、手法があつてよいもの、このように考えております。

私は、結果を導き出す過程にこそ個人の能力を高めたり、地域の力を向上させる原動力があるものと、こういうふうと考えておりますので、すべての業務について作業標準書を作成する考えは、現在のところ持っておりません。

次に、2点目の日報についてのおただしではありますが、職員は通常、日報と言われるものを書いておりません。しかしながら、本年1月より、職員みずからが自己評価のために職員ノートをつけることを推奨いたしました。職員がみずからを見直すことによって、それぞれが気づきを得、その気づきに期待し、それによる積極的な提案と具体的な行動を起こすことを丁寧に見つめながら、それを副町長とダブルチェックをしながら、職員を適正に評価しようという考えであります。

また、本年度から新給与制度を導入しておりますが、その中で、いわゆる特別昇給制度そのものが見直され、そのかわりとして新たな人事評価制度により、昇給号級数に幅を持たせ運用することができるようになりました。しかし、その人事評価制度も、国・県においてもまだ試行の段階であり、確立されたものではありませんが、今後本町に合った人事評価制度を構築してまいりたい、このように考えているところでもあります。

次に、3点目のQC活動に関するおただしでございますが、行政改革大綱の目的を達成するために、現在、1つの手段として、行政評価システムの構築を進めております。行政評価につきましては、総合振興計画と予算編成を連動させていっているところであり、1月には専門家を招き、係長以上の職員を対象とした研修会を実施いたしました。行政評価システムは、課題を前提とした行政活動につなげるために、既存の予算編成の流れや行政運営システムを行政経営の視点から見直しする必要があると考えております。

今後、QC活動の手法によらず、前述した方法を推進しつつ、職員や予算の削減による単なる減量的な改革ではなくて、重点的に予算を配分するとともに、どんな仕事も人が行うものがありますので、業務を実際に遂行する職員が、その技量、品質を高め、職員相互の連携と、町民を当事者とする協働による業務執行をすることが行政改革そのものである、このように考えているところでもあります。

次に、農林業の具体的活性化策に関する1点目、加工施設の設置についておたがございました。本町においては、民間の幾つかの加工施設があり、それぞれが主体的に活動を行っております。

町といたしましては、意欲ある生産者や団体等の掘り起こしを進めていく中で、民間において新たに加工施設を設置し事業展開を行おうとする場合には、補助事業や各種制度資金のあっせんなどの側面的な支援をしていきたい、このように考えております。

なお、新たな商品開発につきましては、発展支援事業で補助をいたしますが、加工施設については、できるだけ民間活力で進められることが望ましいことであり、町直営での設置については、現在のところ具体的検討に入る考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、インターネット販売等直売所の整備についてのおたがでございますが、インターネット販売につきましては、現在、先駆的な生産者が独自で販売を展開していると認識しております。

町といたしましては、現在、個々に行われているインターネット販売を、株式会社南会津町観光公社を中心として連携を図り、産地形成につなげていくことが必要であると考え、その体制づくりを進めるとともに、本町の農産物のさらなるPRに努めていく考えであります。

また、直売所の整備につきましては、既に自主的に幾つかの集落や生産組合等で直売所を設け、農産物の販売を行っているところでありますが、町といたしましては、今後も意欲のある集落や農業生産団体等に対して生産農家の所得向上へ向けて発展支援事業等の支援をしていくとともに、道の駅等の直売所の整備にも積極的に取り組む考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、農林課に企画係を設置してはとのおたがでございますが、本町においては、地域資源を活用した就労の場の確保が課題であり、働く喜びの感じられる就農環境や林産資源活用のための基盤づくりが急務である、このように認識しております。

このような中で、農林課の取り組む新たな事業及び今後取り組むべき新しい事業の掘り起こしなどについては、当面現組織体制の中であっても、各係において職員一人一人が消費者ニーズや地域の実情等を的確に把握し、課内または課を超えて協議や検討を行い、対処する方法で適切に本町の農林業の具体的な活性化へ結びつけていけるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の企業誘致に関するおたがございました。

町として、地域住民の雇用の場の確保は重要な課題と考え、そのための支援策を図っているところであります。町の対策についてであります。南会津町税特別措置条例において、他町村に引けをとらない優遇策を有しており、その内容は設備投資に係る固定資産税の課税を免除し、中小企業等に対する経営合理化に必要な資金の融資制度を準備しつつ、資金融資利子補給制度など、財政面での支援を図っているところであります。

また、今年度会津地域の17市町村及び福島県等が企業立地の促進法に基づく国の地域指定を受けたことによりまして、人材育成、インフラ整備など、各種優遇措置を受けることができるものとなりました。今後、これら制度を活用し、福島県地域経済領域立地グループ及び県東京事務所へ空き工場等の情報提供を行い、新たな企業情報を入手するとともに、本町に進出している企業でつくる南会津工業会との連携を図り、地域特性や優位性を生かした南会津町独自の支援等についても、調査・検討をしてみたい、このように考えております。

最後に、4点目の南会津病院の充実に関するおたがございました。

この問題につきましては、5番議員の質問でもお答えをいたしましたとおり、厳しい状況にはありますが、地域医療の中核を担う南会津病院の医師確保については、関係機関に働きかけを強めるとともに、喫緊の課題となっている産婦人科診療については、今後さらに検討、協議を進めてまいります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私の説明が少し不足だったかなと思いますので、行政改革の1番について、具体的に作業標準書、これは町長が、工場ではよくやっているけれども、少し役場にはなじまないんじゃないか、こんなお話でありましたけれども、これは私の質問の書き方がちょっとまずかったんですけれども、工場においても、事務系と現場系というのがあるわけです。それで、現場系はQC、いわゆるクオリティーコントロールの品質管理をやるわけです。工場の事務屋さんとか、そういったところもやはり改善をして、無駄、むら、無理をなくしないと、作業効率がよくなるよということ、それはトータル的に作業を全体的に見てやるんで、TQCという手法があるわけなんです。ですから、役場の場合には、やはりそういったトータル的な作業標準書等を使わないと、例えば特に工場よりも役場のほうが人事異動が激しいですから、人から人へかわったときに、かわった人によってサービスのいいときと悪いときが出てくるということが発生し得るわけです。

ですから、町民に常に高いサービスを提供するためには、ひな形がないとうまくないですよというのが私のご提案だったわけです。これに関しては、いろいろな本も出ておりますから、特に町長のほうで行政評価システムについて、何か講師を呼んでやるということでもありますから、今後課題として、これは私は今の役場の職員の仕事を見ていると、20%ぐらいは仕事量を削減できると、こんなふうに、私が前の会社でやったTQCを経験から言いますと、まず20%ぐらいの仕事量は削減できるはずです。それは、みんなが同じような仕事を同じようにやっていると、やはり目のつけどころが同じになっちゃうわけです。だから、手法をちょっと変えてあげると、こういうことがあったのかということになりますから、間違いなく私は仕事量は20%ぐらいは減るはずですよ。特に、町長ご存じのように、山村道場で私とか1番議員もそうですし、町長もいました。山村道場でワークショップの勉強会、まずみんなが基礎を知らないといけないということやって、あの評価は町長自身も効果というものは知っていると思いますので、さらに行政改革大綱の中でTQCの勉強をして、まず仕事量を減らすことを考えていただきたい、こんなふうに思います。

それから、2番目の日報を書いている点については職員ノートということで、一步踏み込んだなと思います。これこそまさにそういった結果を書かなければ、どこに無駄があって、どこにむらがあって、どこに無理があるのかということがわからないと思います。やっぱりこの点については、副町長は長い間ご苦労さんでしたけれども、副町長、町長がやはりこの辺は常にチェックをしていかないと、チェックをすることによって職員も緊張感が出てきますから、そうすればなおさら改善に向くんじゃないかな、こんなふうに思いますので、さらなる行政改革、これは所轄政策室長になるのかな。今後そういったTQCの手法等についての考えをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がふだん感じられていること、あるいはいろいろと業務執行の中で、まだまだ削減する事務内容があるんだろうと、こういうご心配をしておられますが、そのことについては、私も全く同感であります。20%がどうかという数字は、今のところ具体的に持ち合わせしておりませんが、あくまでも一つの指標として、共通指標としてないと、その成果が、職員の中にいられないんですね。今回昨年の4月から去年の12月までの期間、職員1人1万円の削減をしよう、無駄を省こうということでやりましたら、電話代あるいは紙、コピー、そういったものを含めると、光熱費は入っておりません。入っていないで、320万円、実は削減することができまし

た。

ですから、今おただしのように、QCという方法が一つのクオリティーコントロールですから、クオリティーコントロールそのものは、私は異議を唱えるところは何もない。ただ、その中身をどうするか、こういう問題は今後の検討になるだろうと、こう思っています。

そんな中で、先ほどお話がありました、担当が変わるときに、住民サービスに大きな負担なり内容の変更が生じないようにだけは最低限しなければなりませんから、そういった意味での基本的なルールづくりは、今後大いに考えていきたいと、こんなふうに思っています。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 標準書的な、そういったことは町長がこれからやるということなんで、私が前回の改革大綱で一番心配したのは、これがやっぱり絵にかいたもちに終わらないのかなという点を実は心配したわけです。なぜ心配したかと言いますと、通常は企画書をつくるために、じゃ町の現状はどうなっているんだと、その現状を解析をして、これを将来どういうふうにするんだと、するための対策があって、それで結果が出てくる。ただ、この前の大綱を見ていると、その現状の部分がないんですよね。こうやりましょうということは書いてありました。こうやりましょうと書いてあって、その後にPDCAが書いてあって、プランをしてそれからDOだから行って、チェックをして再びアクションを起こすということが書いてありましたけれども、肝心かなめの町の現状は今こういうことなんだということが書いてないんです。こういうことなんで、これをこういうふうに直したい、そこで初めて要因が、じゃこれをどう直せばいいんだということが出てくるんですけども、その大もとが出ていないわけなんです。

ですから、これは大もとの現状の把握を、これは大綱ですから、ですから要綱だとか、あるいは3年間のローリング計画だとか、そういったことでやるのであるかどうかと。大綱の次に何をやるのか、その点についてお伺いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この件についても、考え方の手順といいますか、それは私も同感でありまして、大綱ですから、当然大きな骨組みを決めておいたということですので、骨組みにつけ加えなければならぬものは、今後枝葉ということになります。枝葉をつくるものが要綱とか、実施計画とかいうことになってくるんですが、そこにはやはり今おっしゃったように、限りなく実態を示した数値あるいは状況が掲示される、そのことによって、それでは目指す方向、目指す姿は何か、こ

れがビジョン、目標になるわけですから、そして、そのこのところにどういうふうにして近づけるのか、あるいはそこに一体何を基準として据えるのか、このこのところがこの後の要綱あるいは実施計画になってくるんだらうというふうに思います。

そういう意味で、これも言葉がいいかどうか分かりませんが、もう言葉遊びはやめよう、あるいは文章ごっこはもうやめようと、こういうことで職員の人には指示を出してはまして、先ほど320万円の軽減とありましたが、復命書にいっぱいいっぱい字を書くだけが仕事ではない、今何を考え、今何ができるかということに絞り込んでいこう、こういうことで意識改革を始めたいので、大いに議員が期待できるようなものを、今後さらに具体化していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ぜひともその要綱等には数値的目標などを入れて、一生懸命頑張ってもらいたい、こんなふうに思います。

次に2番目の農林業の具体的な活性化対策について、町長のほうからは加工施設の設置については、民間の力でやりたいと、こういう話がありました。そこで、まず確認の意味でお伺いしますけれども、これは企画観光課長になるのかな、新しく国のほうでまちづくり交付金というのができましたよね。あれは去年からだと思ったんですけれども、これのまちづくり交付金の目的としている事業と、それから国の助けてくれる割合、金額ですね、残りの金額の町の負担の割合。その残ったものはどういった債権を使えるかということについて、ちょっとお教え願いたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 いいです。それはことしの予算書に出ていますので、多分書類がなかなか出てこないんだと思っておりますので、私のほうから話します。

これは、たしか去年か出て、4割が国から来ると。交付税で4割が来ると。6割は町のほうの負担ですけれども、この6割については、過疎債や合併特例債を充当してもいいですよというのが国の話だと思うんです。過疎債であれば、4割のうちの6割ですから、6割で0.3掛ければ、例えば10億円の仕事をやるときには1億8,000万円ぐらいで町の持ち出しはできる。それプラス利子だと思うんです。

ですから、私がこれから質問したいのは、農家はやっぱり体力がないんですよ。加工しようと思っても、加工する機械が、大きくやろうと思ったらない。そこで、先ほど演壇の席から言いましたけれども、大分県の大山町あたりでは、加工する施設を町がつくって、そういった過

疎債等のものをつくって、それから民間だとか農協に今後の使い方はあんたたちで保守整備等やってください、そういう方式とっているわけです。民間がやると10億円のお金は10億円必要になります。ところが、こういったまちづくり交付金のようなもので町がやって、それから委託をすれば、町全体のお金としては、10億円はかかるけれども、1億8,000万プラス利子で済むわけなんですよ。

ですから、こういったことを企画するのは、私は農林課に今のところ企画係がない。企画観光課のほうを見ると、農業専用にしたような企画はいない。ですから、農林課のほうに企画係をつければ、例えばお金を1億8,000万円入れたとする。入れたことによって、農家の人が何人ふえたか。ふえた結果、交付税は幾ら国から来たんだと。出したものと、後から農家の人の人数がふえることによって得る交付税の金と、そういったものをずっと追跡していけば、私は一時的には町のほうでお金を出す価値があるんじゃないかと、こんなふう思うわけです。

そうしたものをトータルでやらないから、今のところ職員がやっているのは、物事を計画して、やって、終わりましたとなっちゃうんです。その後もやはりそういった交付税だとか何かの有効的な、目に見える形の効果と目に見えない形の効果、そこまで検証するためには、農林課にやはり一貫したそういった企画の人間が必要じゃないか、そういう人がいれば、加工の施設できてくると、こういうことなんですけれども、もう一回町長のほうから、企画係のほうの設置について、すぐはできないでしょうけれども、考えていく余地があるかどうかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からさまざまな企画についての具体的な例を挙げながらお話をいただきましたが、そういう新しい作業については、農林課企画というよりは、私のところでは、新しいものについては町長直轄政策室で担当すると、こういう考え方で今までずっとやってきていますので、町長直轄政策室を充実させながら、各課を超えてそういう総合的な施策のシステムづくりをしていきたい、これが基本的な考え方であります。

先ほど民間の話をちょっとさせていただきましたが、説明も私のほうの不十分さもあったかもしれませんが、要は民間が今まで生産に対して非常に意識を向けてきた。しかし、これからは出口である販売のほうに意識を向けよう、今徐々にそうなりつつあります。ですから、民間のそういう醸成された、言ってみれば声が当然出てくると思うんですね。

そうしますと、やはり農協も一つの民間と考えれば、やはり農協さんあたりが中心になって、

そういう案が出てきてほしい。そのときに、町は今言ったように交付金等の制度を利用しながら後方支援をしていくと、これが一つあると思います。

それからもう一つは、じゃいつまでも待つのかと、こういうことになりますと、時期を失する場合もありますから、ここのところは行政あるいはNPO法人等各種団体との連携の中で、新たな設置協議会といいますか、設置組織を立ち上げると、こういうことも考えられるんだろうと、こんなふうに思っておりますので、農林課じゃなくて直轄政策室のほうでしっかりと企画立案をしていくことになるだろうと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 先ほどいろいろ交付金のお尋ねがあったわけですが、実は補助金から、最近はまだづくり交付金ということで、これは土木であったり、農林業であったり、幅広く、今回の予算書にも、しかも補助率が10分の4であったり、2分の1であったり、特定できないわけですが、先ほどおっしゃったのは、多分いろいろその中で農山漁村の活性化プロジェクト支援とかなんかで、そういうところでも交付金を使います。交付金は、今おっしゃったように特定の補助金と違って、いろいろさまざまなメニューがございますので、今お尋ねの、例えばの話で、直売所あるいは工場をつくると、そういうものも当然補助金と違って、提案によって交付金が来ますので、ちょっとおただしのときに、どのメニューを指しているのかなということちょっと戸惑ったんですが、そういうことで、交付金はさまざまな角度で今回、いろいろ土木から始まって農林が上がっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 実はこの交付金については、秋田県のほうでは盆踊り会館というのをこの交付金で約4億円を使ってやっているんです。ですから、相当縛られない、余りいろいろな条件がついていなくて、いろいろな方向に使える交付金じゃないかなと私は感じたものですから、だからその用途についてお伺いしたわけなんです。相当町のほうでやろうと思えば、ある程度締めつけが緩いといったらおかしいけれども、いろいろな用途に使えるような交付金じゃないかなと、こんなふうに感じましたので、これについてはそういった企画は直轄室でやるということなんで、直轄室のほうに今後我々からもいろいろな企画を提案していきたい、こんなふうに思います。

次に、企業誘致についてなんですけれども、町長は今、ほかの町村に負けられないような優遇措置をとっているんだということでしたけれども、これもやっぱり企画観光課長になるのかな、

私の聞いたところでは、南会津郡では只見町が相当固定資産税に対して、南会津町よりも優遇しているんじゃないかと思うんです。その辺、企画観光課長、どんなふうな認識ですか。只見町の税制の優遇と南会津町の優遇を比較した場合。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 同じ南会津郡内ですが、承知している中でのあれですが、例えば一つは固定資産税の、今のところ3年が5年という、うちのほうは3年ですが、5年というふうに、若干うちのほうよりは有利だというふうなことは承知しております。

それから、これは具体的な数字というよりは、工場関連のあっせんの提供とかやっていますよというようなことは、これは全く南会津と同じ状況でございまして、うちのほうも空き工場等は県を通して常に情報公開をしていると。

それから、これは冬期交通の確保とか、労務者の確保協力とか、金融のあっせんとか、工場跡地建物の貸与またはあっせんということで、これは無料で貸し付けているかどうかまでは承知しておりませんが、細かい内容を見てもみると、ほとんど南会津とは変わっていないかなというふうなことで、今のところ、全体的な一覧表を見る限りでは。

ただ、今申し上げましたように、固定資産税額に対する奨励金というふうなことで、新設の場合には5年、それから増設等はうちのほうと同じで3年間ということで、承知しているのはその程度ですが。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そのところは、もう一回課長、精査しておいたほうがいいと思いますよ。というのは、私が企業誘致のためには、やはり南会津町は道路等が不便なんで、ある程度の税の優遇策、手っ取り早いのは固定資産税ですね、これをやらなきゃいかんと思って、実は今の県知事が参議員のときに、参議院の事務所にファクスを送って、全国で税制の優遇がどうなっているんだということで調べていただきたいということでいただいたのが、実は只見町は当時の田島町よりもはるかに進んでいたと。特に増設した場合、あるいは、企画観光課長は5年と言っていますけれども、多分只見は8年だったんじゃないかと思うんです、新設。それは後で調べておいてください。私も今ちょっと書類を持っていないですから。ただ、南会津町と比べた場合には、相当只見のほうは、やはり町全体の優遇措置はとっていますよ。只見にもしかして企業誘致で負けたということになると、その辺が私は原因じゃないかと、こんなふうと思うんです。その辺は、課長、後でいいですから調べておいてください。

とにかく、もう一度、企画観光課のほうでは、企業誘致に対してきめ細かい、ほかの町村と

比べても負けないんだと、町長が今後さらに胸を張って言えるような措置を少しつくっていただきたい、こんなふうに思います。

それから、4番目の南会津病院の充実についてお伺いをいたします。

何人かの方が大体質問しました。私も再質問したいことで、大体副町長や町長のお答えをいただきましたので、大体は納得していますけれども、ただ一つ、町長が答弁の中で、今後は具体的な提案を県にしていきたい。要するに陳情の中身を変えたいんだという話でしたので、これは私も全く同感です。これは、合併協議会においても、中山トンネルのときにも町長たちが率先して婦人の方を連れて行ったり、あるいは今回も町の中で婦人会だとか、いろいろな方が陳情をやっている。私は、町長や議員が一まとめになって行くよりは、そっちのほうがはるかに効果があると思いますので、そういった意味では、そういった陳情の仕方は大賛成です。

それで、一つ私が気づいたことは、今、助産師さんがいますよね。助産師さんを調べたら、保健師さんになって、ある程度経験を積むと助産師になれるというようなことを聞いています。もう一つは、助産師の場合、6年ぐらいかかるのかな、間違ったら間違っただ、これは私の認識です。

それで、埼玉県のほうでは、大体定期検査か、診断をやると、6割ぐらいの人は大体正常な分娩だそうです。定期検診をやっていると。それで、あと少し気をつけて見なきゃいけないなという人が、大体3割ぐらいだというような話を、この前のテレビでやっていました。それで正常な方については助産師さんにやっていただく。少し目をかけていないとちょっと不安だなという方はお医者さんがやる。お医者さん1人に対して助産師さんが2人ついている。夜中も助産師さんが行って、正常な方の場合にはやる。

町長が言っているように、やはりお医者さんの環境を変えてあげないとお医者さんはもたないというときに、そういったシステムだと、お医者さんが大分休めるらしい。当然助産師さんもいますから。けさのテレビでも、神奈川県横須賀ですか、あそこでもやはり、助産師さんが外来をやっている、そういったニュースがとび込んでいました。

南会津町は1人しか助産師さんはいないという話を聞いたんですけど、ですから、今後町として直接奨学金だとか、そういうのが難しいのであれば、これは6年も7年も先の話ですけども、そういった方もやはり町として力を入れて奨学金だとか、あるいは補助金を上げるよとか。多分産婦人科に関しては今後も大分人手不足になる、お医者さん不足になるんじゃないかと思うんです。

そういったことも見据えた陳情とか、町独自の補助を考えていただきたいなど、こんなふう

に思うんですけども、町長のお考えをお伺いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで県当局と、それから現場を担当する南会津病院の院長あるいは事務長との公式なやりとりではなくて、ちょっとごあいさつがてらの話の中で、例えばの話ですが、南会津病院はあれだけの施設と器具機械、医療器具が設置されているわけですから、できたらテナント方式にできないのか、こういうご提案をちょっとさせていただいたことがあります。

そこではそれ以上の話には余りならなかったんですが、要はいろいろ調べてみますと、この医療問題というのは、さまざまな診療科の先生方がいればいるほど安定していくんですね。いないと、何とかぎりぎりやっついこうということになると、実は患者は固定化していかない。ですから、思い切ってとりあえず当面というやり方を変えて、何とか思い切った体制づくりをできないか。そのときに、実は私のところにハードルとして出てきたのが、地方財政法、県が経営運営する病院に町が支援をするということとはできないんだと、こういう話になりましたので、ここからはちょっと先に進んでおりませんが、やはり大学病院の大学の医師配属の担当理事の教授等に会ってみますと、できれば私たちも私が言っているような方法をとりたいんだと。しかし、これはなかなかハードルがあってできないので、ただできないできないと言っていては、地域医療がこの後非常に不安になるので、だめでもともとで、みんなでもう一回その辺を考えてみよう、こういうお話をいただいたんです。

その中で、当面、また当面の話になって申しわけないんですが、町長、そうは言っても時間がかかるので、当面、産婦人科については非常勤を含めて一生懸命頑張ると、こういうお話をいただきました。

ですから、短期的なものの中・長期的なもの2つ、しっかりとすみ分けをしながら、本腰を入れて、今後対応していきたい、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私が一番心配しているのは、定期検診なんです。大きなおなかをして、60キロ、若松に行かなきゃいかんということになると、これはここで経験したのは会計室長ぐらいだから、ほかの人はみんなだれも経験していないわけですからね。私は、やっぱり大きなおなかして若松まで行くというのは大変だと思いますよ、これは。

そうしたときに、検診だけであれば、助産師だってできるわけですよ、機械があれば。あ

るいは、詳しくはわからないですけれども、内科の先生だってお医者さんのあれですから、内科の先生だつてできるんじゃないかと思うんです、検診だけは。

だから、検討じゃなくて、それこそ妊婦さん5人ぐらい連れて陳情に行つて、とにかくそんな悠長なこと言つていられないんだと。60キロも車に揺られたらば、検診に行く前に体がおかしくなつちゃうと。そういった陳情をまず3月いっぱいには私はやるべきじゃないかと思うんです。ただ検討しているということでしたから、午前中はですね。その方法は多分にあると思うんです。保健所にだつて、お医者さんの資格を持っている人はいるわけですから。必ずあそこには1名はいることになっているわけですからね、そういった人が検診をできないかとか、内科の先生はできないかとか、助産師さんできないかとか。とにかくそれくらい南会津町としては検診について不安を持っているから、再度お願いに来ましたと、何とか4月いっぱいには、そういった方向性でやらせてくださいということで行動を起こすべきじゃないかと私は思うんですけれども、町長の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そのことは、これまでも60キロといいますか、遠隔地の患者や妊婦さんの人たちの不安については、もう何回、幾度となく訴えてきました。妊婦さんが一緒には行つておりませんが、それで南会津病院の中に協議会がありますので、そこは患者の代表も入っていますから、そういうことを通じて言つてきております。

そんな中で、この前、佐藤正久議員、参議院でひげの隊長さんと言われている人ですね、一緒に病院のほうに行きましたけれども、そのときも言つていました、南会津病院の院長先生が。そういうふうには内科医とか、それぞれできないことはないだけけれども、もし万が一何かあったときには訴えられると、裁判をされる。これがある意味で、素人か、素人という失礼なのかもしれませんが、医療のプロがいろいろなデータをもとに判断をするのであればいいけれども、そうでない状態で、非常に医師は苦しい、厳しい状況に置かれている。やつてやりたいんだけど、やつてやれないと、こういうのも事実あるんですと、診療科が違うことですね。そういうことも言つておりましたので、それはそれで私たち理解しなければならないかもしれませんが、ただそう言つていられませんか、私は今のところ非常勤の信用できる医師をとにかく派遣していただくと。その上で、その医師と分娩のできる病院とかしっかりとつながっていると、こういう体制だけは最低限とらなければならないだろうと、こういうことで今県のほうには協議を申し上げているところですので、ご理解をいただきたいと思つています。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ぜひその検診だけは若松へ行かないで、南会津病院でできるように、これから頑張ってくださいたいと、こんなふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 議席1番、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

高度情報社会についてと、行政についてが質問の主な部分です。

まずその前に、この質問をするに至ったことを話したいと思います。

会津大学の初代学長、國井利泰氏はこの高度情報社会と教育との関係について、18年前、次のように言っています。現代の日本の教育は百科事典的人間ばかり生み出している。しかも、加熱する偏差値競争が想像的人間を少なくしている。コンピューターネットワークを中心とする情報社会では、急速に変貌する社会に対して、新しい価値観を生み出す創造的人間とはなり得ない。知識の量と正確さを競うことは、このインターネット社会ではナンセンスであると言っています。13年たった今でも、國井氏の考えは、今の日本の教育そのものを言い当てた表現だと私は思っています。

これを踏まえ、次の質問をします。

1、高度情報化社会の対応について。

昨年度、南会津町すべての地域で光ファイバー通信網が確立されました。先日まで大きな問題とされた都会と地方との情報格差がこれで解消されたこととなります。接続加入者をふやし、住民生活の利便性の向上、教育環境の向上など高度情報化を最大限に活用したビジョンが重要になってきます。

それで質問になります。1、その具体的なビジョンがあるのか。2、インターネットなどの高度情報化社会に潜むネット犯罪やさまざまなサイトの接触によるトラブルなど、便利さと同時にある危険性などを住民に指導するなり、勉強会などを実施しているのか、あるいは今後の

予定があるのか伺いたい。

2、学校におけるインターネットの利用方法及びその指導について。

学校教育にコンピューターが導入され10年以上経過し、ここ数年でインターネットが私たちの日常生活へ浸透しました。学校も授業で、子供も先生も活用しています。しかし、利便性やメリットと同時に存在するネット犯罪などのデメリットがあることから、子供たちの精神や心理面への影響まで考えた指導が重要であると考えます。学校では、子供たちへの影響を考えた上で、具体的にどのような指導を行っているのか伺いたい。

3番、教育行政について。

昨年の文教厚生委員会の所轄事務調査で、南会津町内のすべての学校を訪問し、直接各校長から学校の指導方針、目標などを聞くことができました。どれも生徒一人一人の理想の成長を願う教育哲学に基づくもので立派なものでした。ゴールである理想の学校像、理想の生徒像というものを挙げることは重要であると考えます。

しかし、その妨げになっているものを明確に認識することも必要だと思います。つまり、テレビ、インターネット、ゲーム、携帯電話などです。子供たちの精神心理に与える影響を文章化するなど、生徒、保護者、先生、さらには大人たちへ、つまり社会全体に明確に示すことが重要と考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高度情報化社会への対応に関する1点目ではありますが、町では、地域産業活性化教育分野における格差解消、医療、福祉分野で積極的な活用を図ることにより、少子高齢化、過疎化など、地域課題の解決を目指しているところであります。

具体的な計画については、現在検討しているところでありますが、それらを作成する上で重要になってくるのは、情報化技術の活用が見込まれる事業において、どのように有効活用するかということを考えております。そのため、町でもユビキタス社会の基盤が整った今、費用対効果や既存の事業またはこれから立ち上がっていく事業に対し、情報化技術をどのように活用できるかを住民である事業提案者とともに協働で検討していきたい、このように考えております。

次に2点目、住民への危険性の周知ではありますが、中央公民館で開催をしているパソコン講座に参加していただいている方々には、インターネットの危険性等について説明しているところであります。今後はホームページや広報などを通じて、利便性の裏側に隠された危険性を住

民に対して伝えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に2点目、学校におけるインターネットの利用方法及びその指導に関してのおただしであります。県内においては、出会い系サイトに関する事件、電子掲示板への不適切な書き込み、ネット詐欺被害など、近年の情報化の影響と思われる事件、事故が発生しております。

このような事件、事故を見ると、子供たちはインターネットを利用する際のモラルやルール、危険性を回避する方法などを理解しないまま利用しているのではないかと思います。また、このようなことを知らずにインターネットを利用すると、子供たちは被害者ばかりではなく、加害者になることもあります。小・中学校では教育課程の中で、情報モラル教育としての指導の位置づけをしております。教育用コンピューターは県教育センターで管理する福島教育総合ネットワークに接続し、外部からの不正アクセスを防止するとともに、不適切な情報への接続を制限する措置を講じております。

授業では、各学年で発達段階に応じたコンピューターの操作指導や情報活用能力の育成を図るとともに、インターネットを利用する際のルールやモラル、危険性などについて、基本的な指導を行っておるところであります。

次に、3点目のテレビ、インターネットゲーム、携帯電話などが子供たちに与える影響について文章化して明確に示すべきではないかとおただしであります。ご指摘のように、子供たちの中には、それらに夢中になり、人や自然と触れ合う豊かな体験が不足したり、人とうまくコミュニケーションがとれず、中には問題行動を引き起こす例が見られるなど、多くの課題が提起されております。

これらの対策については、家庭と学校との連携が大切ですので、まずは保護者自身が実態をつかんでいただくために、インターネットや携帯電話の有害情報の実態や対策などの啓蒙パンフレットを配布するとともに、時宜に応じて学校だよりでの問題提起、保健だよりでの健康上の問題などを周知しております。

また、昨年8月には、県の内堀副知事さんにおいでをいただき、ともに考える子育てと題して講演いただきました。その際に、テレビやインターネットをつけない時間の大切さを説いて

いただきました。また、家庭ではノーゲームデー、ノーテレビデーなど、児童・生徒自身がコントロールできる力を身につけさせること、さらに、発達途上の子供たちが、強過ぎるメディアの刺激にみだりにさらされることから守ることが、親を初めとして我々大人のなすべきことと考えております。

一方、どの情報機器も危険なわなに陥らないように使いこなすことができれば、大きなメリットが見られる分野でもあります。ゲームについても、学習や訓練用に非常に有効であることが指摘されております。将来、社会に出て行く子供たちにとって、インターネットなどの活用能力は無条件に必要であり、情報機器の利用は避けて通れませんので、学校での日常的な情報モラルの指導と家庭の取り組みをさらに啓蒙してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 1番の問題についてです。

確かに具体的な表示はなかったと思います。というのは、確かにインターネットが私たちの身近になったのはまだ日が浅いと思います。10年少ししかたっていませんが、この中で、僕はこの2番、3番とすべて共通しているんですが、その中で、今、教育長も言われましたけれども、発達段階に応じてという言葉がありました。私が文章で明記すると言ったのは、その危険性を、今、たばこだと健康のために吸い過ぎないように注意しましょうとあります。それと同じように、このインターネットがいつかもっと問題が起きたときに、それから精神の、心の構造とか何のときに注意しようとなる可能性、予言ではないんですが、そうなる可能性があります。アスベストが無害だと思って使われた時代もありました。でも、時代がたつと健康に被害があるというようになる。私は、この情報社会、今、私たちが手にしたばかりなので、その問題が表面にはなっていますが、それを私は恐れています。

この問題について、もう一つ再問したいのですが、具体的な公民館の教室に来ている人、広報はこれからということなんですか。それとも今やろうとして着手しているんですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

いろいろな事情から、本年度はパソコン教室を、理由といたしますのは、リースの関係で機種が変わるということで、今ちょっとリースの関係をとめておりまして、その関係で本年度はパソコン教室を見送っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これまでパソコン教室をやってきておりますので、そのときには、今、議員がおただしのような、非常に便利な部分、その裏側に隠れた危険性もありますよ、プラスとマイナスの話を説明してきた、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 わかりました。それから今の機種変更の件とパソコン講座の件も了解しました。

それで、3番で、私は文章化することが重要だと言いました。これはなぜかという、私たちはアダルトサイトなり、有害サイトにクリックをしないようにするというのは、多分学校のほうで先生方が教えている流れですけれども、果たしてそれをクリックしたらどうなるんだというその危険性を明記することが重要だと思うんです。つまり、先ほど成長に応じたと言いましたね。あれが多分、僕はその言葉が質問の最後中にあるんですけれども、その情報には、その心の成長に応じた一つの順番があるということ、もしそれが初めに文章化していれば、親たちも子供たちも、例えばたばこを10歳、4歳、6歳で大人がやっているから吸うという子も、ルールがなければするはずですよ。今、コンピューターは私たちが手本にしたばかりなので、そのルールがまだ安定していないということなんです、僕が言っているのは。

そこで、それを明記することで、ゲームをし過ぎることは、人とのコミュニケーションが阻害になるとか、それはどんな表現ですかわかりませんが、それをちゃんと文章化して、パソコン講習会でちらりと言うんじゃなくて、大人たち、一般の社会にそれを定着すると、心の豊かな人になるためには、ゲームを1日5時間以上は、表現はいろいろありますが、その部分をちゃんと明記する必要があるだろう。それを知ったときに、別に子供たちは有害サイトなり、自分が今6年生ならば、もっと大人の二十歳の子たちが見るサイトに行くことを彼らはためらうと思うんです。そういうものを文章化する必要があるんじゃないかと僕は言いたいんですが、それについて答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

早目の準備をするということでは同感であります。そして、準備の仕方がどういう準備がいいのかということも、またこれからしっかりと考えていかなければなりません、私も適時適切、つまりそういう危険告知をすればいいのかじゃなくて、やっぱり適時適切な時期に適当に

タイミングよくしていくということが大事だと思うんですね。植物を育てるときに、必要なときに水をかけ、必要なときに肥料をかける、あるいは必要なときに剪定をする。このタイミングは、私たちが子供を育てる中でも、とても大事だと思いますので、文章化も含めて、今後事前にそういう危険性を防ぐ、そんな施策をこれからしっかりと考えていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 脱線だとか抽象論だとは僕は決して思っておりません。僕はまさに、かつて自動車が普及したときに、だれでもがライセンスなく運転していました。信号機もなかったです。1日1本ぐらい来るような車でした、僕の小さいころは。それと同じように、僕たちは新しいツールを今手にしました。その中で、これから起きてくるもの、僕は先ほど成長のときだということを言いましたね。もし6歳の子が、アダルトサイトはよくPTAでも問題になりますけれども、そのサイトをクリックしたときに、彼の、これから男と女の関係のプラトニック的なものとか、僕は順番があるかどうかというのは宣言できません。でも、そういうものを、そのことによって、子供たちは今自由にあちこち散歩で行きますから、そこで問題が起きたときには遅いだろう。まさに今、そのことを示さないと、子供たちは無法状態でインターネットをあちこち散歩できます。これは、幸せなのかということ僕には言ったんです。それを僕たちは、例えばそれをやる時には価値観が変わりますね。余り議場なので言えませんが、そういうサイトに行ったときに、その順番はどうなるんだ、僕はその順番が成長に応じたという言葉なんです。それを今から文章化していかないと、家の子は自由にさせている、部屋に行ってインターネットを勝手にやっていますよ、いや今の子らしくていいですねと無上に喜んでいいのかということなんです。僕たちは小さいときには、古本か何かしかなかったか、そんな時代でしたけれども、今この状況にあって、私たちは新しいツールをして、まだ私たちは初心者ですよ。コンピューターと出会ったのは30年前です。インターネットは10数年前に始まりましたけれどもその前はパソコン通信でした。

そんな中で、そういう成長を見てきた僕として言わせていただければ、本当に僕はどっぷりつかっています。もう一つ先ほど僕が國井氏のことを言いました。これはどういうことかという、コンピューターはわざわざこの頭の中に知識を蓄えなくても、いつでもどこでも見ることが出来る時代がやってきましたと言っているんですね。僕は実は30年前にコンピューターと出会っていますから、僕は読み、書きはだめなんですね。でも、僕は読み書きの分をフォローしているのは、7割、8割はコンピューターです。つまり、僕の欠点の部分を、本当にこんな

にしゃべれるそういうのを僕は助けています。つまり、本当は人間のそういう弱点をフォローするためにコンピューターというのはあるわけでしょう。そういうものを僕たちが手にしたのに、相変わらず知識量やそういうものを競い合っている日本国のシステム自体を、きょうはそんなことを言うために来たんじゃないですが、それじゃなくて、そこを僕は言いたいです。そのことを示せば、子供たちが記憶力も弱い、頭のいい人間にはかなわないと大手を振って万歳して勉強なんかする気はしていませんよ。でもコンピューターのすごいところを知れば、じゃインターネットを使いこなせば、ちょっと頭はあれだけども、調べることを覚えればあいつらにかなうかもしれないということを覚えますよね。そうしたら、インターネットをせめて使うぐらいの能力は、もう自分から一生懸命勉強します。文章だって書くの、僕は字が下手ですから、字が下手だったら、文章書くのだって覚えると思いますよ。

だからそういう意味で、今まさにコンピューター教育をしているけれども、一方的にパソコン教室が、単なるエクセル、ワードの使い方どうじゃなくて、そのメリット性、利便性なんです。それを最大に今の社会は活用していないんじゃないかと僕は思うんですが、考えを伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども答弁しましたが、基本的には議員が心配されている方向性というんですか、これは私も多分一致しているだろうと思うんです。ただ、私はどんな場合でもプラスマイナスがある。どんなものにも陰と陽がある、こう思っています。

そんな中で、非常に短期間に普及が図られたものほど、実は裏側にある危険性が潜むということも、これまでの経験の中で私たちは習得しましたので、そういうことを十分わきままえながら、未来を担う子供たちには、限りなくそういう危害が及ばないような体制をつくっていきたい、こんなふうに思っております。その中に、議員が提案をされた文章化のことも一つ検討の条件とさせていただくと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ありがとうございます。

この再問で終わります。私がインターネットあるいはテレビとか言いました。前回の質問でも言いました、サブリミナルとかいう話です。その分を抽象論とまた言いますけれども、再び言わせていただきます。

子供たちがそういうものを見ながら育つことは幸せなのか。その分の文章化というのは、こ

ういうのもありました。子供の生活を追いかけてください。つまり、起きて、ご飯を食べて学校に行く、帰ってくる、塾に行って、インターネット、テレビを見る。僕は、インターネットはちやほやされていますが、最近のテレビはとてもいいです。ドラマもすばらしいです。NHKのフルスイングを見た方いらっしゃると思います。その人たちの人間ドラマは、インターネットなんかよりもはるかに、道德教育を僕はけなすつもりはありません。その中で人間ドラマや何か描かれているものを見れば、本当に涙、人間は優しくあるべき、この学校の問題です。きれいな教育哲学によって、人は優しくあれねばなりません。人はだれかを助けなければいけませんという先ほど町長が言われた文章遊びはやめよう、言葉遊びはやめよう、まさにそれだと思います。あとだれか言っていた絵にかいたもちはやめよう。僕は本当にその言葉が、僕が言わんとする部分の当たりです。つまり、このことが理想じゃなくて、障害になっているのは何なのか。

そこでその意味で、もっと今本当に便利な社会になりましたけれども、子供たちを誘導してあげる、そういうことは文章化することで押しつけたら彼らはすぐ頭に来て拒絶しますけれども、そういう意味では、いろいろな持っていき方、親でもいいわけですし、その辺をうまくやって、前向きのあるいはそういうものを取り入れて、子供たちの精神の成長に、あるいは心の豊かなという言葉で、本当にきれいな言葉ですけれども、それをすることできれいな心が育つと思います。そんなに難しくないです。道德とか文字で、人間のあるべき姿を文字や言葉で遊ぶのはもうよしましょうよと僕は思います。

ぜひそういういいドラマなり、いい教材なりいっぱいあります。そういうのをぜひ子供たちに見せて、映画もそうです、交流館なんてすばらしい表現の場も、劇団もいらしていますから、ぜひそういうものを取り入れながら、僕はできる要素は、ここの南会津町にはあると思いますので、そういう進め方、地方で、サイトをつくってほしいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町長部局と、それから教育委員会としっかりと連結をしながら、ただいま議員がおっしゃったような青少年教育あるいはまた新しいメディアの社会を憂える、そういう方々にこたえられる仕組みづくりと体制づくりをしっかりとしていくことをお約束させていただきたいと思えます。

○1番 湯田 哲議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時半から再開いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春、一般質問を行います。

質問する前に、今回の施政方針、集中改革プラン、行政改革大綱、財政健全化計画と、それをざっと読んでみて、大変よく方向づけができていなのというふうに思いまして、町長それから副町長初め執行部に対して高く評価したいと、こんなふうに思っています。

特に、副町長は、県にお帰りになるということで、合併したばかりの難しい行政を指導していただきまして、本当にありがとうございました。

今回、高く評価したというのは、先ほどいろいろ施政方針から集中改革プランを読みますと、第三セクターに対して、例えば1つはさゆりの里の株式取得というのがございました。これ一つ見ただけでも、よくやったなと思います。単なる最初の5万円の株をそのまま買うというんだったらまだあれなんですけれども、それを半分の2万5,000円で個人、法人のほうから買う、これは大変なことだろうというふうに思います。そして、統合しやすい環境をつくった、これは大変なことだろうというふうに思います。

それから、全般的に町長がよく言っているように、地方分権は自己決定、自己責任、自立した自治体を目指す、当然その第三セクターの会社は株式会社ですから、当然なお自立していただかなければならないと、こういったことから、町に負担をかけないようにするというのが出ておりました。そして、当然その先は経営統合を目指す、こういったこともちゃんと述べられております。そういったことで、筋道を立てたなと大変評価しているわけです。

そのほかに、私は前からこれも一般質問で主張してきました。何ぼ行政であっても、貸借対照表は必要なんだというようなことを言ってきました。これも着手したようでございます。これからが大変だと思いますが、ぜひその道筋をずっと続けていっていただきたいなと、我々議会もその推移を見守っていききたいな、こんなふうに思います。

よく役場の人とお話ししますと、町の財産を売る気があるのかと。実はそれは売るとか何とかでなくて、今回例えばさゆりの里株式を取得した。それが5万円のやつが2万5,000円で買うわけです。それはいいんですけれども、じゃ役場で持っているやつ、これが6,500万円ぐらいあるんです。ざっと6,000万円と見ても、半分になるわけですから3,000万円なんですね。正しくは3,250万円ですか、正しくね。

そうすると、3,250万円損したことになるわけですね、半分損した。ところが、今のこの会計支出となりますと……。

○渡部康吉議長 11番議員に申し上げます。通告したことを質問してください。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。そういうことで、結局それが見えてこないと。だからそういう意味で言っていると、こういうことでございますので、議長に今忠告を受けましたので、本題のほうに戻ります。

1つは、町有地に風力発電をとということでございます。

舟鼻峠の頂上、これはちょうど南会津町と昭和の境のところにある峠でございますが、その町有地に山林があるわけでございますが、かなり風も強く吹くところでありまして、ここに町有地があるわけですから、風力発電でも設置したらどうかということで、1番目には風力発電の設置を町が考えているかどうかということです。

2番目は、町がやらないんだったら、そういう設置希望事業者があれば、そういったところに貸すなど考えてみてはどうか、伺います、こういうことでございます。

それから2点目、館岩統合小建設工事後の保証についてというところで、この2月25日に館岩建設が破産手続開始申し立てを申請しました。実質破綻しました。昨年9月10日には、南会西部建設が民事再生法の適用を申請し、これで当初館岩統合小学校建設にかかわった3社のうち2社が、実質破綻したことになるわけでございます。恐らく学校建設始まって終わって検査して引き渡しまでの間に、3社のうち2社が実質破綻するなんていうことは、ちょっと普通考えられないことだと思います。

それで、この主体になって学校建設事業に影響ないのかと、これから体育館も建てるようでございますが、それから①として、今後瑕疵が判明した場合にはどうなるか。瑕疵ですね、難

しい字を書くんですけれども、瑕疵。

それから2番目、この学校建設工事の保証期間はどのようになっているか。普通、最近は個人の家を建てれば、向こう10年間くらい保証しますよとあるわけですけれども、こういう学校建設の場合はどうなっているんだろう。

それから3つ目、学力向上対策ということで、国の義務教育が国際的な学力不足が判明しましたね。がたがたと落ちたわけですけれども、今までのゆとり教育から学力向上教育へと転換したようでございます、学習指導要領がね。これは、先ほどの教育長の話でいくともう少し先になると言うんですけれども、先行して来年あたりからもう始まるというふうに聞いておりますが、南会津町はどのように対応しようとしているのか伺いたいと思います。

以上で壇上からは終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、風力発電に関する1点目、風力発電設置の考え方についてのおたがございました。

昨年2月に策定をいたしました南会津町新エネルギービジョンの賦存量調査では、風力も有力なエネルギーの一つ、このように位置づけをしているところであります。風力発電の設置に当たりましては、エネルギー賦存量の分布と導入に係る周辺条件から、中・大型の風力発電については、山間地への導入が望ましい、このように考えております。ただし、現状では電力会社の受け入れ状況が厳しいことや、山間地での風力発電の導入は、送電線、搬入路などのインフラ整備が伴うこと、周辺の環境影響など、課題も多岐にわたることから、事業の収益性の期待を考えた場合、町がみずから設置するのではなく、民間事業者の参入が望ましいのではないかと、このように考えているところであります。

特に、風力発電設備は年々大型化しているため、設置後の維持管理や周辺の環境影響など、長期的な視野に立って考えていかなければなりません。参入事業者に対しましても、実績はもとより、企業における環境への取り組みについても、十分な検討を行っていく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、風力発電の設置を希望する事業者に対して、町有地を貸す考えがあるか、こういうおたがございました。

基本的には、民間事業者で風力発電施設を設置していただくのが最良だと考えております。民間事業者はみずから風況調査等を実施し、候補地を選定しておりますので、今後町内に設置

を希望する事業者が参入することも考えられます。ただし、参入事業者に対しましては、事業計画に基づく環境影響調査や設置後の長期的な債務や担保など、町としましては、企業の姿勢や信頼性あるいは環境への取り組みについて十分な協議、検討を行ってまいりたい、このように考えているところであります。

次に、館岩統合小学校建設工事完成後の保証に関する1点目、今後、瑕疵が判明した場合にはどうなるのか、おただしがございました。

南会津町工事請負契約約款の第41条の規定により、工事目的物に瑕疵があるときは、請負者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または補修にかえ、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができるとなっておりますので、この規定に基づき履行されるものと考えております。

なお、企業体の幹事会社であります南会西部建設コーポレーションにつきましては、去る2月5日に再生計画案が東京地方裁判所より認可され、新生南会西部建設コーポレーションが指名参加願いを提出しておりますので、議員が心配される2社が破綻したということにはならない、このような認識をしているところであります。

なお、2点目の保証期間のおただしにつきましては、建設課長より答弁をさせます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、再質問等、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 私からは、館岩統合小学校建設工事の保証期間についてのおただしにお答えいたします。

南会津町工事請負契約約款第41条において、コンクリートづくりに類するものは2年と定められております。請負者の故意または重大な過失により生じた場合には、損害賠償の請求することのできる期間は10年と定められております。ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、学力向上に関するおただしではありますが、現在、すべての小・中学校において、基礎学力向上のための全体計画を策定しております。これは、まず自校の実態を把握し、次に到達目標を設定し、実行し、評価し、改善を図るというサイクルになっており、このサイクルを繰り返すたびに、顕在化した問題、課題を明確にし、解決に向けて新たな計画を立案し、実践する流れになっております。

昨年4月に初めて実施した全国学力テスト、初めてではありませんが、何十年かぶりですけ

れども、小学6年生が国語、算数、中学3年生が国語、数学で実施しました。結果として、本町の小学生は平均正答率で全国平均、県平均より少し下回っております。一方、本町の中学生は平均正答率で全国平均、県平均を上回りました。このことは、各学校の学力向上の取り組みの成果のあらわれであろうと考えております。

ただし、基礎的知識を問う問題は得意だが、知識を活用する問題は苦手であるとの結果も出ておりますので、今後は活用力を育てる取り組みが求められます。

既に、各学校ではこれらの結果を検証し、改善に向けた具体的な計画を策定しており、教科にとらわれず、学年にとらわれず、全職員で家庭と学校と協働して、読み、書きなど基礎学力のさらなる向上と活用力を育てる取り組みに着手しております。

なお、福島県においても、全国学力テストの検証委員会を立ち上げ、データ分析、支援ソフトの開発、事業改善サポートのホームページへの掲示、学びのすすめのリーフレットを県内小・中学生、保護者全員に配布するなどの取り組みを始めております。

今後は、学習指導要領が改定され、理数教育の充実、道徳教育の充実、小学校段階における英語活動など、確かな学力を確立するための取り組みを一層充実させることとなっております。

したがいまして、このことは当町の各学校の教育課程編成の中にしっかりと位置づけてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

終わります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それでは、何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、町有地に風力発電をとということで、ただいまの答えは、町というよりは民間のほうが参入しやすいんだと、そういうような答えが返ってきたかと思います。

そこで、私は実はこれは風力発電をどうのこうのというよりは、税収のアップを考えているんです。町の土地とか建物、こういったものを有効に活用して税収のアップを図りたいんだというのが裏にあって、そして風力発電というのは、例えば南会津郡を見てみた場合、周りの下郷町も只見町も檜枝岐もダムを持っているんですね。ダムから結構固定資産税というやつ、多額の、しかも安定的に入ってくる。

我が町を見た場合、内川ダムかな、そこにもあるわけですがけれども、周りから見たらちょっと金額的にも弱いのかな。そうすると、やはりこの町が今後安定的に固定資産税とかそういったものが入ってくるには、一つは布引山で33基の風力発電をやったように、風力発電がよいのかな、そういう意味でここに風力発電というふうにやったわけでございます。そのほかに別に

あればそれは結構なことなわけですがけれども、布引山は総事業費120億円だということですね。33基が立っていると。それを割れば、1基当たり3億6,000万円。1年間の電気料、1基当たり1,060世帯分あるということですね。そうすると、南会津町というのは約7,000世帯ですから、7基あれば、世帯分、電気料を賄うことになるわけです、計算上はね。

ですから、私は常々町長さんが言っているように、一つの体験をして成功すれば、2基目、3基目と、こういうふう考えた場合に、やはりこの風力発電というのがいいのかなと。そして、当然それをやることによって、町でやるよりは、今言ったように民間のほうがいいですよ、固定資産税が入ってきますから。この布引山は多分郡山だと思うんです。総事業費120億円ですから、これを固定資産税というのは大体1.4%ですよ。単純に計算すると、1億6,000万円くらいかな、1億6,000万円くらいの税収が入ってくると。これは、私の勝手な想像だから、正しくは税務課のほうが詳しいんでしょうけれども、この町にこれから安定的に入る手段として風力発電を考えたらどうかと、こういうことです。

ですから、今言ったから、ほいきたと答えが返ってくるんじゃないかと、そういった意味で検討していただきたいなど。そして、何回も言うようですねけれども、きのうかな、何番議員だったかな、大久保地区に24ヘクタールの東武から無償譲渡の町有地があると。そうしますと、そこをただ置いたんでは税収は入ってこないわけですね。それを売却するなり、何らかの形にして、町から離れていることによって固定資産税が入ってくるわけですから、私は常々そういったことに対して、町有地をできるだけ民間なり何なりにやって、固定資産税をやってくださいよと、こういうようなことを言っているわけです。

そこで、最近、ちょうどいいような条件が入ってまいりました。きのう、町長が言いました。地球温暖化防止、CO₂の削減ということで、排出権の売買が国内同士でできないかな。実はもうこれをやっているところがあるんですね。やっています、これを企業の森と言うそうです。そして、企業が森林組合あたりにお金をやって、10年間木を植えていただく。そうすると、請け負った森林組合は、雇用の創出になっていく。企業からは金が出る。企業は、企業のイメージがいい。当然CO₂削減にもなる。ですから、こういったことがまさしく今、山のほうに植林するというようなこと、この中には風車の設置も入っているんですねけれども、こういったことが今企業は、東京のほうの企業、CO₂を出しているところ、こういったほうに目が向いてきているわけです。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、そういう打診がこの町にあったかどうかお聞きしたいと思うんですが、なければならないでいいですよ。お願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、企業等からの打診はございません。ただ、議員が今たくさんの貴重な提言をいただいております、私のほうから、町のほうから提案をしているのはあります。ただ、企業経営ですから、先ほど第三セクターの話もありましたように、企業が進出するからには、採算ベースがどうなるかということが非常に重要な課題ですので、ここは企業もかなり慎重に動いていると思います。

そんな中で、東北電力の話を先ほど答えとして申し上げましたが、現在のところ、なかなか新しく電力を買っていただく。これは安定供給という部分で大変難しい問題があると、こういうお話をいただいておりますが、今申し上げたように、固定資産税としてどう取り扱うかという問題については、私もできる限り安定した財源として確保したい、これはもう本当に願っているところであります。

しかし一方で、固定資産税の納税が滞るといっても現実には多いんです。それは、やはりこれだけの土地があります。それがほとんど山林、これは収益が上がらないから、どうしても納税まで結びつかない。ここの固定資産税の収税を高めていくという意味では、先ほど申し上げたように、二酸化炭素、CO₂を排出している会社等の排出権の効果を国内に求めたいと。そういうことで、若干ではありますが、今接触をしている、名前は出せませんが、そういう動きをしているところであります。

そういうようなことを含めまして、議員がおただしのように、1つのこと1つの部分野で考えるのではなくて、広げて、つなげて、総合的な可能性に結びつけていく、こういう意味では大変ありがたいご提案なので、今後さらに内容を細かに精査をしながら、協議をさらに続けていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういう方向でお願いしたいなど。

それで、私もよくすぐ下郷の隣の天栄村、ちょうどあそこには村営のスキー場があつて、その上に3基か4基かな、4基くらいあつたかな、風力発電があります。かなりあそこは先駆的にやって、そこから布引山も近いわけですよ。そしてもう少し行ったところにゴルフ場とか何とかあるわけですけども、そこにも2基があるということなんで、日本から見た場合、近いですよ、布引も天栄も。ですから、私は先ほど何か言ったら、調べたら余りよくないとか言ったけれども、そうかなと、いつも疑問に思っております。ですから、ぜひ検討していただきたい

い。

それから、例えば町長が、お金はないけれども、やろうという気になれば、ゴルフ場だってああやって5万円刻みであれだけの人がお金を出すわけですから、私は風力発電をやりたいんだと、金がないから、町民1口5万円でどうだと言ったら、結構集まるんじゃないかと思うんですよ。そして、ある程度集まったら、金額もいろいろあるんですが、風力発電も。そうしたら、まず1基を建てて、成功体験をして、2基目、3基目と、こういうふうにいっていただければありがたいなというふうに思いますが、町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

例として、天栄と布引と遠く感じるか、近く感じるかという話ですが、私は経済もそれから情報通信も考えてみれば、今現在国内の距離というものは、そう遠いという認識は持っておりません。つまり、日本の地方の環境と都市が置かれた環境と、ここを総合的に考えた場合は、やはり、それぞれ負担を抱えるところを、負担を抱えていないところが担っていく、こういう意味では、やはり距離感を持ってできない理由を探してはいけない、こう思っていますので、基本的な姿勢としては、この風力発電等による町有地の活用は、私は現実味の近いものだというふうに理解をしています。

そういう意味では、町有財産の売却も土地だけじゃなくて、施設の売却等についても、積極的にその企業との交渉に当たっていく必要があるだろうと、こんなふうに思っているわけです。

そういう中で、町民の善意を抛出して成功体験をつくろうというのも必要な方法ではありますが、その場合でも、やはり将来ビジョン、全体計画をつくった中で始めたい、こう考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

私も町の固定資産がどのくらい面積があるのかわかりません。大久保地区に24ヘクタールでたというのは、きのう初めて聞いて驚きました。だけれども、私から見たら、今当町は借金が多いでしょう。だから、できるだけそういう使わないような町有地は売却して、入った金で借金を減らしていただきたいというのが、私の気持ちでございます。

そういうことで、風力発電のほうも町長の考えを聞きましたので、前向きでお願いしたい。

2番目に移りたいと思います。

2番目、館岩統合小学校の建設工事ということでありますですけれども、素朴な疑問は何で

今この時代ですよ、大型の公共事業、学校を建設を請け負って、相次いで破綻するのかと。プロはわかるのかもしれないけれども、私たち町民はちょっと理解できない。例えばそういう仕事も請け負わないで倒産するんだったらちょっとはわかる、公共事業は減っているから。仕事があるわけですよ。仕事がないわけじゃない、不渡りをつかんだわけでもない、連帯保証でやったわけでもなさそうだとすれば、どうして学校を請け負ったのに、学校なんてお金は必ず払うわけでしょうから、そうすると、公共事業を請け負っても利益がないのか、こういうふうには思っちゃうわけですから、こういったことに対してわかりやすくお答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、きょうも議会開会前に、ある方から電話をいただきました。その電話の内容を若干申し上げますと、町内の倒産について、いろいろ言っておりましたが、やはり、経営能力の問題を言っておりました。それは、当事者の関係者だというふうには私は認識をしたんですが、と言いますのは、私たちも実質公債比率になりました。いわゆる連結ですよ。会社が公共事業が主体の会社であっても、やはり、会社の中では私が聞くについては、どういうふうには今後公共事業からどの部門にシフトしていくかということは、やはり会社内でもかなり検討・協議をしているんですね。そのときに十分な市場調査、あるいは経営能力の検証をしていかないと、例えばですが、どちらかというとな営業がしやすいチェーン店等の経営のほうに参画をいたしますと、なかなか自分の思うとおりにいかない。あるいはその場所がどこであるかという問題もあります。それは同業者の競合性の問題もあります。

こういうことがあって、私の認識としては、公共事業の減少によるダメージは大きいんですが、大きいんですが、そんな中で精いっぱい頑張ろうとしてほかの業種の仕事をした、あるいはシフトをする経過の中で打撃を受けた、こういうことも考えられるのではないかと、こんなふうに理解をしているところであります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そこで、ちょっと建設課長さんに伺いますけれども、過去10年の公共工事の事業量の減少、それから業者の減少、わかっているならば、この10年間でどのようになっているか教えていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答え申し上げます。

まず、建設業者の数でありますけれども、これはひとり親方とかの把握まではなかなか容易じゃないということがありますので、昔の建設業協会の会員の中での数字を申し上げます。田島、南郷、伊那、館岩を含めまして、10年前の平成9年度は62社がありました。19年度の調べでは48社であります。14社が倒産とか廃業で会社がなくなっております。

それから、公共事業の調べでありますけれども、まず最初に、福島県の土木部の一般会計の当初予算のベースで申し上げますと、今ほど申し上げましたように、平成9年がやはりピーク時であります。このときの当初予算が2,339億円になっております。それで平成19年でありますと、それが1,165億円に落ちております。単純割合ですと半分以下ですね、49.8%ぐらいに減っておる、こういう中身であります。

さらに、南会津町の平成19年度の公共事業の予算を申し上げますと、南会津町では、26億1,500万円ほど公共事業の予算を確保しております。比較して、只見町ですと12億4,400万円、下郷町ですと6億7,000万円、以上のような数字が出ております。

町長が先ほど申し上げましたように、単純に公共事業の事業量が少なくなった、公共事業の予算が確保できなくなった、こういうことが直接の原因かもしれませんが、私ずっとその現場を見て回りますと、やはり、経営者の資質だと思いますね。過剰な投資、収益の上がないものにどんどん投資して行って、実際に倒産してしまったという会社も見ておりますし、過去には相保証といいまして、工事の完成の保証と、それから金額の保証、連帯保証していましたが、お互いの相保証をしていた中で、どうしても片方が倒産というか、資金繰りがうまくいかなくなるといいますと、お互いにだめになってしまう、こういうようなことがまず考えられます。それから、経営者自体が何らかの事故で亡くなってしまった、こんなようなことから、次の後継者が育たなくなって廃業に至った、こんなような3つから4つぐらいの原因が重なったことによって倒産せざるを得なくなったというのが実態のようであります。

以上であります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

事業量で半分以下と。会員はそれほどでもないのかな。そうすると、やはりまだまだ建設業者は苦しいのが続くのかなと、こんなふうに思います。

昨日でしたか、18番議員に、建設業者がこれ以上破綻しないようにするにはどうするんだというようなことで、建設業者も公共事業にばかり依存するのではなくて、農業とか林業とか、その他の分野にも進出して、年間を通して経営ができるような持続可能な企業体質をつくって

いくのも必要かと。私もそれは思っているわけですがけれども、ただ、やっぱり皆さん思うのは、これ以上建設業者が破綻してなくなったら、例えば災害復旧、何か災害が起きたときの復旧工事、冬の除雪、これがやっぱり心配されると思うんです。

私はちょっと館岩はわからないわけですがけれども、今度は館岩は1つになったのかな、建設業者。いずれ限界というのがあると思うんです。例えば今除雪をやってもこれ以上少なくなると困る、そんな数字はあるのかないのか。なければいいですが、これはちょっと難しいかもしれないけれどもね。例えば、館岩の場合はもう1社しかなくなったと思うんですがけれども、これがなくなったら大変だろうと思うんですがけれども、その辺はどうでしょうか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、館岩の建設会社は1社だけになりました。幸いこの1社はAクラスの業者でありますので、力はあるものと思っております。それから、合併しましたので、東部、西部一緒の中身であります。今後は峠を越えながら、公共事業をお互いにやりくりをしていかないと、なかなか業者がうまく機能しない、こんなことも考えております。

それから、除雪の件でありますけれども、きのうちょっとお話に出ましたけれども、ある業者のほうに委託をして除雪をしてもらっているわけなんです、これは行く行くは総合支援センターがメインになって、国・県道の除雪も、それから町村道の除雪もと、こんなふうなシステムを考えておりますので、除雪とそれから道路の維持補修、これだけは何とか業者を確保しながら、安心・安全のために予算も確保しながらかかっていくたい、こんなふうを考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 恐らく町民はいざとなったときとか、そういった冬の除雪とか心配なんで、この前18番議員にも町長がお答えしたとおり、これ以上ないような、行政として一つお願いしたいな、こんなふうに思います。

それから、3番目の学力向上対策についてお伺いしたいと思います。

私もゆとり教育とやったときから、余りいいあれじゃないなと思ったんです。これは、ちょうど2000年のときにOECDなんていうのが15歳を対象に、世界57国実施して、生徒の学習到達度調査、PISA、これなんていうのかな、そのまま読めばピザになっちゃうんだけどピサというのかな、これを3年ごとに実施している。2000年と2003年、2006年、来年もやるんだな。

数学だけ見ますと、2000年のときは1位だった。57国かな、何かわからないけれども、とにかく1位だった。そして、3年たったら数学は6位におこった。そしてまた3年たったら今度は10位におこっちゃった。ちょうど2002年からゆとり教育が始まっているんですね。だからちょっと今言ったみたいに早く始まっているとすれば、2000年から始まっているのかもしれないけれども、そのとき週5日になったり、それから学習内容が3割削減する。総合的学習の時間の創設なんて行って、ここから始まったわけですけれども、いずれにしても、私はこのゆとり教育というのは、やっぱり間違いだったんじゃないかなと、こんなふうに思います。

今でも続いているわけですが、今度は逆にことしの2月ですか、今度は昔に戻るわけですね。小・中学校の主要科目を10%ふやします。特に算数と理科は15%、23%とふやします、こういうふうになった。そして、先ほど教育長さんも各学校ごとにやると、こういうふうなことを言っておるわけですが、私から言うと、こういうふうに国の教育政策が変わる、これは我々何を言っても始まらないわけですが、教育長さんは、このゆとり教育が今度変わったことに対して、再度ですが、教育長さんのお考えをちょっとお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、お答えいたします。

ゆとり教育というものは、今教育課程審議会あるいはそのほかのいろいろ諮問機関等で論じられておるところによりますと、ゆとり教育はまだ生きているんだと。ゆとり教育は間違いではなかったんだという考え方を持っておられるようであります、中央では。しかし、じゃ個人でどうかということになりますと、ちょっとその辺についてはなかなか難しい問題がございますが、ゆとりというのと、それから時間が減るといいますか、それとの関係は、別な問題だろうというふうに私は考えております。問題は中身だろうというふうに考えておきまして、その辺については、ゆとりが間違っていたかどうかということは、私は詳しくはわかりません、はっきり申し上げまして。大変申しわけないです。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 大変申しわけないです。

実はこのOECDで、むしろ懸念されるのは学習意欲が低下していると。私はどういう試験なのかこの辺ちょっとわからないんですけれども、それによると、学習意欲がどんどん低下し

ているんだと。いわゆる勉強へのモチベーションが低下している。どうもこれは教師の責任が重いんでないか。

つい最近、ほかの市でショックなことが起こりました。校長先生がメールで脅かしたなんていう事件、ここまでいっちゃったかなんて非常に私もがっかりしたわけですがけれども、先生の質の低下というのはやっぱり深刻なんですね。これは、父兄に何人か会ってみると、父兄から、子供でもそうですけれども、学校の先生を選ぶことはできないんですよ。高校になって初めて高校を選べるわけですがけれども、ですから、そういった意味では、先生の質、これをやっぱり低下しないように、教育委員会としても大事だろうと思います。

来年かな、教員免許更新制が始まりますね。恐らく今度は、適性がない教員はそこでふるいにかげられるのかなと思っているわけですがけれども、いずれにしましても、期待どおりの効果がわからないわけですがけれども、私はここでこういう状況の中で、なかなか国もそういうふうになる場合もあるということで、ここで一つ提案したいのは、会津の中には一つの規範というのがあるんですね。これは、実は小泉さんと竹中さんで市場原理主義を進めた結果、弱肉強食の世界がかなり進行しちゃって格差社会をもたらした。ここを藤原正彦さんという人が、数学者ですよ。痛烈に批判した。国家の品格ということで、読んでくれたかどうかわかりませんが、それを見て、私もずっと読んでた、最後のほうに、高く会津の教育を評価している、これは会津の日新館で子供たちが教えられていたという10のおきてなんですね。そして、この10のおきてを小・中学校、会津の中でならぬことはならぬということが入っている会津っ子宣言ということで、若松を中心にして子供たちに教えていると。

私はこれを今持ってきましたんで、ちょっとだけ読み上げてみたいんですけども、会津っ子宣言、1つ、人をいたわります。これは、人をいたわりますというのは、お年寄りや困っている人に親切にしましょう。それから自分を初め命あるものを大切にしましょう。みんなのために進んでボランティア活動をしましょうというのが1つです。2つ目は、「ありがとう」「ごめんなさい」を言います。これは「ありがとう」と町長が、ありがとうを広げるという、こういうことですから、こういったことを1点。3つ目は、我慢をします。甘い抑え、わがままを言わないようにしようとか、失敗や困難な体験は大きな経験となります。何事も最後まで頑張りましょう、こういうようなこと。そのほか4つ目は、卑怯な振る舞いをしません。それから5番目は、会津を誇り、年上を敬います。それから、6番目は夢に向かって頑張ります。そして最後、やってはならぬ、やらねばならぬ、ならぬことはならぬものです、こういったことを、これが会津っ子宣言ということで、主に会津若松を中心にして、青少年育成の目標を規範意識

としてやっている、こういうことなんです。

私は非常に進めたいわけですがけれども、ただ南会津町にもそういったものがあるとなれば別ですがけれども、そういったものが南会津町にもあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ここに会津っ子宣言というのを私も持っていますが、今読まれたものですが、南会津町の教育委員会としましては、大変いいことであるということは認識しておりますが、今のところここまで話は進んでおりません。ですから、私ここで、やります、やりませんとも言えませんけれども、持ち帰って、教育委員会の中でお話しするというにさせていただきたいと思うんですが、あるのかないのかということですがそれにお答えしたいと思います。

南会津町の教育委員会においては、南会津町の教育というのをつくっております。これは、合併になったときに、なるころといいですか、なったときと言いますかつくったものでございますが、南会津町の基本理念、それから将来像、基本施策、これにのっとりまして、南会津の教育委員会として基本的な考え方をつくっております。

その大きな柱が2つございますが、1つは人として自立でき、未来を開き、託すことができる人を育てる教育を進めます。次の児童・生徒像を目標に、心豊かでたくましく優しい人、未来を開き、託すことができる人を育てるため、南会津町の風土に合った教育を推進します。自他の喜びや痛みのわかる人。難しいと思うことでもあきらめない人。「ありがとう」「すみません」「ごめんなさい」の言える人。物事に不思議を感じ、なぜだろう、どうしてだろうと考える人、郷土を愛し、南会津町に誇りを持てる人。

2つ目、自分たちで自分の町をまちづくりができる人々の力を育てます。自分の地域のことは、それぞれの人々がみずから考えるという真の自治を築くためには、だれかがやってくれるだろうという考えでなく、それぞれが主体性を持って行動していくことが必要になります。そのためには、次の5つの力が欠かせないので、その力の育成を支援する施策を推進します。○自己実現を目指し、自己教育力を持ち続け、学習機会をみずから選択し、必要な知識を身につける力。○住民一人一人が持っている潜在的な力を結集した力、これを地域力と私は呼んでいます。○家庭・学校・地域社会が互いに関心を持ちながら連携する力。○子供の前で大人力、私は大人力と読んでいますが、「だめなことはだめと言えるような」を発揮できる力。文化活動やスポーツを楽しみ、潤いに満ちた生活をしようとする力。

このようなことを目指しながら、毎年各学校のほうへ、このことを教育委員会でお願いま

すということによっております。

そんなことですので、こういった宣言はしていませんけれども、それに近いものは持つておるつもりでございます。なお、この宣言につきましては、先ほど言いましたように、教育委員会に持ち帰って、わかりやすくこういう一つのものにやることも一つの大きな住民のためだと思っております。この町のためだと思っておりますので、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 南会津町にもあるというけれども、ずっと聞いていると、ほとんど似たようなことですからね。私はナンバーも会津ナンバーでせつかくできていくわけですから、日本全体を大きく見たら、会津っ子宣言ということで、別に若松だからとか、南会津じゃなくて、会津は一つなんてよく言うけれども、こういう宣言をして子供たちの青少年育成に熱い思いをこうやっているんだというようなことで、ぜひともいいことは、私はまねしてもいいと思うんですよ。まねという言葉は悪いかもしれないけれども、ひとつそういったふうにしていただきたいなと思っております。

これが会津魂ということで、大人になってからも、やっぱりならぬことはならぬというような形でいくということが非常に大事なと、こんなふうに思っておりますので、どうかそういう検討会議とか、そういったもので提案していただきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫であります。

通告に従い、質問させていただきます。

全国的に産婦人科医の不足が深刻化しています。そうした状況の中で、県立南会津病院が3月末限りで産婦人科を休診することになるかもしれないという状況になり、その影響ははかり

知れなく大きいと思います。

ご存じのように、当病院は南会津地方で産婦人科を一手に引き受けており、産婦人科の休診は妊婦や患者にとって深刻な事態であります。これから子供を産もうとしている家族にも、身近に安心して産める環境がなければ、子育てはおろか人口の定着もおぼつかない、南会津地方の将来にもかかわる大きな問題であることは周知のとおりであります。後任の医師をできるだけ早く見つけて、住民の不安を解消していかなければならない差し迫った状況下にあります。

この間、郡内首長たちの関係機関への要請を初め、婦人会等々の女性団体が1万人を超える署名活動を展開するなど、町民ぐるみで存続を要望する声が増しに大きくなっています。かつ今日なお南会津病院を初め、関係機関が総力を挙げて医師確保に奔走していることも事実であります。ぜひとも後任医師が確保されますことを願わずにはられません。

そうした時節柄、私は県立南会津病院の充実を図るため、以下の点についてお伺いします。

1点目、産婦人科が休診になるかもしれない状況について、町はどのように認識しているか。また、後任の常勤医師の確保について見通しはどうか。

2点目、最大限努力しても、なお後任の医師が配置されない事態というものを考えたくはないけれども、可能性としては否定できない。その際、我が町として、次善の策は検討されているのか。

3点目、万が一後任の医師の配置が困難になったとき、分娩を取り扱うことはできなくても、妊婦検診を継続することで、妊婦の負担を少しでも軽くする目的を持って、県立南会津病院に助産師外来を設置できるよう関係機関に働きかけてはどうかということでもあります。

2つ目のテーマであります、特定健診についてお伺いいたします。

平成18年6月に健康保険法の一部改正と医療法の一部改正による医療制度改革が行われました。ことし4月から医療費適正化計画の一環として、糖尿病や高血圧症、高脂血症などの生活習慣病対策のため、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者への健診、保健指導の実施が医療保険者である我が町にも義務づけられました。

特定健康審査等実施計画を5年ごとに、5年を1期として定めるとしております。町民の健康増進を図る立場から、この計画を実施するに当たり、数点お伺いいたします。

1点目、今までの基本健診と特定健診との大きな違いは何か。

2点目、18年度及び19年度の成人健康調査の受診者の数と率はどうかであったか。

3点目、国民健康保険の範疇における我が町での特定健診の受診対象者、受診目標者、特定指導対象者の目標とする数と率を、20年度及び最終年度の24年度について示していただきました

いと思います。

4点目、特定健診を実施することにより、国保財政に及ぼす影響についてはどうか。

5点目、特定健診の受診率アップのための施策は何か。特定保健指導のアプローチ体制は十分か。また、指導のポイントは何かお伺いをいたします。

3つ目のテーマであります。町民の健康増進について。

町民一般の健康増進を図るため、当面、伊南保健センターにあるようなフィットネス機器を採用したコーナーを拡大する考えはないかお伺いいたします。

2点目、お年寄りの心身の健康増進に特化した「元気いきいきサロン」的な施策を実施すべきと思う。似たような施策として、集落を単位としての地域助け合いモデル事業がありますが、目的、対象はいま一つ不明確だと思っております。わかりやすい方法に改変すべきと思うがどうか、お伺いいたします。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県立南会津病院の充実に関する1点目、産婦人科問題に対する認識につきましては、2番議員さんと基本的には同じ認識を持っております。また、後任の常勤医師の確保の見通しにつきましては、さきの19番議員の質問にお答えをしたとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

次に2点目、後任医師の確保ができない場合の次善の策を検討しているか、こういうおただしがありました。

これにつきましても、19番議員さんにお答えしたとおり、非常勤医師の派遣について検討されているとの情報提供もありますので、これらの動きを見ながら対応していきたい、このように考えております。

当面は、現在南会津病院の産婦人科で妊産婦検診を受けている方の3月以降の出産取り扱いについて、会津若松市の医療機関と連携をとりながら、その受け入れ態勢の調整に万全を期しているところであります。

次に、3点目の助産師外来設置の質問であります。最近の産婦人科医師の不足を背景といたしまして、助産師外来の設置がふえてきているのは承知しております。助産師外来には、医師と連携を図りながら、妊産婦の健康管理、保健指導等、その役割については大きなものがあると認識をしておりますが、母体の状況によっては、医師の判断を仰ぎながら検診を進めなけ

ればならないことから、設置上、どうしても医師との連携の問題が出てくることをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、助産師外来は加重労働となっている産婦人科医師の勤務実態の緩和策にもつながることから、貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと思います。

次に、大きな2点目、特定健診に関するおただしの第1点目ではありますが、今までの基本健診と特定健診との大きな違いは何かというおただしがございました。今までの基本健診は加入する医療保険の種類や年齢を問わず、広く住民を対象とした健診で、健康増進事業の一環として実施してきたところであります。

しかしながら、医療費の増加減少が一向におさまらない現状を踏まえ、厚生労働省では、内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリック症候群に着目をした早期予防と生活習慣の改善を促す特定健診、特定保健指導の実施を各医療保険者に義務づけたものであります。

したがって、今後基本健診は各医療保険者が実施することになり、対象年齢も40歳から74歳としているところでございます。

2点目の質問につきましては、住民生活課長より答弁をさせます。

次に3点目、平成20年度及び平成24年度における受診目標者数及び目標率等に関してのおただしがございました。国民健康保険特定健診、特定保健指導では、平成20年度から平成24年度までの5年間の目標数値を実施計画書に定めることになっております。平成20年度では、特定健診対象者が2,196名で、受診率の目標を48%としております。特定保健指導実施者は積極的動機づけ支援で279名、実施目標率を25%としております。また、平成20年度では、特定健診対象者が2,974名で、受診率の目標を65%としており、特定保健指導の実施目標率を45%と定めております。

次に4点目、特定健診を実施することにより、国保財政に及ぼす影響に関してのおただしですが、特定健康診査等の事業は、医療保険者に実施義務があることから、その費用は国民健康保険が負担することとなっており、平成20年度における特定健診等に係る費用の総額を2,406万3,000円と見込み、当初予算に計上しているところであります。

特定健康診査に要する経費のうち、政令で定めるものの3分の1相当額を、国及び県において負担することとなっております。人はだれしも健康で長生きを望んでおり、医療費を喜んで払っておりません。今回の特定健康診査、特定保健指導を適切に実施することにより、将来の医療費削減効果が期待され、町民一人一人が健康になるとともに、国保財政が恩恵を受ける制度となるよう、精いっぱい努めてまいりたい、このように考えております。

次に5点目、特定健診の受診率アップのための施策に関してのおたただしであります。平成20年度の特定健診は、国民健康保険被保険者の対象者及び後期高齢者医療制度の被保険者が5月と6月に実施する予定になっております。社会保険等の被扶養者については、平成20年秋に実施を予定しております。5月及び6月における特定健診の受診率の低い地域を中心に、保健指導を兼ねながら、再度受診の勧奨を行い、秋の検診において受診されるよう促して、受診率の向上を図ってまいりたい、このように考えております。

また、南会津郡医師会との連携を図りながら、個別受診、施設受診の検討を行うなど、受診しやすい環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

特定健康指導においては、歩くことを基本としたプログラムの検討をしており、健康ウォークへの参加やボランティア活動への参加など、意識の変革を促す取り組みを積極的に実施してまいります。また、家族を含めた食生活の改善や地産地消を生かした郷土料理の継承や、食生活管理に対する改善意識の継続が保てるような保健指導、さらには閉じこもり対策等として、有効な訪問保健指導を徹底してまいりたい、このように考えております。

次に、町民の健康増進に関する1点目の、健康増進を図るためのフィットネス機器の拡大設置についてのおただしがございました。

4地域の保健センターに規模の大小はあるものの、フィットネス機器を設置し、町民の方に利用していただいております。特に伊南地域の保健センターは、機器の寄贈を受けた関係もあり、配備されている種類や数も充実しております。田島地域の保健センターに設置されている機器につきましては、利用しにくい場所に置かれているという声も聞かれますので、例えばスポーツ施設が集まっているびわのかげ運動公園周辺施設への移動も含めまして、施設を管理している指定管理者との協議を図ってまいりたい、このように思っております。

なお、フィットネス機器を複数の施設に配置するコーナーの拡大につきましては、1カ所に集約したほうが、利用面でも管理面でも優位性があるとのことですので、現時点では予定しておりません。

次に、2点目の地域助け合いモデル事業の改選についてのおただしがございました。

本事業は集落を単位とした支え合い機能を見直し、相互扶助の仕組みづくりを具体化することを大きな目的としております。地域の課題を話し合い、集落の知恵とネットワークを生かしながら、形にとらわれない事業ができることも大きな特徴であり、決められたメニューを実施する受け身の行動スタイルから、集落の資源を生かした提案型の発想で、地域の活力が生まれることも効果として期待しているところであります。

本事業をお年寄りの心身の健康増進に特化した事業へと改変すべきご提案がございましたが、このような理由から、目的を絞り込んだ事業へと変えることは、現時点においては予定をしておりません。

しかしながら、医療費の抑制や介護予防など、健康増進対策は大変重要な課題でありますので、本事業の見直しを行い、新年度から必須項目に健康づくり事業を追加し、一步踏み込んだ健康づくり事業の誘導も行ってまいりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、再質問等具体的事項につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 私からは、特定健診に関するおただしの2点目、基本健診の受診者数と受診率についてのおただしにお答えをいたします。

平成18年度に町が実施した基本健診受診者数は4,533名で、受診率は23%となっており、うち国民健康保険の被保険者では3,228名で、受診率36.4%となっております。

特定健診受診対象年齢で見ますと、受診者数は2,182名で、受診率45.5%となっております。

また、平成19年度においては、基本健診受診者は4,493名で、受診率は22.8%となっており、うち国民健康保険の被保険者では3,178名で受診率36.2%となっております。

特定健診受診対象年齢で見ますと、受診者数は2,093名で、受診率45.7%となっております。

以上でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 南会津病院の件であります。ご存じのように、我が南会津郡は県内の7つの生活圏として独立した生活圏です。檜枝岐や只見からですと、片道2時間、雪道だったら時として3時間、往復6時間、このようなところは、県内どこを見渡してもここだけじゃないかと思うんです。医師が不足している現状もわかります。あるいは町長が午前中の答弁で言われたように、もうお願い活動だけではどうしようもない、このことも重々わかります。もったいな話でございます。

だからといって、南会津郡の置かれた僻地の特殊性からして、諦めるわけにはどうしてもいえないのです。何としてでも南会津の特殊性について、今までも何度も訴えてはきたんですけども、チャンスがあれば何でも、国会へでもどこへでも、町長を先頭にして陳情に向いてほしいと、その決意のほどを再度お聞かせ願えればと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

きのうからこの問題についてお答えをさせていただいておりますが、決意と申しますと、先ほど申し上げましたが、県の県立病院ということですので、地方財政法という法律の中で、独自の運営を県がしているわけでありますが、簡単に言いますと、地方財政法の特例法を認めていただけないか、こういうことで福島県立医科大学の医師派遣担当教授には話をしてまいりました。

しかし、このことについては、医大だけで処理できる問題でもありませんので、県当局のほうとしっかりと協議の場に出したい、こういう話もしております。しかし、これは今すぐ、即効性のあるものではありませんので、やはり、当面の問題として、即効性のある、先ほどもご意見をいただきましたが、妊婦さんが健診を受けるという体制と、それから若松まで行かなきゃならないとなれば、その受け入れ先との連携プレー、これだけは最低限確保したい、こういう決意で今、あらゆる関係機関と連絡をとりながら、機会をとらえながら、日夜この問題に取り組んでいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 一昨年あたりから、厚労省の補助事業で院内助産院、あるいは助産師外来を新たに始めるセミナー研修会が、日本助産師協会の主催で行われているわけです。これもひとえに産科医の不足に対応した施策なわけです。ごらんになられた方もいらっしゃると思いますが、2月26日の福島民友新聞報道、午前中にも質問の中でありましたね。新聞の見出し、南会津病院妊婦検診継続検討へという新聞の見出しですね。見過ごした方もいるかもしれませんが、最初のところだけ読ませていただきます。「県立南会津病院産婦人科が3月末で休診となる問題で、県と福島医大は25日、同科が担ってきた妊婦検診を4月以降も継続するための検討に入った。同日開かれた僻地医療支援総合調整会議で方針を示した。非常勤講師の派遣や助産師の有効活用などが模索されており、今年度中にも一定の方向性を見出したい考え」というふうに報道されております。

この継続検討の内容について、午前中の担当課長の答弁ですと、正式決定には至っていないという、そういう答弁があったわけですが、これはいつの時点の話なのかというふうに思います。本日もこれはご存じのように民友1面トップで医師確保問題について取り上げていますし、日々情勢は刻々と進展していますので、待つだけじゃなくて、こちらから積極的に情報をとりにいかないとだめかなと思うんですが、最新の情報でいつなのか、ちょっとわかれば教えてもらいたいと思います。

私自身も県の病院局等にメールで問い合わせしているんですが、まだ返事が来ていないんですけれども、継続検討の内容について、最新情報がわかれば教えてもらいたと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

午前中答弁しましたのは、正式にはまだ決まっていないということでございまして、最近の情報によりますと、答弁したとおりの内容でございますが、南会津病院の事務長さんのほうから、今現在非常勤医師の配置の関係で検討していると、もうしばらくお待ちくださいと。それで情報が情報なものですから、軽はずみな情報を提供すると、逆に住民のほうに不安を与えるというような部分がございますので、情報の取り扱いについては、非常に神経を使いながら対応しているところでございますので、その辺はご理解いただきたいと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 医師確保のときだけのお願い、陳情ではなくて、ふだんから地域住民が南会津病院を支援していくということが非常に大切だと思うんです。そのようなスタンスから、私事で大変恐縮なんですけど、昨年3回、病院、建物周りの草刈り等の環境整備に参加しました。参加者の中には、高齢の男性が3人ほどいまして、いつも来るたびに正面前の花壇の草や敷地内雑草が気になっていしょうがなかった、定期的に病院を利用して、お医者さんや看護師さんにお世話になっているので、何とかしたいと思っていた。たまたま新聞折り込みチラシを見て参加したということでした。

さらには8月23日、我が町の役場職員有志が取り組み、多くの職員やそしてここにいらっしゃる多くの議員さん、総勢80人近くはいたでしょうか、あの広い敷地全面にわたっての人海大作戦、本当に感動いたしました。隣の特別養護老人ホームには各種ボランティア団体が、ほぼ毎週のように定期的に各種の活動を行っているのですが、病院の場合は、そうしたことができていないわけですね。やはり地域みんなの熱意で支えているんだ、そうしたメニューの一つが環境整備だろうというふうに思います。

福島医大や自治医大をして、医大の都合のみで南会津から簡単にドクターは引き揚げにくいんだなという状況を、病院と地域住民が一体となつてつくるのが大事ではないかと思うんですが、この辺町長、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まさに議員おっしゃるように、私たちが今できることをできるときから始めるということがとても大事だと思うんです。初めに答えありきではなくて、やはり、私たちがこの南会津病院が地域の中核病院として位置づけるのであれば、おれたちの病院、県立であろうが何であろうがおれたちの病院なんだと、こういう意識がとても大事で、そしてそういう議員さん初め職員、そしてさらに一般のボランティアの方が、実は前から少しずつでは動いていました。しかしこれほど大きな輪になってきたのは、現実ここに来てからですね。このことが私は医大の先生方や病院局の管理者等にも意が通じたと、こう思っております。

そこで、先ほど健康福祉課長がお答えをしましたが、何とかしなければならぬ。それほどこの地方も一緒なんです、県から見れば、あるいは医大から見れば。しかし、それほどまでに住民が自分の病院と受けとめている、そういう中なら、やはり人の心は動くんじゃないだろうか、こういうことで私は認識をしております。

そんな中で、地方財政法の話を見せていただきました。法律があるから限りある支援で終わってしまう。それがもしなければ、もう少し南会津郡内として、郡民として、郡内の首長としても、あるいはまたそれぞれご心配をされている郡内の議員の方々も一緒になって行動できる、そういう仕組みを何とかここで変えていただけないかという話も私のほうからさせていただきましたので、それを私しっかりと受けとめていただいた結果、何とか4月以降に産婦人科が設置できるように、こういうようなことで、今実は相手に情報を求めるのではなくて、祈るような思いで待っています。

というのは、それほどせかしても、必ずしもいい結果が出るということではないので、信じて待っているというのが現段階の状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 配置されない自体を考えたくはないけれども、実質可能性としては否定できないわけで、次善の策の問題であります。実は会津西部の5つの町村もことし1月で産科診療を取りやめになった会津坂下総合病院の産科医の確保に向けて、去る2月26日、竹内会津坂下町長を先頭にして、関係機関へ要請行動を行いました。厚生病院とて、医師の供給元は同じであり、当然にして福島医大や自治医大へ要請しているわけです。その際、特徴的な働きかけとして、やはり次善の策もあわせて要請したいと言っていたそうです。それは、岩手県の遠野市助産院方式を提案したいというふうに言っておりました。

実際の事例としては、岩手県の遠野市助産院がありますけれども、南会津でいうならば町の施設、保健福祉センター的などところの一部屋を間借りして、近くの大きな病院と連携プレーを

するというような内容であります。

どのような背景かと申しますと、やはり、岩手県でもここ数年、7つの病院がお産の扱いをやめたわけで、27ある県立病院のうち、現在お産を扱っているのは9カ所だけと。そこでもって、この遠野市でも5年以上産婦人科医師がいなくて、お産を取り扱うことができない状態が続いたものですから、盛岡赤十字病院を初め、医療機関との協力のもとに、助産師さんたちとドクターが同じ屋根の下にいてもきめ細かな妊産婦サポートに努め、安心・安全なお産を迎えることができる環境づくりに邁進するとお聞きしております。

私も直接行きたかったのですが、電話で失礼をさせていただきました。電話に対応していただいた方は、実際に携わっている助産師さんでしたけれども、彼女いわく、遠野市で今まで個人開業の助産院をしておいたそうです。実際には、お産は取り扱わなくて、産前と産後のみを扱う形でやっていたそうですが、過疎地域の産婦人科対策に熱心な先生がおられて、都市部の病院との連携やら行政からの要請がうまくかみ合って、同じ屋根の下にドクターがいなくても、お産そのものはできなくても、産前、産後をしっかりと地元でサポートしているというお話でした。

こうした事例から考えても、ゼロか100かではなくて、やはり、南会津地方に合った次善の策の必要性の有無というのも、今本当に問われているんじゃないかなというふうに思います。

こうした岩手県を視察に行かれてはどうかと思いますが、前向きにご検討いただけないでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃったように、ゼロか100かということであってはならないと私も思います。私たちが行動をして、その思いを形にするときに、必ずその動きの中でさまざまな気づきと出会いと、あるいはアイデアが生まれると思います。

したがって、今ご提案があったことについても、具体的に助産師のほうと当たってみたり、あるいは現在南会津町には1人しかおりませんが、南会津出身の助産師等がほかにいるのか、この辺も含めて積極的に取り組みを進めたいと思います。

研修検診については、よくよく考えながら、今後それについて検討していきたいと思わずるので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ちょっと長くなるかもしれませんが、南会津郡内の実態につい

て少し述べてみたいと思います。最後は質問で締めますから、お聞き願いたいと思います。

南会津病院でお産した件数は、平成18年度が142件、19年度においても、18年度実績に近い数値となっております。

通院をしている方のエリアを見た場合、只見町が特に多うございます。過去1年間で、確かに竹田病院や会津中央病院でのお産もあることはあるんですけども、ほんの数人で、30人近くが南会津病院を利用しています。舘岩、伊南、南郷地域の妊婦さんも、全員とまではいきませんが南会津病院なわけです。それも、里帰りお産の多いことも、南会津病院の特徴かなと言えらると思います。

そしてまた、忘れてならないことは、お産だけではなく、婦人科もあわせて休診になるということですね。

昨日も子宮がんを罹患している女性から、お産だけではないよ、いろいろな方が、婦人科という内容で南会津病院に通院している実態について、関係者はぜひ知ってほしい、ぜひ議会で言ってほしい、きのうですが、夜、切実に訴えられました。2月末でしたか、ことし夏ごろに出産を予定されている只見町の方にお会いをして聞きましたらば、やはり産科医不在のところでお産することは非常に不安だ、若松まで通院するのはしんどい、しかし若松に転院せざるを得ない。既に転院された方もいる、南会津病院は先生も助産師さんもすばらしい方ばかりで、残念でならないというふうに言っていました。

只見町を含む南会津地方の保健師さん数人からお話を聞きました。保健師さんの場合は、主に産後の新生児健診を扱っていますから、産後のお母さんとの会話の中からも、大きなおなかで、あるいは赤ちゃんを連れての通院は本当に大変なようだと言っていました。出産の前の妊婦健診は12回から17回近くになります。峠を越えて会津若松まで大きなおなかの状態やら、赤ちゃんに気遣いながら通院することは、本当に大変なことと思います。

かつては下郷町にも母子センターなるものがありまして、産科医はいなかったのですが、助産師さんが産科医と連携契約を結んでお産していたわけですね。この連携契約のことを嘱託契約というんですが、名前は母子センターでも、中身は助産所です。昭和34年4月に開設して、平成元年に閉じるまで、約30年にわたって、多いときは年間180件お産を取り扱いました。お産の流れが病院、病院というふうの流れで、実際閉じるころは年間23件程度だったらしいんですけども、ちなみに私の家の向かいにも、小林酒店があるわけですが、あそこの奥さんが中島助産院なるものを同一敷地内で経営していることをわかっているとは思いますが、そこでの分娩は平成18年度18件、平成19年度14件というふうになっています。ここも只見町の方が多

くて、檜枝岐の方は少なかったのですが、きのうは檜枝岐村からの紹介やら、ここに及んで何件も問い合わせが来ているという状況であります。

もちろんお産は女性にとって命がけですから、すべてがそのようなシステムで対応はできないと思いますけれども、やはり、今、南会津病院に助産師が9人いるというふうにお聞きしたんですが、実際に産休、育休などで休暇中の方もいまして、実際に今稼働している助産師さんは7人、これも今ぎりぎりの状態で回っているという状況です。当然、医師が来なければどうなるかといえば、私はどうしてもお産の扱いをしたいからお産のできる病院に移動したいわと。だけれども私はもともと田島だから、ちょっと一般の看護師になったとしても残るしかないわというふうな方向に分かれているわけですね。そういう意味では本当にせつかくある設備と、現に9名もいる助産師を生かさない手はない、こんなふうに思っております。

ぜひとも我が町が南会津郡をまとめて、早目の機会をとらえて、関係機関に働きかけてはどうかというふうに考えますが、どうでしょうか、もう一度。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

出産の人数というのは、大変重い数字だと思いますが、私は必ずしも出産数が多いから必要だということじゃなくて、出産する人が少なくても、地域に産婦人科が、地域に私たち暮らす者としてはないといけない。このところは、議員がいろいろな事例をお示しのとおり、私も全く同感で、ただそういう理論にしたくないんですね。多いからぜひにというんじゃなくて、人が住む以上、生活をしている以上必要なんだと、こういう論理で私はこれまでお願いをしてみましたし、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、地方財政法を改正してまでも医師を確保したいということを何度も申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 町長が言うように、私も件数だけを問題視しているのではなくて、やはり基本的に人が生活しているところ、やはり安心・安全な生活の確保というのが重点課題だろうというふうに考えております。

副町長にお伺いしますかね。只見町についてお聞きしたところ、若松の舟田クリニックについては6月まで予約がいっぱいで受け付けていなかったそうですが、ここ数日間の間で何とか竹田、中央に転院手続きが完了したというふうに聞いていますが、南会津町の妊婦さんたちの転院の状況はどうでしょうか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 大変私のほうから申しわけありませんが、お答えさせていただきます。

基本的には、今現在南会津病院の産婦人科医師の調整のもとに、若松の竹田総合病院、それから会津中央病院、こちらのほうに転院を勧めまして、それぞれそちらの医療機関との調整を図っているということでございます。さらには県外を希望なさっている方もおります。

それで、それぞれ担当の医師の調整が進んでいるという話は聞いておりますが、ただ、実際母子手帳を交付している実態については、当町の健康増進係のほうで把握しておりますので、再度もう一度どういった状況でつながれているのか、今月いっぱいをもって再度調査をしたい、こんなふうな考え方で今動いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 これは、副町長にお尋ねしてもいいのかな。

婦人会を中心として署名活動が行われまして、多くの町民が署名をして関心を寄せていただきました。やはり、署名活動も1回やればそれでよし、あるいは医師が確保できれば一丁上がりとするだけではなくて、せっかく盛り上がった運動をどう今後の病院充実に向けていくかということが重要になってくるんだと思います。

そうした意味から、婦人会を初め、町内いろいろな階層から参加をしていただき、仮称ですけども、南会津の地域医療を考える会なるものを組織して運動展開を図っていこうというふうに私なりの構想を持っています。ドクター不在になって初めて事を起こすのではなくて、ふだんから地域医療のあり方や安定した医師確保の持続性、利用する側にとっても、夜中にコンビニを利用するがごとく、安易に病院に駆け込んで、ドクターの負担を必要以上に過密化させている問題などトータル的に地域医療全般について、みずから学び交流する場として立ち上げたいと考えているわけですけども、もし町として協力できるようなことがあれば、ぜひお願ひしたいと思います。副町長、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 お答えいたします。

まず初めに、今回の署名活動が南会津の婦人会を中心に自主的に始まったことに対しまして、敬意を表するものでございます。私も、大分初めの町長の次に2番目に書いてあったというつもりでございます。

それで、ご提案のありました仮称地域医療を考える会ということでございますが、南会津病

院の医師、いろいろな診療科目で医師も引き揚げられるという話があったときからずっと町長から一貫して地方財政法のお話をしまして、それではその法律ではなく、一体何ができるんだ。町として、町民として何ができるんだということを考えるに当たって、まずは私が南会津病院の事務長さんとお会いして、3度実際にお会いして、あとは電話で何度かやっておりますが、医師のこういうことについてサポートしてもらおうとありがたいという項目をいただきました。そして昨年になってですが、それらのサポートをする実際の人ですね、ボランティアになっていただけそうな人を集めまして、ボランティアとしてこういうことはできませんかという会議を一度だけ設けました。実際にはもやもやとした部分もありまして、なかなか詰め切れなかったところも現実としてありますので、その会議のメンバーをまずは母体としまして、議員さんから提案がありましたもっと利用するほう、夜中に利用しないにするにはどうしたらいいのかも考えるような、もう少し枠組みを大きくしたような、本段階というんでしょうか、そういうのができるかどうか、検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それでは、第2のテーマに移ります。

実際に74歳までは、高血圧の薬を飲んでいても健診はできるんですが、75歳になった途端に健診必要なしというふうに、これは厚労省の指導からいくとなるんですが、75歳以上の特定健診について、我が町としてはどのように考えているのか。何か予算方針にもあったようですが、一応考え方としてお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 おただしの件でございますが、75歳以上についても、保険者広域連合のほうで保健指導、診査をすることになっております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 毎度のことですけれども、国の施策ですから、国が示した目標に達しなければ必ずペナルティーを課してくるというのが国の施策の常なんですね。24年度、最終目標の中で、何をどうクリアしなければ、厚労省からペナルティーがくるのか、どのような内容なのか、簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 おただしについてお答え申し上げます。

質問いただいた内容はまさにそのとおりでありまして、国から設定された目標、大きな目標としては、5年後の平成24年度で特定の健診の受診率を65%クリアしてください、それから、

保健指導については45%を目標にしてください、これをクリアできない場合ということでご質問いただいた内容でございます。そのとおりご理解いただいて結構でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 では最後のテーマにいきます。

フィットネス機器を採用したコーナー拡大なんですけど、伊南の健康保健センターのトレーニング室にフィットネス機器が何点か置いてありまして、今までさほど利用されていなかったんですけども、なぜかここ1カ月ばかり非常に多くの方が利用しています。つい先日、私も訪問してびっくりしたんですけど、約10人近くの方が入れかわり立ちかわり、これいい汗を流しているんですね。会員制なんですけれども、今170人ほど登録してありまして、合併してからというものは、館岩、南郷地域の方も登録されております。さすが田島の人はいないと思うんですけど、特に冬期間などで、外でウォーキングができないときに、電動ウォーカーなんかは非常にメタボリック対策に寄与しているんですね。ある方は、7キロもやせたという人もいます。本当に私も近ければぜひ利用したいくらいなんですけれども、さらによく保健師さんの会合なんかでも、フィットネス機器があれば健康増進に本当に役に立ったのにねという話がされるそうであります。

実は先週ですけれども、会津西病院のドクターが、今、保健センターにあるフィットネス機器を拝見しました。その結果、専門的な見地から見れば、営業用のスポーツジムなんかは別にして、公的機関であれだけのものを取りそろえてあるところは、会津では伊南が一番だそうです。機器の置き方、レイアウトがあればめっちゃくちゃらしいです。物置同然だそうです。特に筋トレマシンの置き方では今の状態では危険だそうです。また、倉庫の中に眠っていて宝の持ち腐れになっているヨガマットやクッションボール、健康腰かけなどなど、本当にもったいない話。できることならばデモンストレーションを行って、南会津の人たちに気づきを与えたい。フィットネスというのはこういうふうに使ってこういうふうがいいんだよということでしょうけれども、また病院から患者さんを連れてきたいと、そのくらいの感想を述べていました。

実際に家庭用の値段で恐縮なんですけど、電動ウォーカーで約10万円、それから乗馬、馬ですね、約13万円、バイクで5万円、大体業務用となると、その3倍近い値段なんですけど、決して安いとは思いませんけれども、これでもって相当のメタボリック対策になることは間違いありません。私が言うとダイエットを勧める議員、ちょっと太目なんて言われそうな気がするんですけど、やはり、町を挙げてメタボ撲滅大作戦を展開すれば、特定保健指導対象者を減らすこと

ができると思いますので、ぜひ今の状態では、ちょっとあの交流館の中でバイクやるって、格好悪くてできないんだよね。やっぱりどこかまとめて、田島の地でも。

〔「答える時間、なくなっちゃう」と言う者あり〕

○2番 渡部俊夫議員 いや、余り答えはあれですけども、そういうことで、ぜひとも拡大をお願いしたいというふうに思います。

それからあといきいきサロン、健康づくりを1項目入れたということで、一步前進かなというところで完了として終わりにいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 簡単にご答弁をさせていただきます。

ここまで詳しく調査をしていただいた議員に、真摯に答える意味で、私も現場を見ながら、そして実際伊南にはライフコーダーという年に設置をして、そういう普及も進んでおります。これを全町的に広げていけるような検討を前向きにしていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

上衣の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明13日は午後2時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時28分

平成20年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成20年3月13日(木曜)午後2時開議

日程第1 一般質問

- 6番 渡部 優 議員
9番 大宅 宗吉 議員
17番 芳賀沼 順一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 5番 | 山内 政 | 議員 |
| 6番 | 渡部 優 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 14番 | 平野 昌盛 | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 16番 | 渡部 東 | 議員 |
| 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 19番 | 大竹 幸一 | 議員 | 20番 | 児山 寿明 | 議員 |
| 21番 | 五十嵐 司 | 議員 | 22番 | 渡部 康吉 | 議員 |

欠席議員(2名)

- 4番 馬場 信作 議員
7番 星 光久 議員

説明のための出席者

湯田 芳博 町長 杉浦 孝幸 副町長

横山恒廣	教 育 長	湯田タマイ	会 計 室 長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星 廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
大竹政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森 秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星 安晴	館岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事 務 局 長	馬場秀成	事務局長補佐
------	---------	------	--------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

都合により欠席届のあった議員は、4番、馬場信作君、7番、星光久君であります。遅刻する旨の届け出のあった議員は15番、阿久津梅夫君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 渡 部 優 議 員

○渡部康吉議長 それでは、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 通告順序に従いまして一般質問を開始します。

午前中、中学校の卒業式へのご出席ご苦労さまでした。彼らの顔を見まして、前回私が申し

上げましたアンケートからの課題の答えをこれから出していかなくちゃならないなというふうにつくづく思いました。

それでは質問に入ります。今回の質問は大きく2点でございます。

町民の生活安心の施策はと下水道事業の今後の計画はの2点でございます。

順番が15番ということでほとんど質問も答えも出し尽くされた感はありますが、事前通告してありますので、私なりの視点で質問を申し上げたいと思います。

1番目、町民の生活安心の施策はであります。

前回も同じような質問をしているわけですが、これは共有する感想だと思いますが、本町は大変な不況であります。私は、ハローワークのほうに1カ月に1回ほどは行ってお話をさせていただいているわけですが、先日の求人倍率は0.28でありまして、担当者からお話を聞くと、仕事がなくこの町を出ていった方があるんですよというような説明もございました。先日はまた、このことは何人かの議員が質問をしているわけですが、町内大手の建設会社が破産申請をし、さらに幾つかの企業の業績不振がささやかれております。また、県立南会津病院の常勤医師不在による産婦人科の休診など町民の生活の不安はますます大きくなっている、このような状況であろうというふうに認識しております。

そこで、幾つか質問をさせていただきます。

①、平成20年度の重点施策にある「就労の場の確保と所得向上」の具体的な内容をお伺いしたいと思います。予算概要の中で11点ほど挙げられておりますが、承知の上で質問をしたいと思えます。なお、答弁に当たりましては短期的な施策、それから中長期的な施策というふうなことを念頭に入れて答弁いただければありがたいと思えます。

2点目、既存の企業の強化を図るとのことでありましたが、その後、どんな働きかけをし、その結果形となったものはあるか、それをお伺いしたいと思います。この既存の企業の強化というのは、何度か町長の答弁の中で、2年前から出ているわけですがけれども、検討、検討というところから進んでいないように私は思っておりまして、ぜひ、その結果、形になったものがあるかお伺いしたいと思います。そういうものがあれば希望という形になると思えます。

③、既存資源利用による内需拡大の施策は限界があると思うが、町長のお考えをお聞かせください。

④に当たりましては、12番議員も企業誘致ということで取り上げて、詳しく説明して答弁されているわけですが、また、さらに私のほうからも質問したいと思えます。企業誘致を強力取り組むことは町長の考えにはないのか、もちろんあるというふうに想定して質問いたしたいと

思います。

⑤、町外からのお客を呼び込むための中心的な役割を担うと考えていました株式会社南会津観光公社にまちなか再生事業を担わせるのは、設立当時の本来の考え方から若干ずれているのではないかと、そんなふうに思いまして質問させていただきます。今回の予算をよく見てなかったこともあるんですが、まちなか再生事業は今回の予算に挙げられておりません。しかしながら、前回の12月議会による答弁であると継続してやるんだというふうな答弁をされているというふうに私は認識していたもので、この質問となりました。

⑥、このことももう多くの議員の方々が心配をして質問をされております。県立南会津病院の常勤医師不足は、まさしく本町だけでどうにかなる問題ではないというふうには十分承知しているところであります。が、ただ、お願いするだけでなく、このことは町長答弁、きのうほどございましたが、本町として自衛施策を講じるためのアクションが必要と考えます。少なくとも本町において安心して産めるまちづくりを構築する必要があるというふうに考えます。

そこで、母子センターなど町独自での取り組みの考えはないか伺います。母子センターについては、下郷町の例を挙げて詳しく2番議員が質問しておりますので、その中身は申し上げません。

⑦、地方の医師不足の最も大きな元凶と言われている研修医制度の改正に対し、国に対し本町から、もしくは本町を構成する南会津郡内町村会等で、改正に対して強く訴える考えはあるかお伺いします。

⑧、既存の協議会、いろんな医療を考える会とかいろんな協議会があるそうでございますが、等でも協議されているとは思いますが、そういった郡医師会または本町医師会との協議の場において、具体的に本町における医療体制を構築するための提案を町はしているのかお伺いしたいと思います。

9番、これは、このことも何人か質問されておりますが、毎年毎年署名運動やら何やらと年中行事のように、毎年のように県立南会津病院の医師に対してはいろんな動きがあるということ承知して質問したいと思います。また、今回の産婦人科医に限らず、県立南会津病院の診療体制に対しまして、町は提案していることがあるかお伺いしたいと思います。

大きい2番目、下水道事業の今後の計画はということでお伺いします。

このことは4番議員が詳しく数字等も挙げられて質問をした答弁もされておりますが、私なりの視点から質問を申し上げたいと思います。

下水道事業は現在本町において2カ所、ご存じのように田島地区と南郷地区で進めているわ

けですが、下水道事業というのは今後の本町の財政状況を悪化させる大きな弱みとなる恐れがあります。継続中の事業終了後の計画予定があるか、また、下水道事業に対する町長の考えがあればお伺いしたいと思います。

壇上からの質問を終了します。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町民生活の安心に係る施策の1点目、平成20年度重点施策に掲げました就労の場の確保と所得向上に関するおただしにお答えをいたします。

議員おただしのとおり、我が町の景気状況は機械、縫製工場等の撤退や相次ぐ建築、土木業者の倒産に見られますように非常に厳しい状況にあり、多くの町民の方が職を失い、生活の糧を失っておりますことは大変残念なことであり、町といたしましても緊急の課題として取り組まなければならない、このように認識をしているところであります。

このため、平成20年度の重点施策として、就労の場の確保及び所得向上に関する施策を掲げ、木材流通システム構築事業を初め、納税者就労支援や小中学校での特別支援教育への支援員配置など、11の事業を計上したところでございます。また、このほかにも総合支援センターで雇用いたします3名を初め、総合支援センターの機能充実とあわせ、必要な職員を雇用してまいりたい、このように考えているところであります。

私は、直接就労に結びつく施策や公共事業への予算配分、大変重要なことと考えておりますが、一方では、地域活性化発展支援事業に代表されますように、町民の起業意欲をかき立てるような支援をしていくことも行政の重要な使命であると常々考えております。今後も直接、間接的に町民の就労の場の確保と所得の向上につながる施策の展開に真剣にそして本気で努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしたいと思います。

次に、2点目、既存の企業の強化を図る上での働きかけに関しておただしがございました。町内各種業種、団体との懇談会を行うと同時に、これまで本町に進出している企業でつくる南会津工業会との情報交換を積極的に行ってまいりました。

具体的に町の独自支援事業までには至っておりませんが、企業間の横の連携が図られたことによりまして、繁忙期、閑散期における従業員の派遣を行う関係が一部企業でネットワークが図られてまいりました。また、会津地域17市町村及び福島県その他経済団体で構成した福島県会津地域産業活性化協議会を設立し、企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づきまして基本計画を策定し、12月20日に国から同意を得ており、

立地企業に対する設備投資減税や人材育成事業の支援など措置が受けられることになりました。現在、人材育成事業として実用ビジネスIT人材育成の研修会を開催し、町内製造業者からも参加しているところであります。

次に、3点目、既存資源利用による内需拡大の施策には限界があるとのことのおたがごさいますが、現時点では、既に進出している企業や地元中小企業を重要な雇用の場である、このように認識しておりまして、町といたしましてもこれら企業が安定的に事業を継続できることが将来的には所得の向上にもつながると考えていますので、まずは、雇用の場の確保が図られるよう、中小企業等への融資制度の紹介や各種事業所等と連携を図りながら支援をしてまいります。

また、さきにお答えをいたしましたとおり、町民の起業意欲をかき立てるような地域活性化発展支援事業や、子ども農山漁村プロジェクト事業の受け入れなど、新たな雇用の場の確保と所得の向上につながるよう施策の展開に努めるとともに、現在、基本計画を策定中の仮称ではありますが「やまなみ博覧会」が地域づくりの起爆剤として地域力の向上と雇用の確保につながるものと考えております。

次に4点目、企業誘致に取り組む考え方についておたがごさいました。

これまでもお答えしたとおり、まずは既存企業の支援を行うと同時に、新たな企業についても福島県と連携を図りながら、積極的に企業誘致に取り組んでまいります。

次に、5点目、株式会社南会津観光公社とまちなか再生事業に関してのおたがごさいました。観光事業とまちづくりについては一体的なもので、まちなかの楽しみ方、まちなかの時間の過ごし方を提案することが、観光に結びつくと考えております。その上で株式会社南会津観光公社がまちなか再生事業の一翼を担うことは、南会津町の中心にふさわしい歴史、文化を活用した観光誘客に結びつくことであり、会社設立の趣旨には一致するものであります。

次に、6点目、常勤医師不足に対する町独自の取り組みに関してのおたがごさいますが、議員も触れられておりますように、本町だけで解決できる問題ではありませんので、歯がゆい部分はありますが、住民の声をバックに郡内連携をし要請活動を続けていきたいと、このように考えております。

また、自衛策としての母子センターにつきましては、当面の計画として持っておりませんが、ご了承願います。

次に7点目、研修医制度の改正を訴える考えはないかというおたがごさいましたが、問題となっている医師の都市部への偏在は平成16年度から始まった新医師臨床研修制度がその一因となっていると言われております。こうしたことから、国では研修医の都市部への集中を是

正するため、緊急医師確保対策の中で臨床研修病院の定員の見直しに着手しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に8点目、医療体制構築のため本町として具体的な提案をしているのかというおただしがございました。具体的な独自の提案までには至っておりませんが、南会津病院地域医療協議会や会津総合開発協議会等、さまざまな場を通してトータル的な地域医療の充実強化についての町の考え方を示しながら関係機関に訴えているところであります。

次に9点目、県立南会津病院の診療体制に対する町の提案に関してのおただしがございましたが、具体的な内容でお答えしますと、整形外科医の増員、神経科医師の配置、人工透析の充実、リハビリ体制の整備等を中心として繰り返し要望活動を展開しているところであります。これらの事項は一朝一夕で実現できるものではありませんが、人工透析の増設や実施日の拡大などに結実しており、今後とも継続して粘り強く提案していきますので、議員各位の力強いご支援をお願いしたいと思います。

次に、下水道事業の今後の計画に関するおただしがございました。今年度より全県域下水道化構想の見直し業務を実施しております。現在、県の事業別担当部署と見直し事項に関する協議を進めているところでございます。見直し内容は来年度末までに決定していく予定としておりますが、町財政健全化計画との整合を図り、町財政はもとより町民のためになる構想を策定していきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 再質問を幾つかさせていただきます。

町民の生活安心の施策はということで、20年度の重点施策に関して質問したわけですが、この予算概要の11項目、先ほど答弁もございましたが、就労の場の確保という根本的なものというのは、生活するために必要最低限の収入を得ると、その中で子育てもできる、もしくは高齢者のお世話もできるというふうな中身が、私は憲法25条でいわれている生活権だろうと思うのです。今回の11項目を見ますと、根本的に継続的に収入を得て生活を確立する、そういった政策が見られないと正直私は思ったんです。確かに3人ふやした、2人ふやした、そういう機会は、これが今の本町のできる範囲なのかなとも思いますが、私はそういうふうには思うんですが、その点をもう1度お答え願います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

雇用というのは、さまざまな分野でしかもそれぞれの立場の人たちに広く広がりを見せた体系の中で、言ってみれば活動が担保されている。したがって、例えばの話ですが、社会福祉法人南会津がございます。それから、第三セクターのそれぞれのスキー場や温泉施設で働く方々があります。そしてまた、給食を受託しているそれぞれの企業がございます。こういう企業を含めて、さらに言えばそれぞれ個店として小さなお店を構えているのもございます。この中で私たちの暮らしは支えられているし、構築しています。ですから、そういうものが今不安を抱えたり、あるいは給与の削減を図ろうとされていたり、そういうものに対してしっかりと向き合っ
て懇談を進めてきた。その中でできるだけ現場の悩みを解消しながら、今求められている労働条件を解消しようということをやってきていますので、私的には継続性が非常に高い、こういう認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 施政方針の中でも平成20年度予算案というところで載っているわけですが、課題を前提とした予算編成をしたというふうな報告があるわけですが、その今の本町の、もちろん町長も認識されていると思いますが、大きな課題というのは何だろうというふうにポンと2つ挙げよと言われたときには、必ず就労の場、雇用の場の確保と、今ほど大きく共有している問題、その医療の安全と安心、この2つだろうと思うんですね。

そういうことを考えたときに、20年度の予算編成の中で、課題を前提とした予算編成ということになれば、やはり相当な比重をかけた政策があるのかなというふうに私は期待したわけですが、そういったことで、先ほど私は再質問したわけですが、今は町が不景気がありますので、町の政策に対して非常に町民は敏感でございます。それに対してがっかりしたり、希望を持ったり、そういうことがあります。ですから、そこでこの11項目の中で私が考えたときに、希望のある政策がポンと出たなど、正直ポンと感じなかったものですから、それは考え方、とらえ方の違いだろうと言われればそれまでのことなんですが、町民にこれからこの11項目についてぶつけてみたいというふうに思いますが、希望を持ったか、持てたか聞いてみたいと思います。

まあ、見解の、とらえ方の違いと町長が言われるようなことであれば、これ以上私はものは言いませんけれども、今後、これだけ20年度の予算編成に当たってもかなり重点施策としても挙げている、3番目に挙げているわけですね。ですからやっぱり、先ほど言ったように、今は非常に本町は疲弊しています。その中でやっぱり希望の持てる、前回も同じようなことを言い

ましたけれども、希望は十分持てるだろうと言われるかも知れませんが、果たして、ぱっと読んだときに、よし、もう一踏ん張り頑張ろうかというようなわかりやすい施策があればいいなと思ったから質問をいたしました。

これ以上、1番のことについて質問しても答えが出ないだろうと思います。行ったり来たりになると思います。

②なんですけれども、南会津工業会等で検討をしているというのは、もう2年前からずっとそういう形できているわけですが、その成果として繁忙期の従業員の移動等ネットワークができた、これが1つの結果だろう、成果だろうというふうには思います。やはり、既存の企業を大事にしていく、これは当然そのとおりでございます。ですから、今後とも町の果たす役割というのは行政ですから非常に難しいところはあると思いますが、このことも同じように、やはり行政も我々企業を見ているなというふうな姿にしていきたいなというふうに思います。

質問をやれというまだ声が出るとしようがないから質問しますけれども、3番目、既存資源の利用による内需拡大の施策は限界があるというのは、こういうことを想定して質問したんです。奥会津と言われる三島町、昭和村とここ十数年、内需拡大という考え方で非常に資源の発掘から初めて、それを超えようとか産業に持っていかうともものすごく努力されてきた。そして、それなりの結果は得たのかもわからない。しかし、結果としてデータだけを見るとかわいそうであるかも知れませんが、結果として65歳以上の高齢化率が50%を超えてしまった。そういうふうなことで想定して、なかなか既存企業、既存資源を利用しての所得向上とか雇用の確保とか、そういったことを想定したときに、なかなか難しい。そういう臨床結果と言ってもいいような結果が隣の町村にあるわけですね。そういったことを踏まえてこの質問をしたわけですが、感想をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、最初ですが、答えが出ないと言うんですが、答えを出そうと一生懸命頑張っているんです。そこはご理解をいただきたい。

それから、既存資源だけでは限界があるんじゃないかと、私もこれについては同感です。既存資源だけでやろうとは思っておりません。ただ既存資源を新たな、いわゆる観光とかあるいは農産物の生産とか、あるいは林業生産、この間もお話しましたが、そういうものと幅広くつなげていこう、そのための今は火種をつくっている。ですから、この火種が三島町や昭和村とどういふふうにつながるかはわかりませんが、私は継続していく力、そしてまた継続してい

く力を押し上げるのは地域にやる気を持つ、いわゆる地域力がどれだけ醸成されたかというのが大きなかぎになると思うんですね。そしてそれが次のものにつながる展開を起こすときに初めてやはり外部資源とつながることが大事だろうと、こう思っているわけですので、私は今のやり方が非常に地域の人達の起業意識、いわゆる業を起こすという意識とか、あるいは65歳を過ぎたからもう引退だという考え方をさらに超えて、これから自分たちが生産年齢として頑張るんだと、こういう気付きを得ている状態ですから、今後大いにこのところに力を入れていきたいというのが現在の私の心境でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 内需拡大の点ですけれども、既存資源の利用ということ、それだけで成就しようと思わないということで、今は種をまいている状況でこれを外部の資源と合わせて活力あるまちづくりをしたいというふうなご意見だろうと思います。みずから立ち上がって起業力のモチベーションを上げていただく、そういう段階であるというふうに、そこまでのご意見だろうと思いますので、了解するしかないのかなと思います。

それから、南会津観光公社の件なんですけれども、これは先ほど壇上からも申し上げたように、去年の12月議会で南会津観光公社も一翼を担うとか、あわせて協議をしてまちなか再生を進めていくんだと、また、やり直すんだというふうな答弁だったろうと思います。

しかしながら、南会津観光公社はたびたびあの辺に行きますと少ない人数の中で夜8時、9時まで毎日のようにいらっしゃる。こういう状況でいいのかなと思ったのが正直な感想です。本来任された業務、彼らが持っている意識というのは、やはり町外からのお客を呼び込むための施策、そういうものを中心の一生懸命やりたいんだというふうな意見なんです。ですから、内政という言い方は当たっていないかもしれませんが、町なかのそういったイベントとか、そういったものに一翼、端のほうに位置すればいいんですけれども、主役的に位置してしまうと、それこそ前回に私も言ったんですけれども、いろいろな場面においても役場の職員が夜の8時、9時までいると、日曜日も土曜日もないと、また観光公社の職員も休みもへったくれないというような状況の中で、じっくり町外からお客さんを呼ぶための施策を考えよう、アクションをしようと思ったときに、無理だろうというのが私の感想です。5、6人の中ですらもお1人さんは兼務をしているというような状況の中で、果たして私たちが南会津観光公社の立ち上げ時に期待した、担っていただきたいことをやれるんだらうかという素朴な疑問を持ったわけでありまして。ものすごく忙しいんですね、見ていますと。ですから、少し内政に関しては例えば商工会なり違う団体のほうに、観光協会なりにある程度担わせて、主体となって当

事者意識でもってモチベーションを上げてもらってやってくれよと、我々がお客を呼ぶから、受け皿をしっかりつくってくれよと、連絡を入れて、情報も入れる、共有してやっていこうというふうな姿のほうが、私は南会津観光公社の責務を果たせるんじゃないかと感じた次第ですけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南会津観光公社については、設立に当たって、大変厳しいご意見もいただいております。恐らくそんな中でそういう背景を踏まえながらそれぞれ観光公社の職員については努力をしているんだろうと、こういう認識を持っております。そんな中であれもやりたい、これもやりたい、あるいはこういうことをしないと先が見えてこない、こういうことで、実はやってみたら最初に予想したものだけではどうも成果が上がりにくい、したがって、どんどん羽を伸ばすようにその広がりが出てきた、つまり横糸がどんどん入っている状態だと私は思っています。

ですが、議員がおっしゃるように、このままの状態で職員の方々に負担をかけることは望ましくない。したがって、先日、会長、私が会長職を務めておりますが、を中心に現状分析をいたしました。そんな中で出てきたのが、彼らが何とか黒字にしたいという意見でした。私としては、当初から黒字を見込んだ会社ではないので、黒字にする意欲は大歓迎するが、ここところはもう一度原点に振り返って、これまでしてきた成果を数字として出そうということで、出した数字が現在でおおよそ概算で4,000万円の経済効果があると、これだけ観光公社に期待と同時に成果が得られたということでありますから、今後は、議員がおっしゃるように、そういう負担のない体制もまた考えながら、あるいは議会の同意を得ながら構築していきたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 南会津観光公社に対してはよくわかりました。私は大変期待をして賛成をした立場でございますので、ぜひその本来の仕事を、やる気満々でありましたので、ぜひやらせてやってください。お願いしたいと思います。

それから、6番目から7、8、9と病院、医療関係の質問をしているわけですがけれども、本町、南会津病院だけの医師の派遣とかお願いとかいう段階、それは隣に置くしかないという状況だと思うんです。みんなそれぞれ、我々、文教厚生委員会を去年2回ほど行ってお願いしたりしているわけです。多分、議長会でも町村会でも何度も足を運んでお願いをされていると思います。ですから、先ほども町長も答弁されましたけれども、本町だけではどうにもならない、

また、県でもどうにもならないという状況なわけでありますので、そこで、他力本願ではなくて、私は本町独自の医療体制の構築というのが、今まさに必要であると思ってこの質問をしたわけであります。ですから、どんどんというよりもどこに提案していいのかわかりませんが、ただ、協議会と郡医師会、本町医師会もあるわけですので、ぜひ、その中でなんとかできる限りのことはできないか、その中である程度のプライマリーケアぐらいはできないのかというふうな思いがあってこの質問をしているわけですが、そうじゃないと色々な町が示す施策に影響を受けてくるんです、絶対に、間違いなく。子育て支援もそうだろうし、人口増に関してもそうだろうし、すべてにやっぱり行き着くところはそこが1つなんです。大きな生活安心のためのインフラの大きな課題だろうと、私はそんなふうに思って質問しているわけですが、ですから、本町において独自の提案なり構築を目指すべきだろうと私は強く思うんです。

福島医大のニュースは皆さんご存じだろうと思いますけれども、先般、総合医療地域医療部というのができました。それで、プライマリーケアが大事だろうということで、地域医療をしっかりやろうというようなことでつくったんだろうと思います。皆さんご存じだろうと思いますが、医者の世界というのは専門化をどんどん進めてきたのが日本の形だろうと思います。しかし今、こういう僻地で求められているのはそういう専門性ではなくて、プライマリーケアだと思います。すべてを網羅してやるような医療だというふうには聞いていますけれども、私もその世界の間人ではありませんので、詳しく説明はできないんですけれども、できるだけ広い領域を浅く広く手がけ、高度な専門医に見せるべきかどうかを見きわめる、その第1段階の医療体制だというふうに聞いています。ですから、この本町における医療体制というのは、やはりその辺のところ非常にヒントになっているのではないかなと私は思っているんです。聞くところによりますと、専門性の医療を受けるべく患者さんというのは2割ぐらいだろうというふうに言われています。8割程度はプライマリーケアの中で処置できるんだというのが一般論であります。ですから、こういった毎年医者が足りないをお願いしているだけでは一歩もここの医療体制はよくなるわけですから、ぜひ、本町から提案をして、地域医療等、また福島医大へも提案して、部もつくって、これから何年か後にそういったお医者さんが多くなるだろうと思います。その辺のところを想定して提案してみたらどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、県立南会津病院が充実されないと町が取り組む各種の施策が大きく狂います。狂いますというよりは、先送りしなければならないというものも出てきます。そういう意味では、例えば、医療機関だから医療だけの問題かと言えばそうではない。したがって、今、雇用の問題のお話がありましたが、雇用の問題とも大きく影響いたしますので、このところは全く同感の姿勢を持っております。

そんな中でプライマリーケアの話がございましたが、そのとおりなんですね。これまで、医療関係のみならず教育関係についても、いわゆる施設医療と家庭の中間がどうもこれまでは手薄だった。このところを何とかしようということで、いわゆる家庭医というものを実は県立福島医大のほうでしっかりやっていくということで、北海道から葛西教授を招いた。葛西教授と私のほうとは最初からつながっておりまして、このところの提案というか、いわゆる協議を今進めております。ただ、県知事も予算の配分の中では大変厳しい予算の中で医療問題には重点配分をしていると、こう認識しております。そんな中で、私はやはり総合ビジョンの中で県との連絡調整をしっかりしていくことがまず私たちの提案を受け入れてもらう、あるいはその提案が実効性の高いものになると、こういうことだと思いますので、休まずひるまず提案も続けたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 根気よく協議していただきたいと、しかもなるべく早く答えが出るようにやらないと、例えば今回の予算の中で旧八総鉦山跡地を化学過敏症の方々に、彼らが言うには避難地と言っているんですけれども、避難地にする予算が出ているわけなんですけれども、そういったことに対しても地域医療の担保がないということになれば、やはり不安を抱かせる、そういった状況になると思います。だから、先ほど町長も答弁なさいましたけれども、いろんな施策に影響が出てくるんです。我慢しなければならないとか、先延ばしにするとか、絶対に出てくると思うんです。これから、後期医療制度も導入される、いろんなやらなくてはいけないことはあるんですけども、頼りになる担保がないというふうな状況になってくれば、ここに住んでいてよかった町とはならなくなってしまう。ここにいてはだめだというふうな町になっては、それでは人口増なんてとても望めないという状況になると思います。

ですから、やっぱり、繰り返しになりますけれども、課題を前提とした予算編成ということになるんです。どういうふうにそこに予算を重点配分していくかということ、形にならないものに対してもやはり予算配分していく必要がある時期もあると思うのです。ですから、少なくとも私はすぐに成果が出ないものに予算をつけるなどか、そういうものには絶対反対だとい

うことは私自身は全然思わないんです。ただ、しっかりしたビジョンを示して、それに伴った予算を計上すれば私は賛成であります。ですから、そういっためり張りの効いた予算編成というものを来年度から、今年度もかなり施政方針は網羅されて非常にすばらしい施政方針が出たなど、ほかの議員もおっしゃいましたけれども、私もそういうふうに実は思いました。しかしながら、実施する段階になっていろんな課題が見えてくる。そのことは当局も我々も共有をしている中身だろうと思います。しかしビジョンをしっかり示して、それで分かり合えるというふうに私は思いますので、ぜひ積極的な展開をお願いしたいというふうに思います。特に今回の医療の安心に関しては本当に大きな、こういうことは17人のうち半分ぐらい言っているような中身なんですね、それだけ危機感を共有しているわけですから、ぜひお願いしたいというふうに思います。我々議員ももちろんできる範囲で、我々、文教厚生委員会ですけれども、できる範囲のことはやるつもりで、委員長を中心にそういう考えでおります。だから、議論しながら一緒にやればまたいいなというふうに思います。

それから、2番の下水道事業に関してですけれども、4番議員が詳しく質問しているわけですが、私は結果的に答弁の中で、例えば田島地区が10年ぐらい延びるんだというような答弁がありました。南郷地区でも2、3年延びるという話の中で、多分21年までにその結果、その3分野、3つの方法を確定させるんだという答弁があったと思います。そして、下水道事業というのは10年ごとに見直しを図るという決まりがあるそうですが、来年はその年になるわけですか。まず、その質問をしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、下水道の前に、医療関係について議員が大変強い思いを持っていますので、私のほうから一言だけお話ししますが、このなるべく早くというのは、本当にいつきの猶予もならないんです。というのは、実は、議員もお聞きしているかもしれませんが、既に眼科医が開業すると、あるいは耳鼻科医も開業する、そうすると、病院経営が基本的にその分だけまた患者が行かなくなる、このことは病院長にもしっかりと話をしているんです。それが1つございます。

それから予算の重点配分ですが、私は各南会津郡の首長に何とか後方支援をしてほしい、あるいはしましょうということいろいろやったんですが、地方財政法があって予算的には出せない、ということなので、いわゆる県のほうに提案をしているのは病院局も含めてですが、地方財政法のある意味では特例措置をちょっと考えてほしいと、こういう提案を申し上げているので、そここのところはご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

見直しという部分でございますが、構想の見直しでございまして、今現に2地区で進めている分の内容の見直しではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ちょっと調べてみますと、国内の下水道事業について調べてみたんですけれども、下水道事業では5割の団体において料金値上げが想定されているというふうな状況があるようでございます。また、公共性の観点から、下水道の処理区域を郊外部に拡大すると事業の低密化に伴いコストが増になるというふうな状況、そういうふうなことがあるようでございます。

本町で見ますと、田島地区と今南郷地区で進めているわけですが、きのうのうほども答弁出されましたけれども、10年延びると、特に田島地区ですね、加入率が60%台だということで、きのう4番議員の中でも出ましたけれども、ますます過疎化する中で、予定された計画内で、しかも期間を延ばして財政健全化計画に整合した中身で先延ばししながらやるというふうな中身だろうと、きのうの答弁であったように思います。21年度に見直しを図るといふ、確定するといふ答弁であったわけですが、果たして、10年なり延ばして確実に計画どおり果たす、住民のニーズなりコスト高の勘案、財政問題、社会情勢、これもきのうの答弁にありましたが、勘案して10年延ばして果たして必ず完成しなければならないのか、非常に疑問があるんです。思い切って、私は中止すべきだと思います、田島地区においては。先の見えない状況の中で、環境問題とかそういうのはどういうふう担保されるかといふのはまたの議論になると思いますが、この財政に関してから言えば、やはり下水道事業田島地区においては中止すべきと考えますがいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

先ほど、構想の部分での前日4番議員にお話を申し上げたところで、財政健全化計画等を踏まえれば、10年ほど延伸というような部分をご説明申し上げました。その辺でございますが、今現在、町で進めている下水道につきましては、区画整理事業、今30ヘクタールほど進めてございます。そういう分についても十二分なる配慮をしながら財政健全化計画ともあわせながらやっていくべきというふうに思っております。

当面は、財政の硬直化という部分が回避できるまでにおいては合併浄化槽の部分を多方面で

進めながら、今ほど申し上げました区画整理事業、都市の整備でございますが、そういう分にも配慮しながらやるべきというふうには思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 見直しをしながら進めていきたいというふうな答弁だったろうと思います。

しかしながら、きのうほど答弁なさったように、社会経済の情勢の変化、事業の計画と進捗状況の整合、それから住民のニーズ等を考えた場合に、進めるべきか中止すべきか、途中で縮小していくか、その辺のところは本町においてはわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

住民のニーズといいますか、先ほど区画整理事業を例に出しましたが、区画整理事業におきましても年々事業費の増をもって実施をしてございます。その分につきましては、やはりインフラ整備である下水の分については住民に配慮すべきというふうに思っております。ただ、多方面で考慮すべき分については先ほど述べましたとおり、財政の硬直化を回避できるまで、その辺を見きわめていきたいというふうに思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 もちろん、きのうほどの町長の答弁もありましたけれども、国から見直しが図られているというふうなお話があったように思います。特に、本町においては、田島地区の加入率も60%台前半だということもあるわけですね。間違いなく加入率は、私は、今の社会情勢、それから人口動態を見ると伸びないと思います。これはどう見てもそんなふうには私は思うんです。ご存じのように、今の加入率というのは、やっぱり老人世帯がふえたり、独居老人がふえたりして、結局お金の面だろうと思いますけれども、必要性がない、それに見合った必需性が各家庭にないというふうに思うから加入しないだろうと思います。決して、環境に対して反対するから入らないというわけじゃないんです。

そういうことを考えたときに、やはり、先ほど答弁もございましたように、社会的、経済的情勢の変化というものを勘案していかないと、先ほど財政の硬直化と答弁がございましたけれども、まさしくかかわっておりますので、そしてこれからも多分負担になっているでしょう。そういうことを考えたときに、今すぐ答えがこうだとは示せないと思いますけれども、ぜひその辺を勘案してしっかりビジョンをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで環境水道課長がお答えした内容で進んできているわけですが、実はこの計画見直しについても大変苦渋の判断をしました。特に、南郷地区については要望が割と高く、接続率も高い。ではなぜこの地域だけやめてしまうのかとこういう意見もありましたので、それほど判断に迷いはなかったんですが、田島地区についてはご存じのように60%の接続率ですから、今後これを90%に上げていこうという目標は立てましたが、大変厳しいのは議員がおただしのお通りだと思います。しかし、仮に中止をしようとする場合には、これまで少なくとも60%の接続率とはいいながら期待を持っていた方々に説明をするという準備期間は当然必要になってきます。しかし、この段階でそれだけの期間がとれるかということそうではなかったもので、一たんここは見直しをしておいた上で、議員がおただしのように、財政健全化計画の中で定期的に、期間を5年なんて言わないで、2年ごとぐらいのスパンで見直しをかけていって、財政と需要との調整を図ろう、こういう考え方でおりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番 渡部 優君。

○6番 渡部 優議員 質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、私からは大きな項目2点についてお尋ね申し上げます。

これまでの各議員の方々の質問の内容と私のこれから質問しようとするものが大分重複しております。今までの町長や町当局の答弁を伺っていると、私たちとほぼ同じような状況の認識をされているかなと感じました。その上で、私からは私なりに、まず最初に地域振興対策ということについてお尋ね申し上げます。いずれも町長に答弁をお願いします。

南会津町の現状は、企業の撤退や建設業者の相次ぐ倒産など雇用不安と就労の場の減少など本当に厳しい状態にあり、町民の心も不安と危機感でいっぱいです。したがって、当町の自主財源も交付税もどんどん減ってきています。これは、今後の財政再建健全化にも大きな打撃を

与えることも必至です。

また、当町の人口も平成17年には1万9,870人、これは町からの第1次振興計画の中で発表された数字であります。次に、昨年末には、これは新聞紙上です、1万9,099人となりました。南会津の第1次総合振興計画の中で、平成22年には1万8,504人となっておりますけれども、これを上回るような勢いで人口減少が起こっております。今の状態に歯どめをかけない限り、ますます人口も減少し町の活力が失われていくことが明白です。働く場がなければ生活することもできず、若者ばかりでなく、今現役の生活者でさえとどまることもできなくなります。

今まであった国、県の交付税が減って、これまでのような公共事業やその他の事業も激減しております。そこで、これからは、みずから築く自前の振興策を展開していくことが大切だと私は思います。たとえ時間がかかろうとも、苦しくても、着実に実行していかなければならないと考えます。

働く場の提供や環境の整備や支援をすることが、今行政に求められている最大の責務であると考えます。これこそが子育て支援であったり高齢化対策であったりと、バランスのとれたまちづくりへのベースになり健全な地域発展が図れると考えます。

そこで、幾つか質問したと思います。

まず最初に、今の現状に対してどのような対策をされるのか伺います。

②、失業者対策や職場の確保はどのようにされるのか。

③、今後の町の予測と町の現状調査をし、的確な現状把握が不可欠と思いますが、その考えはありますか、あるいはやられておられるのか。

④、今の状況に対し緊急対策のような方法も考えられます。例えば、生活費の貸付や教育費等の助成、相談コーナーの開設など、このような考えがあるか伺います。

いずれお答えいただいた分もありますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

次に、高齢者対策についてであります。

まず最初に、南会津町は県内でも急速に高齢化が進んでいる町の一つです。このような現象は何も当町ばかりでなく、都市部でも団塊の世代の団地などに空き室がふえたり、ひとり暮らしが多くなったりと高齢化が進んでいるところもあるようでございます。

当町においては、地域助け合い等の施策もありますが、このままいきますと、若者のいる世帯が減って、高齢者が高齢者を介護したり面倒を見る世帯がふえる一方です。生きている限り老いはだれにでも訪れます。老後を安心して心穏やかに健康で暮らせる対策が大切と考えますが、どのように考えておられるのか伺います。

2番目、現在、南会津町には高齢者世帯といわれる世帯が田島地区で、ひとり暮らしの場合ですけれども、455世帯、館岩地区で133世帯、伊南地区で76世帯、南郷地区で118世帯、そして全体で782世帯、ひとり暮らしの世帯です。そしてまた、高齢者のみの世帯、田島地区で475世帯、館岩地区106世帯、伊南地区で130世帯、南郷地区では175世帯、そして全体で886世帯であります。ということは、高齢者だけの世帯が全体で1,668世帯も当町内にはあるという調査があります。そして、これは最近の調査の数字だと思いますけれども、一方、この数字は平成19年10月1日現在でありますけれども、南会津町内全世帯は7,059世帯ということありますから、高齢者世帯の割合が23%ぐらいになると思います。特に、西部地区は冬期間は積雪も多く厳しいです。主要な病院からも遠かったりと、生活にもかなりのハンデがあります。また、たとえ今が元気であっても、ひとり暮らしの場合などとても不安になったり、ましてや健康に問題があったりした場合、そしてわずかな年金暮らし等であればなおさらです。このようなひとり暮らしの高齢者だけの世帯の健康管理や生活指導はどのようになされているのか伺います。

3番目、上記のような今申し上げたような世帯への緊急時の対応はどのような対策をなされているのか伺います。

4つ目、高齢者に対して町の施策のPR等はどのように行っているのか。高齢者はパンフレットや単純な呼びかけだけでは不十分だと思いますけれども、訪問したり、親切な説明やコミュニケーションが必要と考えますが、どのように対応されているか伺います。

以上、お尋ね申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域振興対策に関する1点目、企業の撤退や倒産の中、町はどのような対策をされているのか、こういうおただしがございました。町ではそれぞれの会社の撤退、倒産の時点において、町内の対策協議会を立ち上げ情報の収集を行うとともに、生活支援のための相談窓口の開設やハローワーク南会津との連携を図り、失業者の意向の確認などを行ってきました。また、年度末を迎え、中小企業へのきめ細やかな融資相談会の開催や、今後は雇用問題に係る関係機関の方に参加をいただき就労の場の確保に向けた検討をする、仮称ではありますが雇用促進協議会を設置し、関係機関とのネットワークづくりに努めているところであります。

次に、2点目、失業者対策や職場の確保に関してのおただしがございました。

失業者対策、職場の確保につきましては、ハローワーク南会津で行った再就職に関するアン

ケートなどで再就職に対するニーズを把握し、再就職が図られるようハローワーク南会津と連携しながら対応してきました。また、会社を通じて従業員の意向の把握や各種手続のための来庁時に意向の確認を行い、その上で地域内の事業所に対する受け入れ協力など要請を行っているところであります。

次に、3点目、町の状況調査をし、的確な把握が不可欠とのおただしがございました。ハローワーク南会津及び県南会津振興局と連携を図り、企業人材ニーズ調査を行い、町における企業及び雇用状況を把握した上で対応策を講じてまいりたいと、このように考えております。

あわせて、定期的に進出企業等をつくる南会津工業会などと懇談する機会を設けながら、地域の雇用状況の把握に努めるとともに、中小企業等に対する経営合理化に必要な資金の融資制度の提供や資金融資利子補給制度など、財政面での支援制度の普及に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、4点目、緊急対策に関してのおただしでございますが、先に6番議員にお答えをいたしましたように、平成20年度重点施策に掲げました就労の場の確保と所得の向上に関する施策として、木材流通システム構築事業を初め、11の事業に積極的に取り組むことが地域における雇用の場の確保と、地域振興等につながるものと確信をしているところであります。

次に、高齢者対策についてであります。初めの1点目、安心して暮らせる町の対策についてであります。高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、平成18年4月より本町健康福祉課内に地域包括支援センターを設置し、総合相談支援、保健、福祉、医療の連携、介護予防事業、虐待防止等を含む権利擁護など的高齢者に関するさまざまな課題に対し、総合的な対応を実施しております。また、地域における支え合いの機能が弱まっていることも危惧すべき課題となっていることから、相互扶助の仕組みづくりを大きな目的として希望集落を対象に地域助け合いモデル事業を積極的に展開しているところであります。

次に、2点目のひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の健康管理や生活指導についてのおただしがありますが、各地域に設置してあります在宅介護支援センター職員が高齢者を定期的に訪問することにより健康指導及び生活指導を実施しております。また、民生児童委員における各地域の訪問活動の際、心配される高齢者について地域包括支援センターに相談に来られますので、保健師が中心となりまして訪問活動を実施し、高齢者の相談及び支援を行っております。

次に3点目、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の緊急時の対応についてのおただしがございました。町では、高齢者のひとり暮らし世帯を対象に緊急通報装置の設置事業を行っ

ております。本事業では、24時間対応の緊急通報システムをメインに急病、事故、火災等の緊急時における迅速な対応に大きな効果を発揮しているところであります。また、民生委員の活動におきましても、見守りを必要とする世帯に対し緊急連絡カードの整備を行い、緊急事態発生時に迅速な対応ができるよう社会福祉協議会との連携を図りながら、要援護世帯への支援体制の充実を図ってまいりましたのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、4点目の町の施策のPR、周知はどのようになっているのか、こういうおただしがございましたが、町のホームページへの情報掲載を行っておりますが、今後は、パンフレットを活用した周知活動を充実するとともに、民生児童委員や在宅介護支援センター職員による家庭訪問に際しても、町の高齢者施策にかかわる周知に努めてまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 まず最初に、地域振興対策については、今まで何人もの議員のおただしの中で町長答弁あるいは課長の答弁を聞いてまして大方わかりましたけれども、いずれにしても、このような町の状態というものは、本当に合併してもしなくてもこのような状況は今までで一番ひどい状況ではないかな、ましてや今後も、残念ですけれども、こういうことを想定しながら町の行政をやっていかなければならない、その覚悟が必要ではないかなと、こう考えるわけがございます。それで、町民の不安な気持ちを少しでも緩和することが私は大切ではないかなとそう思ひます。

そういう中で建設業に対しましては国、県への要望や、事業を地元の業者へ発注をふやすとか、町独自の発注形態を考えていくとか、今まで町長の答弁もありました。また、企業としても努力が大切ですが、他産業への進出あるいは転換といいますか、事業がいいといってもそう簡単には思ひません。体力やそのノウハウなど課題もあります。

民間に元気があるときは行政は手助け程度でもよいかもしれませんが、今のような町の状態であればやはり行政側が主導的な立場でもって指導すると、そういう場面も私は必要ではないかなとこう思ひます。

そういう意味で、平成20年度の事業を見ますと、私にとっては今までの事業、継続事業もありますが、新しい事業やパワーアップしたものが少ないように感じられます。支援の拡大や新しい支援策や活性化策など今後また検討されるのかそれについて伺いたいと思ひます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

行政主導と簡単に言いますが、民間事業というのはさまざまな分野でそれぞれがいわゆる将来予測をしながら鋭意努力をしているんです。例えば、建設業を例にして言えば、これまで農業分野にシフトしながらいわゆる大型農業機械を町、県が補助支援をしながらそちらのほうにシフトをし、いわゆる農産物の生産から生産されたものを加工すると、こういうところまでしている事業者が数社ございます。ですから、そのところはやはり行政というのは応援をしたいんですが、支援をしたいんですが、全体的な公平性とかそういうものを見ながらやらなきゃならない。したがって、何回も申し上げているかもしれませんが、非常にやりたいけれども、なかなかできるのに制約がある、ここのところが私たちのジレンマにもなっています。ですから、私は、今後法的な制裁をしっかりともう1回検証しながら、いわゆる若干例外的な法措置があるのか、あるいは法的にとれるのか、ここのところを見直しながら、この雇用問題と企業倒産に対する、失業に対する対応はしていかなければならない、こんなふう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 先ほども申し上げましたが、民間企業が本当に元気あるときは民間企業の発想でも、自己資本の中でもやれていくと思いますし、今までもやってきたと思います。ですけれども、これだけ、当町ばかりではないですけれども、やはり国、県にしても本当に1次産業と言われる地区が一番疲弊しているような状況です。経済が回復して、それこそ好況もずっと続いていて、今までにないような経済状況ですというようなことを国では言いますが、実感としてみんながそういうことを全然感じられない。勤労者がそういうことを感じられない、そういうのが今の現状だと思います。

ましてや、ここの地域の場合、やっぱり第1次産業が発展しない限り、前回は質問させていただきましたけれども、ここの発展はなかなか厳しいのかな、何人かの議員もそのようなことを質問されましたけれども、私もそうではないかなと思います。その意味で、今頑張っている人といいますか、今なんとか踏ん張っている人たちの支援も町にはあっても、もう少しあってもいいのではないかなというのが私の考えです。それで、結局、支援をしているじゃないかと、こう言われると思いますけれども、例えば農業では、それは面積をふやした人とかそういう人しか該当にならない。現在、精一杯、もうぎりぎりの段階で頑張っている人たちが、あるいは見放されているというか、言葉がちょっとあれですけれども、そのような状況である。トマト

にしてもあれだけの金額が確かに売り上げとしてありますけれども、いろいろな経費増の中で手取りが減ってきている。やっぱりそういう中で町としての何らかの援助はないかという声も多く聞かれています。そういうような状況の中で、そのような検討を必要がないかなと私は思いますけれども、申しわけありませんが、もう一度答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

支援をすることは、とても大事なことで私は思っています。しかし、その支援のタイミングと、支援の領域といいますか、どの程度支援するか、支援すればいいというものではないと私は思っているんです。つまり支援することで元気が出るとか、あるいは今までやってきたことがさらに飛躍をしていく、こういう可能性につながる時にはやはり支援をしていかなければならない。

今、第1次産業の話をされましたが、いわゆるそれであれば、商工業も弱っているんです。それからもう1つは、福祉の世界も弱っているんです。南会津会は非常に苦しい状況です。10年後には資金ショートするんじゃないかということで一時金の支給も見直しをしようと、こういうような話が、私が昨年理事長に就任してから現場を回ってそれぞれ職員の声を聞いてみますと、非常に不安を抱えている。こういう全体的なものの考え方から判断しますと、先ほどからお話が出ていますように、一方で財政状況があるんです。これまで各地域で、方部で支援してきたことをそのままやり続けたなら財政破綻も危惧される。ですから、全体のバランス、財政の支出を考えながら、その中で最大限とれる方策として20年度予算を組ませていただいた。したがって、皆さんから見ても弱いと感じられるかもしれませんが、私は必ずしもそうではない。財政を立て直すのも一方で非常に強さを保つための条件づくりですから、そういうことを考えますと、支援していく方法についても、全体的な調整をしながらその対応を考えていくと、こういうことをございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 当然、町の財政でも経営ということに変わらないということは私も重々承知しているつもりです。一方、財政が厳しいからといって締めを締めすぎて融通もきかなくなる、そうなったときに、投資もしないで収益を上げるということは、仮に企業に例えればこれも無理な話になります。バランスが大事だということも重々承知です。そういう意味の中で、いろいろ苦慮されていることは本当にしみじみとわかります。ですけれども、そういう中で究極の判断はいかがかということで伺っているわけでありまして。そういうような状況は

重々わかりましたし、そのようなこともしたいという考えもわかりましたから、この件は何回も皆さんにも質問に答えておられますから、この辺でやめたいと思います。

次に、高齢者対策です。

町としてもひとり暮らしとか高齢者に対しては在宅介護支援センターを通じてとか、あるいは民生委員を通じていろいろやられているというような答弁がありましたけれども、実際、ひとり暮らしのお年寄りのところに行ってみますと、元気な人もいます。本当にこたつに入って背中を丸めて体が思うようにきかないと言っている人もいます。タイミングよく介護とか在宅の訪問サービスみたいなものができればいいんですけども、そういう中で民生委員の方々も活躍されていることも承知しています。ですけれども、1つ問題があるのは、個人情報保護法というものがやっぱりありまして、これはちょっと問題になっていますけれども、これはむしろこういう弱い人たちの情報が今度は出しにくいというか、行政側もそれに対応しにくいような状況にあるのではないかと、そのような声も民生委員の方々から間々聞くことがありますけれども、そういう声は町のほうにありますか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

今、議員のおただしにありました個人情報の関係でございますが、確かに民生委員という立場の守秘義務が課されておりますので、極力民生委員さんにおきましては、必要な個人情報の提供には努めたいとは基本的に考えておりますが、ただ、すべて個人の情報を民生委員さんのほうに提示するということがまたできない部分もございますので、その辺のバランスを勘案しながら、民生委員さんとしての活動上必要な最低限の情報の提供については努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 民生委員の方にはできる限りの情報の提供は行っているということでございますけれども、私は、実際面になりますと、今の年金暮らしの方というのは2人いる場合は、大体、普通国民年金の場合は13万ちょいになるんですかね、1人になりますと6万幾らになるわけですよ、もっと低い人もいますけれども。そういう中でいろいろな生活費を考えたりすると、本当に経済的な不安と自分の健康、この不安を感じている人はいっぱいいると思うんです。何せ、先ほど申し上げました数字の方がひとり暮らしでいるわけですから。ですから、そういう人たちが親身になって相談できる人、これは近所の人かもしれません、あるいは民生委員かもしれません。全然わからない担当者というか、そういう人たちが相談に乗

ったほうがいいケースがあると思います。そういう対応を今もされているのか、そこまでの相談ケースがあったのか、あるいは今後それをされようとしているのか、私はしてほしいんですけども、その辺を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、6番議員のときに家庭医という言葉が出てきたと思います。私は、福祉の分野でもそういうふうな家庭相談員みたいな役割を持った制度を何とかつくりたい。つまり、施設介護あるいは施設でお年寄りの面倒を見る、あと、家庭でお年寄りの面倒を見る。そのときに地域でお年寄りに向き合おう、こういうもう1つ新しい仕組みを何とかできないだろうか。このところに、逆に言えば地域の力を発揮したい、こんな形で今、それぞれ保健師さんや担当部署、それから地域協議会、そういう方々を含めながら検討を進めているところですので、これについてもそれほど長い時間をかけていることできませんから、できるだけ早い時期に総合支援センターの枠組みとして、そういうものも位置づけられればいいなど、こう思って取り組んでいるところであります。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 地域支援センターを通じたりいろいろな方法で家庭相談員ですか、そのような制度を検討していきたいというようなことでありましたけれども、本当に私は、健康でさえ自分の、元気であっても今がわからない。ひとりで倒れた場合、先ほど緊急通報システムということも言われましたけれども、やはり経済的にも不安があったりいろんな不安がお年寄りにはあると思うんです。ですから、そういう人たちが本当に安心してこの町で暮らせるようなシステムづくりが1日も早く望まれるわけですから、私どももぜひとも協力したいと思いますので、これは本当にできるだけ早くやっていただきたいと思います。

その中で、緊急通報システムということがありましたけれども、これは今どのくらいの利用者があるわけですか。ひとり暮らしの場合にだけ該当するようなことを聞きましたけれども、それからあと、連絡カードを作成しているというようなことがありましたけれども、これはどのくらいの人が利用されているわけですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、緊急通報の利用者の数でございますが、全体で今現在258名の方がご利用になっていただいております。お話ありましたとおり、ひとり暮らしの高齢者の方を対象にしております。

て、地区別に申しますと田島地区が151、館岩地域が49、伊南地域が22、南郷地域が36と、こういう数になっております。

それから2点目の緊急連絡カードでございますが、これは毎年民生委員さんのほうにお願いをしまして、年度が変わるたびに移動等があればそれぞれひとり暮らし高齢者、それから高齢者のみの世帯の方についてのカードを作成していただいております、これは社会福祉協議会のほうに提供しております、もしも何かあった場合にその緊急連絡カードに記載されている協力員の方、それから遠隔地に住んでいる息子さんだとか娘さんだとか、そういうところにいち早く連絡できるようなそういう体制を随時更新を図りながら整備をしている、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 多分、このことを知らない方、ひとり暮らし高齢者の中にいると思うんですよ。民生委員の方も説明しているような話をちょっと聞きましたけれども、そういう方がいらっしゃると思うんです。確かに町としては財政の話もありますけれども、福祉ですから、やはりそこら辺はきちっと高齢者の方に理解していただけるような説明や普及、啓蒙が必要かなと思っておりますので、これからもこれには力を入れて高齢者の安全、安心に努めていただきたい。

それから、本当に何回も言いますが、いろいろ生活に苦しんでおられる方、経済的にも何人でもいらっしゃると思うんです。そういう人たちに話しやすい環境をつくるということも大切ですから、そういうことのシステムづくり、心がけをぜひしてほしいと思うわけでありまして。

最後になりますけれども、結局、こういうふうな状況というものは、本当に町の執行部の方もいろいろ町の財政をどうしようか、事業をどうしようか、町長の答弁にもありましたように、苦慮されていると本当に思います。やっぱり、町民の人だって仕事なくなる、年もとる、一体どうなるんだろう、そういう不安がいっぱいだと思うんです。そういうときに、やはり町民の人たちにこれからはこうなりますよというような、仮にお願いするようなことになっても、やはり町民と町の執行部がその認識を共有しないとだめだと思うんですよ。ですから、そういうことの共有の徹底が大事だと思うんですけれども、そういう中で、やっぱり執行部ばかりでなく、町の職員全体にそういう意識の徹底というものが重要だと思いますけれども、最後、その点について伺いたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりだと思います。これまでも議員のほうからご指摘がございましたが、いわゆる縦割り行政の中で執行してきたそういうまだ余韻といいますか、そういう思いが町民の方に響いていないといいますか、伝わっていないといいますか、つまり、これまでの行政のあり方がそれでいいんだと、こういうふうに理解している職員もまだまだいることは事実です。ですから、町民の方に自分たちが考えている思い、あるいは自分たちがしようとしていることが伝わっていかないということだろうと思うんです。ですから、このところは、意識改革を進めながら、先ほど申し上げたように総合支援センターの充実をできるだけ早く図って、そして臨機応変にしかもスピーディに地域の課題にあるいは不安とかそういう問題に対処できるようにしていく、これは積極的に本気で取り組みをしたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そんなわけで、町民、町一体となって改革できるように私たちも頑張っていかなければならないと感じています。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時45分から再開いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 17名の一般質問のうち、一番最後というのは非常に緊張すると思うか、抜けるというかやりづらいんですが、皆さんが眠くならないように精一杯やりたいと思

います。

最初に農産物の利用についてということで、先ほど3日間で何人かが町長の施政方針にほとんどが網羅されているという、私もそう思います。その1つ1つの計画がこれから練られていくことを私は楽しみにしたいと思います。

農産物ですが、南会津町の農産物のブランド品とも言われる田島地域のアスパラガスと西部地域の南郷トマトは、一応名産品として農協あるいは各地域に出荷されてもう長年たちます。しかし、ここ数年、後継者不足もあるでしょうし、販売が伸びないということもあるのかもしれませんが、生産農家が減少していると聞きます。近年、建設会社など数社が大規模経営として参入しているということには大変私も期待をしています。しかし、個人農家は減っているようです。

そこで、アスパラガスやトマトなどの地元農産物を町内にある葬儀場とタイアップして、ほとんどお見舞い返しはお茶やノリであるが、このかわりに香典のお返しものに利用してもらってはどうかと、私たち議員が例えばJAとかあるいは葬儀場に相談してもいいんですが、やっぱり町の委託として町長から声をかけてもらったほうが使えるのではないかと私は思います。

私も議員になって年間50ぐらいの葬式に行くものですから、うちに非常にお茶やノリがもう売り出すほどたまりまして、女房に逆に買ってけろと私は言われているんですが、お茶やノリを配るわけにもいかず、恐らくほかでもそういう状態だと思います。これを地元の酒の小瓶とそれから農産物を利用することによって、1年間の死亡者、最近非常に多いんですね、平成18年1年間で事務報告には265か269と出ていました。19年度の2月末まで聞きましたら274とふえているんですね。それを考えれば、例えば、葬儀場で聞きましたらほとんどヒラ見舞いまで入れると1つの葬式で普通200以上のお返しものがある。1,000円にしても20万円、年間にすれば300、400というところもありますので、全部がそれにはならないかもしれませんが、恐らく5,000万から1億の流通の金額が出ると、こう私は計算機でやりましたので、一応試算ですが見込めると思います。まして、町外の人には宣伝にもなる。最近、冬期間でもアスパラをつくって、非常においしくて喜ばれているんです。生産者の住所、氏名、電話番号、これをつけることで、今度は食べた人が直接注文をすることに結びつくと思いますが、町長の所見を伺います。

次に、子育て支援についてですが、20年度の妊婦健診、健康審査の助成が15回になると、こういうことになりましたので、大変よかったと思っております。しかし、よく見ますと、第3子以降の方だけです。私の娘も3子までいるので、含めて何人かの若い母親、自分の女房も

4人産んだので、いろんな人に聞きましたが、本当に心配なのは最初の子供だと言うんですね。3番目ごろになれば、極端な話健診に行かなくても産めるとは言いませんが、本当に心配なのは、もちろん第3子に補助をすることで3人目まで産みなさいよと、こういう助成だとは思いますが、特別、1人1人がこの助成だけで果たして3人まで産むだろうかということを思います。

各新聞にも出ていますけれども、各地域で第1子から15回までという自治体が非常にふえています。特に、本年の4月からは南会津町内で産婦人科医師がいなくなって、若松まで通院しなくてはならない。時間と経費が非常にかかります。そういうことを考えれば、この第1子から15回の助成をするべきではないか、そして少子化になって19年4月から20年2月末までの南会津町の母子手帳の配付者数というのはそんなに多くないんですね。全部で120人ぐらいです。これが500人もいると大変ですが120人程度です。やっぱり少子化が進んでいる今、国の宝である新生児を大切にするために、1人目が死産とか特別のことが起きますとたった1人の子供も産めなくなります。第1子から15回の支援をする考えはないか伺います。

次に、ダイヤル#8000についてです。

皆さんご存じですか。福島県は少子化対策の事業の1つとして、19年7月29日から、午後8時から午前7時までこの夜中の時間を看護師や医師による緊急の子供救急電話相談を始めました。県ではこういうチラシをつくって、コピーしてきたんですが、あります。やっています。町でも恐らく一度は周知はしたんだと、実は私も周知を見ていないんですが、どのような方法で周知をしたのか、周知の方法がわかれば伺います。

私も近所の母親あるいは孫を見ているおばあちゃんに聞きました。ずっと訪問しながら何人もこれについて聞きました。ほとんど知りません。心配になって今度は役場の中で職員に結構聞きました。でも、担当の部知りません、ほとんど。先日、皆さんも見たと思いますが、どこかの病院で小児科医師が夜中まで患者の対応に追われて、自分で面倒を見れるようなちょっとしたことでも救急車や対応に夜中に来るということで、体がまいってしまってやめるという話がありました。その中で、地域の人たちが医者の体を楽にさせるために、そういうものはなるべくやらないようにしようという相談をしたという村の現状が出ていましたけれども、やめると言った医者もまた戻ってきました、もう1人つくことで。

結局はこの電話相談だけでも対応できることが数多くあると思います。小児科医師の負担軽減にもなるこのダイヤル#8000をもう一度周知する必要があると思いますので、町長の考えを伺います。わかるような周知の仕方をお願いしたいと思います。

3つ目に、地上デジタル放送についてですが、平成23年7月24日で現状のアナログ放送は停止となって、現在のテレビは見られなくなる、こういうことで町内の各地の有線アンテナ利用地域ではどうなるのか心配をしています。私の地区も30数戸共同アンテナです。で、先日説明会を受けました。共同アンテナには受信地点、見る地点にもよりますが、1施設当たり、戸数に関係なく、無線の設置で260万から900万円、有線施設、線を1軒ずつ引っ張るやつのほうが安いんですね、100万から900万円の設備と経費がかかります、かなりの差はありますが、平成19年度国の予算によると補助は無線システムには2分の1、有線システムには3分の1と、こういう説明がありました。もちろん、試験電波がことしの秋に流れてからテストをしてからのことですが、私たちの説明会のときの説明では、受信エリアの目安地図というのがありますが、その地図を見ると南会津町の多くの地域、ほとんどの地域は不可能エリアなんです。可能じゃないんですよ。地図の色塗りを見ますとそう見えます。国より2分の1の補助が出ても、50万あるいは130万から450万、この設備費がかかります。少ない戸数の集落ほど、私のところは30ぐらいですから、1戸当たりの負担が大きくなります。国では、ことしの夏ごろまでにはアンテナの設置費の負担軽減対策を決めると、この前の新聞に出ていましたが、町としては国やNHKに対してどんな要望をしているのか、また、町としての支援対策を考えているのであれば伺います。

4つ目に、温泉利用についてですが、旧田島町時代に温泉掘削をしてそのままになっている場所がございます。もちろん、現町長が掘ったものではございませんが、湯量も少なくくみ上げるポンプの設備にも高額な資金が必要であると、こういうことで毎年5万円の敷地借り上げ料を払って、もう15年ぐらいになるのではないかと思います。この場所を原状復帰するにはもちろんかなりのお金がかかると、前に聞いたときにそういう答えもありましたが、しかしこのままいつまでも敷地料を払い続けるのか、または利用する考えがあるのかお伺いいたします。

以上、この場での質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農産物の利用に関し、地元農産物を葬儀のお返しに利用できないか、こういうおただしがございました。トマト、アスパラガス等の農産物は生鮮食品であるため、取り扱いや保存の負担など、お返しものとして適しているかどうか問題があることも考えられます。本来、個々の判断にゆだねるべきであろうと考えますが、新生活運動等がこれまで冠婚葬祭の簡素化に関して推進をしてきた地域もございますので、農産物の会葬者へのお返しとしての利用につ

いては、町として現在積極的に進めるという考えには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

一方で、各種イベントなどでの土産品としての利用や物産販売での利用については、生産農家の所得の向上に大いに繋がりますので、今後も関係機関、団体等と連絡をとりながら、積極的に農産物の利用推進をしてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目の子育て支援に関する1点目でございますが、第1子目からの妊婦健診助成に関しておたがございました。平成18年度までは前期、後期の2回の助成でありましたが、平成19年度に5回に拡大をしたところでは、初産のときの不安が大変大きいことは理解できません。子育て支援を考えれば、助成回数が多いことにこしたことはございません。しかしながら、国の財政措置に基づき5回とさせていただいているところでありますので、ご理解をいただきたい、このように思えます。

次に、2点目、ダイヤル#8000に関してのおたがございました。子供救急電話相談については、子育て支援の一環として全国的な取り組みをしており、福島県でも#8000及び電話024-521-3790にコールすれば、午後7時から翌朝8時まで対応しております。本町では昨年の9月に1度、広報で周知を図り、その後、保健師が新生児訪問時と7カ月児健康相談の際に、チラシを配付して説明をしてきておりますが、ご指摘がありましたように、まだまだこのようなサービスについて周知をされていない状況でもありますので、今後、再度、周知の徹底を図りたい、このように考えております。

次に、大きな3番でございますが、地上デジタル放送に関しておたがございました。現在のアナログ放送は、2011年7月をもって終了することから、現在、国並びに放送事業者等が一体となって設立された地上デジタル推進全国会議による行動計画に基づき、各主体による積極的な取り組みがなされております。国においては周知、広報事業を初め、辺地共聴施設改修に対する支援制度を平成19年度予算より創設するとともに、関連する制度等の整備に取り組んでいるところであります。放送事業者であるNHKにおいても、アナログ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たしていくことを基本に、共聴施設の改修を進めることとしております。

本町における山間地等の地理的条件により、共同アンテナ等によって受信されている共聴施設状況は、NHKによる施設が11施設、地域の自主共聴施設が15施設、補償等によって整備された施設は2施設、また、民間、それから行政ケーブルテレビが各1施設、合計で30施設ございます。これら共聴施設においては、地上デジタル放送開始に伴い改修しなければ視聴でき

ない地区及び施設が生まれております。これら施設の改修に当たっては、放送事業者による積極的な改修及び国による支援制度の活用等を必要とすることから、平成19年度より全会津の自治体で組織をする会津総合開発協議会を通し、難視聴地域の解消及び支援制度の充実等を国に対し強く要望しております。支援対象や補助率において今後改善がなされると、このように考えているところであります。

NHKに対しましては、昨年10月に事務レベルでの協議を実施し、地上デジタル放送への移行が円滑に推進できるよう、情報等の交換をすることとしております。また、昨年には、総務省の担当者を招き、共聴施設の代表者への説明会を行うとともに、要請のあった施設組合へは町職員による説明会を実施してきております。

今後においても、これら施設の改修へ向け、少しでも住民の負担が軽減されるよう、国並びに関係機関へ要望するとともに、町民への積極的な情報の提供に努めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4番、温泉利用に関するおたがしでございますが、このことについては、以前の議会でもご指摘をいただいておりますが、旧田島町で、平成3年から4年にかけて掘削された東下原温泉について、平成10年に温泉開発事業調査に関する議会報告の中で、東下原温泉の利活用は民間事業者による利活用が最も実現可能であり、そのような事業者があらわれるまで温泉地の管理に努めるという基本方針が示され、用地の借地契約を継続してきたところでございます。しかし、その後、10年が経過をし、東下原温泉の活用を希望する事業者も現在のところございません。平成19年度に入り、具体的に温泉開発を中止する場合のしるじや手法について、南会津保健所や温泉掘削を専門業務とする事業者との協議を行うなどの検討を進めてきたところであり、この土地の有効利用がこのまま図れなければ、今後、具体的に地権者との温泉廃止に係る協議を進めていきたいと考えており、その第1歩として、整地経費等の試算を始めたところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 何点か再質問をいたします。

農産物の利用については、町としては生ものですので積極的には勧められないという答えもありましたが、私は、直接の利用ということは言っておりませんので、町でそういう利用を、農協やそういうところへ声をかけられないかと。あるいは、観光公社でとりまとめて、それで

やっていくとか、スキー場で働く人たちあるいはそういう人もありますが、このグリーンシーズンの仕事の場と、先ほどからいろいろ出てますが、きのうから町長も林業、農業でやっていきたいとなれば、この遊休農地の畑でとれるこのものが売れ先さえあれば、私はやる人がいるんじゃないかと、年収300万という、1つの、建設会社でもやってるところでもできれば従業員の年収300万をこれで稼ぎたいというような話も聞いたこともありますが、そこまでいかなくとも、夏場で、例えば150万でも200万でも稼げれば、冬期間はまた別の仕事ができるとか、きのうの除雪の話もありましたが、積極的に、このトマトとアスパラばかりじゃなくて、もっと別の農作物も考えられるんじゃないかと、こう思いますので、観光公社も含めたそういう考えはないかお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

1つの視点として、私は、可能性はあるんだろうと、こういうふうには実は思っています。ただ、現在、ご提案があったアスパラガスにしてもトマトにしても、出荷量、売れ先というのは、大体町内外含めて順調に今のところ出荷できています。ただ、価格の問題はその年の作柄といえますか、他の産地との関係もございまして一概には言えませんが、したがって、今後、さらにその生産農家がふえるための1つの施策ということだろうと思うんですね。その場合に、私がこれから大事にしていかなければならないのは、1つは、その中心となる農協とか、それから農協だけでいいかどうかわかりませんが、いわゆる集荷場、これをやっぱりしっかりしていくことも一つ大事だと思いますので、その辺で農協はそういうビジョンも持っておりますので、その辺から相談をしながらちょっと検証をしてみたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 なるべく進めていただきたいと思います。

最近、ここでは香典返しもその場で袋に入れてやりますが、都会とかほかではカタログを渡して好きなものを送ってもらうという制度もほとんどそうなっておりますので、農産物なんかについては重いものですから、後から発送するという、そういう方法もできると思いますので、一応提案をしておきます。

それから、次の子育て支援ですが、確かに15回、今回は、先の方ではなかなか難しいということなんですが、3人目ということではなくて1人目、3人目全部じゃなくて、私、1人目にこそ支援すべきだところ思うんですが、あるいは場合によっては、南会津町に産婦人科が来て、

この場で健診できるまででもいいですから、そういう考えはないかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

結論から申しますと、町長が答弁したとおりでございます。実は、厚生労働省のほうから妊婦の健康診査については2つの通達が出ておまして、まず1つは、妊婦の健診の回数に関係なんです。基本的にはそれぞれの妊娠の周期に基づいて13ないし14回ぐらいが望ましいという指導がございます。ただし、もう1つの通達によりまして公費で負担する基準としまして5回程度というような基準が示されて、それを受けまして交付税のほうで措置をされたということでございますので、基本的には医療保険に係るものではございませんので、あくまでも妊婦の健康保持、それからさらには妊産婦の少子化対策を含めた経済的な支援というものに着目しての助成制度でございますのでご理解いただきたいと、このように思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 施策というのは、私はもちろん国から来るから来たものは当然やるのは当たり前なんです。今、新聞などでもいろんな自治体で第1子からやっているところがふえています。大体、1回目が9,000円程度、2回目が5,000円ぐらいですか、3回目から4,000円と、それぐらいの健診料だと聞きますが、この人数からいっても、町のもちろんお金がかかるところばかりで非常に大変なんです。15回が無理であれば10回でも1人目、本当に1人目の心配というのは非常に大変なんです。ほかの人のことは言えませんが、私の女房で言いますと4人産んで、1人目は心配だから何回も病院へ行ってやりました。2人目からの3人は湯野上の母子センターで、これ聞かえますと女房に怒られますが、ころっころと産みました。やっぱり気持ち的に、心身とも安心感があるというか、1人目は本当に心配なんです。その1人目こそ補助とか何かは別にして、やっぱり14回なり15回、間違いなく健診に行くような方法をとるのも子育て支援ではないかと思いますが、もう一度お願いします。考えだけでいいです。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 答えいたします。

この妊婦健診の助成回数につきましては、査定するときにも実際いろいろ議論はございました。そこで、今ほど健康福祉課長がお話したのが結論なんです。どういう話があったのかといいますと、まず1つには、健診の回数はお1人目でも2人目でも3人目でもなるべくいっぱい、13、14、15回とこれぐらい行っていただきたいというのがございました。

それで、3人目からとした理由の1つが、子供の数が3人ということは、上に2人いまして、その子供たちにもお金がかかって3人目を産むというところに着目した、子供が多い人への財政的な援助をすると、こういうのが1つございます。

もう1つは、これは補助、助成でございますので、助成の意味としまして、奨励というのが大きくありまして、先ほど壇上でも議員さんが述べましたように、奨励ということで、3人以上の子供を奨励すると、そういうことでこの3人目からの助成と、こうしたことでございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 意味は丁寧にご説明いただきましたが、それは十分に承知はしてございます。私もあちこちの母親と話すときにはそういう説明はしているんです。しかし、いつも町長がほかでやっているから、ほかでやっていないからということではなくて、やっぱり町独自の支援をいろんなことをしていくべきではないかということをお考えますと、そう言っているのを考えますと、1人目の子供こそ本当に大事ではないか。1人目は実を言うと、私の知っている身近な者に1人目が流産したために2人、3人目まで全部流産、4人目は子宮外妊娠で結局だめなんです。1人目をもっと大事にしていればできたんじゃないか、こういう思いもあるんです。ですから、3人目を奨励すると、それは、1人目、2人目が無事にできてからの奨励ですから、1人目、2人目が生まれずに3人目を奨励してもこれは1つの理由にすぎません。確かに理由はそうだと思います。そこに本当に支援には心も必要だということをよく町長が言われますが、やっぱり心のこもった支援が私は必要ではないかと思っておりますので、一応、答えはいいですが、次に行きます。

ダイヤル#8000については再度周知するというので、今度はよく心に残って、役場の職員の方もしっかり覚えているような周知の仕方をしてもらいたいと思います。

最後の温泉利用についてですが、今、有効利用ができないということなんです。これ、民間事業者の活用を見込んで今までいたと言うんですが、これは何かで宣伝したんでしょうか、回覧板ぐらいでは。私は民間にやるということは全然わかってなかったんですが、お願いします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

ただいま、町長の答弁の中で、民間に活用、10年間経過したということですが、当時の協議の経過等の中で、きちんとそういうふうに整理をされていたと、ただ、具体的な広報とか、最

近そういうことで民間あるいは町民の方に積極的に働きかけたというふうな経過はございません。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 15年間以上おいといて、今、民間の活用を考えていたと言われても、ちょっと、実を言うと、私はこれ民間から言われたんですよ。あの場所売ってもらえないかと言われたんですよ。ですから、きょう聞いているんですが、そういうことがあったんならもうとっくに、おそらく募集をかけていけばいたんじゃないかということなので、何ていうか、原状復帰には何百万かかるということは前に聞きましたが、前に聞いたときもこの民間に活用させるという案があることは答えなかったんですよ。ですから、ただ単に庁舎内の相談の中でそういう話があっただけなんですか、もう一度お聞きします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えします。

平成10年2月に開催されました田島の全員協議会の中でそういう経過となっております。今後、そういう民間の活用をされる方があればそれを待ちましようというのが1つの方向ということで議事録に載っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

それでは、今、私もその人に聞いてみますが、こういう時代が時代なので、すぐ売れるかどうかはわかりませんが、もう一度、そういう方向であるならば、民間で利用する人がいれば利用を求めるとい募集、公募、これをしてもらいたいと思いますが、その辺どうですか。

あと、もし売るのであれば値段は幾らぐらいなのか。もし予定して、予定していないか、無理か、値段は決まっていなければいいですが、募集する考えがあるかどうか。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 答えいたします。

積極的な広報につきましては、これをやった時代の時代背景を若干考えていただきますと、バブルの頃でございます。投機目的の土地取得が大分盛んなころだったものですから、温泉があるとただただで乱開発というのでしょうか、その土地だけを目当てにしてくる業者を排除というのではないんですが、実際、本当にこの土地を活用してくれる業者さんだけを相手にしたかったと、こういう事情から、積極的に外に向けてここに温泉が出るところがありますと、こういうことはいたしておりません。しかし、当時の記録を見ますとそういうことでございま

すので、今後は特に、やはりこういう時代でもありますので、広報はいたしません、議員さんがそういうお声をかけていただいたというのであれば、その業者さんにぜひ本庁のほうに来ていただいて、お見せする資料も準備はできますので、個別に対応していきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いします。

また、金額等については企画観光課長のほうから答弁いたさせます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

金額的なことは、まだ具体的に交渉等はいたしておりません。ただ、10年経過したものですから、今、具体的に土地の所有者とそういう状況を申し上げながら、返還あるいは活用する人があればというふうなことで、具体的な折衝をしておりますので、ただ今、副町長が申し上げられましたように、もしそういう方がおられれば資料の提供はできると思います。

○17番 芳賀沼順一議員 了解しました。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

これをもって通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月14日午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

平成20年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成20年3月14日(金曜)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第1号 工事請負契約の一部変更について
専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 3号 南会津町総合支援センター条例
- 日程第 3 議案第 4号 南会津町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第 4 議案第 5号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 公益法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第10号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 南会津町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 南会津町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第18 議案第19号 南会津地方土地開発公社定款の変更について

- 日程第19 議案第20号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第23号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第23 議案第24号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第25号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第26号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第27号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第28号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第29号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第30号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第31号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	17番	芳賀沼順一	議員
18番	菅家幸弘	議員	19番	大竹幸一	議員

20番 児山寿明 議員

21番 五十嵐 司 議員

22番 渡部康吉 議員

欠席議員（1名）

12番 星 登志一 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町 長	杉浦孝幸	副 町 長
横山恒廣	教 育 長	湯田タマイ	会 計 室 長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税 務 課 長
大竹政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建 設 課 長	児山忠男	環境水道課長
森 秀一	農 林 課 長	渡部文政	農業委員会 事 務 局 長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星 安晴	館岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事 務 局 長	馬場秀成	事務局長補佐
------	---------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

都合により遅刻する旨届け出のあった議員は、12番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。

ここで、議員の皆様をお願いを申し上げます。

最近、議場での審議中に私語が聞こえます。特に、私のほうから見て右側が多いように思います。議場は神聖な場所であり、真剣に審議をしているところでもありますので、注意して下さるようお願いいたします。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎報告第1号について

○渡部康吉議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 工事請負契約の一部変更について、専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

これをもって、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第3号 南会津町総合支援センター条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1点質問いたします。

この条例の中の6条に秘密の保持というのがあります。「構成員は、総合支援センターの事業で知り得た個人の情報を、他に漏らしてはならない。構成員でなくなった場合においても、同様とする」ということで、これもっともだと思いますが、ただ、普通こういう条例があった後には、もし漏らした場合はどうするかというような罰則といたしますか、何かそういうものがないとですね。これ、実際漏らしてもしょうがないで終わっちゃうと思うんですが、その辺どういう歯どめをするのか、これ以外にもっと細かな規則なんかつくるのか、その辺を伺います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

第6条の秘密の保持につきましては、いわゆる公務員に課せられました地方公務員法上の守秘義務、それに準じて定めたものでございます。具体的な罰則規定等は定めませんが、もしこういうことがあった場合においては、それぞれの内容を検討しまして、それなりの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それももっともな対応かと思いますが、その場合に恣意的にならないようにね。ある人には甘かったり、ある人には厳しく向かったりというような、そういうようなアンバランスにならないように、その辺、今後十分工夫をしてやってもらいたいというふうに思います。

終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 この条例に関してですが、つい最近、家庭にも広報みなみあいの3号が配布されまして、今、大分Q&Aとかありましたのでわかったんですが、ちょっと1点だ

け不明な点があったので、確認したいと思います。

全協において、こういう図表とともに説明があったわけですが、それで、その中で総合支援センター〇〇所長、いわゆる所長さんですね。その管理の範囲が、この条例では3条、総合支援センターは、構成団体と事務局の2つとといいますか、をもって総合センターというふうにあるんですが、この配られた事前説明では、総合センター所長は事務局の中にあって、事務局長的な意味合いなんですけど、しかし、総合支援センターというのは団体と事務局、2つで総合支援センターというのだから、所長はこの両方を管轄、統括するのか、その辺のちょっと説明をお願いします。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

総合支援センター所長は総合支援センター全体を統括いたしますので、事務局となる職員、さらには構成団体の皆さんも、すべて管轄をするということでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それならそれで、そのようにこれから所長の業務の範囲といいますか、管轄の範囲をもっとよくわかるような図表にしてほしいと思います。じゃあ、理解しました。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点だけお伺いいたします。

条例5条の2項の(2)なんですけど、「前号に掲げる者のほか、町長が適当と認めるもの」と、こうあるんですが、そんなに、備品関係ですから難しくはないと思うんですけども、大概条例で「町長が適当と認めるもの」とこうあると、その適当と認めるに関しては別に定めるとかってこうあるんですが、そういう定めはなくて、適当と認めるものでは本当に適当なのかと、ちょっとお聞きしたいんですが。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

総合支援センターに登録をします各種団体、個人の方、いわゆる構成団体等というふうに条例上は呼んでおりますが、基本的にはその方たちが専用で使う備品、施設というふうに考えておりますが、登録に間に合わない場合かつどうしてもそういった施設を必要とする方がもしあれば、登録にかかわらず、町長が適当と認めた場合に使用させるようなケースも出てくるのではないかということから設けた項目でございます。

以上です。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 追加してお答えいたします。

いろいろな条例等に「町長が適当と認めるもの」ということで、一般的にお話しさせていただきますと、緊急避難条項と、こういう行政用語がありまして、その条例なりをつくる時に想定し得なかった場合、その時点で想定しなかったときにも条例改正等の行為を行わずに適用させようと、こういう条項でありまして、結局は、最後は町長個人に決裁をいただくことにはなりますが、運用としまして、例えばこれですと1号ですね。1号「構成団体等に所属する者」、これらに類推できるもの、いっぱいあるときもあるんですが、条例を制定、議決していただくときに想定し得なくても、それと相当に認められる、こういうものについてこういう条項を使うんだということで、折に触れ職員にもお話をし、そういうことで決裁をいただいておりますので、運用上そういうふうになっているということでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第4号 南会津町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か質問いたします。

この条例を審議するに当たりまして、産業建設委員会のほうでは、広域連合の条例も必要になるということで、この第1条に「広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」となっていますので、広域連合の条例も見せてもらって審議をいたしたわけでありましたが、ちょっと審議の後で、1点だけ疑問点がありますので伺いますが、広域連合の条例につきましては、ほかの委員会ではもらわなかったようでありましたが、広域連合の条例の29条に、「被保険者証の返還を求められた者がこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する」という罰則の規定があるわけでありまして、それで、この罰則規定は、この条例の中にも11条に出てきます。

そこで、この4章、11条、12条、13条ですね、そこで言っていますけれども、その罰則のほかに、またプラスになるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

それからまた、そういう罰則を課す場合には、これは何というのかな、町長がやるのかな、町長名でやるんでしょうね、その辺のやり方ですね。

さらにあと、国民健康保険の場合には、75歳以上の人に対しましてこういう罰則があったのかどうか、その辺伺います。

それから、この条例の2条に戻りまして、2条をもう一回ちょっと読んでみましたら、今度は、町は、保険料の徴収の事務、高齢者の医療の確保に関する法律の施行令の2条、それからその次には今度、高齢者の医療の確保に関する法律の施行規則の6条、7条に規定する事務のほかに次の事務を行うものですから、ここに書いてある施行令の2条にあるものとは何なのか。それから、施行規則の6条、7条に書いてあるものというのは、一体どういう事務なのかということ伺いたいと思います。

それから、次は、2章、3条ですか、保険料のところに来ますけれども、保険料の内容なものですから、ちょっと内容的にはあんまり把握してないかもしれませんが、一応伺いますけれども、今回、75歳以上の方は全体の事業料の1割分を払うと言われております。それで保険料が決まっているわけですが、その保険料は2年に一度改定になるわけですがけれども、それが上がっていくと。2年に一度、その上がっていく理由というのは、支援金を払う。支援金というのは若い人たちが払うわけですが、その支援金部分の1人当たりの負担をふやさないために、

その分が老人のほうにしわ寄せがいくというふうに聞いていますが、そんなことで2年に一度上がるということで、その公式も既にあって、それは担当のほうには渡してありますが、それで間違いないかどうか確認してもらったかと思うんですが、その辺の確認の状況を伺います。

それからあと、いま一つは、ちょっとここに項目的には書いてないんですけども、後期高齢者医療制度の全体的なことを把握しているかなというようなことをちょっと伺いたいんですが、いわゆる新聞なんかによりますと、定額制とか包括制とかというのが導入されて、病気の場合には一定のお金を払うと、そういうような仕組みになるものですから、病院としましては、一定分しか報酬が入ってこないと。そのために、治療も手抜き治療が予想されたり、また、早期退院、そういうものも促進されるんだと聞いておりますけれども、つまり、治療を受けたい人も受けられないという状況があると聞いていますが、その辺はどんなふうに把握しているか、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答えを申し上げます。

大きく4点の質問かと思いますが、まず最初のおただしの条例第4章の罰則の点でございますが、議員おただしのおり、福島県広域連合の28条から罰則規定が定められておまして、町が医療事務を取り扱う中で、被保険者及び配偶者等々の世帯主から、後期高齢被保険者等に関する調査、もろもろの調査等に瑕疵があった場合ということで、町の条例では11条、12条、13条の中で定められております。広域連合についても、ほぼ同じく条例で定められておりますということでご理解をいただきたいということです。

それから、大きな2点目、第2条の保険料の徴収に関する事務でありますけれども、いわゆる高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条の中での事務の取り扱いといたしましては、町が窓口事務として被保険者の保険証の交付申請、さらには受け付け、引き渡し、返還等々の事務をとり行うということになっております。

さらに、法律施行規則第6条、第7条につきましても、厚生労働省令の129号の中で、ただいま申し上げました町の事務等々について述べられております。ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、大きな3点目で、保険料のこのおただしがございました。

議員ご理解のとおり、この制度は2年を一つのワンクールということで進められるわけですが、2年経過後、そこから先の保険料が上がるのか、下がるのかということについては、現時点で掌握できておりません。

それから、最後の大きな4点目の中で、全体的な医療を受けていく中で診療報酬、いわゆる診療の中での包括的な診療等々についての問題といたしますか、心配のおただしがあったと思います。私ども担当の中で掌握している、いわゆる長期入院の方も含めた、慢性期の入院の治療の関係とか、そういった部分で細かいところで厚生労働省のほうからそういった制限、あるいはそういう考え方ということで述べられているものは、現時点でございません。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ちょっと1点目の質問に対して、まだ答弁もらってないものがあるものですから言いますが、罰則については、町長名で罰則をするのかどうかですね。

それからあと、国保ではそういうことがあったのかどうかということも、まだ答弁がなかったかと思っております。

それから、2つ目の質問で、法律の施行令の2条と施行規則の6条、7条の中では、被保険者証の返還であるとか、あと資格証明書の発行というか、広域連合で発行したものを町民に交付するというんですか、そういった事務だと思ったわけですが、それについて12月議会でもちょっと質問して、機械的なそういう資格証明書の発行は行わないんだというような答弁をもらって、安心はしているわけでありましてけれども、しかし、同時に国・県とか、あるいは監査のほうからは、やはりびしびしやれというふうに言われているという話も同時に聞いておりますので、果たして柔軟にできるのかなという心配もしておりますが、その辺柔軟といたしますか、そういうふうにするような法的な裏づけといたしますか、仕組み上の裏づけがあるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

それからあと、保険料については、2年ごとに上がることについては掌握していないという話を聞きましたが、しかし、既にそういう計算式もあるわけですから、ぜひそういうことについて、広域連合なり、あるいは厚生労働省のほうに確認をしておいていただきたいと思っております。

さらにまた、定額制の問題についても、制限はないと聞いているということなんですが、しかし、新聞報道あるいはテレビでも、やはり制限があるというような報道しておりますから、恐らく私が思うには、そういう制限はあるんだけれども、やはりそれを4月の実施前に公式な場で発言をすると、とんでもないということが巻き起こるものですから、恐らく、そういうことは多分、町のほうには言っていないのかなと。しかし、もうマスコミとかそういうところではそういう情報を得て、どんどん流しているのかなというふうには私は思うんですね。ですから、

それについても、やはりどこまで確認されたのかどうか、そこを伺いたいと思っております。

特に、私が心配するのは、例えば植物人間的な状態で、長く入院している方なんかおりますけれども、そういう人たちが、例えば報酬が一定なものですから、病院としては余りいてほしくないというふうになって、退院を迫られるとか、そういう事例が発生するんじゃないだろうかって心配しているんですけれども、その辺、實際上4月からそういう心配が起こると困るものですから私質問するんですが、その辺確認の状況について質問いたします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

国保税条例に関する罰則の関係ですが、ご承知のように、国保税条例は税でございまして、それでこちらのほうは料金でございます。国保税の場合は、基本的には地方税法に基づくものでございます。料と税の違いでございますが、これは時効と執行権力に若干の違いが出てきます。それで、国保税の場合は、町税と同じ徴収権がございまして、改めてこのような罰則規定は設けなくても徴収できるということでございまして、国保税条例には罰則規定はないということでございます。ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答えをいたします。

何点かご質問いただきました。まず、罰則にかかわる部分でございますが、町が後期医療の事務を進めていく中で、第11条から第13条にかかわる部分での瑕疵があった場合に町が罰則をするというところでありますので、広域連合の罰則規定とつながる部分があるわけですが、町の事務取り扱いの中で事業を進める中での罰則規定であるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、資格証明書の発行をされる方があった場合に、町の事務的な対応の中で資格証明書そのものの発行は広域連合がするわけでありましてけれども、うっかり諸般の事情があつて滞納に至った方々の現状、それから実態、そしてそれらの世帯の状況等も含めて、一番身近にいる私ども町の立場から、資格証明書の発行によって医療を受けられないとか、あるいはそういったことが発生しないように、広域連合の条例の中でも、それから個別の事情によってやむを得なく発行に至るといふ定めがあるわけですが、町としては現在まで、今行っております老人医療と全く医療そのものについては同じく必要とする医療を受けていただくということが大前提でありますので、画一的な資格証明書の発行ということとはできるだけ避けていきたいというスタンスは変わってございません。

それから、3つ目、2年後、保険料が上がるのか、下がるのかと。先ほどもご答弁申し上げましたのですが、保険料の算定等々について議員おただしの件を広域連合のほうにも投げかけてみました。結果として、現時点で数字としてあらわすことはできないということですので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、医療にかかわる制限といいますか、そういったことの心配を質問の中でいただきました。現時点で診療報酬、お医者さんに払われる診療報酬の支払いについては出来高払いになるのか、または包括払いになるのかという大きな考え方の質問だったのかなと思いますが、今現在、これらについては今後、中医協の場で論じられるということになっておりまして、現時点でうわさがありますというお話だったと思いますが、現時点で決定はされておられません。

それから、戻りますけれども、先ほどの第2条と6条、7条の関係の質問もございましたが、大きな柱となります高齢者医療の確保に関する法律がございまして、その中での第2条で資格証明書も含む各種保険証の交付から受け付け、減免等々の申請の事務を取り扱うという部分が法律の第2条で定められておりまして、なお細かく法律の施行規則第6条、第7条についても、全く同じ事務を扱うんだということで示されております。ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 3回目になりますが、先ほど、保険料については掌握していないというようなことで、また同じような話で、2回質問しても同じような話でありましたが、1つ紹介だけして質問を終わりますが、厚生労働省の資料の中で、「後期高齢者負担率の改定方法について」というような資料があって、その中で「世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みを導入する。これにより、高齢者の保険料による負担割合1割は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減っていくことになる」と、こういう資料もあるものですから、今後、支援金は減ってきて、そして75歳以上の負担はふえるというのがはっきり方針としてあるものですから、ぜひその辺、情報を早くキャッチしていただきたいということで述べて、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も、1点お伺いいたします。

今の19番議員からの負担割合、国50%、現役世代40%、高齢者が10%と、こう出ているわ

けですが、それが将来上がるのであるという、これはもうほとんど説明会ではないので、やっぱりしっかり調べて、今後の説明会に生かしてもらいたいと思います。私も当然、これから2年後に見直す、あるいは4年後の見直し時点では、この保険は県単位でやるので、各県が高齢者の医者にかかる割合、健康の維持仕方によっては、県ごとには現在の保険料よりも下がるのではないかと、そういう可能性もあると、こういう一つの希望的観測で高齢者保険を見ているものですから、そこはやっぱりしっかりと。割合が変わるということは、これは全然別問題ですので、その辺をしっかりとお願いしたい。聞きたいと私も思ったんですが、今、19番が聞きましたのでその点は。

もう1点ですね、説明会に私も二度ほど出ました。この中で、国保から後期高齢者に行く人と、それから社会保険の扶養家族としていたものが後期高齢者に行く人と、これを分けて説明をしていないんですね。ですから、確かに社会保険のほうから行く人は、若い人の保険料は減りませんが、国保の場合は、この町もそうだと思うんですが、人数割というのがあるんですね。その人数が国保から減るわけですから、その分は現役世代の保険から保険料が減るんでしょう。私はそれは減ると、こういうことなので、その点を説明会の中でしていないんですね。ですから、高齢者の人は、そこをしないと、息子とおれらと二重に取られるんだという、こういうとり方をしていますので、その辺の説明をしっかりと。

あとはお金の面も、153万円以下の人は片方の均等割、所得割はかからないんだよと。均等割は4万円だけれども、7割軽減で、実は月1,000円ずつの1万2,000円なんだと。それであれば、現在までの町における個人割か、人数割よりも安くなるわけですから、その辺をしっかりと説明しないと、もうこの点が反対だという人の意見ばかりで、どんどんふえていくと、「何だ、それじゃあ、おらも嫌だ」という、やっぱり安心して高齢者がこの保険に入れるように、そういう説明、わかりやすい説明、くどくどとしたものは要りませんので、幾らの収入以上が何ぼか、幾らの収入以下は幾らか、国保の場合はこうだ、社保の場合はこうだという、そういう点をしっかりと説明会でしていただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。できませんでしょうか。今まで2回説明を受けましたが、それはありませんでした。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答えをいたします。

ただいまの制度のご理解をいただくための説明会の内容でございましたのですが、まず1つは、どれだけの被保険者の方々が負担を生ずるかということが一番大事なことでありますので、広域連合のパンフレットを全世帯にお配りしたということをご承知だと思います。それから、

広報にも掲載させていただきました。さらには、現在までの説明会の中でも、いわゆる一般的な年金収入とといいますか、収入が153万円という線があって、この方々についてはどのような一番大事なポイントとか、それから7割・5割・2割軽減の内容、それと最初におたしあった国保から高齢者医療に移行する方、それからサラリーマンの扶養であった方々が高齢に移行しますよという部分の説明内容も、実はこれから40カ所ほどの各集落、説明会を予定していますので、それらのところで十分反映できるように、再度、課の内部で検討しまして対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、いわゆる業務を執行する側の納得性と、それから保険料を払ったり、あるいは受益を受けたりする側の納得性というのは違うんですね。ですから、このところは、今、議員からおたしがありましたので、できるだけ40回の早い時期に、私もできれば説明会に出席しながら、わかりやすい説明をしていきたい。あるいはまた、その中で出されたさまざまな不安についてはしっかりと持ち帰って、広域連合に上げる方法も考えながら体制をつくっていききたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 よろしく申し上げます。

これが町でつくった説明書なんですが、この中には、国保と社保の分割も、あるいは国保の場合はこうですよというのも全然入っておりませんので、先ほど課長が言われましたように、連合のパンフレットあるいは町のパンフレット、あるいは広報にも載っていますが、これを見ては、まず若い人で本当にしっかりした人ならわかりますが、高齢者はまず100%に近く、99%私はこれでは理解できないと思えますので、もっと簡単でわかりやすい説明書をお願いして、終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「はい、議長」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論があるようでございます。

それでは、まず反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、この条例に反対であります。

その理由としましては、まず1つ目は、この条例の形式といたしますか、そういう点におきまして、高齢者の医療に関する法律、それからその法律の施行令、そして施行規則、そして広域連合の条例と、この4つも見ないとこの条例がわからないと、そういう形式になっておりまして、非常に専門的で、75歳以上の人には到底理解ができないような、そういう内容でありまして、こういう条例は町の条例にふさわしくないと、こう思っております。

さらに、この条例で町の事務を見ても、被保険者証の返還であるとか、あるいは資格証明書の交付など、町民との摩擦の起きやすい、つらい部分を押しつけられておりまして、職員が大変苦勞すると、そういう内容であります。

そしてまた、この保険料の徴収は、天引きではなくて、納付書による普通徴収を受け持ちまして、さらにまた、後期高齢者特別会計というのができますけれども、そういうのも必要で、事務的にも非常に非合理的であるというのが、私のこの条例そのものに持つ第一の反対理由であります。

2つ目は、この条例の背景にある後期高齢者医療制度そのものに私は反対であります。

その理由は、平均寿命に近くなった75歳以上の人を後期高齢者という名前にしまして、この名前でもって大変多くの方は怒っております。そういう別な制度に分けて、そして、しかも2年ごとに保険料が上がる可能性が十分にある。また、納められない人には保険証を交付しない。そして、罰金を科す。また、14.6%の延滞金もあると、こういう非常に世界に例を見ない、過酷な制度であるというのが反対の理由であります。

さらにまた、新聞報道などによれば、定額制が導入されまして、一般的な検査や処置、療養指導などでは月600円、さらに糖尿病や高血圧、認知症などは月1回6,000円とするなど、病院では一定の報酬しか入らないので、手抜き治療や早期退院が迫られると言われておりまして、保険料を払ってよい治療をしたいという方にも治療が制限されるとも言われております。これが、老人は早く死んでくれと、うば捨て山だと、こう言われるゆえんだというふうに新聞などには書いております。

私は、以上の理由により反対しますが、この後、いろんな関連する議案も出てきますが、そこでは一々反対しませんけれども、この後期高齢者医療制度について、その問題点が解決されるまで基本姿勢は同じであることを申し上げまして、反対討論といたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私は、文教厚生委員会ではございませんが、後期高齢者、公明党として、これは国の問題ですので、政府に我が党がいる立場から、賛成の討論をしたいと思えます。

今、国民健康保険、社会保険とも、年々保険料が上がっております。なぜならば、高齢者医療が国では年に1兆円、恐らくこの南会津町でも1年に1億円近い高齢者の医療費が加算していると思えます。もちろん、先ほどうば捨て山という話もありましたが、日本の高齢化率は上がっており、また、高齢者の平均寿命も延びているということは、とりわけ我々現役世代が高齢者の面倒を見ているということにもなります。その点から、この保険料が上がること、これ自体、今の若い現役世代の負担になっていることは間違いありません。そのためにできた後期高齢者医療制度、やっぱり老人だけの世帯では本当に大変な面もあるかと思えますが、それなりの減免制度もございます。

一応この世に生きている以上、全員が応分の負担をするのは当然のことです。まして、いろんな高齢者の方と話しますと、若い人に負担を残したくはないと、我々が今まで無料で、あるいは安く医者代を払っていたのがおかしいんだと最初、そういう話もございます。まして、2年に一度の見直しというのもございます。

政治家が、国民あるいは我々も住民のためにならない政策を最初から考えるはずはないと私は信じておりますので、一たん4月1日からなるこの後期高齢者医療制度、私はそういう意味で賛成をいたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第4号 南会津町後期高齢者医療に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第4号 南会津町後期高齢者医療に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第5号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第6号 公益法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 質問と申しますか、ちょっと確認したいと思ったんですが、この条例に関しましては、条例の中に、第2条に公益法人等に関する取り決めに基づき云々と、こうありますが、その後で、また今度、規則によって派遣される会社の具体的な例が示されているわけですが、公益的というふうにした意味ですか。公益と、公益的になりますとかなりの範囲になると思うんですが、そこら辺の規定があいまいということがちょっと気になったんですが、これはこの条例にそぐわないから公益的というような文言に変えたと、そういうような解釈でいいんですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

このたびの改正の中にあっては、公益法人等への一般職の公務員等の派遣の法律が改正されました。したがって、職員の派遣先となり得る団体が民法第34条の規定で定められておったわけですが、このたびの改正では、一般社団法人あるいは一般財団法人という規定に変更されたために、ここで公益的というような文言に整理させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番 大宅宗吉議員 はい、わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第7号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第8号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第9号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第10号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 預かり保育にかかわる町立保育所との均衡を図るという立場から改定案が出されていると思うんですが、私もちょっと例規集を調べてみたんですが、町立保育所の預かり保育の金額7,500円にした根拠をお示し願いたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

いわゆる保育所においては、延長保育という形で、6時から7時までの1時間当たり1回300円という形で徴収をしております。幼稚園においては200円です。それで、11月から3月においては、300円という形で徴収をしております。

幼稚園については、特に終了時間が早いということで、その分預かり時間が多くなる方がいらっしゃると思います。この方が預けますと、いわゆる時間的に計算をしますと、今までの例でいいますと、月額5,600円とか、あと月によっては1万円を超えるというような状況が二度ほど例がございました。これらのことについては、上限が5,000円ですので、5,000円だけいただいていたということがございます。

保育所については、いわゆる上限という形がありませんので、これらの均衡を図るという意味で、若干だけ上げさせていただくということがございます。つまり、あくまでも上限をなしにするということではなく、激変を緩和するというところで、一時的に今7,500円にさせていただいたということがございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第11号 南会津町公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第12号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 改正内容は理解したんですが、今度は教育委員会から町長部局のほうに管理が移るわけですが、そうすると実際部屋の使用等の申請及び使用料の支払い、窓口は何課の何係になるのか、教えてください。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

今回、4月1日より総合支援センターが各町民会館に設置されます。そのことから、総合支援センターの事務局員が会館の使用管理の担当となりますので、窓口は総合支援センターということになります。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

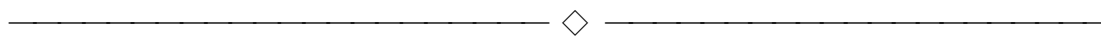
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第13号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第14号 南会津町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 類似の他サービスとの整合性を図るために料金の改定を行うものというふうには条例説明の中では言っているわけですが、実際この表も、別表第2と別表第1というふうにあるかと思うんですが、この辺はどういうふうに使分けしたらいいのか、料金改定の根拠とあわせてお示し願いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、別表の見方でございますが、別表の1におきましては、それぞれ所得の状況に応じた利用料金ということでございまして、一方、別表2につきましては、いわゆる光熱水費等の実費相当額、これをいただくという規定でございまして、今回、実費相当分の5,000円を1カ月1万円に引き上げました根拠としましては、例えば介護保険の認定を受けている方が特別養護老人ホーム等に入所なさっている場合、やはりそこで1日当たり320円という実費相当額の負担が生じてきております。しかも、所得の低い住民税非課税世帯の方が320円という負担をし

ておりますので、それらを1カ月相当にしますと、1万円程度が妥当だろうというような判断のもと、今回、議案の提案をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第15号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第16号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第18号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第19号 南会津地方土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第20号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第20、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、まずこの指定管理者の応募の件ですけれども、多分1社があったというような報告のように記憶していますけれども、そうだったのかどうか。

それから、このINAという会社、現在の経営状況と、それから伊南村当時でしたけれども、5,000万円当初資本金を出しました。その後3,000万円補てんしまして8,000万円となっていますけれども、この状況が今どうなっているか、お伺いします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えします。

応募は、INAの1社のみでございました。

それから、2点目の資本金に関しましては、今、手元に資料がありませんので、後ほど答えさせていただきます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 手元に資料がないと、どういうふうに判断したらいいか、正直言って

困るんですけども。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員からおただしのように、出資については、5,000万円から3,000万円を増額をいたしまして8,000万円ということで、100%町が出資をしている、こういうことでございます。

それと、経営状況であります、平成18年の決算では、1,338万5,000円の当期純利益で、マイナスという決算額になっているところであります。

なお、スキー場の入場者等の人員については、前年度からして横ばいの状態を保っております。しかしながら、温泉施設等の利用の状況についても、なかなか厳しいという状況でございますので、今後、経営の改善をさらに強く図っていかねばならないと、こういう状況にあることを申し上げたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 株主資本についてのおただしにお答えいたします。

資本金として当初5,000万円ございました。その後、3,000万円別途積立金の積み立てで行いまして、繰越利益剰余金としまして80万5,638円、合わせまして、18年3月31日現在ですが、株主資本として8,080万5,638円となっております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、反対者の発言を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ただいまその経営状況をお聞きしましたけれども、89万何がしのごことは、私もその時点まではわかっていました。18年度決算のマイナス1,338万円ということは、大体そのくらいかなというようなことも聞いておりました。それで、確かに今の経営状況は、どこでもスキー場は厳しい、これもわかります。

ただ、私が申し上げたいのは、あの地域は、伊南地域にとって、大桃の地区にとって本当に大事なエリアです。貴重な資源です。そういう中において、あの地域を伊南村時代に若者定住

促進事業ということで、どうにか若者を定住させよう、そういうようなことで、伊南村振興公社という会社を興して行ってきた事業が10年続きました。そういう中で、当初の約束事、スキー場ができたときに、大桃地区に民宿をどうぞ皆さんつくって、民活でやってください。それが村がやってきたことです。その後でこの施設をつくりました。そのときの条件として、民宿と温泉施設は客層を違わせるから、民宿を圧迫しない約束するから、そういうことで認めてくださいということで、あの地区と約束があったはずです。

そういう中でやってきたんですが、それから合併の直前になりまして、INAっていう会社ことができました。その中で1年間やってきたけれども、先ほど副町長が言われましたように、80万何がしの利益しか出なかったという危機感もあったでしょう。去年には、おとしになりますかね、そのときには1万4,000円だった離れが多分1万6,000円ぐらいに値上げしたと思うんですよ。ところが現実、今度、本年度ですか、現実行われていることは、割引券とか、また民宿並みの、あるいは同等の料金になってきた。そして、現実は今、民宿がかなり圧迫されていると。

そうすると、当初、あの地区の人たちと約束した村が行ってきた事業、逆に民間を圧迫している。そのような状況の、100%町出資の会社が指定管理者になれば、これは私としては問題だ。やはり、当初の約束を守るのが町の務めであり、民間の活用を図る根源であると思えます。そういう理由で、私はこの案件に反対いたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 旧伊南地区の雇用の受け皿を考えたときに、当然今後の努力もしていただくことも踏まえて、一生懸命やってもらいたいということを思って賛成をいたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第21、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私ちょっとお聞きしたいと思ったんですけども、有限会社フレックス、この会社の代表取締役は名前わかるんですけども、この人たちにかかわる理事の方ですか、これどういう名前が挙がったですか、ちょっと教えてください。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 資料がないので全面的にはわかりませんが、家族構成で多くなっているというふうに理解しています。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 答えいたします。

20年2月4日付の登記でお話いたします。取締役馬場英智さん、取締役馬場ナオコさんと、今の方の奥様でございます。取締役馬場アサさん、英智さんのお母さんだそうです。取締役渡部勇、ちょっと読み方わからないんですが、勇さん、下郷の方。ちなみに、代表取締役が馬場英智さん、監査役が草加市の方でいらっしゃいますが、中村秀子さん、この方が役員に関する事項で載っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 赤岩荘に公の施設の名称としてあるわけですけども、会社自体はどこにあるんですか、古町内にあるんですか。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 会社の本社は青柳地区でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第22、議案第23号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第23、議案第24号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一般補正の21ページの交通対策費に関連することなんですが、この前、これ委員会のほうでも1回話はしましたが、南郷地域におきまして巡回バスが今度廃止になるということなんですが、きょうから説明会があるということなんですが、この前委員会で説明を聞いて、大変乗る人が少ないんだという話を聞きました。しかし、その後、いろんな方から、そういう事情はあっても、もう4月からやらないというふうに決めちゃってから説明会というのはいかがなものかと。「じゃ、4月からどうなんだ」と、こういう声が大変多く寄せられておりますので、ちょっと乱暴ではないのかなと思うんですね。

去年の4月からやったんでしたらば、例えば半年からやった時点で去年の秋のころに、非常に少ないから、このままでは今年度いっぱい厳しいよって説明会をするとか、あるいは今説明会をするんだったらば、あと半年くらいでだめだよっていうとか、何かもうあと2週間後に終わりではね、ちょっとこれ厳しいと思うんですが、その辺今後の対応策なんかはどうなっているのか、伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

今回の補正予算でございますが、これは不足の分を補正するということですが、おただしの経過の話でございますが、平成19年度4月から、これは南郷・只見間、会津バスが撤退すると、そういうことでコミュニティバスを配車したわけでございますが、いろいろ乗降調査、あるいは病院に行ったりして調査をさせていただきました。現状の中では、4月から10月までですが、1日平均約2人というふうな状況の中でございます。

それで、いろいろ現状、それから効率性を検討させていただきました。議員おただしのとおり、今後のことを含めてということも含めてなんですが、きょうから集落座談会ということで

ございます。町といたしましては、国のいろいろ道路運送法の改正、あるいは今回新たに法律に基づく地域公共交通のあり方というふうな中で、町としては地域を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1日2人かな、それとも1台2人、ちょっとはっきりわからなかったですが、大変乗るのが少ないというのはわかりました。ただ、それは当初から、南郷地域あるいは伊南地域の事情を考えれば、そんなに乗らないというのはわかっていて始めたんでしょから、その辺赤字覚悟で当然あったんでしょから、やっぱり今後、この文章を読みますと、何か当分の間廃止せざるを得ないとなっているんですが、何かの事情があれば、また復活するのかなというようなこともちょっとおもうような、ちょっとわけのわからない文章なんですが、いずれにしても、その辺、どういう状況だったらばずっと継続するというふうに考えていたのか、その辺の見通しの違いをちょっと伺いたいんですが。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

当初、会津バスが撤退するという中で、大体想定していた人数が1万2,000人ぐらい、従来の会津バス利用ですね。今回ずうっとやっているんですが、想定した中だと大体6,700人ぐらいですから、かなり利用が減っているというふうな状況もございます。

それと、今後の状況でございますが、先ほど申し上げましたように、地域公共交通活性化及び再生に関する法律というものが施行されまして、これは単に行政だけでなく、地域とそれから住民、あるいは事業者、行政、これがまさに一体になって、総合交通体系をどういうふうに策定するかということで、これは国100%の補助金ですが、平成20年この事業を取り入れまして、基本的には地域の中でどういうふうな形で公共交通体系を整えていったらいいかということで、これは一緒に検討していきたいと。

これは、当分の間というふうなことで、支所とも連携しながら、どういう方向がいいのか。場合によっては、方向性が出れば、これは補正予算でもあり得ますし、当分の間ということで、とにかく今5便出しているんですが、1回2人ということについては、やっぱり余りにもこれは実態が少な過ぎると。現実に乗降調査あるいは病院に行けば、かなりの人が実際かかっておられます。実態を聞きますと、やっぱりそれは乗り合わせてみんな来た、あるいは乗り合わせて帰るということで、なかなか利用に結びつかないと。この際、やっぱり平成20年度、新たに公共交通のあり方をどうするかということはみんな検討したい。そういうことで、当分の間、

やっぱりみんなで考える、地域の中で考える。これは、決して公共交通だけでなく、除雪の問題を含め、これから遊休農地の耕作放棄地の問題とかいろいろ出てきますので、そういう観点から、そういう新たにみんなで構築するという考えを含めて、今回、一応当分の間というふうなことで、廃止・中止というふうな形をとったわけでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、予想よりも半分くらいだったというようなことがわかりましたけれども、それにしても、みんなで今後もっと乗るようにいろいろ考えるのは、確かにそれはいいことであることはもちろんわかりますが、しかし、現実にはそういう乗り合わせをなかなかできない方とか、そういう方がいると思うんですね。そういう実際、恐らく数えればわかると思うんですね。そういう人に対しては、やっぱり何らかの対応を考えないと、ちょっといきなり終わりではだめだと思うんですが、その辺新しい対応が決まるまでの間、そういう不便になる人について構わないでいくということですか。あるいはバスについても、何かもったいないんじゃないかという話もありますけれども、その辺はどういう利用していくのか、購入したバスですね。その辺ちょっと私は問題があるので、例えば運行回数をもっと減らすとか、何かの対応して、乗れる状況はつくっておくべきではないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

まず、そういうことで、行政としてもいろいろ支所と相談しながら、運行の回数については実態調査した中、午後2時の便が少ないものですから1便減らしたという経過はございます。

それからもう2点ですか、1つは、今のコミュニティバスの利用状況をどうするのかということですが、これは31人乗りでございますが、これは今、木賊から田島高校に走っているバス、これは一般の人も利用するんですが、そちらのほうに回して活用する、あるいは荒海方面のスクールバス等に利用できないか、その辺で今検討させていただいております。

それから、当分の間ということで申し上げましたが、当分の間どのような対応されるのかということですが、まさに当分の間ということは、住民と一緒にあって、どうしたら今後公共交通のあり方がいいのかということを含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまの公共交通の問題についてお答えいたします。

今まで、おっしゃるとおり、4月から12月までの乗車人員を調べますと、1本当たりの人員が1人以下なんです。それで、公共交通も大切なんですけども、やはり町の財政事情等も考慮しなくてはならない部分がありますので、きょう、これから14日から地区の説明会を開きますけれども、その利用状況を踏まえて、今後の公共交通のあり方等についても住民と協働しながら、支所としても取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜るようお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 コミュニティバスの運行の件なんですけれども、これ乗車が少なくなった理由というのは、利用する人がほとんど老人なんですよね。その老人の医療に利用しているわけでありまして、バスも連絡が本当悪いんですよ。山口から只見方面に向かいまして、梁取でこのコミュニティバス終わりなんです。だから、そこから先がないんですね。その先が只見の雪んこタクシーかなんかは出ているんですけども、それは南郷のほうから行った、コミュニティに乗ったバスは利用できないということで、その連絡が最も悪くて、結局、医療機関同士の連絡がとれないということで、一番利用が少なくなっている原因だと思います。

会津バスの時代は1万2,000人あったのが6,000人に減ったということは、これは全く私も、減った理由は連絡の調整がとれていないということでございますので、今後、補正でも何でも結構ですから、早目に住民の意見を聞いて、よく調査をしていただいて、バスの運行が再開されるよう、ひとつお願いしておきます。

以上です。

○渡部康吉議長 答弁は要らないんですか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 私は、このバスの件なんです。巡回バスを始めるときに、たしか説明会されたと思うんです。そのときに、地元から上がった時間帯の関係、21番議員と同じようなことなんです。それをこのようにしてもらえないかと、地元からの声が上がったときに、いや、これは決まったからこの時間帯でやってほしい、理解してほしいということで、地元の声は反映されなかったと、こう聞いております。ですから、21番議員ともダブるんですが、時間帯をもう少し考慮して運行していただければ、利用者もふえていくのではないかと思います。今後検討されるにしても、とにかくその時間帯を十分考慮していただきたいわけなんです。その辺どうなんでしょうか、伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

町としては十分、只見梁取までの分で連携をさせていただいたというふうに考えております。ただ、只見がですね、これはご承知のとおり、デマンド交通タクシーでございますので、これは只見の住民であればそれはあれなので、デマンド交通は要望に応じて走るわけですから、乗る人がなければ、これ出ないわけですよ、定期便でないですから。だから、町は5便、これは当然連携を図りながらやったわけですが、只見町が公共交通を廃止しちゃっても、デマンド交通ですから、デマンド交通は必要がなければ動かないものですから、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 いろいろ住民から、本当に何でということがあるので、行政が出せば、なくなると住民は騒ぐ、じゃ何で利用しなかったんだと言いたくなるかもしれませんが、しかし、そうではなくて、私はその間にどういう、これやめると決定するまでに過程があったのか、ひとつまず1点お聞きしたい。つまり、いきなり廃止しますじゃなくて、こういう乗車率では廃止になるとか、そういう住民との協議はあったのか、説明があったのか、それ1点ですね。廃止するまでの住民への説明、協議、決定するまでの過程で。

もう1点、バスがですね、実は「宝くじ号」って書いてある、一見、町のマイクロバスと同じような感じですよ。詳細を知れば、乗合バス用になっているというわけではありますが。そうすると、直接事前の説明会なり行った人は、恐らく写真も見たらろうし、あ、今度はこれが走るんだとわかります。ところが、今までの会津乗合バス、あの白と赤の大きな。当然それから変わったわけです。それがやっぱり違和感があって、あれは町のマイクロバスが走っていると、そう解釈しちゃうと、何か行事、会議があったら、例えば民生の人とか回りながら言っています。ある意味じゃ、そんなイメージが当初あったわけですよ。だから、そういうところの説明が私は不十分だったと思うんですが、周知徹底するのが。

そういう例もあったということ踏まえて、今度やめるに当たって、私はいつもこういうふうに、何か決定を通知するというのが何となく最近多いですよ、話し合いましたといっても。私は、町の方針として、もう常に住民の参画とか協働とうたっています。だったら、それなりの過程があると思うんです。その過程を経て、もっと乗車率を上げる方策を図るべきだと私は思うんです。これが1年前に、4月から運行しますというときには、私は、町長さんも高らかに、これで交通の空白地帯が町の中にはなくなりますと。山口・和泉田間含めて、そのほ

かの萩野、今生というんですか、高野間とか、あれこれできましてね。それがまた、この路線、あとほかの路線も廃止になれば、単なる1年間で、また空白地帯ができるわけでしょう。それはそれでいいということはないと私思うんですよね。当分の間って、じゃ当分の間は我慢しろ、とりあえず何か方策ないですかね。その辺をあわせて伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

住民への周知の関係でございますが、1点目の広報みなみあいづの中で、例えば長野・田島間、これは何回か出しております。

それからあと、住民への周知の関係なんですけど、これは支所を通しながら、あるいは時刻表を配布しながら、利用の増というふうな形をお願いをしてきた経過がございます。ただ、やめるに当たっては、具体的に集落座談会等、あるいは具体的に住民との懇談会等は設けておりませんが、定期的に職員が乗車し、あるいは病院に聞き取りに行ったりしながら実態調査をしてまいった経緯がございます。

いずれにしても、会津バスが撤退し、また今回コミュニティバスを廃止したわけですが、非常に乗車が、やっぱり2人あるいは2人以下と。場合によっては、平均ですから、乗らない日もかなりあって、職員もかなり気にしていたという状況でございます。実態としては、やっぱり先ほど申し上げましたように、非常に乗客が少ないと。実際は、やっぱり相乗り、あるいは隣近所かどうかわからないんですが、そういう形態が非常に多いという中で、これは根本的に見直す必要があると、公共交通体系の中で見直す必要があると。それで、来年ですね、たまたま国の中でもそういう制度ができたものですから、その中で全体的な見直しをしようというようなことで、支所及び行政の中でみずから判断し、決定いたしました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 一般補正の20ページなんですけど、高度情報化推進費の中でセキュリティーの減額というのがありますが、OA化の中で一番危険であるほかからのウイルスとか、コンピューターウイルスとかありますけれども、その分の減額が、この減った理由というか、こんなに100万円単位で、多分これだけ大きな町というのをOA化している中で100万円減額していますが、この理由、何で、こんなに減ってしまっているのだろうか。

あともう一つは、今までそういう攻撃なりウイルスなり、システムが停止したみたいな過去があるか、安全性。これだけ払って完璧ではないし、個人では結構問題になったり、ニュース

になったのもありますが、本庁内でそういうことがあったのか、その辺の2つ聞きたい。理由、そしてそれが実際あったかどうか、お願いします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えを申し上げます。

旧伊南村時代にサーバーがございます。それが合併後、そのサーバーは行政としては使っておりませんが、学校の教育ネットのほうには現在使用しております。教育ネットのほうは、教育センターのほうを経由してやっていますので、セキュリティーのほうは安全になっております。そのサーバー自体のほうのメンテナンスは今現在しておりません。ということで、予算計上しましたけれども、今現在、セキュリティー関係もやっていないということで、この分を減額いたしました。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

現在まで、そういう重要な事故はございません。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ぜひ、注意して、今までないというのが僕は不思議ですが、本当にそんなことがあり得るのかと思いますけれども、ないということなら了解しました。ぜひ、注意して進めていただきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今回の一般補正をずっと見て、ちょっと気になった面がありましたので、1点だけ伺います。

報酬費関係なんですけれども、各審議会、委員会がほとんど減額になっている。今、21ページ、28ページ、32ページ、33ページ、34ページとずうっと見てきたんですけれども、教育委員会の面は私たち所管なので、内容を聞いてありますのでわかりますけれども、報酬費のことね。各審議会とか委員会、これすべて減額補正をされているわけなんですけれども、今、審議会等には議員が全く出席していない、参加できないような状態なものですから状況わからないんですけれども、適宜これ開催しているのか、それとも定例会等でやっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

そして、ざっくばらんに言いますと、出席率が悪いのか、その辺のところ、内容をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 総体的な部分で、私のほうから気づいた分でお答えさせていただきます。

まず、審議会等でございますが、それぞれの目的があって開催される部分があるかと思えます。その中で、定例的というものはそうはないと思えますが、教育委員会等につきましてはそういったものはあるかと思えますが、目的を持った審議会におかれましては時期ですね、それぞれの諮問するなり、答申するなり、そういったときの開催について、ご審議をいただくということで開催するものと思われまますので、そういった観点で、回数が減ったとかということでこの減額補正があったものかなというふうに承知してございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 全部答えていただけなかったのかなと思うんですけども、回数等が減ったんだろうというふうなことなんですけれども、出席率が悪いとか、そういうことではないんですね。

それから、同じ内容なんですけれども、21ページの地域新エネルギー推進事業重点ビジョン策定委員会、それから28ページの農振、それから振興地域整備促進協議会等々、それから32ページ、33ページ、34ページの各委員会なりがあるわけなんですけれども、法定委員会としてやるのか、それとも本町独自の委員会なりの区分けをちょっと教えていただけますか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

21ページにございます報償費の中での地域新エネルギー推進事業の策定委員会でございますが、新エネルギーのビジョン策定を立ち上げている部分でございますので、法定ではない委員会ということでございます。

回数等につきましては、同じ計画どおりやっておりますが、その中において、やはり欠席された分の減額というふうに理解をしております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

ページ28、農業振興地域整備促進協議会委員報酬ということで54万6,000円を減額させていただいておりますが、これは農業振興地域整備計画書の作成のための委員のということでござ

いますが、実際には西部地区の圃場整備事業とかで思うように計画が進まなかったということで、審議会に諮るまでに至らなかったということから、当初予算全額減額をさせていただきました。次年度には同じく進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

32ページの都市計画審議会の報酬、それから33ページの土地区画整理審議会の報酬、それから評価員の報酬でありますけれども、これはちょうど任期がえになったということもありますし、新たな会長さん、副会長さんを決めるだけの審議会のようなものは新たな委員が全部そろった中でいいだろうと、こういうこともあって延ばしたこともありますし、それから何人かの欠席もあります。それから、当初予算を説明するに当たっては、報告だけの委員会、これはやめようというような形で、答申をして諮問をもらうと、こういうようなものに何とか変えていこうと、こんなことから減額したものであります。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 34ページの水防費の中の報酬でございますが、今年度、国民保護関係、それから防災会議等々の会議がございまして、この中でも水防計画等々の内容等についても中身の中に入ってございまして、そういったことで、水防協議会に係る委員会という部分については今年度実施しておりません。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 町の報告、答弁があったわけですがけれども、いろいろ審議会、委員会を独自に立ち上げた部分に対しては、21ページに関しては欠席が非常に多いというような状況があるというような答弁だろうというふうに思うんですけれども、せっかくいろんな審議会、委員会が法的に必ずやらなくちゃいけないというところによれば、出席どうのこうのという形よりも、形をやるというような形になってしまうだろうけれども、やっぱり予算をせっかく当初予算で計上して、その中で審議をして、もしくは町の政策を委員会の中で策定をする場面で活発化がないということは、ちょっとどうなのかなというふうな、予算執行の面で思ったものですから質問しました。

特に、21ページの欠席の比重がちょっと大きいというふうな答弁があったと思うんですけれども、そういった審議会とか委員会のあり方について、最後に町長の答弁をいただきたいと思っています。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

審議会のあり方は、現在でいいのかなと、こう思っておりますのでご理解をいただきたい、同様です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 公共交通関係で関連なんですけど、ちょっと手が遅かったの。

課長のほうから、公共交通の地方の再生に関する法律云々で、今度その法律が改正されたのでやりましたですが、その内容をですね。私は、あれは都市圏の大規模輸送なり、あるいは索道・軌道の改良なり、あと今はやりのいろいろ軌道関係の改良とか、あるいは港湾、フェリー関係のことは理解しているんですが、コミュニティバス、生活バス関係は、今度の法律の改正の内容では何か余り上がってないと思いますよ。私は、コミュニティバスはその前の年の18年10月に改正された道路交通法で、今度は自治体もできると。そっちが私は関連するので、今回の改正とこの生活バス、コミュニティバスの関連性はどこかあるんですか。それによって、何かこれは新しい検討課題が出てきたんですか、それは私はないと思うんですが、それ1点伺います。

それから、やっぱり方法論ですね。実績がすべて、実態がすべてで、2人くらいとかありましたが、やっぱり私は過程なんです。せつかくですね……。どうするかなこれは。質問を、町長さんのほうにあらかじめ要望しますが、こういう事業をやる場合に、始める場合も終わる場合も、当然これはね、施政方針でもあったように、これからの時代は住民の参加が必要だ。そして、行政と住民の協働だと、そして情報公開だと、そういう中でやっていきますと。統合保育所もそういう流れでやってきたと、私は一応理解はしていますが、しかし、細部はいろいろありました。同じように、こういうふうにもう密着したことは、私は当然そうあってしかるべきだと思います。

ただ一方的に始めます。会津乗合が撤退したから4月に始めます、実績が悪いからやめます。その姿勢で、私は参画も協働も情報公開もないと思うんですよ。やはり、そこに途中で住民としっかり話して、何で乗らないのか、何で乗れないのか、本当に需要がないのか、高齢者はいないのか、頼りにしているバス、このバスを頼りにする人はいないのか、そこをどこまで一体調査したのかと、その辺の私はまず姿勢をひとつ伺います。これからのいろいろな事業があるので、やっぱりその姿勢を私は1回確認しておきたいと思います。

もう1点、これで公共交通の空白地帯がせつかく解消したと思ったら、また1年足らずで生

じます。それに対する私は町長の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

決めつけられている部分が大分多いんじゃないかなと思っていますけれども、いわゆる空白地帯をなくすというのは、これは議員と一緒に、空白地帯をつくっていいなんて思っていないよ。財政の問題があるわけです、1つはね。

それで、住民参加というのは、住民が言っているのをすべてのむことではないんですよ。例えば、これまでタクシーバスを栗生沢線、萩野線、高野線で出しました。それで、長野も出していますが、萩野のほうとか栗生沢地区は絶えずですね、状況報告を含めて、感謝も含めて、今後こういうふうにあってほしいということが事務局のほうに要望とか、あるいは自分たちと一緒に乗って残そうと、こういう運動があるんです。萩野地区あるいは小塩地区の人たちは、わざわざ娘さんが病院に連れていくって、迎えに行ったそうです。しかし、私はこういうことを町がやってくれたんだから、300円払ってバスに乗って行くんだと。それが区の総会の中でも、あるいは懇談会をやる中でも、もう区を挙げてそういう動きがあるんですね。

それで、そういうことが一方であると。南郷地区については、バスを走らすのは当たり前だと、こういうことではまずい。ですから、うちの職員の対応がですね、私のところに情報として上がってきたのが遅かったから対応がおくれたこと、これはおわびしなければなりません。しかし、今後、南郷地区にもタクシー会社があるんです。なぜ、じゃあ南郷地区でタクシー会社の対応できないのかと、こういう話をしましたら、ワゴン車がないんだと、こういうことですね。

ところが、田島地区では、当時3つのタクシー会社があった。ところが、ワゴン車を持たない会社が、ワゴン車の中古を買っても協力したいと、こういうふうに出てきているんですね。やはり、地域として、そういうことも含めてもう一度考えながら、例えば温泉施設をめぐるような時間の構成にできないのか、あるいは保育所や、そういう学校というんですか、それとも関連づけ合いながらこれを今回やろうと。そういう中で、タクシー会社のほうも考えてもらおう。そうでないと、一応見積もりはとりました、田島タクシー会社から。それで、帰りは乗せられないというんですね、行くには。ここのやっぱりロス経費というのは非常に大きいので、今回は需要の多いところのほうにコミュニティバスを一たん戻して、そして今後しっかり考えていこうと。そのときに、若干不便な時間、期間はあるかもしれませんが、それはみんなで本気で考えていこうと、共通課題にしよう、ということ考えておりますので、ご

理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

先ほどの地域公共交通の活性化に関する関係でございますが、実は平成19年10月1日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されました。それで、この内容は、1つは、地域のいろいろな事情がございます。特に、各地域において公共交通の維持が非常に厳しくなった、困難になったと。そういう中で、地域においては住民、それから事業者及び行政とが連携して、地域の創意工夫、そういう取り組みについて積極的に支援しましょうと。

それで、これは20年度は計画づくり、これ100%補助で、これは300万円予定しているんですが、これは当初予算の中にはあられません。これは法定協議会、実は2月26日に立ち上げたものですから、そちらを通して受けると、100%補助。それで、国のほうでは3年間、その計画に沿いまして、1つは、いろいろなバスを買ったり整備する、そういうハードにも出しましょう。それから、まさに実証実験、バスを实际走らせる、いろいろそういうものにも出しましょうというふうなことで、これはコミュニティバス、それから路線バスを含めて、乗合タクシーを含めて、それは地域の実情に応じて支援しましょうと。

まさしく、平成19年2月22日に道路運送法が変わりました。今回、20年2月26日さらに、これは先ほど議員おただしのように、バスだけでなく、鉄道のほうもそういうことになっております。したがって、乗合タクシーとかコミュニティバスとか、あるいは路線バスにも適用されておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 住民の要望を何でもかんでも取り入れたら、それこそまた財政再建もならないし、財政が苦しいのはわかります。そういう要望をすべて取り入れるんじゃなくて、少なくとも私は、いろいろなそういう過程を経て物事を決定しないで、ただ決定したことを説明するだけでは、私はなかなか住民の理解は得られないんじゃないかと思います。

以上です。

〔「議長、11番」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ちょっと待ってください。このほか何人が質問する人、予定ありますか。お昼の時間になっていきますので。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 やったほうがいい。じゃ、ちょっとこれから質問の予定ある人、手を挙げて

みてください。11番だけですか。

それでは、11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何点かちょっと質問したいと思いますが、一般補正の、これは28と29になるかと思うんですけれども、農林水産業費ということで、市民農園が始まったわけですが、その利用状況がどうだったのかということをお知らせいただきたい。利用者何人がいたとか、そういう感じで結構でございます。

それから、農業振興費の19番のところに山野資源活用と農地再生事業補助金で減額200何万と、こうあるわけですが、この辺がどういう状況で減額になったのかということをお知らせいただきたい。つまり、山野資源が、これも利用状況ですね、どんな感じだったのかな、その辺をお示しいただきたい。

それから、その裏のページ、一般補正の32で一番上のほうに書いてあるんですが、これは雪寒機械と読むんでしょうか、1,200万円ほど備品購入費が減額になっているんですけれども、これは結局購入しなかったということなのかどうか分かりませんが、その辺の3点、お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

利用状況でございますが、計画している面積、小面積それから中面積、大面積でございますが、金額から申しますと、約90%の利用がございました。

それから、ふれあい農園に関する体験等の利用状況でございますけれども、各修学旅行の中学生、それから池谷さん等のボランティア、それからサイバー大学等で約520名程度の方がご利用になっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

ページ29、山野資源活用と農地再生事業でございますが、当初予算では400万円ほど議決させていただいております。それで、今回減額をさせていただいたわけなんですけど、この事業は19年度が初めての事業ということで、金額に対しての見込みがうまくいかなかったという一つの事情がございます。

その状況でございますが、7団体の利用がございました。この事業は、枝物だとかの生け花用のものとキノコ、山菜等が対象になるわけなんですけど、6団体がキノコ等がございます。1

団体が花木の栽培というようなことで、176万4,000円の活用があったということでございます。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 32ページの備品購入費のほうでお答え申し上げます。

これは、伊南地域の除雪用ドーザーでございます。当初予算が3,700万8,000円ありまして、入札結果は2,442万3,000円であり、その差1,258万5,000円を減額するものでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 市民農園がそんなに利用が多かったというのはびっくりでございますが、ちなみに収入というのかな、売上高というか、その辺はどうだったんでしょうか、教えてください。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

収入は、73万円程度です。それから、支出が250万円、あとは指定管理料の中で実施しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。

3番、高野精一君が都合により早退いたしました。次に、12番、星登志一君より欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承願います。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第24、議案第25号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第25、議案第26号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第26、議案第27号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第27、議案第28号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第28、議案第29号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第29、議案第30号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第30、議案第31号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月17日午前10時より開議し、引き続き議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時06分

平成20年第1回南会津町議会定例会 第6日

議事日程 (第6号)

平成20年3月17日(月曜)午前10時開議

- 日程第 1 議案第32号 平成20年度南会津町一般会計予算
日程第 2 議案第33号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第34号 平成20年度南会津町老人保健特別会計予算
日程第 4 議案第35号 平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第36号 平成20年度南会津町介護保険特別会計予算
日程第 6 議案第37号 平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
日程第 7 議案第38号 平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
日程第 8 議案第39号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
日程第 9 議案第40号 平成20年度南会津町水道事業会計予算
追加日程第 1 議案第41号 副町長の選任について
追加日程第 2 議案第42号 教育委員会委員の任命について
追加日程第 3 議員派遣の件について
追加日程第 4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員

15番	阿久津 梅 夫	議員	16番	渡 部 東	議員
17番	芳賀沼 順 一	議員	18番	菅 家 幸 弘	議員
19番	大 竹 幸 一	議員	20番	児 山 寿 明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第32号 平成20年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、何十点か質問しますのでよろしくお願いします。

ページ数で進めていきます。

まず、一般予算書の17ページですね。歳入、使用料、総務使用料のケーブルテレビの関係の使用料についてです。これは館岩地区で、本当に山に関係なく、空中電波に関係なく、ケーブルで受信できるということで私は本当にいいと思っているんですが、ことしも増額収入になっています。

それで、収入があるのはたしかインターネットの分だと思いますが、現在の加入者数と今年度の予定を教えてください。

それと、テレビの視聴は無料になっていますが、これは全世帯入っているのかどうかも確認したいと思いますので、テレビ分の加入が何%、100%になっているのか。

次に、54ページ、支出のほうですね、54ページの上のほう、総務管理費の会津計算センター退会負担金、これは昨年とか毎年計上しているんですが、これはどういう性質のもので、これはいつまで負担するのか。恐らく退会ですか、やめるに伴う何か整理金かなと思うんですが、この内容の説明をお願いします。

それから60ページです。徴税費の項目に何点か徴税にかかわる、まず報償費の報奨金ですか、あるいは負担金、補助金の貯蓄組合の補助金とかあります。これは、徴税にかかわる効率的にやろうという制度だと思いますが、合併協議会等々の流れをくみますと報奨金あるいは貯蓄組合の補助金はなくする方向と聞いていますが、しかし現実には監査の月例報告等を見ていますと、たしか18年度は徴収が専門員を置いて効果があったとは聞いていますが、最近の11月の月例監査報告を見ても、やはり収納率のポイントが下がっている等もあります。

そこで、こういう制度、前納報奨金あるいは貯蓄組合の補助金を出して、こういう制度は私はやはり徴税を効率的に進めるには必要じゃないかと思うんですが、その辺の考えをお聞かせください。

次に、70ページは社会福祉ですよ。これは敬老の心交付金、昨年から、敬老会というのを模様がえしてやりました。

それで、もう年度末になりましたので、まずこれの実績ですね、それをひとつ教えてください。そして、その上に立って、来年度の方針なり内容に変化があるのかをお願いします。

次に、同じく70ページの火災報知器関係が、ここの70ページに該当すると思うんですが、その内容は、予算概要の9ページの20番に載ってあるので项目的にはここの扶助費になるのかなと思って、ここで質問します。

概要版を見ますと、ことしは火災報知器を高齢者の住宅につけると書いてあったので、その条件あるいは予定戸数ですね、ことしはどのように計画しているのか教えてください。

それから、76ページの児童福祉費関係の保育士と臨時保育士、臨時保育士の賃金が76ページの7番に上がっていますが、一体今臨時保育士が何人いるのかですね。そして、正規の保育士といいますか資格のある正規の職員の保育士と、臨時保育士は結構な人数になると思うんですが、業務上どういう、業務上と言ったらいいんですか、仕事上の配置分けといいますか、使い分けといいますか、配置分けはどのような方針で臨時の人を使っているのか、それを教えてください。

次に、88ページの清掃費、委託料の最終処分場地下水等水質測定委託料、最終処分場、これは場所はどこですか。そして、どのような委託内容なのか。最終処分場の形式もついでに教え

てください。つまり、下にゴムマットを敷いて、浸透しない方式だと思いますけれども、最終処分場の形式とどのような予算化はこれが初めてなので、委託内容と場所ですね、お願いします。

次に、89ページの農業委員会関係なんですが、農業委員会の部屋に行ってみますと専属で職員が働いているわけですが、ここにその人件費ですか、給料が上がっていないので、農業委員の方々は農業分野のそれぞれ選ばれた方で自主独立で活動していますので、これは現実には専属にいると思いますが、ここにどうして上がってこないのか、その辺を教えてください。

農業関係につきましては、軒並み減額の予算編成の中で、本当に農業関係は増額といいますか、それだけ町の姿勢を私は評価するわけでありますが、ぜひこの中でこれからもやってほしいんですが、93ページ、これは、バイオマス関係ですね。これは、たしか昨年度は一応バイオマスタウンの構想を練ったと思います。

それで、いよいよ今度は利活用の推進ということで、報償費の中に、あるいはその他何項目かこの92ページ、93ページにかけて上がっておりますが、今年度の事業内容をお願いします。同じくオーガニック農業推進委託料、これは93ページの委託料の中に上がっていますが、このバイオマスとオーガニックについて、ぜひこれからの農業の方向だと思いますので、町の事業の内容を説明してください。

次に、同じ農業費の98ページ、国土調査費の地籍調査関係ですね、ここに委託料の中で上がっていますけれども、あるいはまた予算概要の10ページにも若干ことしの区域が上がってありました。少しずつ進んでいるというのは認識しておりますが、それでは現在のまず町全体の進捗率は今どうなっているんですか。それと地域別で、あと国土調査も平たん部、ある意味では宅地、農地ですか、平たん部と山林部と大きく分かれると思います。地域別の平たん部と山間区域の国土調査の進捗率はどうなっているんですか、田島地域、南郷地域、館岩地域、伊南地域、それから次年度以降の年次計画がありましたら教えてください。

次に、102ページです。林業費の有害駆除関係であります。これは本当に年々深刻になる問題で、その前のページから委託料とあるんですが、ここで新たに備品購入費の中で、有害鳥獣捕獲事業でおりをつくると、また新たな作戦で予算計上されていますが、あるいはその下に猿対策の補助金として上がっています。

今までは、ある意味では殺傷といいますか、駆除、あるいは追い払いが主だったんですが、今度おりをつくってこれは生け捕りですね、そうするとこれは捕獲した後どうするのか。普通だったら発信機をつけるのか、あるいは捕獲して殺傷するのか、捕獲後のちょっと処置をどう

するのか、計画がありましたら教えてください。どこの区域か、何個おりをつくって、設置区域がわかれば教えてください。

次に、106ページです。水産業費の水産業振興費、負担金、一番上のほうに東部と西部の非出資漁業協同組合の補助金等が上がっていますが、特に西部のほうは、これは恐らくアユの放流とかの金だと思いますが、年々補助金は下がっています。しかし、今、伊南川のアユの資源として、遡上しない魚である限り、これは放流しか手がありません。その中で、年々補助金下がっているのを心配しているんですが、これから後、やまなみ博覧会仮称等があつて、誘客、むらおこしを頑張る時期に、これが減額になっていますが、アユの放流に対する考え方をお聞かせください。

次に、128ページの住宅費ですか、住宅建設費の中の15番工事請負費で住宅用火災報知器の設置工事ということで、これはいよいよ本年度から法令に基づく報知器の設置工事が始まるようなんですが、その内容ですね、3カ年計画とは聞いたんですが、ことしは何件、どのくらいつけるのか。あるいは地域別に、地域ごと何カ所とかあれば教えてください。

それから、同じく128ページの19番の地域提案型公共事業という事業ですが、補助金が出ていますが、これはモデル住宅を建設するのか、幾らか地元木材を使ったモデル住宅なのか、あとはストックヤードの件なのか中身を教えてください。

次に、134ページです。今度は教育関係に入りますが、これは大分横文字関係ですね。ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーあるいは昨年はスクールカウンセラーとか、恐らくこれは学校関係の対策と思いますが、まずスクールソーシャルワーカーというのは、これは横文字なんですけど、日本語で一体何と表現すればいいのか。そして、これは県の事業とかあると思いますが、資格とかどういう人が来るのか、その辺を、中身を少し教えてください。概要を見ましたら、配置は田島の小・中学校ということはわかりましたんですが、どんな人がどんな資格で来るのか教えてください。

次に、138ページになります。これは小学校費としか私はちょっとわからないので、138ページは小学校費なので小学生の副読本ですね、ことしはいよいよ去年から準備が始まって、ことしは発行といいますか作成ができるということなんですけど、項目が上がっていないので、改めてここはどのような形でことしは作成されるのか。どこかには上がっていると思うんですが、その内容と作成の期日等わかりましたら教えてください。

次に、139ページです。これは聞けばわかったんですが、用務員業務委託料というのが委託料の下から3番目にあるんですが、これは、実は小学校と中学校、学校の数が違うんですが、

同じ金額が上がっていたので、用務員の数が違うのにどうして委託料が同じになるのか教えてください。

それから、最後です。158ページ、保健体育費、あるいは158ページというよりも概要のほうで見たほうがよかったんですが、概要の8ページでしたか、体育協会関係のアウトソーシングということで、ことしから大分社会体育関係、保健体育というんですか、社会体育というんですか行事の内容が変わってくるので、その辺は一体どういう方針でこれから保健体育、それでどう運営されるのか。その中で、体育指導員の報酬が、人数がこれはふえたんですが、額が下がっています。これはどういう積算になっているのか教えてください。

とりあえずよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 答えいたします。

17ページのケーブルテレビインターネット使用料の関係でございますが、予算は160人掛ける4,200円掛ける12カ月で806万4,000円計上しております。

それから、現在の加入率でございますけれども、これは加入されている方で休止されたり停止されたりというか、そういう関係がございまして、現在165人程度でご了承いただきたいと思っております。

それから、テレビの全世帯の加入でございますが、これは平成19年10月1日現在786世帯、全世帯加入しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

19ページの納税貯蓄組合関係でございますが、議員おただしの納税貯蓄組合をなくすのではないかという話でございますが、これは合併協定に基づきまして、18、19、20、3年間で交付基準を見直しましょうということで見直した結果でございます。

納税貯蓄組合の納付関係でございますが、18年度実績で申し上げますと25.7%もありまして、私どもといたしましては、納税貯蓄組合は非常に重要な組織としておりまして、今後とも連合会もございまして、組織を強化して普及に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

民生費に関連しまして3点ほどございました。

まず、70ページの敬老の心交付金でございますが、昨年度の実績で3,893名でございます。平成20年度におきましては3,980人を見込んでおりまして、交付金の対象者、それから交付の仕方等につきましては昨年と同様の考え方で予算の組み立てをしておるところでございます。

それから、同じページの老人日常生活用具給付事業の関係で火災報知器の関係がございましたが、対象者としましては、65歳以上の寝たきりもしくはひとり暮らし高齢者ということで対象としております。

それから、76ページの関連で保育所の関係でございますが、職員と臨時職員の配置人数ということでございますが、平成19年度の当初の実績で申しますと、職員31名に対しまして臨時職員、それから非常勤保育士、保育補助員を合わせまして39名という体制でございまして、それぞれ厚生労働省の保育基準に基づきまして、児童当たりを設置数が義務づけられていますそれぞれの職員を配置しているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

88ページの最終処分場でございますが、場所につきましては田島地域でございます。田島橋がございまして、その上流におきまして、旧田島町においてごみ処理場として使用していた分の敷地内でございます。

委託内容につきましては、今廃止してございますので維持管理といいますか、水質等の検査を毎年実施をして、異常ないということで現在進めておるところでございます。形式的には、周りをコンクリートの擁壁を遮水で覆いながら、あと被覆土で盛って維持管理に努めているという内容でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

89ページの農業費の関係でございます。人件費絡みでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

農業委員会関係で事務局職員の人件費はといったおたかしでございました。これにつきましては、歳入予算の款項目等につきましては、地方自治法施行規則第15条第1項、第2項の規定によりまして例示されております。その中で、一般職員の給与、職員手当等につきましては科目が決まっております。これらによりまして、農業委員会事務局職員の人件費につきましては款の6農林水産業費、項の1農業費、目の2農業総務費に計上してございますので、ご理解

をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えします。

54ページにちょっと戻っていただきたいと思います。

54ページの会津計算センター退会負担金ということで上がっていますが、全体では3,206万7,809円、これは平成18年度から平成21年度までの4年間となっております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 答えいたします。

93ページになりますけれども、地域バイオマス利活用推進事業ということでのおただしでございます。南会津町におけるバイオマスの賦存料はどういうものがあるかというようなことをまず把握をしまして、それを活用した堆肥センターを建設しようというのが最終目的でございます。今現在まで8回の検討委員会を開いてきたところでございますけれども、今後についてのスケジュールについてお答えをしたいと思います。

今年度は、バイオマスタウン構想の公表ということを目的に進めてございます。

まず、6月ごろまでにタウン構想の策定協議、推進母体専門部会というものを立ち上げまして、その中で進めていくということなんですが、それで、9月ごろにはタウン構想の公表をしたい、これは全国に対しての公表ということであるとと思います。それから、それらにつきまして10月から12月くらいまでにはタウン構想の周知、それからソフト事業に対して事業の展開を図っていくということでございます。それから、1月から3月に向けまして事業概要の調整、システムの構築といったことで進めていきたいというふうに思っております。

それから、同じページなんですが、オーガニック農業推進事業委託料ということで829万8,000円ほど上げさせていただいておりますけれども、南会津町は阿賀川水系の一番上流域ということで、今、食の安全・安心というものが叫ばれているわけなんですが、それらについて限りなく無農薬栽培に近い農産物をつくろうということで、19年度に南会津町管内を見たところで、もう既に無農薬に近い栽培をしている農家もおられたということがございます。

それで、20年度に向けましては、何カ所かのモデル地区をつくりまして、今現在予定しておりますのが、川衣地区、水引地区、それから伊南の耻風地区、あとは田島の黒沢地区とか大豆渡地区、あとはめいめい個人のところがあるわけなんですが、7カ所程度モデル地区をつくって、それで、よその農家の方にも意識を持っていただいて、さらに安全・安心の農業を進めていくというような考え方でございます。

それで、20年度のスケジュールでございますが、まずモデル地区の推進ということで地盤づくりを進めていきたいということでございます。それから、支援内容の調整とか、それらに対する資料もつくってきたい。それから、一番は現場ということでございますので、現場のほうに入って現地指導も進めていきたいというふうに思っております。あと、20年度にはそれらの反省を踏まえて、さらに21年度以降、個人の農家にも入って行って全体的な内容に進めていきたいというふうに思っております。

それから、次に、地籍調査の関係ですけれども、地籍調査の事業実施面積についておたがしでございました。

まず初めに、全体的な面積をご説明申し上げます。全面積886.52平方キロメートルが南会津町の面積でございますが、その中で、国有林、それから区画整理、田島ダム等を除きました634.39平方キロメートルが計画面積でございます。それから調査面積が78.94平方キロメートル、これが調査済みの面積でございます。それから残面積が555.45平方キロメートル、進捗率にしまして12.4%ということになります。

また、地域別ということでございますが、田島地域計画面積338.05平方キロメートル、調査済み5.72平方キロメートル、残面積が332.33平方キロメートル、1.7%の進捗率です。それから館岩地域ですが、130.85平方キロメートルが計画面積です。それから、調査済み面積が15.61平方キロメートル、残面積が115.24平方キロメートル、それから進捗率が11.9%です。それから南郷地域ですが、計画面積106.42平方キロメートル、調査済み面積が49.69平方キロメートル、残面積が56.73平方キロメートルで進捗率46.7%でございます。それから伊南地域ですが、計画面積59.07平方キロメートル、それから調査済み面積が7.92平方キロメートル、残面積が51.15平方キロメートル、進捗率13.4%になっております。

それから、山林と平地の面積ということでのおたがしもございました。田島地域ですけれども、平地面積が36.27平方キロメートル、それで、先ほど申し上げました調査済みが5.72平方キロメートルですので、15.8%になっております。それから山林の面積ですが、314.07平方キロメートルで、これは調査に入っておりません。それから、ちょっととばせていただいて伊南地域なんです、平地面積が7.92平方キロメートル、それで平地は100%完了しております。山林が51.15平方キロメートル、山林は手をつけておりません。それから南郷地域ですが、平地が10.25平方キロメートル、それから山林の面積が96.17平方キロメートル、そのうち現在山林を調査しておるわけなんです、そのうちの39.44平方キロメートルが調査済みでございます、パーセントにしまして41%済んでおります。館岩地域については、山林と平地の面積

の数字をちょっとつかんでおりませんでしたので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、猿対策のおただしでございますが、おりにつきましては一般質問でもおやりになったところでございますが、今年度は福島地域で実施しております大きなおりを1つ、それから小規模のおりを2つ購入しまして、それを地域に利用していただくという考え方でございますが、大きなおりについては、その地域の中の必要とするところで対応したいと思って考えております。それから、小さなおりについては、既に田島、館岩地域については持っておりますので、伊南地域、またはもう1つについては南郷地域が必要であれば、そうでなかった場合には他の地域で希望する場所に設置して対応したいというふうに思っております。いずれ移動できるおりでございますので、それらについては地域との連携を進めていきたいというふうに考えております。

また、おりの中に入った猿についてはどうするのかというおただしでございましたが、19年度にも田島糸沢地域で1頭とったわけなんですけど、それについては発信機をつけて、今現在放して調査をしている状況でございます。今現在の考え方としまして、どれほどの猿がわなに入るのかというのも問題になると思いますが、ある程度は発信機等によって活用をしていきたいというふうに思っております。また、頭数が多くなった場合には、処分するかどうするか検討して対応したいというふうに思っております。

以上、農林課関係についてお答えさせていただきました。よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 では、106ページの南会津西部非出資漁業協同組合補助金についてお答えいたします。

それで、非出資組合の補助金の内訳につきましては、伊南・南郷地域のアユの放流補助金が150万円、あと館岩地域につきましては70万円がイワナ、ヤマメの補助金となっております。

それで、考え方といたしましては、伊南川地域では、夏の釣り客は貴重な観光資源であります。そういう中で、釣り客の誘客を図るとともに、地域振興を図るという意味から、やはり漁協、観光協会、第三セクター、支所等と連携して、やはりアユ料理や川魚料理が提供できるような形できちんと誘客の増進を図っていきたいというような考え方に立っておりますのでよろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えします。

続きまして伊南地域につきまして、先ほど趣旨につきましては南郷支所長の言ったとおりでございますけれども、伊南支所の分としましては70万円ありますけれども、そこに旅館民宿組合のほうで20万円を加算して、合計90万円を放流しておりました。20年度は、地域づくり総合支援事業、サポート事業としまして、町補助金、それから県の補助金が180万円、自己資金20万円として合計270万円の事業として、今、県のほうに申請中でございます。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

128ページの15工事請負費の中の住宅用火災報知器設置工事がありますけれども、この火災報知器は、20年、21年、22年と3カ年で設置をする予定であります。その下の負担金、補助金の1,250万円でありますけれども、これはNPO法人南山匠の会が建設するモデル住宅の補助金であります。ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

134ページ、スクールソーシャルワーカーについてのおたただしでございます。

まず初めに、文部科学省の全く新しい事業でございます。これにかわる日本語というお話がございましたが、特に示されました日本語的な言葉はありませんが、あえて訳させていただければ学校教育支援相談員というようなものになるかと思えます。

これにつきましては、教育と福祉の両面に関してなる専門的な技術と知識を有する方ということで、過去にこういう経験のある方ということで現在公募をしまして、公募を締め切りました。多数の応募がありましたので、この後、面接をして決定したいというふうに考えております。

それから、138ページ、社会科副読本のおたただしでございます。これにつきましては、記載されておませんが、136ページの教育指導費の11節需用費の印刷製本費の中に含まれております。

計画としては、本年3月までに各担当の分野の先生の資料ができますので、来年度1学期をかけて最終的に印刷発注にかけたいという計画で、9月の第2学期から使用開始ということで計画をしております。

それから、139ページ、用務員の業務委託料についてのおたただしでございます。小学校費に

つきましては南郷一小分、中学校費については南郷中学校の分の用務員の業務委託料でございます。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

体育協会事業のアウトソーシング方針ということでございますが、アウトソーシングといたしまして、体育協会、対外的大会でございます会津田島少年少女レスリング大会、びわのかけ陸上競技大会、ゴーマン杯マラソン大会、伊南武道館少年剣道大会、クロスカントリー伊南杯、この5大会を考えております。アウトソーシングに向けまして、19年度から体協事務、大会運営等を受け皿となります団体と共同して進めてきましたところでございますが、委託という性格上から、引き続き助言等の関与をしてみたいと考えております。

続きまして、156ページの体育指導員報酬でございますが、前年度比48万1,000円の減額でございます。この減額の理由につきましては、体育指導員には従来各種大会の協力をお願いしていたところでございますが、本来の体育指導員の使命でございますスポーツ教室等の企画運営、そちらのほうに重点を置いていただくということで、大会協力等の出席日数を減らしていただいたもので減額させていただいたところでございますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番 馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ありがとうございます。

それで、若干ちょっと不明な点ですが、ケーブルテレビ関係は、町の文字情報も使っているということを知ったんですが、今回の閲覧板の不備な点を私は解消する手段だと思っているんですが、どのような使い方をされているのかの点と、テレビ視聴が100%入っているということで本当にいいと思いますが、NHKの受信料関係はどういうふうな扱いになっているのか教えてください。

それから、敬老の心の件でございますが、人数はわかりましたが、その実施と実績、事業の内容ですね、中間報告ではいろいろ金を直接与えましたとか、あるいは集会所で敬老会をやりますとかありましたが、どのような形態の内容になっているのか教えてください。

あとは、農業関係のバイオマスあるいはオーガニック関係ですね、内容はわかりました。それで、次にお聞きしたいのは、これは恐らくこれからの環境問題あるいは農業問題の方向性だと思います、有機とか。あとは環境の負荷を少なくしようとか、循環型社会でも。それで、将来は、これが交付金算定にも入ってくるんじゃないかと、自治体のですね。それで、どれだけ

実施率といいますか、達成率といいますか、その辺の方向性を、私は入ってきた場合にこれはもう先行してやっておくべきだと思いますし、私は正しいと思うんですが、その辺の流れがもしわかりましたら、国なりの方向ですね、そういうのをお聞きしたいと思います。

それから、地籍調査の件ですが、もう既に平地が終わって、山林まで取りかかっている区域もある中で、町全体としては、山林も入れましてですけれども1.7%とかありました。片や平地は既に終わっているところもあります。これは、それぞれの面積が一番ですからね、なかなか金の関係もあるでしょうけれども、これは、たしか7割5分の国の助成もありますし、ぜひ計画的に進めてほしいんですが、福島県の平均はもう既に60%ぐらいと聞いているんですが、その辺、県内の進捗と既に100%完了した、つまり山林まで終わっている自治体もあるというふうなんですが、それはどのくらいの自治体があるのか、わかれば教えてください。

だから、私はこれは地道に、これもインフラ整備の一つだと思います。これから町を開発したり、あるいは土地の利用度、売買とかの場合には、やはりしっかりした地籍調査があった上でのそういう活動ができると思いますので、これからも年次計画を毎年しっかり立ててやってほしいと思います。

それから、あとモデル住宅、では、展示舗の建設ということでもいいですか、今年度の事業として。そうすると、その辺の中身は、田島型モデル住宅とか、そういう言葉は前に聞いたんですが、どういう中身になるのか。ただ木材を使うだけということであるのか、どういう住宅がモデル住宅になるのか。

それと、これなんざん杉というんですか、みなみやま杉、両方いろいろと使っている人があるみたいですが、これは東部地区の杉というのか、どの地域の杉を言うんですか。町の中の杉を南山杉というんですか。田島地域のある地域を言うのか、ちょっと場所的な地域を教えてください。

以上、お願いします。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

ケーブルテレビの2チャンネルを使いまして、お知らせということで情報等について住民に対して周知を図っております。このことは紙情報についての経費の削減にもなると考えております。

それから、NHKの受信料に関しましては個人的にお支払いいただいております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 敬老の心交付金に関するおただしにお答えいたします。

この問題につきましては、平成18年度、75歳以上の招待者の中で敬老会に実際に参加された方が31%というかなり低い出席率を受けまして、それぞれ75歳以上の方々に1人当たり600円の単価を掛けまして各行政区のほうに交付をしながら、各行政区のほうでそれぞれ創意工夫を凝らしていただきながら、敬老の心を地域とともに祝っていただきたいという趣旨でスタートしました事業でございまして、各地域それぞれいろいろな取り組みがございまして、むら祭りに招待をするとか、集会所に75歳以上の方を招待するとか、さらにはお弁当を配布するとか、それぞれ地域のほうの考え方にゆだねまして予算を執行しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

オーガニック事業に対する国の交付金ということでございますが、20年度は地域有機農業推進事業という国の事業に対しまして補助事業ということで対応したいというふうに思っております。今後も、国の事業としましては交付金事業が多く出ているわけなんです、それらの活用をしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、地籍調査事業のおただしでございますが、県内の調査がどれほどの進捗かということ、県内の完了地域はどこかということ、手元資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

2点ほどありましたので、モデル住宅関係でお答えをいたします。

中身でありますけれども、地場産材の活用、それから地元の工務店、伝統技術を活用すると、それから安全で安心な健康住宅、なるべく新建材を用いないような地元の産材を使う、それから良好な景観の創出、こういうものを目的にしたモデル住宅であります。当然、そこには、Uターン、Iターンの方、南会津町に住宅を建てたい、こういった場合の住宅の建築案内、それから工務店の紹介、インフォメーションセンターのようなものを考えております。

それから、南山杉の地域でありますけれども、これは南会津、南山御蔵入地方ですか、この辺一帯を今考えているところであります。

以上です。

○4番 馬場信作議員 了解しました。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 5点ほど質問いたします。

この当初予算の概要、こちらが大変わかりやすい資料をもらったものですから、こちらで質問したいと思っております。

こちらの中の重点施策の概要というのがあるんですが、5ページですね。これに基づいていたしますが、まず最初は、1つ目に、医療費の削減に関する施策というのが5点ほど上がっておりますが、これらの施策で、今回、私も一般質問の中で医療費の削減というような問題提起をしましたがけれども、これは総合的に講じて、どのくらいの削減を見込んでいるのかなというふうなところを数値的な目標などがありましたら伺いたいと思います。

また、もう一つは考え方の点なんですが、これらの事業は、医療費の削減、回り回って削減にもなるでしょうけれども、どちらかという健康づくりというのか、そういう考え方のほうが施策的にはいいと思うんですがね。その辺、何か削減という抑えるというような内容も含めますので、その辺、考え方の点で問題はないのかどうか伺いたいと思っております。

それから、2つ目は、そのページの子育て支援に関する施策の中で、5番目に食から始まる健康づくり事業というのがあります。これも新規になっていますが、これは非常に重要だなと思っております。それで、健康づくりといいますと、どうしても保健師さんの仕事、これが優先されるというような気がするんですけども、食育といいますか口に入るもの、こっちのほうは本当は優先かなと思うんですけども、そういう点でいろいろな施策を展開してほしいと思いますが、今回見てみると、朝食欠食予防事業を重点的にというようなことが書いてありまして、今回は初めてだからやむを得ないのかなと思いますが、どういう方向に今後展開していく予定があるのか。

それから、いま一つは、田島地区に関して聞いている情報としましては、栄養士さんが何か臨時の人しかいないというふう聞いておりますが、その辺ちょっと事実関係を伺いたいと思っております。

それから、同じ施策の中の8番目に、田島地域給食センター建設事業があります。これは、前から求めてきました事業でありますけれども、この事業の中で、去年の12月議会の中で、早ければ22年から着工というような答弁があったかと思うんですが、その観点からいって、これは今回早まったのかなというふうに思っているのかどうか、あるいは早まったのではなくて順調にいつているんだと、そうしたことも含めまして今後の進展状況を伺いたいと思っております。

す。

そして、さらに私は親子方式というようなことも要求しておりましたが、今回の施策の方針を見ると、センター方式、これに決定したという状況ではありますが、その際に耐震建築、これの費用が従来の小学校の耐震の設備をすると大変お金がかかるというようなことで、それが大きな原因だと聞いておりましたが、いわゆる数字的にもしはじき出した数字があれば、このくらいかかるというようなことがあれば伺いたいと思っております。今回のセンター方式と比べて、こういう点で安いんだというようなことがあれば伺いたいと思います。

それから、4番目は、後ろの7ページの終わりから3つ目に、総合支援センター設立及び云々という施策の中で4番目に、森と泉のセラピーによる観光客誘客事業があります。これは、去年の3月6日に、東京農大の上原巖という准教授が来て、交流館で勉強会がありまして、私も参加してきましたけれども、そこで聞いた話としては、いわゆるセラピーというのは治療というふうに聞きまして、何というか、病院とかそういうものと結びつけた事業のほうがいいのかなと私は思っていたものですから、もし南会津病院にこういう森林セラピーみたいなそういう科目があって、そして都会のほうから、そういういろいろな患者が来ると大変いいなと思っていたんですが、今回これを見ますと、観光的な利用で館岩地域でやるんだと載っていますが、その辺どんな研究をされて、どんなような内容のことをやるのか、ちょっと私の単純な発想ですけれども、何かちょっと無理がなければいいなと心配しているんですが、その辺を伺いたいと思います。

それから、次のページをめくって、主要事務事業というのがありますね、重点政策を除くという、そこで、1点目、一番上の庁舎通信機器更新事業というのがありますが、これはIP電話導入というふうに聞いていたものですから、大変いいなというふうに思っているんですが、実は、私もこの前、1月から、インターネットのほうを光にもして、光電話とまたIP電話にもしたんですけれども、大変料金も下がっていいなと思っているんですが、役場の場合、これをちょっと見てみますと、本庁支所間を結ぶとなっていますので、この辺、一般の人もIP電話を持っている人が役場のIP電話に電話した場合には無料になるのかどうか、これは一般開放があるのかどうかですね。

それから、当然あとは電話料はどのくらい減額予定を見込んでいるのか、その辺計画があったらば伺いたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

幾つかあったんでありますが、私のほうからは、医療費の関係、それから子育て、食育の関係、さらには森と泉のセラピーの関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、医療費については、議員がおっしゃるようにまさしく健康づくりです。健康づくりが基本ですが、実は、私たち地方の自治体をこれから自立に向けてどうしていこうかといったときに、それぞれの市町村も共通課題が医療費問題です。

このところは、それぞれに健康づくりを通して医療費対策をしてきたんですが、いかんせんなかなか数値として見えてこないの、あえてここは削減という言葉を使わせてもらおうと。その上で、いわゆる定期的に健康診断なりそういう措置をしたほうがむしろ医療費が安く上がるんだと。いわゆるほうっておくと大変な高額医療になってしまうので、そういうことのないように、こういうある意味では気づきも今回皆さんにわかってもらおう、こういうことで削減という言葉を使わせていただきました。

目標としては、現在60億円。3つのそれぞれ医療保険がございまして、老人保健、それから国保、それから介護がありますが、トータルすると約60億円ほどかかっておりますので、できましたら何年とは今そこまでは計画を出しておりませんが、1億円は何とか削減を目標にしていこう、その目標が達成される過程の中で、先ほどもちょっとお話がありましたが、臨時的にこれをせざるを得ない、そういうものを何とか南会津ならではの雇用の穴埋めもできないだろうかと、こんな方途を考えているところであります。

それから、子育て支援の部分で食育であります、全くこれも議員おただしのおりでありまして、私としては、目指すのはいわゆる家庭の食育を最終的にはしっかりと構築したいと、こう思っております。

そんな中で、給食センターとも関係がありますが、給食センターの中には、いわゆるお子さん、子供たちをお持ちお母さんやお父さんにも食育の関係の研修等ができるような、そんな仕組みを持ったセンターにできないだろうか、こういうことで、今、教育委員会のほうにはご提案をしているところであります。いずれ家庭医というご提案も南会津病院の段階でありましたが、それに連動した形で家庭の食育を高めていく、そのためには保健師だけでは十分にその体制ができ上がりませんので、これもできましたら将来的に総合支援センターの機能として、これらの地域の方々とつながりながら保健師さんの指導の充実を図っていきたいというのがねらいでございます。

それから、森と泉のセラピーですが、これも全く議員さんおただしのように、セラピーというのはやはり医療的にいわゆる森の運動、森の観察、あるいは森の言ってみればいやし、こう

いったものをただいやされるんじゃないくて、いろいろな、例えば健康障害を持っている方に見合ったいわゆるいやしの空間を与えていくということですから、医療機関が参画することは当然出てくるわけです。

館岩で考えておりますが、これについては愛輝医院というところがありますね、館岩に、医療機関、診療機関、そことつながってやっていこうと。そのときに、観光というふうに入れたのは、つまり地元の人たちが優先ではありますが、健康づくりについて。でも、ほかから入ってきて、南会津で健康になれる、南会津でいやされる、南会津で自分の体に合った目標の健康管理ができる、こういうことでつながれば、やはり農業と林業を交えた観光の底辺として位置づけられるだろうと、こういうことでこういう名称を使って、今、4地域でそれぞれプロポーザルで、プロポーザルといいますかそれぞれ競り合って、今回庁内でそれぞれの審査をした結果、館岩を第1回目の指定地域にしよう、ということになりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

概要書の9ページでございます一番上の庁舎通信機器更新事業の内容につきましてのおただしについてお答えいたします。

この事業につきましては、本庁舎の電話施設が平成11年に整備しまして老朽化されているといったこと、さらには、合併によりまして本庁、それから総合支所間との電話料が非常に多い部分もございます。そういった電話料の削減に取り組むこと等を検討いたしまして、I P電話、内線化の計画をしたところでございます。

I P電話のメリットということで事業者のほうからお聞きした件につきましては、離れた拠点施設との通話を内線電話化いたしまして通話料のコスト削減というふうに結びつけるといったことがございましたので、20年度予算に計上させていただいたものでございます。

それと、町民に対する開放といったことでございますが、恐らく町民の方も無料になるのかなといったおただしではないかと思えます。私も、これはI P電話同士であれば無料になるのかなというふうに一応思っておったんですが、いろいろ事業の内容をお聞きしましたところ、I P電話は提携するプロバイダー同士であれば通話料は無料と言われているそうでございます。本町の計画につきましては、光電話を計画しているため、町民の方々がI P電話に加入されても通話料は無料にならないというふうな回答でございました。

それから、町として、どのくらいの削減効果といいますか、電話料の削減が見込めるのかと

いった内容でございますが、平成19年度の庁舎電話料の通話料の見込みといたしまして597万円ほど見込んでおります。それで、庁舎の電話設備をI P電話と内線化によりまして年間通話料を420万円程度と見込みました。それで、差額の177万円ほどが削減効果があるということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

栄養士の関係でございますが、現在、非常勤特別職の保健指導員という形で栄養士1名を配置しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 医療費削減に関する施策の中で、目標値と申しますか、具体的な数字のおただしがございました。

議員ご承知のとおり、医療制度改革が4月から大きく変わった中で、新たな制度としてスタートするわけでありまして、この中でまずは今までの病気になってからというような指導とかという部分が多かった部分があったんですが、これからは病気にならないような施策を進めていくということで、特定健診、特定保健指導を進めていくことになっております。

そういった中で、20年を初年度としまして24年までの5年間、健診の受診率の向上のための取り組み、さらには、あわせて保健指導に対する取り組みを積極的に全力で対応いたしまして、先ほど町長がお答えいたしましたとおり、目標値としては全力で取り組んで単年度1億円程度の削減が図られればということで、年次計画としてはそういった目標を持ちながら進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

栄養士につきましては、健康福祉課長が答弁いたしました。恐らく学校の栄養士の関係の問いではなかったかというような感じがするのでお答えしておきたいと思っております。

現在、田島地域の小学校には、田島小学校と檜沢小学校に栄養士が、県の職員ですが配置をされております。檜沢小学校につきましては、育児休暇のために臨時の方が今代替をしているということでございます。

それから、2点目の給食センターの着工の関係です。22年度着工というふうにおっしゃいましたが、正式には22年度以降に着工ということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、検討の過程で自校方式、親子方式等があったということで、それらについても当然協議をさせていただきました。その中で、耐震の建築の関係についてもある程度は加味をされたという経緯がございます。それらを総合的に協議した結果、センター方式に落ちついたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 答えします。

医療費の削減に関する事項の2番目、川の学習交流センター建設事業に絡みまして、これは伊南地区の浜野区でございます。この世帯数が39世帯の83人で、医療費5%を目標にしております。19年度のある月の医療費が70万円でしたので、その推計で1年間で840万円の5%、42万円を目標にしております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 大体わかりましたが、医療費の削減に関する施策の中で、まずいろいろな施策を通じて1億円くらい削減するんだというような方針はわかりましたが、もう少し後発薬品の使用などによって、もっと大きな、何ていうのか、数字的に直接的な削減ですか、それにも早く取り組んでほしいと思っております。

それで、その中の一つとしまして、今、県立病院で院外薬局がずっと進められておりまして、この前病院に行ったら、4月からは全面院外ですよというふうに張ってあったんですが、院外薬局を使うと高いという話があるんですね。

それで、調べてみましたら、院内でお薬をもらうほかに、院外になりますと処方せん料が400円から700円くらい上がると。それはちょっといろいろなケースがある程度幅があるんですが、それから調剤技術料、これも400円くらい上がると。それから基準調整加算とか、それから薬学管理料、こうしたものが加算されて、薬学管理料が220円かな。大体少なくとも1,000円くらい上がると、もっと上がるケースもあるそうなんです、1,300くらい上がるようなケースもあるそうですが、こうしたことが今現在もいろいろな健康保険の事務の中でそうしたことを把握していたと思うんですが、その把握の状況をちょっと伺いたいと思います。

また、一般病院がありますね、町内にも。そういう一般病院で今後どんなふうになっていくのか。一般病院でも全部院外になっていくのか。何かもし院外薬局が本当に高いんだっつらば、それをやはり前のようにするというのか、そういうような方向はないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それから、あといま一つは、この前の一般質問の中でも、生活保護者については後発薬品を

使っているという話がありましたが、初めて聞いてびっくりしたんですが、あのときは時間がなくて質問しませんでした。何かちょっと、何というのか差別といいますか、そういうような感じがちょっとしたんですが、その辺問題がないのかどうか伺いたと思います。

それから、食育の質問の中では、栄養士さんが非常勤でいると話を聞いたんですが、非常に栄養の指導、いろいろな勉強会なんかあるそうですが、大変評判がいいんですね。それで、また同時に、その方は中年というのか年がちょっといっているものですから、今後正職員の栄養士を入れる必要があるんじゃないか、こういうように声が高いものですから、その辺も今後はどんなふうに考えているのか。この非常勤の方でずっとやっていくのかどうか、やはりもっと力を入れてやったほうが、健康づくり事業、これに対して大きな効果があるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

それから、給食センターの話では、22年以降着工と、早ければということだったんですが、それはそういうふうに確認はわかりましたが、そうすると、予定というのは変わっていないということですね。この前の答弁のとおり順調に進んでいて、その第一弾として今回387万円で基本設計を行うということで理解をいたしますが、確認いたします。

それから、耐震設計について総合的な判断をしたということなんですが、数字はないということですか、数字はないと。あったらもう一回同じ質問になりますが、ぜひ数字があったら伺いたいと思っております。

それから、今後のこととしまして、基本設計をつくるに当たって大体の予定の場所なんかはどんなふうに考えているのか。そして、22年以降着工ということですが、大体そうすると24年ころになるのか、その辺の今後の方向、どういう方向で考えているかということをお伺いしたいと思います。

そしてまたその際に、ぜひ民間委託はしてほしいということなんです。やはり今いろいろな中国のギョーザ問題とか、そういう問題からなるべく地産地消をしてもらいたいと、そういう日本の、特に南会津町の農産物を利用する、そういう方向はしっかり位置づけになっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、セラピーはわかりました。セラピーについても、その辺一気に観光というふうにしないで、やはり慎重にやってほしいと思っております。

それから、IP電話の件ですが、そうすると、これは光電話にするというだけだから、IP電話とちょっと言わないということですね。光電話の導入ということですね。そうすると、町民が、IP電話を持っている人が電話をしても無料にはならないということで、お互いに光電

話のあれだっただけ踏まえていますが、ぜひ、私はこのIP電話を入れてほしいと思うんですね。

こういう役場の場合はどうか分からないんですが、個人としては、特に加入金もないですね、私が入っているOCNなんですけれども、その場合には、加入金がなくて1カ月当たりの利用料金が315円がプラスになるだけです。そういうふうになっていますので、大変安く、若干の負担はかかりますが、もっと大きな安い効果が得られるということがあるものですから、もしそれがこういう役場のようなところもそういうふうになっているのであれば、一般町民に対するすごく金銭的なサービスにもなりますので、ぜひそれを入れてほしいと思っているんですね。

それで、こういう官公庁関係では、関東森林管理局、あそこで何年か前から入れているというふうに聞いております。昔の営林署ですね。そういうところもありますので、ぜひ官公庁でも入れれば、一般の人も、ではおれもやるかとなりますので、ぜひ入れてほしいと思うんですね。

私の場合、まだ1月にやったものですから、光の関係なのか、IPの関係なのか、1カ月くらいでまだはっきりわかりませんが、大体5,000円くらい下がっていますね、1カ月ね、そのくらい下がっていますのでかなりの効果がありますね。

その辺再質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

幾つかありましたが、私のほうからは栄養士のことについてお答えをさせていただきますが、先ほども若干触れましたけれども、やはり臨時でやらざるを得ないということですが、この問題の根底は財源なんですね。ですから財源を確保すると、こういうことになれば、議員おただしのように正規の職員をしっかりと配置をして対応できる。財源はではどこに求めるか、いろいろな方法がありますが、やはり高額医療が大変多いということですから、高額医療になっていいというふうに思う人はだれ一人いないので予防に切りかえると。予防に切りかえる場合は、当然保健師さんも必要ですし、食という問題で栄養士さんも必要ですから、これについては今後の方向性としては大いに充実する方向で今後検討を重ねていくと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、院外の処方せんの関係でございますが、これは議員おただしのとおり、薬価自体につ

きましては、これはどこでも変わらないわけですが、調剤料の関係で確かに院外で処方する場合については、所定の点数がございますので割高になる部分は確かにございます。

ただ、医療という全体的なマクロ的な部分で見ますと、やはり病院の中で、今、医薬分業が進んでおりました、医療機関に今までですと薬剤師を配置していた部分が院外に出るといような部分も当然ございますので、マクロ的に考えた場合についての医療費ということになると、また別な判断が必要なのかなと、こんなふうに思っています。

それから、あと一般病院ですね。個人の病院の関係で、今後院外処方関係への話がございましたが、これは会津若松市あたりの個人の病院ですと、ほとんどの病院が院外処方にどんどん大きな流れとしてございますので、町内の病院がどのような形になるかはちょっとそれぞれの先生方の判断でございますのでわかりませんけれども、いずれにしても、医薬分業の大きな流れにあることは間違いないのではないのかなと、こんなふうに思っております。

それから、2点目の生活保護者に関する後発薬品の問題でございますが、これは生活保護者、それからそれ以外の方、特別先生が医師の判断でそれぞれその患者の方に対応する一番最適な薬を処方するわけでございますので、すべて後発の医薬品ということではございませんで、前提条件として、まず先生の処方の考え方がございます。

また、その中で、県のほうからの方針によりますと、もし後発医薬品で十分対応できる部分であれば、後発の医薬品について原則的にはそれに対応していただきたいと、こういうような県の方針が出ているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

I P電話の件でございますが、これらにつきましては、私のほうの調査している段階では、接続サービスにつきましては大きく3つがあるというふうに聞いております。1つ目は、インターネットプロバイダータイプ、それから、N T T市内通話プラスI P電話業者タイプ、それから、今、町で計画しています光電話方式と。

こういった中で、現在、話をしてきた中で、光電話以外にした場合に、局番が050といった中で局番を変更しなくてはならない。そういった際に、町民の方への現在の電話番号の周知がまた困難を生じるようなこともあると。さらには、内線電話も当然使用するわけですが、本庁といたしましてはビジネスタイプの12回線を現在考えてございます。それから、支所等についてはオフィスタイプの8回線、こういった中で計画を進めている観点上、光電話で現在進めさせていただきたいというふうに思っております。

したがって、現在、個人の方々が一般的に接続されているものはN T T市内通話、あるいはそれにプラスします I P 電話業者タイプ、それから光電話でもファミリータイプといった内容でのサービスを受けておられるのかなというふうなことでございます。したがって、そういった住民とのプロバイダー契約が同一にならない部分もございまして、町民の方が町へ通話した場合に無料となるといったサービスまでにはつながらない部分がございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、I P 電話と光の関係の話でちょっとさせていただきます。

実は、うちのほうで南会津ブロードバンド基盤整備をやっているんですが、今、議員おただしの関係は、例えば、今の光を使った場合、基本料金が光電話だと525円ということで極端に安くなると。それから、全国どこにかけても3分8円4銭というようなことで安くなるということなものですから、今お話をされたのは、I P 電話は今庁内の関係で組織の中でやるということですが、今光が通ったものですから、その光電話の奨励ということですので基本料金が525円と。そういうものはこれからも積極的に宣伝をしながら利用の増を図っていただくというふうにしたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

まず、1点目の給食センターの建設計画の確認ということでおただしがございました。

まず、平成20年度に基本設計、それから21年度に実施設計、そして、平成22年度以降に建設という計画でおります。そして、その具体的な年度についてはまだ決定しておりません。

それから、2つ目の耐震建築の際の数値というおただしがございました。これにつきましては、耐震診断を経た後に、ある程度の数値が決まるものでありますので、現在のところ具体的な数値は持ち合わせておりません。

それから、場所の決定はというおただしがございました。場所につきましては、今年度ある程度検討はさせていただきましたが、まだ未定でございますので平成20年度に決定をしたいというふうに考えております。

それから、民間委託のお話がありましたが、民間委託につきましては、現在、伊南給食センターで実際に民間委託をしておりますが、しっかりやっただいているというような認識をしております。

ただ、この新しい給食センターについては今のところは民間委託をする、しないということ

についてはまだ何も決定していませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

先ほど地産地消というおただしがございましたが、給食外部委託をしましても、地産地消の考え方は変えるつもりはございません。それで、現在伊南地域でやってもらっているのも、それぞれPTAの人や村の人たちがつくったものを学校に持ってきていただいたり、あるいは注文するときも、できる限り自分の地域でとれたものを使うというような給食委員会的なものがございますので、そこで材料については取り扱っておりますので、そんなことでご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 終わりますが、医療費もそれから電話料も安くなるようにいろいろ工夫して、特に、IP電話も町民が利用できるようなものも今後研究してほしいということを求めて、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 何点か質問をさせていただきます。

当初予算ということで、昨年10月、11月ごろから、担当者は査定なり、大変苦勞なさって予算を仕上げたという感じはいたしております。

そこで、私のほうから6点ばかり質問をいたします。

まず、お聞きしたいのは、本年19年度の決算から対象になります自治体財政健全化法施行での4つの指標に対する20年度の予算の立て方はどんなところに反映しているのかお伺いしたいと思います。

それから、県に報告されております財政状況一覧表、17年度しか私は持っていませんけれども、その中の索道会計という項目があるわけですが、どうしてもその内訳が出ないということでお伺いしたいというふうに思います。各スキー場だろうけれども、中身としては、地方債の現在高と他会計、索道会計というのは本町にはありませんので、報告するためにつくった会計かなというふうに思いますけれども、他会計からの繰入金という形で地方債現在高が9億7,300万円、それから17年度ですけれども、他会計からの繰入金が4億1,800万円ほどあるわけですが、この各スキー場の内訳をお知らせください。

今回も、観光施設管理費の工事費ということで修繕費等が計上されているわけでありましたが、昨年ですと1億2,476万2,000円、今年度ですと8,027万3,000円と毎年多くの予算がこの修繕費等に計上されているわけでありまして、これは修繕費ですから、まさに過疎債対象にはならないというふうに思います。一般財源からの持ち出しでの分でのこういった支出になるのかなというふうに思いますので、非常にこのことは今後の本町の財政にも影響するというふうに思いますので、今後の修繕費等の経費、合併、今度3年目に入るわけですがけれども、5年ぐらい、今後3年、どのぐらい予定しているのか、大体試算というのは各スキー場から出ているのかなというふうに思いますので、わかればお知らせください。

それから、同じく財政状況一覧表を県に報告されている中身ですけれども、索道会計の下の項目なんです、休養宿泊施設会計という形で出ているわけですがけれども、この数字も意外と大きいんですね。地方債現在高が17年度で5億2,000万円、それから、他会計からの繰入金も2億6,700万円というふうに出ているわけですがけれども、ここはどこを指しているのかをお知らせください。

それから、4番目の質問ですが、これは広域市町村圏組合の負担金の関係であります。これは、私が広域議員として、その場でも質問を何度かさせていただいていますが、非常に負担金における本町の割合、均等割合については町長も言及なさって、これから検討していきたいと、そのことを申し上げていきたいというふうなことをおっしゃっているわけです。まさしくそのとおりでありまして、全部が広域議員ではありませんので、共有するために申し上げますけれども、均等割にもかかわらず、これは消防予算を除いてですけれども、南会津町が均等割で約4割、下郷町、只見町、檜枝岐村で各2割を負担している。均等割の中での何というか負担の割合が違うというふうな状況があるわけですがけれども、これは何度か会議の中で、とりあえずこの経過措置によってこのぐらいの負担でやっつけよう、合併当時そうなったようであります。

それで、この経過措置によりまして本町はどのくらい多く負担をしているのか、その試算をされているというふうに思いますので、その金額をお知らせください。

それから、広域市町村圏組合の負担金のほとんどであります消防費の負担金についても非常に不公平感が本町としてはある、そういうふうに思います。理由を申し上げますと、その負担については、基準財政需要額の50%をとりあえず各町村で出しましょうというふうな形になっているわけですがけれども、この50%の算定であります、南会津町の出し方というのは一本査定ではないんですね。合併、合算の算定外による需要額を基本とした負担金を拠出しているわ

けですけれども、これは非常に我々せつかく4町村が合併をして、その恩恵に当たる合併特例法による恩恵の金額が出てくるにもかかわらず、その恩恵というか苦勞分ですね、大変さのお金をとりあえず出さされているというような状況、この表現は悪いかも知れませんが、そういう形になっているわけですね、実際として。

ですから、もし一本算定による基準財政需要額を基本とした金額で出した場合に比べて、本町は、19年度で結構でございますので、どのぐらい多く負担をしているのか、このことをやっぱり明確に示していただいて、不公平感を我々議員もやっぱり共有していかなきゃならないというふうに思いまして質問いたします。

また、広域組合の議会の中でも出されましたけれども、検討会等ができるというようなことも聞いていますので、その辺のところももしできれば町長のほうから言っていただきたいというふうに思います。

それから、大きく5点目であります。指定管理者制度ができて、これは112から113ページであります。指定管理者制度が設けられて、毎年、それ以降は指定管理料という形で各団体、今、細かくいうと37カ所でしたか、指定管理料として出されているわけですけれども、収益事業施設への委託料のところ非常に気になりまして、これは今年は減っているんですね、去年に比べますと。いい傾向だなというふうには思っています。これは、今回の施政方針また行革大綱の中でも、自立をしていただくんだというふうな方向性が出てきているなどというふうには思っております。

しかしながら、まだまだ施設によっては、ほとんどもう赤字補てん的な意味ぐあいが強いところがあるのも実際だろうというふうに思います。その施設の必要性から考えてのことで、また、合併後間もないということもありまして容認できる範囲なのかも知れませんが、しかしながら、今後ともやはり大きな課題になってくるだろうと。先ほど申し上げた自治体財政健全化法の中でもこれは求められてくるだろうというふうに思いますけれども、自立した形にしたいという方向性が出ていますので、もし数値的目標があればお伺いしたいというふうに思います。

6番目、これは国会で道路特定財源のことなんですけれども、一般財源化とか、暫定税率の10年延長とか、今盛んに議論されているわけですね。ここに至って、世論的なもの、それから衆参のねじれ状況から、どうも数字的妥協案が出てきそうな気配が出ているというふうな非常に不安な気持ちでいるわけですが、今回の本町の今予算における事業において、この財源に係る大きな事業はどれかを示してください。

また、一般財源化とした場合、やろうとしている道路等に係る財源の担保は大丈夫なのかと、

取りやめになってしまうのかと。それとも、一般財源化した後も、その分はしっかり来る担保はあるのかということなどをどのように考えているか。さらに、暫定税率の延長が廃止になった場合、もしくは暫定税率が廃止になった場合、どの事業に、どのくらい本予算の事業に影響を与えるか、そのことをやっぱりしっかり示していかないといけないと思います。これは議会終了後、議会の報告会でも出てくる問題であるというふうに思いますので、明確に示していただきたいというふうに思います。

6点、質問申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大きい項目で6点ほどございましたが、私からは、いわゆる地方財政、つまり自治体の財政に今後いわゆる連結決算といいますか、連結方式でいった場合の負担がのしかかってくると、こういう点について、まず、基本的な考え方をお示しをしたいと思います。議員おただしのよう、限りなく自治体からの支出、特に一般財源の場合は少ないほうがいいのは、これはだれも同じ考えだと思います。

しかし、ではそのときに一つ考えなければならないのは、地方の経済をどうするんだと。この南会津の経済の根幹をなしているものは一体何なのか、あるいはもう一つは、その経済を支えている雇用の実態はどこにあるのか、ここのところもあわせて考えていって、その中で、やはりできるだけ経費の削減を図りながら、ある意味では、これまでどちらかという手薄だった部分がどうも国内経済の中で方向性が見えてきた、そういうところには財政出動をしながら将来に備える、こういう考え方で私は予算編成をしたつもりであります。

そんな中で、詳しいデータについては担当課長のほうからお示しをさせていただきますが、広域市町村圏への負担についてですが、これはご承知のように、いわゆる合併をして一つの町村になったわけですから、合併の経過、枠組みがどうあろうと、やはり一つの町村としての均等割をすべきだと、こういう基本的な私の考え方はずっと申し上げてきましたし、これは十数回やったんですね、この話はまとまらなくて。

後で私的にはそれほど多くの負担をしているという認識は、均等割が一本算定の場合の差はそれほどない、そこまで調整をしたつもりですが、つまり南会津郡の言ってみれば中核的な存在として南会津町が存在するんだらうと、こういうことで、例えば人口割とかいろいろありますが、田島下郷町衛生組合が60%はいわゆる旧田島町、40%は下郷町といろいろな計算の仕方がありますが、もう親分肌を出してくださいと、こういうことでやってきたんですね。

西部環境衛生組合はそこまでいいいきません。いいいきませんが、これもやはりそういう考え方に立つ時期が来たのかなと、こんなふうには思っていますし、広域消防を含めて広域のさまざまな教育行政や医療の問題や地域のPR等の業務がございますが、これらについても、やはりいつかは見直さなきゃならないということではございますが、当面見直しの時期は、やはり3年目を迎えたこの辺から始めていくのがベストだろうと、こういうふうには思っております。

いずれにいたしましても、合併しない町村については非常に、私も合併したとはいっても危機感を持っておりますが、それ以上に危機感を持っていて、なかなか合意点を見つけられない、こういうのがございました。しかし、今後の南会津地方を、いわゆる病院の問題とかいろいろな問題を考えた場合に、やはりリーダーシップは南会津がとるべきだろうと、こんな認識は持っております。

そういうことで、後で数字的なお知らせをしますが、私的には単純に合併する前のものを全部南会津が負担金として抱えたと、こういうことではないので、ご理解をいただきたいというふうには思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

まず、私のほうからは、広域の市町村組合の負担金の関係のおただしについてでございますが、議員さん、広域議員でご承知の部分があるかと思うんですが、合併における前、そういった負担金の割合について検討されたというふうには聞いてございます。

そこで、均等割については負担額の項目のうち議会、総務費分、それから介護認定審査会分等々の負担分がございます。その中で、費用につきまして現在25%の均等割で負担をしているところでございます。合併前の総費用につきましては30%であったと伺ってございます。構成町村が減ったということを経験した中で25%というふうには率の変更があったと。しかし、合併しなかった町村の負担を軽減するためには、平成18年におきまして、議員さんおただしのよように当分の間ということで負担割合について経過措置を設けまして現在に至っております。そのことによって、均等割であるにもかかわらず、南会津町は、議員さんおただしの約4割程度を負担してございます。

それで、平成19年度分の負担額で見ましたところ、南会津町では、この経過措置によりまして約445万6,000円ほど多く負担しているというふうにお聞きしております。

それから、続きまして消防費の負担金についてでございますが、消防費の負担につきましても、これが基準財政需要額の50%、さらに密度補正をしない割合としまして20%ということ

でそれぞれの町村が負担しておるわけでございますが、そこで、おただしの南会津町では一本算定じゃなくて、合併算定外における需要額を基本として負担していることも事実であります。当然議員さんおただしのように、合併による財政効果は経費の削減であったわけでございます。その一番につきまして、重複する事務事業の分野の削減効果であるべきものが、例えば特別職やあるいは議員の方々の人数の減、さらには各種団体の合併統合による補助金の減など、こういったものが合併効果であるというふうに考えてございます。

そこで、広域負担も同様に合併算定外による需要額をもとにした負担割合は、この合併特例法の趣旨にはなじまないのではないかなということ、これは既に特別交付税におかれましては一本算定で算定されている経過もでございます。したがって、広域負担についても町長がただいま答弁されましたように、広域圏組合の中で担当課長会議の中でも、当分の間といった内容も含めて見直しすべきでないかというふうには申し上げたところでございます。

そこで、その負担金の割合、一本算定によります基準財政需要額によります算出によつての負担がどのくらい多くなっているかといった部分でございますが、算定しましたところ2,084万円ほど多く負担しているというふうに言われております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

何点かあると思いますが、1つは地方債の残高、それから、2点目は今後の修繕の見通し、それから、3点目は指定管理者制度ということですが、まず、索道会計の関係からなんです、実は索道会計は基本的に休養施設、ホテル等が入っておりません。それで一応20年度予算の中でちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、一応第三セクターが管理運営をしているということから、スキー場、それからホテル関係を含めた中での答弁とさせていただきたいと思ひます。

それで、まず、地方債の残高ということでございますが、20年度返還した場合ということで21年度以降、5億8,143万8,280円、これはリフト及び花木の宿等の返済でございます。今申し上げましたように索道だと、先ほど議員おただしがあつたように、休養施設等が入っておりませんので、それを今まとめて報告をさせていただきました。基本的には、平成23年度に……

○6番 渡部 優議員 索道会計の収支に対する一覧表、これを聞いたんです。上に上げていないとしたら、根拠になる数字はあるはずなので、それを知りたいということです。

○星 廣政企画観光課長 今申し上げましたのは、平成20年度まで償還した場合に、全部で5

億8,143万8,280円というふうなことの償還の残になります。

それから、今後の修繕の見通しということでございますが、今、連携会議の中でやっておりますが、各スキー場とも、かなりやっぱりその年度で動くんですが、およそ4スキー場で、各スキー場9,000万円から1億円という中での修繕費が見込まれるということでございます。

それから、3点目の指定管理者制度の関係で、今後を含めてなんですが、大きなあれは南郷のスキー場かと思いますが、平成18年度が4,000万円、それから……

○6番 渡部 優議員 それは聞いていない。指定管理の中身について数字的な目標があれば伺いたいということです。

○星 廣政企画観光課長 わかりました。

数字的な目標につきましては、今のところは3,000万円ということで、来年度以降については現在検討中で具体的な数字はまだございません。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

大変申しわけございません。1点目とあと最後の部分で答弁が抜けました。

まず、1点目の19年度の決算に基づく4つの指標ですね、そういったものは当初予算のどこに反映されたかといったおただしかと思いました。これにつきましては、町の予算編成施政方針の中で、全職員で取り組んできました中で財政計画を示した内容にもありましたように、硬直化しました町の財政、これらを改善するための経常経費の削減と、さらには実質公債費の比率、こういったものを勘案しながら予算編成に当たったところでございます。実質公債費比率の低下に努めるといったこともありまして、起債を15億円程度に抑え、さらには、繰上償還等の実施をして進めてきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、最後の道路特定財源についてでございます。現在、議員おたなしのように国会でまだ不透明な部分がございます。

そこで事業の内容でございますが、例えば土木費の国庫補助金等がございます道路橋梁費、これにつきまして地方道路整備臨時交付金等で8,280万円、それから都市計画分で地方道路整備臨時交付金等で1億65万円ほどの補助金の見込みを見ているところでございます。さらには、まちづくり交付金の一部においても1,600万円程度の歳入予算を見込んでございます。これらが当然歳出においてそれぞれの土木事業に関連してくるものでございます。

そこで、廃止になった場合でございますが、当然これらが道路特定財源の暫定税率が廃止された場合でございますが、明確にはお答えできない部分がございますが、仮に暫定税率が廃止

された場合におきましては、事業の緊急度、さらには優先度を踏まえながら事業全般についての洗い出しが必要になってくるものと思います。

そこで、事業の再構築を図るなど歳出予算の見直しが必要になってくるものと思います。その際、この予算につきまして、予算の留保などが考えられますし、さらには、この後の臨時議会等での補正の予算とかそういったものも今後考えなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

暫定税率が廃止になった場合、どのような影響を受けるかというお話でありますけれども、総務課長がお答えしましたけれども、私のほうからもう少し詳しくお答えを申し上げます。

当初予算にも計上しました建設課の土木建設事業です。事業の名前で申し上げますと、地方道路整備臨時交付金、これは南会津町で7地区で1億4,700万円の事業を計上しております。それからまちづくり交付金事業、これは田島地区と湯ノ花地区、木賊地区でありますけれども、これで事業費5,000万円、それから除雪機械の購入、雪寒機械整備補助事業と申し上げますけれども3,370万円ほど計上しております。合計しまして2億3,000万円ですね。そのほかに区画整理事業があります。この区画整理事業の中で2億5,000万円ほど、総額、建設課で計上しておりますのは4億8,000万円ほど事業費を計上しております。

このうち暫定税率が廃止になったときに影響を受けるだろうと、こう懸念されます国費、これが2億7,600万円ほどあります。したがって、暫定税率が維持できないということであるとこの事業の発注ができなくなる、もしくは政府与党と野党の中で話し合いをしていますけれども、一部修正が、見直しがあったとしても、4月何日かと。例えば5月、6月になりますと、内示がおくれるということですから、発注がおくれる。したがりますと、南会津町の建設業の業者の方とか、従業員の方に相当影響が出てくるだろうと、こんなふうに懸念するところでもあります。

それ以外にも、南会津建設事務所発注分の建設事業もあります。国道400号のトンネル工事、これはもう完全にまずできなくなるだろうと。それから289号の田島バイパス、それから401号の山口地区の交通安全施設整備事業、さらには、国道352号の舘岩・伊南地区で要望してあるこれらの事業も多分その発注ができなくなるか、もしくはおくれるだろうと、こういうのが予想されます。

ただ、見直しをかけて、それで道路になるのかなと言っていますけれども、野党は地方には

迷惑をかけないと、こんなことを期待しておりますので、県のほうも具体的に幾ら減るかというのがわかっておりません。町も当然わかりませんので、それらを期待しながら時期を見て発注すると、以上のございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 1番については説明わかりましたけれども、ざっくばらんにという言い方がここではうまくないんだかわからないですけれども、健全化法の中の4つの指標の中で、本町が一番危機感を持っている指標はどれか教えてください。

それから、索道会計の報告になっていないので、もう一回聞きますよ。平成17年度の財政状況一覧表、県に報告した、その索道会計の地方債現在高、他会計からの繰入金という、この内訳を教えてくださいと申し上げたんです。

ですから、20年度返済して、21年度がどうのこうのといろいろおっしゃいましたけれども、索道会計的にはこれは入っていないとか答弁がありましたけれども、索道会計計上そのものの会計の中身を知りたいんですよ、各町村の。数字が上がっているんだから、根拠となる数字が下にあるはずなんですよ、4つ。それを素直に教えてくださいよ。別にどうのこうのじゃないんですから、あるはずなんです、数字が上がっているんですから、根拠となる数字は、絶対に。17年度ですよ、18年度だって出ているでしょう、本当は。

それから、5番目の数値的目標があれば伺いたいというんですけれども、3,000万円というのは何のことか、多分南郷スキー場だけのことを言ったのかな。そういうことじゃなくて、やはり行革大綱でものっているように、第三セクターをですね、自立した経営に持っていきたいんだというふうな考えがあるわけですから、その中で、例えば、今何カ所があると。何カ所ぐらいは自立して生かしたいんだと、そういうような数値的な目標があればと軽い質問だったんですけれども、これも何かどうもキャッチボールができていなかったようなので再度お願いします。

それから、6番については非常に危機感を持ちまして、了解しました。

それから、広域の負担については、中身もいろいろ、私も広域議員でありますので数値的なものはわかっていたわけですが、とりあえず我々議員に共有したいということで町のほうから答弁していただきました。ありがとうございました。

今の2点についてだけ質問。

○渡部康吉議長 6番議員に申し上げます。

答弁は休憩後ということはどうですか。

○6番 渡部 優議員 結構ですよ。

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

上衣の脱衣を許可します。

それでは、質疑、答弁を継続いたします。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

各スキー場の起債の残高でございますが、申し上げたいと思います。

まず、だいくらスキー場2億665万7,961円、それから高畑スキー場1億1,162万8,754円、それからたかつえスキー場3億9,643万6,271円、それから最後、南郷スキー場ですが1億3,458万8,338円、これで合計8億4,931万1,324円ということになります。

あともう一点、指定管理者の基本的な考え方でございますが、基本的には、これは独立採算を目指すということでございますが、ただ現実的には、まずスキー場等につきましては、それぞれの経営基盤がいろいろ異なっているという中で、やはりこれは独立採算を目指しながら経営改善に努めるように支援をしてまいりたい。

それから、ほかの観光施設につきましては、直営から、今回、委託から指定管理者制度になったわけでございますが、指定管理の趣旨を踏まえて、これもできるだけ経営改善を目指して、できるだけ指定管理料がないような形でいければというふうには考えております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

先ほどのおただしの中の第1点目の再質問の中で、町の4つの指標の中で重要なものは何かというおただしがございました。それにつきましては、町の財政健全化法の中で公表が義務づけられております指標のうちどの指標かということでございますが、現在のところ、詳細な算定方法については明示されていない部分がございますが、正確な試算ではできておりませんが、本町の場合、4つの指標のうち地方債等の債務残高が大きな額に上がっているというようなこ

とによりまして、公営を含む町の全会計及び一部事務組合、さらには第三セクター等を含めました将来負担をすべき起債の割合等を示す指標であります将来負担比率について特に憂慮されるものではないかなというふうに考えております。

なお、これら4指標につきましては、平成19年度の決算が出た後で、議員さんのほうにも公表されるべき数字とっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 最後の質問ですけれども、わかりました。

索道会計の、特に17年度のあれに、何というかこだわったわけではないので、そのことだけ申し上げておきます。

ただ、先ほど総務課長からも出ましたように、自治体健全化法の施行の中で、将来の負担比率ということで、早期健全化対象の比率になるものですから、そういったことが先ほど同じような内容が、総務課長から心配事で同じ意見なものですから、そのことは省きたいというふうに思います。

それから、4つのスキー場の債務状況が出たわけですけれども、スキー場によっては、その債務に係る過疎債で町が借りて負担しているという形がほとんどだろうというふうに思うんですけれども、スキー場において、その分を返済しているスキー場があれば最後に聞きたいと思っております。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

だいくらスキー場、それから、たかつねスキー場がそれぞれ3割分の負担しておるということでございます。額は、だいくらスキー場が1,309万1,000円、それから、たかつねスキー場が1,860万6,000円。

○6番 渡部 優議員 ありがとうございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私も今、優議員の聞かれたことを聞こうと思ったんですが、その残りの分をお尋ねしたいと思います。

70ページ、老人クラブ連合会補助金というものなんですが、実は今の老人クラブの現状すべてがとは言いませんけれども、連合会から脱退といいますか、休会といいますか、そういうような形の中で、地区では活動はしているんですけれども、そういうような老人クラブがあろう

かと思えます。そういうものも含めた補助金なのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、いま一つ消防関係なんですけれども、消防設備なんですけれども、実は多分……

○渡部康吉議長 ページ数を言ってください。

○9番 大宅宗吉議員 これは載っていないんですけれども、130ページですか、ここに消防施設費とありますけれども、多分地区の中から、消防施設として防火水槽、多分要望か何かあるかと思うんです。それから、今まで旧施設で補修が要望されているとかそういう部分があるかと思うんですが、今回は、その設備費の中に全然予算化されていない。そういうことで町としての整備計画があるのかということをお尋ねしたいと思います。

それで、消火栓もあるわけなんですけれども、実際に使ってみますと、消火栓というのは初期消火には役立ちますけれども、ことのように、またかなり雪が降りましたけれども、やっぱり用水の確保が大変だと、そういうようなことで火事を出さないということが大前提にはありますけれども、出先の対策としてちょっと弱いんじゃないかなと、そういうことでお尋ねします。

それから、道路財源の件ですけれども、本当に大きな影響があるということ、やっぱりこの予算書の中でいろいろ関連のものがあるわけなんですけれども、そういう中で、今、町がかなり経済が低迷している、雇用状況も悪いと、そういう中でますますその影響を受けるんじゃないかな、受けやすくなると、そういうような心配も懸念されるものですから、そのような対策を町でぜひ今からある程度予測の、国が対応するものが大部分ですから町もいたし方ないという部分があるかもしれませんけれども、そういう対策を十分とられるようお願いしたいと思います。

以上、お伺いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

老人クラブの関係でございますが、今現在、南会津町に単位老人クラブとして55のクラブがございます。お話がありましたとおり、老人クラブの連合会に所属している単位老人クラブの55のクラブに対しての助成と、それから、連合会本体に対する助成と合わせまして330万円ほどの補助金ということになっております。

合併を機にしまして西部地区の特に伊南地区が脱退するクラブが多いという状況がございます。それぞれ連合会の中で話し合われた経過を後から聞きましたが、それぞれクラブをリードしていくリーダーとなって活動してくれる会長さんの関係でなかなかの方がいらっしゃるなかったというようなことで、合併を機に連合会から脱退したというような数が伊南地区にお

いては多かったと、このように話を聞いております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 消防関係のおたただしの中で、消防施設費の関係であります。

まず、一つは、消防施設の中でいわゆる水利の確保という観点から、防火水槽の整備、さらには水道事業とあわせて消火栓の整備ということで対応してきているわけでありましてけれども、消防頓所からも含めて施設に関する全体計画と申しますか、年次計画での施設整備と申しますか、そういった対応をするための全体計画を持ちながら、場合によっては、何分緊急施設でありますので、緊急を要する件があれば、それを前倒しというようなことで対応しているわけですが、全体計画の中で工事を進めることをいたしております。

それから、おただしがございました防火水槽につきましても、毎年2基ずつ整備をさせていただいております、これは国の補助事業の農林関係の林道事業の交付金の事業の中で対応されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

道路特定財源のお話でありますけれども、町単独で持っております維持補修費、これらはもう早期発注に努めたい。それから、特定財源を当てにしている見込んだ形での事業でありますけれども、全部がゼロというふうには考えていないんですけれども、時期が、内示がおくると、こういう場合があったとしても、単価の更正等をしながら、内示があれば、すぐに発注できるような態勢をとって、いつでも早期発注の態勢をとる、そんなこと。

それから、福島県の場合には、県単独の補修費ですか、安全・安心を確保するための補修費は前年度よりも多いと、このように予算計上の中でも聞いております。いろいろ県自体にも特定財源の話はあるかもしれませんが、これは単独の事業も早期発注を建設事務所等にお願ひしながら、そのほかには農林事務所、それから教育委員会関係の別な意味での公共事業、これらの早期発注に努めて、公共事業が途切れることのないような形で今のうちから対策を講じたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは道路特定財源について、今建設課長が申し上げたのは、いわゆる事務レベルで、とにかく対応の態勢だけは万全を期そうということで今お答えをさせていただきましたが、一方

で、国会審議にかかわる件では、私と議長にもお願いをしまして、特別道路特定財源についてのお願いに関係国会議員のほう、県選出でしたが、回ってまいりました。そのほか国土交通省にも行ってまいりましたが、かたくなにそれぞれの言い分といたしますか、考えをぶつけ合うのではなくて、ここは全国の市町村が、今当面大変こう心配をしているので、こここのところのクリアだけは何とかお願いをして、いわゆるそれぞれの党が一般財源化あるいは道路特定財源の延長の部分の議論を何とかこの後、新年度の後、いわゆる真に必要な道路の中期計画の見直しも含めて議論していただけないかと、こういうお願いをしてきたところでございますので、私は心配ながらも実は各政党間、国会の良識ある判断を大いに期待して信じていますと、こういうことでございますので、細部にわたる態勢といわゆる大もとの部分と両方しっかりと見きわめながら、地方にとって、私たちの南会津にとって支障のないような、そんな態勢を今後築いていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、老人クラブの連合会の件ですけれども、伊南地区が多い。確かに伊南地区からいろいろ言われました。実情も確かに伊南地区の場合ですけれども、やはり役員は結構同じような人がぐるぐるめぐっているのと、そういう事情も各地区にはありまして、役員がなかなか手が足りないんだと。そうしたときに、年をとっている人ではなかなか連合会とか何かの出席ができないから退会するとか休会するとかというような理由も聞きました。

そういうわけですので、やる気があるとかないとかと言われてしまうとあれなんですけれども、やはり町の補助金の中で、なるべくそこでも地区としては活動していないわけではないものですから、どうかその辺も公平な取り扱いをいただけるような対応をしていただければと、そういうことでお願いしたいと思っております。

それから、防火水槽の件は大変失礼しました。そっちのほうはちょっと目を通して、通したわけだったんだけれども、ただ、眺めただけという感じかなと思いましたが、そういうわけでよくわかりました。

それから、道路財源の件も何回も答弁いただきましたからわかりましたけれども、どうか皆さんが不安がらないような対策の中で執行していただきたいと、こう思います。

答弁はいいです。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 42ページなんですけど、この投資及び出資金の中の地方公営企業等金融

機構出資金の、できましたら内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

予算書の42ページの総務費の中にございます節の24投資及び出資金で190万円の内容でございいますが、これは地方公営企業等金融機構出資金といたしまして平成20年度新たに設立されます国の事業でございいますが、ここに190万円を支出するということになります。この内容につきましては、現在の公営企業金融公庫がありますが、新たな機構に変更されるということで、現在のものが新しい金融機構に引き継がれるという内容でございします。

ちなみに南会津町の出資額190万円につきましては、県の町村会のほうより示されました内容で算出されてございます。その内容につきましては、標準財政規模、それから現在の貸し付け残高、これは平成19年3月31日現在の額で南会津町は24億円ほどの貸し付け残高が現在残ってあるということになってございます。それらにつきまして、全国の町村数で算定したものが190万円ということで示されましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○3番 高野精一議員 了解。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 予算概要の9ページなんですけれども、項目でいきますと15番と47番の2点についてお伺いいたします。

15番、自立支援地域活動支援センター事業ということで、小規模作業所あたごなり、木の葉の関連だとは思いますが、私もこれは6月の議会のときに取り上げまして、補助率等のみを問題にするわけではないんですけれども、あたご、木の葉の組織統合を検討なされてはどうかと、あるいは就労支援B型に移行したほうがいいんじゃないかというご提案を申し上げているんですけれども、その辺の構想が今どうなっているか、1点お聞きしておきたいと思います。

それから、47番の森林整備、とりわけ森林組合の関係なんですけれども、実際に表に出す数字はともかくとしても、特に田島の森林組合なんかについては財政状況がかなり悪化をしていると、あるいは西部地区の森林組合については逆に積極的な事業展開もしているということで、なかなか組織統合なんかもそういう意味では極端で難しいのかなとは思いますが、町が実際の辺まで関与できるのかちょっと私もわかりませんが、側面支援の形になるのか、アドバイスになるのか、そういった意味では統合へのアクションなり、今後の構想についてお持ちであれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

地域活動支援センターでございますが、内容的には、あたご共同作業所、それから木の葉、それぞれ810万円ずつの委託料ということでございまして、お話がありましたB型への移行、これにつきましては、現在あたご共同作業所で国からの交付金を財源としまして施設の改修を今進めておるところでございます。

それで、この施設が改修された後、今現在地域活動支援センターという位置づけになっておりますが、B型のほうに移行するというような考え方で今準備を進めているところでございます。

それから、木の葉につきましては、就労移行のB型も最終的には方向性としては考えておりますが、ただ、小規模作業所としてのスタートが一定の期間がたたないと地域活動支援センターに移行しない、さらにそこからB型に移行するにも一定の期間というものも必要になってきますので、その辺を見きわめながら、今後、就労移行のB型についても検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

議員おただしの関係での47番につきましては、森林整備地域活動支援交付金という事業でございまして、この事業につきましては、今後、その森林の管理、それらについて調査、間伐等のしやすい状況をつくるための調査と境界調査とか、林木調査とか、そういうものに対して出すという補助金でございまして、森林組合に対して直接の補助ではない、作業委託という内容でございまして。

それで、森林組合に対する助成というものにつきましては、森林対策推進事業という事業を持ちまして、これらの中で林対協の助成、作業している人に対しては林対協というのに入ってもらっているわけなんです、それらのものとか、あとは雇用保険、これらに対して町で支援をするという中身で、3森林組合、また南郷地区についてもそれらのかさ上げをして対応しております。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

森林組合の田島地域の財務の悪化といえますか財務状況と、西部地区に今館岩と伊南と2つ

森林組合がありますが、これらの財務状況の違いというのは私も承知はしております。

それで、その財務状況の内容がどうしてこのくらい違うのかと、その原因・要因については、農林事務所のほうで十分に検証しているところでありますけれども、やはり一つは、経営に非常に将来的な計画をしっかりと立てていたかどうか一つあります。それから、もう一つは、それぞれ合併する前の自治体と森林組合が森林施業計画の中でどう連結をしていたかと、こういうことがございます。

ですから、この財務状況を田島地区の森林組合のあれを何とか健全化を図るために、福島県の森林組合連合会が幾度となく指導に入っておりますが、なかなかその体質改善ができないというのが実態です。したがって、財務がこれほど違いますと、なかなか組織の統合というのはそれぞれの自治会の判断にゆだねられますので、方向性としては今かなり厳しい状況にあると、こういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何点かお伺いしたいと思います。

まず最初に、今回、政策顧問だったか設置しましたね。町長さんから、そのねらいをお聞きしたいというのが一つです。

それから2点目は、先ほども3番議員のほうからもあったように、地方公営企業等金融機構出資金とあるんです。地方公営企業等金融機構、これは何をする機構なのか、ちょっとわかればお聞かせ願いたい。

それから、尾瀬保護財団といったかな、そこに出捐をすると。私にわからないのは、出資とか出捐とかとこうあるわけですが、いわゆるやめたら返ってくるか返ってこないか、この辺がわからないので、その出資金と出捐の違いがわかればお聞かせ願いたいということと、それから、この町でかなりいろいろな出資をしていると思うんですけれども、有価証券全体で幾らくらいあるのか。借金とか基金はわかるわけですが、そういう出資している金額の総額がなかなかわからないので、もしわかれば教えていただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、110ページ、111ページ、この辺になるかと思うんですけれども、観光公社の運営費補助金871万5,000円とあるんです。観光公社は一応民間で株式会社ですよ。ですから、その運営に補助を出すというのは、私はちょっとその辺がわからないわけですが、これはどういうあれかなということで、考え方として、ちょっと株式会社の運営費補助を出すというのがやっばり的を射ているのかなと、と同時に、その下のほうに、前にも、一回言ったと

思うんですけれども、スキー場のリフトの無料優待券購入で、これも615万円とあるんですね。これも前に一応聞いたんですけれども、これも、各スキー場それぞれ一応独立採算でやっているわけですから、そこの接待交際で使うべきものだろうと、いわゆるスキー場の営業マンが行って、ここは団体だから連れてくる人に無料招待をあげると、こういう使い方をするのがいいんじゃないかなと思うんですけれども、町の一般会計からこういうふうに出すというのはどうかかなと。この辺が、根拠とか理由づけがいまいちわからないので教えていただきたいなと、こんなふうに思います。

それから、先ほどの6番議員とのやりとりで、南会津広域に対する負担金が本来均等割であった場合と、当然そうすると4分の1になるかと思うんですけれども、実は、合併前の7分の4であったと。そうするとその差額が2,500万円近くなると。445万円と2,084万円だから多分そうだと思うんですけれども、1年間に2,500万円、間違ったらすみませんが、2,084万円と言ったことは間違いないと思うので、それを例えば18、19、20年と3年間やってきたと。2,000万円としても6,000万円くらいは余計に払ったというような形になるわけで、当分の間、先ほど町長がもうそろそろ3年目を迎えたリーダーシップはやっぱり南会津町がとるべきだろうと、親分肌で頑張ると、こういうことなので、我々議会も当然応援していきたい。やっぱり正しくは2,000万円も余計に払う必要ないわけですから、大いに我々も応援していきたいと思いますので、どうか頑張ってくださいと思います。

もう一つは、今度、田代山と帝釈山が国立公園に編入されました。これで、今度はいろいろ大変だろうと思うんですけれども、我が町もいろいろな経費がかかるだろうと思います。何か国からそういう助成とか補助とかあるのかどうか、それを伺いたい。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

幾つか質問がございましたが、私からは政策嘱託の件と広域市町村圏組合に対する負担金の件についてお答えをさせていただきます。

政策嘱託につきましては、これまでも、特にこういう制度を設けなくてもいろいろな方からいろいろな情報が入ってまいりました。しかし、その情報が、いわゆる一貫性の中で、そしてしかもそれが県あるいは国等のさまざまな事業との調整がなかなかできなくて、いただいた情報が成果をおさめるというのに非常に時間がかかる、したがって、今回いわゆる国が頑張る地方応援プログラムをやろうと、それから地方再生対策費として、今回2億5,000万円ほど南会

津に来ています。

それから、先ほどから話が出ていますように、補助事業がかわってきて交付金事業になった。交付金事業というのは、これは基本的な計画づくりをしっかりと進めないと交付金がいただけない。しかもいつでもつくればいいかというところではない。

そういうことを考えますと、できればそういうご経験があったり、あるいはまたそういう方々と連携を持っておられる方々に政策嘱託としてご依頼をして、もっと早目にそういう情報をいただく。さらには今まだ国会の審議には入っていないけれども、こういう新しい動きがある、こういうものも早くつかみながら、制度ができたときには、制度化が進むときには、いち早く地域の資源を活用できるような体制をとろうと、こんな形で実は条例案を提出し、予算の計上をしていただきました。

それから、広域の負担割合についてですが、先ほど6番議員にお答えしたとおりであります。これについては十数回意見が一致しませんでした。私も一歩も譲らないできましたが、それでは南会津の広域市町村がばらばらになってしまう、こういうこともありまして、私のほうの譲歩案といいますか考え方2例ほど提示をしました。合併をしない残りの3町村のほうで、また何度かご提案をいただいた。その中から、当分という言葉も使ったんですが、何とかひとつ合併特例債等を、あるいは合併後10年間、あるいは経過年数を入れると15年になりますが、その中で交付税措置をされるということなので、ひとつここは南会津の中核として、何とか7分の4ではない、均等割をしますが全体的に7分の4にならないように私のほうでご提案をして、その方法で決着を見た。

したがって、ではこれですと10年間あるいは15年間行くのかということではありませんので、やはり私的には、それぞれ政治家には任期が与えられていますので、やはり任期半ばで一回精査をし、再協議をする場をつくるべきだなと、こんなふうに考えておりますので、いいお知恵がありましたら、またご提案等ご協力をいただきたいと思います、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

まず、私のほうから、公営企業関係の業務の内容ということでおたがしがございました。これにつきましては、地方公営企業等の金融機構の業務につきましては、公営企業に係る地方債等の資金の貸し付けが主なものでございます。さらには、地方公共団体の資金調達全般に係る調査研究、それから事務の受託、そういったものがこの機構で行われるということで20年度か

ら新たに整備されるということでございます。

それから、2点目でございますが、出資金のおただしがございました。これにつきましては、議員さんご承知のように、公益上の必要性から共同して行う事業、これらについて、その財政援助目的で投資及び支出するものとしまして財団法人の設立等を行う、そういったものでございまして、現在南会津町の全体の出資額で申し上げますと、18年度の決算額で大変申しわけございませんが、それで申し上げますと9億4,882万4,000円ということで、平成18年度の決算でもって皆さんにお示ししているところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

まず、1点目は110ページの観光公社運営補助金でございますが、これにつきましては、運営補助金ということになっておりますが、設立当時のときにもいろいろ議論させていただきましたが、これは職員の派遣に関する規定に基づいて職員を1名派遣しております。その人件費でございますので、ご理解をいただきたい。

それから、2点目、これは111ページ、スキー場リフト無料券の購入費ということでございますが、これにつきましては、合併前から、だいくら、たかつえでは町で買って交付をしておりました。ということは、これは会社では交際費になっておりますが、役場で無料で配るとそれは税の対象になって結局自分のほうの経費で落ちないということになります。これは交際費扱いということですが、不特定多数でなくてあくまでも役場ということになれば、交際費になってもそれは経費で落ちないということになりまして、以前からこれは購入をさせていただいておまして、それとあわせてそれぞれ出資団体としてみずからの宣伝、広報、その大きな町としての役割があるというふうなことで、これは効果が大きいということなものですから、合併後も引き続きそれぞれ出しているということでございます。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

田代、帝釈につきましては、国立公園になったわけでございます。おただしの国から助成があるのかということでございますが、基本的にはあるというふうに理解をしております。国立公園でございますので、基本的には国が整備をするというふうに理解はしておりますが、個々の詳細については、地元自治体の部分についても助成はあるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

政策顧問はそれでいいんだろうと思います。

それから、広域のほうも、町長が10回もやって頑張ったんだから、こういうことなので、議会に行きますと、南会津町出身の議員が一番多いわけですから大いに利用していただきたいと思います。

それで、あとは先ほど国立公園からの助成があるというんですけれども、20年度はないということですね。まあいい、後でお願いします。

それから、そうすると総務課長さんをお願いしたいんですけれども、18年度の決算で、これは何と言ったらいいの、出資と出損、有価証券でいいわけかな、9億4,800万円というのは。そうすると、これは基金の答弁ほかですよ、多分出資金ですから。そうすると、当然これは額面でそう言っているんでしょから、これをうのみにはできないんでしょけれども、そうすると、いわゆる今まで発表した基金とか何かのほかにこれだけあるということは、私から見ると含み資産のような感じを持つんですけれども、そういうふうとらえていいのかどうか、その2点お願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

20年度につきましては、国からの助成という分は予算化してございません。ちょっと私勘違いしたかもしれませんが、私は補助金的な部分でご答弁を先ほど述べてしまいました。そのような部分で、何か整備をする場合においては基本的には国で整備をします。それ以外で、町が計画をしようとしたときの助成金とか補助になった場合については、それもあるというふうに理解をしております。ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

まず、ただいま申し上げました数字につきましては、出資による権利ということでご理解をいただきたいと思います。例えば、財団法人福島県林業協会出資金とか、あるいは田島森林組合出資金と、そういったものに出資している額を申し上げました。

そこで、有価証券等につきましては、また別な形で年度末決算ということでお示しをしております。別です。よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうしたら先ほどの9億4,800万円というのはちょっとよくわからないな。出資金とか何か全部トータルしたものが9億4,800万円ととらえていいんでしょう。私はわからないんですけれども、今、何かちょっと森林組合とか何かの出資金は違うみたいなの。

それから、出捐と出資金の違いをお聞きしたかった。一番最初にそういう質問をしたわけなんですけれども、それがいまいちわからないんですね。だから、そこをお願いしたい、そういうふうに思います。

それから、先ほどの市町村圏の広域のほうの負担金の中で、やはり私は管理者は我が町の町長なんですけれども、やっぱり管理者は忙しいですから細かいところまでなかなか目が届かないと思うので、恐らくその前に各4町村の課長様方が集まるときがあると思うんですけれども、そのときにやはり分担金を出すわけですから、悪いけれどももう少し課長さん方で内容をよく見ていただきたいなど。それは、広域のところでも言いましたけれども、実は人件費の中で間違いがあったと。そして2回ほど是正している。しかも対象者は8人だところ出ているわけですから、やはり各総務課長さんか何かわかりませんが、その会議に行ったときに、よく見ていただければ、私は少し気がつくと思うので、ぜひその前の段階、負担金をやる前の段階でひとつその会議があったときにはよく調査していただきたいと、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

広域の関係については、広域議会のほうでたびたび給与問題を通してご指摘がございました。そのことを私ども管理者においては見過ごすことはできない状況でありますので、実は、組織内部の今回見直しをしました。つまり広域市町村圏の場合は、兼務が大変多くて重点的なそういう大事ないわゆる権利の問題に誤解を生ずる、あるいは間違いが起きる、こういうことがあってはならないので、今回精査をさせまして、この4月からそれらについてしっかりと対応できる専門の時間を持てるようなそんな体制をとったので、今後ご指摘のように、各町村の総務課長も中心になりながらしっかりと管理していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

私、先ほど出資金による中で9億4,882万4,000円の額を申し上げました。この中身は、出

資金、さらには出捐金等が入っております。そこで出捐金につきましては、これは財団法人の先ほどちょっと申し上げたんですが、設立行為たる寄附行為としての部分が入っております。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 追加して今の点についてお答えいたします。

出資金、一般的には出資していますから何かの際に返ってくると、こういうことが一般的な日本語の意味かと思うんですが、例えば一般的な財団法人でいいますと、財団法人が解散したときには、財を出した人に返すのではなくて一般的には公益的な団体に寄附することと、最初から定款に当たります寄附行為で定められているのがほとんどだと私は理解しております、途中でやめるときには返してくれるかどうか、ちょっと時と場合にはよりますが、そういう意味で、やめたら返ってくるのかということそうじゃない場合もあるし、含み資産かということそういう性格のものではないと、このようなことをご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、収入について2点、歳出について、委託料関係、負担金、補助及び交付金関係について8点ほど質問いたします。

歳入について。14ページ、項目は入湯税でございますが、18万4,877人予定をされておりますが、これは多分各地域の温泉施設かと思うんですが、次年度の資料というか、どのくらい入ったかということをご参考にしたいと思いますので、各施設ごとの見込み数をお知らせいただきたいと思います。

歳入第2点目、24ページ、これは県支出金でございますが、その中の節の都市計画費負担金5,000万円、この中身について説明をお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、47ページ、総務管理費でございます。これは、節の負担金、補助及び交付金の中の337万5,000円、やまなみ博の補助金でございますが、補助先が今現在でわかっておれば教えていただきたいと思います。

続きまして、51ページ、その中の景観づくり推進費の中で、これは曲家集落の保存対策委員会の報酬の、報酬の内容はいいんですが、報酬委員のメンバーを教えていただきたい。それから委託料の200万円、委託先を教えていただきたい。

続きまして、同じく総務管理費ですが、55ページ、同じく委託料でございます。委託料の921万9,000円の地域の新エネルギー推進事業、調査報告書の作成となっておりますが、この委

託先を、現時点で決まっていれば教えていただきたい。決まっていなかったらいいです。

続きまして、とびます。85ページ、保健衛生費、項目はそうでございますが、節の委託料202万6,000円、これは河川水質測定委託でございますが、先ほどと同じように委託先はどこなのか。そして水質を測定するのはどこの河川か。それから3つ目は、昨年多分データをとっておられると思うんですが、各河川の水質の結果はいいのか悪いのか。それについて教えていただきたいと思います。

続きまして、89ページ、これは衛生費の清掃費の中でございます。19の負担金、補助及び交付金の2,869万3,000円、合併処理浄化槽の設置補助金の内容でございますが、一般質問で答弁されたかと思うんですが、ちょっと私、メモをしておりますませんでしたので、申しわけありませんが教えていただきたいと思います。本年度の設置補助数は何件か、1件当たりの補助額というのがあれば教えていただきたい。それから、地区別にあればその数も教えていただきたいというふうに思います。

それから、94ページのこれは農業費でございますが、そののやっぱり負担金、補助及び交付金400万8,000円、集落維持発展支援事業補助金、この補助金の中身は先ほどの中で見えて一通り理解したわけですが、大体1地域の補助金というのはどのくらいを想定されているのか、それについて教えていただきたいと思います。

それから、続きまして、99ページのこれは林業費でございますが、一番最後の19節負担金、補助及び交付金、金額は2万円と少ないんですけども、全国森林環境税水源税創設促進連盟、会の現状について、会に出られたならばお伺いをしたい。そして全国の動向についてわかれば伺いたいというふうに思います。

それから最後、101ページのこれは林業費の委託料でございます。多分これは木材流通システムの構築事業の中だと思うんですが、ストックヤードの管理運営委託と木材搬出委託という2点についての現在の委託先等が決まっているようでしたらば教えていただきたい。

以上でございます。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

14ページの入湯税の件でございますが、入湯税の場合、地域性が高いために地区ごとに管理をしております。そこで、本庁におきましては田島地区を管理しております。

施設ごとの入り込み数ということでございますので申し上げます。田島地区には、三滝温泉、夢の湯、それから、昨年19年の5月から、リゾートイン台鞍が温泉特別徴収業者となりました。

これは夢の湯から温泉を運んでやっているということで、温泉法の、保健所の許可を得ております。

そこで、三滝温泉でございますが290人、夢の湯が660人、リゾートイン台鞍が1,250人、合計2,200人を見込んでおります。全体で申し上げますと約1.19%でございます。そのほかの施設については、各支所ごとに説明させていただきます。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

平成20年度の入湯税の関係でございますが、平成19年度の見込みに5%を割り増し、これに関しましては田代山、帝釈山の国立公園の編入及び子ども農山村プロジェクト事業の実施によって効果が出るだろうということで5%の割り増しをしまして、平成20年度の最終見込みが5万741人、それで5%割り増ししまして7,991人の見込みで上げております。

それから、各施設に関しては、後ほどここに持ち合わせございませんので、答弁させていただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 伊南地域についてご説明申し上げます。

窓明の湯が2万3,000人、花木の宿が8,500人、古町温泉分が2万6,000人、合計で5万7,000人分を見込んでおります。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷地域の部分につきましては、さゆり荘、きらら289、南郷荘、里の湯、宮床温泉の5施設があります。それで、それらの施設で見込んでいる20年度予想は6万3,862人、それと、さゆり荘ときらら289につきましては、家族券、年券等を発行しております。それらで利用される方を8,532人見込んでおりまして、合計で7万2,394人を見込んでおりますので、よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

24ページの土木費、県負担金の5,000万円でありますけれども、このお金は、国道289号バイパスの区画整理区域の中の用地、それから補償費に相当する分を町が福島県からもらうという金額であります。

以上であります。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

47ページのやまなみ博覧会に係る補助金について、委託先はここに記載してありますとおり、実行委員会を組織いたしまして、新年度、実施計画書の策定あるいはおもてなしのための人材育成講座、さらにはPR活動、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。実行委員会への補助金でございます。

○渡部康吉議長 舘岩総合支所長。

○星 安晴舘岩総合支所長 答えいたします。

51ページの報償費、前沢曲家集落の保存対策委員の謝金でございますが、このメンバーでございますが、まず、前沢集落保存対策委員会、これは前沢集落の方ですけれども、一応4名、それから、まちづくり町民会議の委員を1名、それから森林組合、これは前沢のカヤ刈りと一緒に協力していただいておりますので1名、それから、町歴史専門家を1名、町文化審議会委員を1名、それから、消防署関係を1名、道路関係1名、それから専門家を2名、合計12名の委員で検討していくということでございます。

それから、委託先についてはまだ決まっておりません。今後検討していくということがございますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

55ページ、委託料の地域新エネルギーの推進事業でございますが、委託先はまだ決定してございません。

次に、85ページの河川水質測定委託料でございますが、これも委託先はまだ未定でございます。

河川でございますが、町内の主要河川というふうになってございます。田島、舘岩、伊南、南郷、西部地区で言えば伊南川が大きい川です。そのような部分でポイントごとに毎年調査をしている。それプラス八総鉾山関係というようなことで、田島地域、舘岩地域、両方八総鉾山関係ございましたので、その2地点でございます。それに、あとゴルフ場関連河川ということで、その分についても調査をしてございます。前年度の結果的に異常のある数字ということはお出てございません。

次に、89ページの負担金、補助金の合併浄化槽の設置にかかわる費用の部分の内容でございますが、今回のこの金額に相当する地区でございますが、田島地域が26、舘岩が5、伊南が

11、南郷が3、計45基を今年度計画をしてございます。あと各金額でございますが、合併浄化槽というようなことで各人槽に分かれてございます。5人槽が54万1,000円、6から7人槽が59万6,000円、8から10人槽が70万7,000円、11から20人槽が133万8,000円、21から30人槽、224万5,000円、31から50人槽が300万1,000円でございます。あと、51人槽以上についても300万1,000円でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 答えいたします。

94ページでございますが、集落維持発展支援事業補助金408万円ですけれども、これは、20年度につきましては、各支所を通じまして各集落からの要望に対して予算化しております。それで、14集落ございますので割り算しますと28万6,000円ということにはなりますが、各集落によって金額はかなりさまざまになっております。あとこれ以降につきましては、要望が出てきた場合には補正等で対応したいというふうに思っております。

それから、次に、資料の99ページの全国森林環境水源税創設促進連盟会費ということでございますが、これらの会議には出席したことがありませんので、内容については詳しく把握しておりませんが、ただ全国の動向ということにつきましては、各県が独自に環境税らしき事業をやっておりますので、かなりの県で環境税が創設されているというようなことから、国としての水源税関係のものについては厳しいのかなというふうには思っておりますが、これに対して国でも創設できるように努力をしていきたいというような内容でございます。

次に、101ページ、木材流通システム構築事業でございますが、ストックヤード管理運営委託料203万2,000円でございますが、ストックヤードを館岩地域、南郷地域に整備しまして、これらについて委託という形で管理をしていきたいというふうに思っているわけなんです、まだ委託先につきましては議決をいただいていないという状況の中から、まだ決まっておられません。

それから、木材搬出委託料705万6,000円ですけれども、これにつきましては町有林育成林整備事業等で間伐をしておるわけなんです、これらについては山に放置されているという状況から、このストックヤードの活用、また木材の活用、これを兼ねまして搬出に対しての委託ということでございます。これは、造林関係の委託業者に対してさらに委託をお願いして搬出をしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○5番 山内 政議員 了解。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私のほうから1点だけお伺いをして、町長さんのほうにどのような答弁をいただけるかわかりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。私、所管の委員会の中でちょっと聞けない状況のことだったものですから、ひとつそれをよろしくお願ひしたいと思ひます。

106ページの水産振興費のことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、4番議員からもちよこつと出た内容でございましたが、南会津西部非出資漁業組合の關係の内容でございます。これは、伊南地域、南郷地域、館岩地域と150万円と70万円ですかをいただきまして、以上、川の清流の状況で釣り客を入れてやっている状況でございますが、ここ3年、4年、5年と伊南川のアユの不漁と冷水病という状況におきまして、これをやはり何とか改善していかないと、ますます南会津地域におきまして山、川の観光客を呼び入れる状況におきまして、何とかアユがだめだと言っている状況において、やはり毎年800万円程度の赤字を抱える状況になれば、やはり将来大変なことになってくるんじゃないかなと思ひます。

そういう状況におきまして、私も生態系はよく状況はわかりませんが、私もあちこち山を歩いている状況を見ますと、やはり田代・帝釈山系、この山は南斜面において桧枝岐川に注いで舟岐川という川に注ぐ。会津駒ヶ岳というのは、やはりかなりの降雪量を持った残雪がありまして、4メートル、8メートルという万年雪ではないですけれども、やはり7月、8月までの残雪の量がありますから、私はそういう状況においた中に、駒ヶ岳の水というのは確かにアユの生育状況において相当数水温の下がった水が流れ込んでいくんじゃないかなという気がするんです。それはなぜかという、やはり北斜面なんです。

うちのほうの田代のほうの桧枝岐川に注ぐ舟岐川のほうは南斜面だから、水温はかなり上がってくるんです。でもその水が現在は桧枝岐の集落には流れていない、いわゆる大津岐という銀山平のほうに電源の水力として入っているわけでございます。

そういう状況におきまして、その水質の効果というものはやはり真剣に考えていかなければ、ますます川の生態系というものは、私は大きく変わっていくんじゃないかと思うんです。それをやはりこれから効果の意味を上げますと、館岩地域ではやはりイワナとヤマメと、この魚を主流に一生懸命頑張っている地域でございます。

そういったところの館岩地区の経済効果の数字をちょっと見ますと、日釣り券の宿泊宿で34

軒、これが1,039人、宿泊比率はやはり90%で935人泊まっていたいております。日釣り券の一般売りが20軒で2,687人、これは宿泊率は30%で日帰りもかなりあるのではないかなと思うんですけども、これでもかなりの人数が入っております。それぞれ売り宿でもシーズン券の売り上げが10軒、これが145人、これも宿泊者の率としますと70%を見て812人、シーズン券が一般売りで6軒、338人、宿泊者の人数でいうと1,014人、これは4月1日から9月30日までの状況の数字でございます。

やはり経済効果を見ますと、館岩では3,660人が宿泊していただいて、7,000円を掛けますとやはり2,562万円ぐらいの経済効果が上がっております。入漁券の監視の手当も92件払い込んでおりますけれども、これは138万6,600円。イワナの養殖業者が2軒ございまして、これが487万1,636円で、館岩の経済効果の数値を見ますと3,187万8,236円、こういう数字が上がるわけでございますものですから、私、伊南地域と南郷地域の西部漁協の状況はよくわかりませんが、やはりこれから川の学習、交流センターですね、伊南にこれから施設をやられるわけです。農山漁村の活性化プロジェクト事業、これは大きな事業を掲げる中におきまして、やはりこれから子供と川のふれあい自然教室というのは最も大切になってくるのではないかなと私は考えておる一人でございます。

そういった状況におきまして、水産振興費がやはり比較増減で10万円のマイナスということは、私も最も何か考えにくい状況でございますので、やはりこういう中をどのようにお考えかひとつよろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から言いますと、確かに水産振興費としては減っておりますが、私が何回も言っているように、これまでいわゆる款とか、項目とか、節とかでいう、そこだけを見ているんですね。そうじゃないんですよ。そのほかの事業とつながっているんですね。これも、実は私がもう少しちょっと重点的にやったらどうだと言ったら、いやそれは自主的にやりますから、別なほうで応援をしてほしい、こういうことなんです。

ですから、ぜひこれを後で担当のほうから議員のほうに説明に上がらせますが、これだけを見ると10万円減っていますが、そうじゃなくて全体の伊南川の活性化あるいはアユ対策についてはトータルで相当事業費が伸びて、いわゆるもう一度来たい、もう一度伊南川に行ってアユ釣りを楽しみたい、さらには館岩に行ってヤマメやイワナを楽しみながら味わいたい。

さらに、もう一点を私のほうから説明させていただきますと、これも決定にはなっておりま

せん。なっておりますが、今県内で熾烈な誘致合戦をしていますが、子ども農山漁村、この交流プロジェクト、これがもし決まるということになれば、農家にアユやいわゆるイワナやヤマメやそういうものも、例えば今まで肉でバーベキューをやっていましたが、そういうものも体験をしていただきながら、子供たちにしっかりとこの地域の資源を満喫してもらおう、あるいは資源を通して人となりを磨いてもらおう、こういうつながりを持った計画をしておりますので、ぜひこの後、別な場所で詳しく説明をさせていただきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 私からは、教育費の140ページ、一般予算ですが、小学校の備品購入費、それから、143ページの中学校のほうの備品購入費に関して質問したいと思います。それから、それと同じ、図書費もその中に入っていますので、151ページの図書館の図書費ということでもちょっと質問させていただきます。

まず、図書費に関してですが、小学校、中学校合わせると大体約291万円、図書館のほうは400万円、約700万円近くが図書費になっていますが、この選定に当たっては、最終的にはだれなのか、そしてその選定に当たって、重なって単なる下から上がってきてそのままどれか選ぶということなののでしょうか。それとも横のつながりをして重ならないような情報の共有、横のつながりは、その3者、図書館、中学校、小学校においてやられているのか、それをお聞きしたいと思います。選定はどのような考えで行われているのかお聞かせください。

それで、小学校、中学校の今の中の中の備品購入費の中に教材費とありますが、これの総額が小学校、中学校合わせると415万円です。今実験というか、教材、理科に関してちょっと言わせてもらいますと、実験がなくて単なる教科書上で学ぶということが多くなって理科離れをしているということでもちょっと懸念しているんですが、その中で教材がとても重要だと思うんです。高価で買えなかったら学校間で共有するとか、どこどこで1個買えばそんなことができると思うんですが、それに関してそういう共有、1個を買ってどこかで回しているというか、そういう考えとか実例があるのか。その教材は、先ほどの図書と同じなんですが、それを選定に当たって、やはり全体の流れで、同じところから上がってきたから同じのを買うのか。

一つこれを言っているのは、教育の理科教材か何かのお金で1台1,000万円とか500万円のものを10台買っている学校の知識がどんどん上がってくるなんていう皮肉な、お金に比例して体感して理科の理論を覚えるということが話題になったりしますけれども、これがもし子供た

ち、小学生、中学生の知識の実態、自分の中に体感として覚えるとしたらかなり重要だと思えますが、ぜひその2点について、図書のことそして備品に関しての考え方をお聞かせください。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

151ページの18節備品購入費、図書館図書購入費でございますが、400万円ほど計上させていただいております。そのうち100万円につきましては、学校図書支援ということで、学校文庫貸し出し図書を年間500冊購入してございます。

選書につきましては、各小学校の図書室担当の先生に選書をいただいております。そのほかの図書館用一般図書の選書につきましては、本のソムリエ選書委員会の委員の方に選書をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

140ページと143ページになりますが、それぞれ小学校費と中学校費の備品購入の関係のおただしでございます。

まず、1つは、学校図書の購入費ということで質問がございました。これにつきましては、学校の配当予算という形でそれぞれ学校に配当をしております。基本的に小学校については2万円掛ける学級数を基本にしております。それから、中学校については4万7,000円掛ける学級数を配当しております。この図書の選定に当たりましては、それぞれ各学校にすべてお任せをしているということでございます。

それから、教材備品購入費につきましては、それぞれ学校から購入の要望書を上げていただきます。その要望書につきましては当然優先順位をつけて上げていただいて、それらを教育委員会の内部で協議をして、購入をして、各学校に配布をさせていただいているということでございます。

それから、理科教材の関係につきましても、その理科の教材が何%ぐらいの割合とかいうような数字は持っておりませんが、当然学校においても理科教材を要求してくるところもでございます。

それから、高い備品につきましては、学校間の貸し借りをしているのかというご質問がございましたが、これにつきましては、もしやる場合については、それぞれ各学校で対応していただきたいと思いますということにしておりますので、うちのほうで特に報告を求めているおきませんのでご了承をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 図書についてですけれども、重なることは、距離がありますのでそれぞれに必要なものはもちろん学校でとらなきゃなりません、ぜひ図書館にはこういうのがあるという、前にも質問しましたけれども、そういう情報の共有をして、どこどこは、檜沢中学校だったら館岩中学校にはあるからそれを借りようとか、そういう情報の共有みたいなことをぜひして、借りる方法は皆さんに考えていただきますが、そういうものをぜひしてください。

それから、備品についてなんです、とても大切だと思うんです。理科の教材でバンデグラフ起電機という起電機のことをちょっと調べていただきましたら、檜沢中学校と田島中学校に昭和30年代、檜沢中は私の母校なんです、そこで使ったのがいまだに動いているらしくて、かなりぼろぼろですけれども教材として活躍しています。

そういうことを考えると、子供たちはそれを見て体感をして理科の知識を自分のものにすると思いますので、備品教材設定においては、理科に限って申しわけないんですが、ぜひ子供たちの効果的なものを、質の高いものを選ぶような形でお願いしたいと思います。インターネットの時代になって、そういう本なんかもどんどん価値が少なくなっていますけれども、ぜひそういう意味では、そういう教材の質、本の質を、ソムリエなんかの話も出ましたけれども、高いものをぜひ進めるように力を注いでいただきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 5点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、1点目は、我々が夢のあるまちづくりカレッジだとか、あるいは若者定着促進協議会とかやっていたときには、非常に10年くらい前でみんな楽しく会議を、推進協議会だとかいろいろやっていたと思うんですけれども、最近何か聞くところによると、協議会だとかいろいろな審議会がつまらないと。それはどうしてだという原因を聞いたら、やっぱり3、4年前は前渡しで資料が大分回ってきたらしいんですけれども、最近の協議会というのは、どうもその日に資料が出てきちゃうので、その場で読んでその場で意見を言うというのはなかなか難しいというような傾向が多くなったということで聞いたものですから、少し今回の20年度の予算、その審議会だとか協議会の予算書を見てみたくは思いますが、これは19年度に減額になっているんだけれども、ほとんどとか半分くらい補正予算で減額になっているんだけれども、20年度の予算にまたついているということなものですから、私金曜日に休んじゃったものですからダブ

っていたら申しわけないんですけども、ご質問をしたいと思います。

予算書の90ページ、農政審議会と農業振興地域整備促進協議会というのがあります。これは19年度の予算が、農政審議会が19人で12万4,000円、農業振興地域整備促進協議会が19年度は21人で54万6,000円、これは19年で全額減額になっている、20年度の予算では再び上がっている、この辺の経過ですね。

それから、農林水産費、91ページ、19年の予算が9人で11万7,000円、減額が6万5,000円、本年度の予算では、9人、13万8,000円。

それから、土木費の都市計画審議会、これは122ページ、19年度予算が8人で10万4,000円、19年度はこれは全額減額ですね。20年度は予算が8人の11万1,000円。それから、土木の土地区画整備審議会っていうのかな、10人で19万5,000円、19年度。減額が8万5,000円、20年度が10人で19万5,000円。

それから、土地区画評価員もそうですね、124ページ。

それから、130ページの水防協議会委員、これも19年度予算は9人、5万9,000円で全額5万9,000円の減額で、20年度の予算にも9人、5万9,000円と入っている。

それからでかいのが、これは10款の教育費ですね。体育指導員、156ページ、19年予算が35人で273万円に対して、83万円の減、本年度予算は人数が40人とふえて224万9,000円ついている。

この辺の減額になったのと、それから、20年度予算がついて、ことしはこうやるんだというような計画があれば、ちょっと教えてほしい。

それから2番目、これは町長が大分20年度予算に対しては行政改革だとか政策だとかに力を入れたいというような予算のあらわれだと思うんです。これは、行政改革懇談会とか、あるいは政策顧問、それから監査委員の報酬アップというようなことがあります。

ただ、もう少し私は、監査委員を1人ふやすとか、それから、政策顧問もこれを見ると顧問料が20万円くらいで交通費が25、6万円ついているので、多分これは地元の人じゃなく東京かどこからか来て、少しくアドバイザーみたいな感じの人かなという感じはするんです。ですから、これを思い切って地元の人を、月5万円くらいでやる気がある人をあと2人くらいふやして、この辺をやっぱり強化してやったほうがいいんじゃないかなと思うんだよね。

それをやることによって、今度は行政改革懇談会というのは審議会あたりにして、もう少し予算をつけてやる気のある若い人たちを少し人数を集めて、これは多分1回で終わりでしょうから、これを協議会か審議会にして、少し全体の意見をまとめるとか、この3つを何とか増額、

補正になるでしょうから、増額をして少し、本当の意味で、後から言いますけれども、中身的には相当経常経費を削らなきゃいけないでしょうから、そのためには経常経費を削るか、あるいは歳入を多くするかどっちかだと思いますので、この辺で100万円、200万円をちびちび使っているより、思い切って外部の意見を取り入れるような予算計上にしたほうがいいんじゃないかと、こんなふうに思いますので、町長の考えをお伺いします。

それから、53ページに光ファイバーの保守料が533万円上がっています。この光ファイバーの使い方について、今接続は旧4町村してありますけれども、今後どのように本格的に使っていくのか、これは企画振興になるのかな、その辺をお伺いしたい。

それから、広域の一本算定というのはさっき2人の議員が一生懸命しゃべってましたんですけども、次に、今年度の予算が合併協議会と比べてどのように推移したかということではちょっと注目したんですけども、地方交付税は、これはおかげさんで途中で空気が変わって上がったわけですね。大体地方交付税は62億8,000万円くらいの予定が今年度予算64億円になっているから、1億4,500万円くらい上がっているわけです。

それで、地方債の発行も、これは町長たちがいろいろ苦勞したんでしょうけれども、大体1億5、6千万円は予定よりも減っている。これで両方で大体3億円くらい経常経費に対しては効果が出てきているなという雰囲気なんですけれども、やはり大きいのは人件費、24億6,700万円に対して合併のときのもくろみは22億8,100万円くらいなんです。ですから、1億8,600万円くらいのオーバーになっているわけです。

そのかわり、これも不思議なんですけれども、多分委託料というのは物品費に入ると思うんですけども、その割にはいろいろ指定管理だとか何か委託している割には物品費が少ない、1億5,000万円くらい予定より少なくなっている。

ただ悲しいかな、補助費と普通建設費の割合が、これはちょっと異常じゃないかと思うんですよ、私は。というのは、補助費が予定では16億800万円、ところが20年度は18億1,800万円になっている。2億1,000万円だよ。毎年2億円くらいずつ補助費がふえるということは、これは当然普通建設ということになると、農家に対する農道の補助だとか、林道だとか、あるいは建設関係だと思うんですよ。ここと補助費が全く同じくらいの額というのは、これは私は異常だと思うんですよ。

普通は建設費というのは一般財源の20%から30%はその町の活性化のために回しなさいというのを、今回見てみると6億円くらいですから、90億円からの一般財源に対して6億円くらいしかないというのは非常に異常だと思うんですよ。そうなれば、国からの建設費はないのに

自前の一般財源も使えないでやれないということになるので、この辺の補助費と普通建設費に対する町の考えですね、今回の予算にどんなふうにパーセンテージで配分したのか。

以上の点についてお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、2番目のおただしについてお答えをさせていただきますが、まず、監査委員の増員の件ですが、これについても前回の議会でご提案をいただきました。そのことについて、監査委員事務局のほうといろいろとどうあるべきかという議論をしてまいりましたが、最終的な結論といたしましては、やはり連結決算等、実質公債費比率ということもできましたので、監査委員の方々が大変な業務になってきていると。したがってそれはやっぱりきちっと報酬でお返しをしなければならないだろうと。

増員についても議論しましたが、やはり代表監査委員の意向と、こういうものもありますので、これについてはちょっと現段階では、まだ採用することまでは至っていないと、こういうことのでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、政策嘱託については、議員おただしのおり当面、先ほど申し上げたように、いわゆる中央とのパイプ役で始まりますが、今後、先ほどいろいろとご提案をいただきましたが、町の政策決定あるいは町の抱える課題、これについてよりスピーディーに、しかも真実味の高い議論ができるような形にしていかなければなりませんので、今後、一たんスタートした後で地元の関係、適材人がいれば当然それらも嘱託としてこれから考えていくと、こういうことのでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

光ファイバーの今後の活用についてということでございますが、合併して市町村補助金等有効に活用させていただきまして、基本的には町内の光ファイバーの基盤整備ができたということになります。

それで、今後につきましてでございますが、一つは教育のIT化、あるいは保健医療の分野、それから二地域居住、これにつきまして企業誘致と同様、基盤整備ができましたので、関係機関、それから庁内でもいろいろ検討委員会を今立ち上げておりますので、今後、有効な活用に向けて再度検証してまいりたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

90ページでございますが、農政審議会委員報酬について、19年度に減額して今回上げているのではないかとのおたがしでございますけれども、農政審議会につきましては、合併後一度も開いていなかったわけなんです、これについてはどうなのかということで担当のほうに伺ったりしていたわけなんです、西部地域においては農政審議会はございませんでした。田島地域につきましては開催はしていたんですが、転作関係の報告、それから一般農業関係ということでの報告的なものと議論をいただいたというような状況だったということだったものですから、結果として開かなかったということだったんですが、これだけのものがあって、また条例の中にもあるということで再度検討したわけなんです、その中で、農業振興計画に関することということでの南会津町農政審議会条例というものがございまして、このままほうっておくわけにはいかないではないかというような中身から、20年度は農業振興計画の策定をしようというようなことで農林課内部で話し合いをしまして、そうやって策定したからには審議会にかけるというようなことから、3回ほど審議委員に集まっていたかという考え方をもって予算を提案させていただいたというような状況ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、農業振興地域整備促進協議会委員報酬54万6,000円でございますけれども、これにつきましては補正予算のときにもお答えさせていただいたわけなんです、西部地域の圃場整備事業の絡みがございまして農業振興地域整備計画書の策定が進まなかったというようなことから、年4回ほど計画を持たせていただいたわけだったんですが、結果として開催することができなかったということで、20年度についてはその計画書の策定を進めていきたいということで4回の協議会を開催させていただきたいというような中身になっております。

それから、91ページの農林業振興地域基金審議会委員でございますが、これは年2回、4月と8月に審議会を開いて、農林業振興基金を貸し付けるという中身になっているわけなんです、19年度は申し込みがなかったという事情から1回しか開催できなかったというようなことでございます。

以上、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

122ページの都市計画審議会委員の報酬、それから125ページの土地区画整理審議会委員報酬、それから土地区画整理評価員報酬でありますけれども、この3つは、非常に事業と密接に

絡んでおります。

特に都市計画審議会は、南会津町全体の下水道の見直しとか、それから区画整理の換地の進みぐあい、それから、都市計画道路の見直し等含めた中で審議会を開くものであります。大体当初2回ほど上げておりますけれども、結果の報告だけの審議会、これはやめようというようなことから1回で終わった経過もあります。

それから区画整理の審議会、これは仮換地の指定が進まないと、なかなかうまく審議会を開いても用地交渉の関係がありますので、回数はおおむね2回を上げておりますけれども、事業と密接にかかわり合いを持っていますので1回で終わるといようなこともあります。

それと、評価員報酬でありますけれども、これはやはり保留地の処分、これもきちんと地権者と話をしながら保留地の購入の意向を確認しないとなかなか保留地処分ができませんので、そのようなことから事業と密接にかかわり合いを持ちますので1回で終わったと、こういうような経過があります。大体一般的には年2回を計上してあります。ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

156ページ、体育指導委員の報酬でございますが、224万9,000円ということで昨年度比48万1,000円の減額計上をさせていただいております。体育指導委員の任務が従来、各種大会への協力という形で行っていただきましたが、本来の体育指導委員の使命でございますスポーツ教室等の企画あるいは運営、そちらのほうに重点を置いていただくという形で極力各種大会への協力を避けていただくことで出役日数が減ったことで減額という形になっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたします。

131ページの水防費の水防協議会委員の報酬について今年度計上させていただきましたが、今年、地域総合防災事業の中で伊南・南郷地域の洪水ハザードマップの作成等を計画させていただいております。

さらに、今年度、この計画とあわせて毎年見直しする水防計画があった場合に、計画そのものについて協議会に諮るといこともございまして、今年度については報酬を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

私のほうからは、合併協議会に係る財政計画の現在の状況についてかと思いますのでお答えいたします。

まず、合併協議会での財政計画との差でございますが、人件費に係る分でございます。議員さんおただしのよう、20年度の計画の中では22億8,100万円ということでございますが、これらについては合併当初、特別会計とそれから一般会計との職員の異動、こういったものでこの差が出てきておるものと思われま。人件費につきましては、議員さんご承知のように35%の退職者の補充といったことで、それは適正に管理しているものと思われま。特別会計との出入りがあったということでご理解いただきたいと思いま。

それから、2点目の補助費等でございますが、補助費等につきまして平成20年度で16億800万円ほどの計画になってございま。これにつきましては、今議会で提案させていただいてございま後期高齢者医療の広域負担金、これはこの当時想定されてございませ。今回1億8,000万円の計上といった中で補助費等の増加につながったものと想定してございま。

それから、いま一点の普通建設関係ですね、普通建設事業費、これが平成20年度で23億5,400万円ほどの計画でございま。そこで、維持補修費が2億2,000万円の計画でございま。これらにつきましては、これの当時のまちづくり計画の配分の方法のちよつととらえ方の違いがあったからこういった内容になっているのかなというふうは今思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思いま。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 時代が変わっていますから、前はみんな一般会計、一般会計でやっていたけれども、ご存じのように今度は新しく4つの指標が出る時代になっているわけですよ。ですから、必ずやっぱりこういった町の計画をつくるときには、一般会計プラス特別会計と連結で出さなければいけないわけですから、これも合併協議会の出し方もちよつと、あのとき、私は言ったはずなんだけれども出てこなかったんだよね、たしか。常に、やはりペアで出していないと、こういった間違っ数字が出てくるということになると思うんです。

ですから、これはこの前いただいた、こちらの再建計画ですか、健全化。こちらのほうを新たに我々は見えていくようにすれば修正はきくなど、こんなふうには思いま。この件については了承しま。

それから、あと一つ町長のほうから答弁漏れが、私は行政改革懇談会というのをね、これは

何とか町民を入れて20人くらいでやれば、相当いろいろな意見が出てくるんじゃないかなと、我々がちょうど40歳のころですよ、45歳くらいのときか、一生懸命やったのは。

それで、役場では3カ月に1回くらいしか会議を開かないで2年で終わる計画が普通だなんて言われたときに、たしか1年間で30回くらい会議をやっているいろいろな案をつくったという覚えがありますから、町のほうでこういうふうにやろうとなると、結構若い人は集まってきて、いろいろな意見を出してくれるんじゃないかと。

ただそのときに私が言いたかったのは、最近、会議の前に書類が出てこないの、何をやるんだかその場に行かないとわからない、だからつまらないんだという人が多くなっている。これは非常に会議をやるときに危険な形だと思うんですよね。行っても会議がつまらないので行かなくなるよと。行けば会議がおもしろければまた来るわけですから。

そういった意味では、早目に情報を出しておいたような会議の持ち方にして、あとは確かに我々がやったときには、補正の追加でお金をもらったはずですよ、商品券か何かで、そのくらい燃えてやったわけですから、ひとつその辺の会議も町長のほうからもう一回ご答弁いただきたい。

それと光ファイバーについてなんですけれども、この前議会の活性化委員会の中で話が出まして、町のコンピューター関係に詳しい人を講師で呼んで聞いたところ、双方向でやれば、例えば、各4つの支所と結んでも総額で1,000万円くらいあれば、我々一番心配したのは、その後のランニングコストがどのくらいかかるかというのを心配したものですから、業者のほうは初め200万円だと言っていたけれども、とてもじゃないけれども200万円では町がつぶれちゃうということで調べてもらったら、年間で7万5,000円といったかな、だから調べてみるといういろいろな手はあるみたいなんです、そういうふうに。

もう少し我々も勉強しますけれども、そうすれば議会の中継だとか、あるいは各支所と本庁間の会議とか、各総合支所の支所長さんも、全員協議会まで来てあそこに座っていないといけないなんていうのは非常に冬なんか大変でしょうから、そうすれば全員協議会程度と言ったらおかしいんだな、そういうものであれば各支所においてテレビ参加をしながら、双方向ですから、お互いの意見も言えますと。議会はこれは特別ですからそういったわけにいかないでしょうけれども。

そういう意味では結構今私はつくるときの建設費というのはそう大したことはないと思うんですが、後のランニングコストでいっぱいがかっちゃうと、これは悲鳴を上げちゃうということになりますから、その辺も、この前は我々の委員会に企画の係長にもぜひ参加してくれとい

うことで係長もある程度は知っていると思いますので、その辺の精査をもう少しお願いしたいなど。

あと3点目はこれはもう出ちゃったですからね、私もこれだけ補修費の中に委託料とか何か間違えて役場で入れたんじゃないかと思うくらいこれは補修費が多いんですよ。

だから何とか今度、多分20年だから7月ごろは、これは副町長に聞いたほうがいいかもしれないですけども、予想として19年の7月ごろ、交付税はどのくらいふえるか、そのふえた金額を、ぜひ普通建設のほうに回してほしいなど、私はこんなふうに思うんですけども、副町長から、最後の質問でありますので予想を、交付税がどのくらい戻ってくるかという予想をしていただきたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いわゆる会議のあり方については、全くご指摘のとおりだと思います。私も内部のいわゆる会議、庁内会議も含めて会議は伝達ではない、会議は議論を起こすところなんだと、こういうふうにずっと職員のほうに指導してしまっていて、できたら庁内会議はワンペーパーかツーペーパーでやろうと、こういうことで指導してきたんですが、これまでやってきた会議のあり方というのが体にしみついている人はなかなか直せない。しかし、そうは言っても時間をつくってそこに参列するわけですから、やはり来てよかったと、あるいは参画することで自分の地域の抱える課題が少しでも議論されると、こういう形にしていきたいということで会議のあり方そのものを変えています。

しかし、その中で行政改革懇談会はどうなんだというご指摘がありましたが、行政評価のときに、一般の住民の人たちに入っていて、応募したりしてやったんですが、これが批判だけで終わってしまったんですね。ですが私は最初はそういうものだろうと。そしてだんだんこう資料を上げながら、例えば、町のほうの姿勢とか考え方をお示ししていく中で議論は深まっていくだろう、こういうふうに思いますので、資料の提供は事前にすることはもちろんであります。そういう会議の実態をもう少し見守りながら、行政改革懇談会がそういう地域の人たちを交えて、必要なときが見えたときには、そのときに判断をさせていただきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、光ファイバーのランニングコスト、これは全くそのとおりで、いわゆる施設を建設するときに、施設ができ上がったよかったと、こういうことでこれまでもありました。ですから、その施設は何のために使うのか、光ファイバーはこの地域にとってどういうものに具体

的にメリットを及ぼすのか。ですからそれは福祉なのか医療なのか、あるいは教育なのか、このところの議論がどうしてもこれまで手薄だった、こう思いますので、そういうことを考えながら、しからば、町の課題に向かって対応するからランニングコストを幾らでもかけていいのかと、こういうことにはなりませんので、割と専門的な分野ですから、どちらかという職員がなじまない部分がありますが、これは時間をかけながら、ひもといていきながら、やはりコストの少ないあり方というのをしっかりと検討して、交渉すべきものを交渉して、ランニングコストをかけない光ファイバーの活用をしっかりと考えていきたい。そのときにも、内部だけで進めていいかどうかも含めて今後協議をすすめたいたいと思っております。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 答えいたします。

地方交付税の普通交付税の本算定後の予想と、こういうご質問ですが、一般会計の当初予算119億5,800万円のうち半分程度が地方交付税ということで、毎年、ここの算定のときに一番気を使うところでございます。

まずはミクロ的に数字を積み上げて需要額なりをこうずっと出していくという地道な作業を職員にやっていただくとともに、マクロ的に国の全体のパイはどうなんだと、こういうのを見て、また、あと年度末の地財計画やいろいろな制度の改正を踏まえた上で算定を当初予算に上げてございまして、本算定後も普通交付税ですと当初予算に書きましたとおり59億9,000万円と、こういうふうに考えてございます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 53ページ、ただいま議員おただしの光ファイバー保守料533万6,000円、これは光ファイバーを保守点検をやってもらうのにこれだけかかると、局舎と合わせて。

それから、逆に32ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、32ページの雑入というところ、下から7行目に光ファイバー回線貸付料ということで402万円上がっております。つまり、町の光ファイバーを貸して、使っている分をいただくというふうな形で、現在、田島地域で279名、伊南、南郷で348名、627名が使っているものですから、そのNTTからいただく金が402万円、それから保守料で委託するのが533万6,000円ということになっております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私が補修費が非常に多いといったのは、やっぱりこれのあおりを

食って普通建設費のほうがどうも少なくなっていると、こんなふう感じたものですから、多分7月には交付税が多少は戻ってくるじゃないな、多少は入ってくるんだらうから、それは何とか普通建設のほうに使ってほしいなど、こんな意味で言ったわけです。

それと、企画観光課長のほうに、私が補修費530万円も使っているんだから、今後有効に使うためには、例えば双方向の会議ができるような使い方だとか、そういったことを工夫したほうがいいんじゃないですかという提案なものですから、その答えはいいです。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 先ほど、5番議員さんに14ページの入湯税の関係の施設の入り込みでございますが、ことぶき荘1,896人、それから湯ノ花温泉が4,780人、木賊温泉が4,734人、たかつえ温泉が3万9,331人、合計5万741人。

以上でございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 午前中の4番、馬場信作議員の地籍調査に関する質問で答弁していないものがございましたので答弁させていただきたいと思います。

福島県の地籍調査の進捗率は何%かということでしたが、61.5%でございます。

また、福島県内で完了している町村は何市町村あるかということなんですが、59市町村が着手している中で17市町村が完了しております。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 私のほうからちょっと2、3点ご質問いたします。

101ページ、林業費の節の11需用費、消耗品の50万円とありますが、これは何を購入するのにかちょっと教えていただきたいと思います。

それから、13委託料、この木材流通システム構築事業ということで、ストックヤード管理運営委託料と、これは先ほど5番議員からもご質問がありましたが、これの具体的な利活用方法をちょっと教えていただきたいと思います。木材の貯場どまりになると思うんですが。

それから、木材の搬出委託料の705万6,000円ということですが、これは間伐の事業だと思いますが、間伐の予定面積と木材の有効生産見込み数量はどのぐらい積算されておるのか伺いたいと思います。

それから、次の102ページですね、これも同じような感じなんですが、節の19負担金、補助

及び交付金ということで、ここに木材流通システム構築事業ということで木材搬出支援補助金588万円とありますが、これも間伐の予定面積、それから木材の生産見込み数量をお聞きしたいと思います。

それから、次の3の造林費でございますが、造林費の節の13委託料2,473万5,000円、流通育成林整備事業委託料となっておりますが、この中でCO₂削減に絡んだ国・県の補償が何割ぐらいあるのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

101ページの需用費、木材流通システム構築事業の消耗品費50万円でございますが、これはストックヤード2カ所を整備する予定でございますが、そこに設置する看板の費用でございます。

それから、次に、木材流通システムの木材搬出委託料の中の面積ですが、おおむね24ヘクタールを見込んで予定しております。材積でございますけれども、30%の間伐率ということで1ヘクタールは350立方メートルを予定しておりますして、掛け算しますと8,400立方メートルになります。

それから、次に102ページの木材流通システム木材搬出支援補助金ということでございますが、これは民有林、一般の造林を予定しておるわけなんです、これについては20ヘクタールを見込んでございます。

それから、次に13番の委託料、同じページでございますけれども、流域育成林整備事業委託料、これは4地区にまたがりまして、これに対するCO₂削減ということでございましたけれども、CO₂削減に対して改めての事業というものはございません。間伐をすれば、CO₂削減にはつながるといふようなことでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 この木材流通システム構築事業ということで、ことしから町の新規事業ということで、今まで利活用されていなかった森林資源を新たな流通システムの構築により、林業従事者、新規参入業者の雇用の場を創るといふことで、森林面積90%を越す森林資源を持つ私どもの町で資源の活用が本当にできて、今まで著しく衰退していたんですけれども、

森林業界にとって本当に明かりが見えてきたなという感じで私は受けとめております。これについては、本当に町長のカラーが出たんじゃないかなと大変期待しているところでございます。

そこで、ただいま農林課長からご報告がありました間伐材の生産数量ですが、合わせると1万700立米以上、予定どおり出たとすると、その数量が確保できるわけですが、これはちょっと1万立米という物すごい私らにしますと大きな数量のように感じられます。大型車で1台20立米ぐらいが限度かなと思いますので、540台ぐらい大型車の生産数になるわけですが、南郷地区のストックヤード、置き場という、かつてのビューポイントということをちょっとお聞きしておりますので、私もあそこを通るたびに見ているんですけども、ここに材木をどれぐらい置けるかなと思っていましたが、1,000立米はちょっと無理じゃないかなと私は思っております。

合わせて1万700何ぼの数量が出るわけですが、館岩と南郷地区で半分ずつ分けたとしても5,000立米ずつの生産があるわけですから、1,000立米を置いたとしても4,000立米はどこかにはかなくちゃならない。結局、間伐を進めていくことも大切だと思うんですが、その生産した材を完全に売って少しでもお金にかえるということも大切じゃないかなと、こう思っております。

家を1軒建てても100立米ぐらいを使うのが限度じゃないかなと私は思っているんですけども、西部のほうと東部の地区の雪口等の建て方によっても木材の使用料は違いますが、100立米使ったとしても100棟以上の新築ということが考えられるわけです。今度伊南地区にも川と山の学習交流館建築ということも計画になっておりますので、その建築に対しても間伐材を大いに利用していただいて、ストックヤードに余り在庫を置かないような感じで、売ることに力を入れていただきたいなど、こう思っております。

町長もよくおっしゃいますが、木材は生き物だと、私も全くそう思います。梅雨期や夏場を越しますと虫も入りますし腐りの激しさも増してきますので、できるだけ在庫等は置かないで、とにかく流通、売って回転をよくしていただくことをお願いいたしまして、私の質問は以上で終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 せっかくですから、お答えをさせていただきます。

そうなんです、実はこれまでなぜいわゆる搬出できなかったということをよく考えてほしいんですよ。それは、みんな机上で計算するから出せないんです。本当に使えるものってあるんですよ。ただそれをいわゆる効率性とか、あるいは搬出経費を考えた場合に赤字になってし

まうとか、だから出せなかったんです。

でも、私たちが今目指しているのは、とりあえずこういう地域から、この山から、こういうものが出てくるんですよということを消費者に見せましょうと、ここがやっぱりこの大きな対策のかなめなんですね。売ることはもちろん考えます。そして、先ほどストックヤードの、置場の用地、敷地から判断すると置けないだろうと、こういう話ですが、私たちが意識を変えていったときに、ストックヤードがあるからとりあえずストックヤードに出そう、そのときに搬出経費の支援があるよと、今までないんです。あるよと言ったときに、合わせて直接、例えば、製材工場に運べる材もあるんです。そこのところは事業を通して、業務を通して、それぞれ仕分けをしながらやっていこう。

そしてもう一つちょっと大きい数字になりましたけれども、実は、まきをつくったっていいんじゃないのと。最終的には、まきだって私たちの生活のエネルギーにかわるわけですよ。このところを考えれば、何もペレットやチップだけでなくでもいいんだと。まきの生産も考えていったら、このところは数値として出せるんじゃないか、こういうことで考えておりますので、議員おただしのように、できるだけ販売を促進するということに努めますが、とりあえずそういうことでたくさんの人に見ていただいて、そして木材のよさを感じていただいて、そして、改めて地域を挙げて、ここにはこんな有効な、ちょっと見落としがちだけれども資産につながる資源があるんだ、こういうことをぜひこの事業で成果をつくり出したい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 先ほど質問を終わりますと言いましたけれども、撤回して、もう一点だけ、町長の答弁に対してちょっとお伺いしたいと思います。

本当に莫大になる数量でございますので、別に私は何でもかんでも売り込みだけに頼っているということじゃなくて、やっぱり町長がおっしゃいましたように、いい丸太をストックヤードに置いて、見ていただいて、あるいは関東なり、県外から来るお客様に、ああいい材木があるな、欲しいなと買い手がついていただくためのストックヤードであってもそれもいいと思いますし、やっぱりまた、消費に対してはまきをつくったり、そういうのに回していただくのも大いに結構だと思います。

ただ、余り余っちゃって置き場があふれちゃってどうしようもなくなって、2年も3年もどこかに積んでおくことのないように、できるだけ消費の面には力を入れていただいて、確かに山の生産にそれだけ補助していただくわけですから、大変雇用の活用にも結びついていきます

ので大変私もいいことだと喜んでおりますので、行政側だけじゃなくて、我々もできるだけ消費のほうに、需要に向けて在庫を抱えないような形で持っていくように協力いたしたいと思っておりますので、その点ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 時間も時間ですので終わろうかなと思ったんですが、すみません、一つ出なかったものですから、私所管ですが、概要の7ページ、5番の2番総合支援センター事業についてということで、今回条例も上がって、所管の中で、直轄課長よりいろいろ説明をいただいたんですが、条例を見ても、総合支援センターは館岩、伊南、南郷と3つはできているんですが、田島地域はどうするんだということで、いろいろな説明は受けたんですけども、どうしてももう一つ心配で、総合支所も田島にないために田島の仕事を本当にしている人がいなくて、役場職員が非常に苦勞しているようなところも見えます。

そんなことで、田島地域の総合支援センター、あらゆる団体がどういう形で、近いうちにはできるということなんですが、それまでの間、田島地域は役場の何課でやるとか、あるいはどういう形で田島地域の総合支援センター役をしていくのか、その一点だけ町長にお伺いして私終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

田島地域が合併協議のときにも当然総合支所機能を持った設置がないと、こういうご指摘がありました。そのことについては、私十分認識をしております、田島地域についてもぜひつくりたいと、こういうことできましたが、なかなかその受け皿といいますか、スペースも含めてないんですね。現在、シルバー人材センターとそれから旧田島振興公社、これらの今組織あるいは役割をもう一回洗い直ししています。

これがある程度決まって、それから、もう一つは、これも議論になりましたが、町なか再生事業、この中でどういうふうな動きになるか、こここのところの整合性をこの1年かけてつくり上げながら、実はこの役場の近くにそういう施設があつて、そういう機能を持った組織があるということが望ましいんですが、今のところそれはすぐというわけにいかない状況なものですから、当面シルバー人材センター、それから振興公社、これらのところのアウトソーシングを図りながら、ここと役場のほうでいろいろ調整を図りながら、着々と田島地区の総合支援センターの機能の整備を図っていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、意向はわかりましたが、最終的に大体いつごろまで、例えば最後には統合してという構想なんですけど、そうなりますと、恐らく田島地域が本庁になるのかなど、それは私の予想ですが、そうなった場合には経験の浅い田島地域が本庁になったのではまた心配があるということですので、いつごろまでにそれをやるとかその点について。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

統合といえますか、いわゆる組織のつながりといえますか連携はありますが、私的には、それぞれ地域の特色を持った地域の課題に向き合うということですから、それほど統合とかそういうものは意識しないでいいだろうと、こう思っています。総合支所と総合支援センターがうまく連携をしていくということのほうがまず大事だと思いますので。

しかし、いずれいろいろな社会情勢が変わりますから、そんな中でやはり一つの町ですので、しっかりとした組織づくりをしたほうがいいと、こういうことになったときには、これはやはり先輩後輩じゃなくて、やはり行政の中核部の連携あるいは情報が的確に、スムーズに情報が入ると、こういうところがやっぱり望ましいだろうと、こういうことにもなるんだろうと思いますね。ですから、その辺については、今後やはりたくさんの意見をいただきながら形づくっていくものだと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

時期的には、ここでちょっと申し上げる段階でないので、いずれその時期が来たらお知らせをしたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 大体は理解はしているわけですが、1点だけ先ほど隣の議員からの質問がありましたが、7番議員が大変力を入れてやっておりました学校給食センターでありますけど、うまいこと私は何も言えませんが、先ほど隣の19番さんが言いましたが、まさに農業と、ここの地場産の百姓と、そして、このセンターをかみ合わせていけば本当にいいなというふうな端的に申し上げます。

ただ、私が気になるのは、先ほど公でやれというような話がありましたが、実は答弁の中では、伊南のほうでは民活でやって、よくやっているという話も伺いました。これは予算からい

いましても後々はやっぱり民活でやるのが私はベターであろうというふうに思います。あと、細かいことを言えば、今、学校に給食の原料を納めている方々がいるわけですが、私は逆に言うならばオーガニックであれば、無農薬であれば虫が来ないわというようなことで、いやいや虫はつきますよというようなことで、曲がったキュウリも二またの大根もあるだろうというふうに思います。私はそのほうが自然であろうというふうに思います。ですから、ぜひこういう形を利用しながら、形じゃなくて中身にこだわったやり方をやっていただきたいというふうに思います。

それから、あともうちょっとあるんですが、大体わかっておりますので、その1点だけ、まだどういう方法でやるかは決まっていないということではありますが、あえて私はそういう方法もあってもよろしいのではないかというふうにご提案を申し上げたいと思います。

それから、あとは助役さん、後任者の名前が上がったものですから、実は17年1月1日という任期でありましたが、実際4日からのお仕事だったのかなというふうには思いますが、本当に合併の前の大事なときに、本当に私は真摯な態度でこの合併に臨んでこられたというふうに思っております。最初来たときに、ぶしつけな質問をしたわけですが、また最後にぶしつけな質問になると思いますが、合併をやって、町長の補助者として、本年の重点施策、6分割47事業、うち新事業が31、主要事務事業が92事業、これはハード・ソフト両方あるわけですが、これらをきちんとやっていけば、我が町のあしたは間違いないというふうに私は思います、できればね。

ただ、そんな中で、予算的にも非常に厳しいというような中で、そして、さらには職員の定数も削減をするという非常に身を切るような中の行政運営がこの後あるわけですが、そういう中で、この合併に携わった副町長さんに、今後のいわばこの文言で言うならば、私は言葉としてはわかるんですが、この2年間の合併の中で、「統合と存在感」というのをアピールしながら、さらに、今度は、ではどこに向かうかなといえ、ば、「存在感の高まりが共鳴し合い、響き合いの年にしたい」というような文言があるわけですが、文言としては、感じとしてはわかるわけですが、その辺もし残る我々のこの町に対しましてどんな思いなのか、ひとつその辺を含めてご教示願えればというふうに思います。生意気なことを言って本当に大変申しわけないんですが、本当にご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、私から、議員からおただしがございましたが、学校給食センターの運営といわゆる農業から見た地産地消のお考えについてお答えをしたいと思います。公でやるべきか、民間でやるべきか、民活でやると、いろいろな、何ていうんですか、プラスの面とマイナスの面があると思いますが、民活でやる場合に、私たちがこれまで以上に気をつけなきゃならない、これはコスト管理に異常なほどの意識を向けるかどうかということですね。ここのところがきちっと整理をされて、多分民活でやろうとも、そこで勤めるのはほとんどの方が南会津の住民になるだろう、こう考えたときに、そこの辺がやっぱり公の部分と民活の部分の仕分けになってくるのかなと、こんなふうに思います。

いずれにいたしましても、先ほどからご指摘いただきました件については、実は、ある都会の学校では、虫のついた野菜、いわゆる無農薬に近い野菜であれば人を呼べるんだと、子供を入学させることができるんだと、そこまで変わってきているんだと、こういうふうな言い方をしているところもありますので、ご指摘の部分については、先ほどのオーガニックを含めて連携を一層強めながら、この施設の運営あるいは地場産業の育成に努めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 答えいたします。

合併あるいはことしのキーワードの関係の私の所見ということでお話し申し上げますと、合併の幹事長をやらせていただいて、合併ってどういうものかと考えて、いろいろな見方があるんですが、考え方もあると思いますけれども、途中からは、合併というのは今まで出会わなかった人たちが峠を越えて出会い、地域が結びついて、今まででは考えつかなかったような価値が生み出されると、新たな価値の創造をするのが合併じゃないかと途中からずっと思っております。

また、こういう地域ですから、一人一人が出身から、その得意、不得意なところまでわかっている地域柄でございますので、そのためには、新たな価値の創造のために一人一人が得意なところを伸ばして生かして、不得意なところを補い合って、そうやって合併のその後のまちづくり、また20年度以降もそのような体制が、地域力がつけば、ありがたいの広がる新しい町と胸の張れるような南会津町ができるものと私は確信をいたしております。

○渡部康吉議長 20番、児山寿明君。

○20番 児山寿明議員 町長は慎重に給食センターですが考えておられるようでございますが、まさにそのとおりだと私も思いますが、できれば私は、あくまでも民活がいいなというふ

うに、まず申し上げておきます。

それから、あと副町長さんには、本庁にお帰りになるわけですが、今後とも、本町のためにどうぞご指導をよろしくお願ひしたいというふうにお願ひをして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時40分から再開いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時41分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第33号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第34号 平成20年度南会津町老人保健特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第35号 平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第36号 平成20年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第37号 平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第38号 平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第39号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第40号 平成20年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。

暫時休憩いたします。4時から再開したいと思います。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど、町長提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題とすることに決しました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、議案第41号 副町長の選任についてを議題といたします。

書記朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、追加をして提案をいたします議案についてご説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、議案第41号 副町長の選任についてご説明申し上げます。

本案は、本年3月31日付をもって退職される杉浦孝幸副町長の後任として、現在、福島県商工労働部地域経済領域県産品振興グループ主任主査、渡辺仁氏の副町長選任について議会の同意を求めるものであります。

渡辺氏は、東北大学経済学部を卒業後、県職員となられ、いわき農地事務所総務課を振り出しに、いわき建設事務所統計調査課、観光課、人事課、人事領域人事グループを経て、平成18年4月より現職につかれています。

本町を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあり、人材育成や行財政基盤の強化を図ることが急務となっている中、新年度より総合支援センターを初めとした各種重点事業を強力に推進し、また、交流人口をふやし、町民の所得向上を図るため、福島県職員として行政手腕を振るわれている渡辺氏の就任についてご提案を申し上げます。

どうぞご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、議案第41号 副町長の選任については同意することに決しました。

それでは、ここで、ただいま副町長に選任同意と決定しました渡辺仁氏よりごあいさつをいただくことにいたします。しばらくお待ち願います。

それでは、上衣の着衣をお願いします。

それでは、渡辺仁さん、ごあいさつをお願いします。

○渡辺 仁 ただいま副町長の選任につき、ご同意をいただきました渡辺仁でございます。

このたび副町長という大任を仰せつかりまして、その重責に身が引き締まる思いでございます。若輩ではございますが、町長を補佐し、また、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、南会津町進展のため誠心誠意職務に精励する所存でございますので、議会の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

(拍手)

○渡部康吉議長 以上で副町長選任に当たってのあいさつを終わります。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第2、議案第42号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

書記朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第42号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、町村合併による新町の設置後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の規定に基づく任期の取り決めにより、その任期を2年とされていた平野弘明氏が平成20年5月25日付をもって任期満了となります。その後任として、同じ館岩地域の星昭男氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

星氏は、旧館岩村のご出身で早稲田大学政治経済学部に進まれ、昭和57年12月に会津高原観光開発株式会社に入社し、総務課長の要職を務められ、会社の総務から財務まで重要な事務を担当され、たかつえスキー場などの業績の向上に尽力されました。平成14年4月からは、新会社の会津高原リゾート開発株式会社に勤務がえされ、翌年に退社されました。現在は、家業の民宿業と農業を営まれております。

また、平成18年12月からは、請われて南会津町民生児童委員に委嘱されるや、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど社会奉仕の精神をもってお務めをされております。

このように、星氏は人格、識見ともにすぐれており、最適任者と認め、教育委員に任命したいと存じますので、よろしくご審議を賜りましてご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第42号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、議案第42号 教育委員会委員の任命については同意することに決しました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたしま

す。

各常任委員長及び特別委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75号の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これでは本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 平成20年第1回議会定例会に提案をいたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

平成19年度も残りわずかとなりましたので、この後、年度内に議会を招集するいとまがありません。したがって、今後、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして事前にご理解を賜りたい案件がございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第1点目が、平成20年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。主な改正として、個人住民税や固定資産税の一部改正が予定されていることから、南会津町税条例等関係条例の一部改正が必要となってまいります。

2点目は、平成19年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてまいります。

以上ご説明を申し上げますように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集す

るいとまがございません。それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。どうぞご了承くださいますよう重ねてお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 以上をもちまして、平成20年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員